# 令和元年９月定例会
# 総務文教常任委員会記録

令和元年９月13日（金）

令和元年９月18日（水）

令和元年９月30日（月）

令和元年10月１日（火）

令和元年10月３日（木）

場所：鳥栖市議会　第１委員会室

# 目　　次

令和元年９月13日（金）　……７頁

令和元年９月18日（水）　……57頁

令和元年９月30日（月）　……85頁

令和元年10月１日（火）　……161頁

令和元年10月３日（木）　……237頁

# 令和元年９月定例会審査日程

| 日　次 | 月　　日 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 第１日 | ９月13日（金） | 審査日程の決定<br>議案審査（総務部）<br>　議案乙第17号、議案乙第24号、議案甲第43号<br>〔説明、質疑〕<br>陳　情<br>　陳　情第19号<br>〔協議〕<br>議案審査（企画政策部）<br>　議案乙第17号<br>〔説明、質疑〕<br>報　告（企画政策部総合政策課）<br>　第６次鳥栖市総合計画後期基本計画変更一覧表<br>　鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査について（結果概要）<br>　第７次鳥栖市総合計画策定方針<br>　第２期“鳥栖発”創生総合戦略の策定と鳥栖市人口ビジョンの改定について<br>〔報告、質疑〕<br>議案審査（教育委員会事務局）<br>　議案乙第17号<br>〔説明、質疑〕 |

| 日　次 | 月　　日 | 摘　　要 |
| --- | --- | --- |
| 第２日 | ９月18日（水） | 現地視察<br>　西法寺四脚門（蔵上町）<br>　本原遺跡発掘調査（原町）<br>自由討議<br>議案審査<br>　議案乙第17号、議案乙第24号、議案甲第43号<br>〔総括、採決〕<br>報　告（総務部総務課）<br>　令和元年８月の前線に伴う大雨による災害に対する<br>　鳥栖市の支援状況<br>〔報告、質疑〕<br>所管事務調査<br>　新庁舎について<br>〔報告、質疑〕 |
| 第３日 | ９月30日（月） | 審査日程の決定<br>議案審査（総務部）<br>　議案乙第25号<br>〔説明、質疑〕<br>議案審査（企画政策部）<br>　議案乙第25号<br>〔説明、質疑〕<br>報　告（企画政策部総合政策課）<br>　公共施設等総合管理計画の進捗状況について<br>〔報告、質疑〕 |

| 日　次 | 月　　日 | 摘　　要 |
| --- | --- | --- |
| 第４日 | 10月１日（火） | 議案審査（教育委員会事務局）<br>　議案乙第25号<br>〔説明、質疑〕 |
| 第５日 | 10月３日（木） | 現地視察<br>　田代中学校<br>　前川排水機場（宝満川）<br>委員間協議<br>議案審査<br>　議案乙第25号<br>〔総括、採決〕<br>総務文教常任委員会の委員派遣について<br>〔採決〕 |

# ９月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔令和元年９月13日付託〕

議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について　〔可決〕

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）　〔可決〕

議案乙第24号　専決処分事項の承認について　〔可決〕

〔令和元年９月18日　委員会議決〕

〔令和元年９月30日付託〕

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について　〔認定〕

〔令和元年10月３日　委員会議決〕

２　報　告

第６次鳥栖市総合計画後期基本計画変更一覧表（企画政策部総合政策課）

鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査について(結果概要)(企画政策部総合政策課)

第７次鳥栖市総合計画策定方針（企画政策部総合政策課）

第２期“鳥栖発”創生総合戦略の策定と鳥栖市人口ビジョンの改定について（企画政策部総合政策課）

令和元年８月の前線に伴う大雨による災害に対する鳥栖市の支援状況（総務部総務課）

公共施設等総合管理計画の進捗状況について（企画政策部総合政策課）

３　所管事務調査

新庁舎について

４　陳　情

陳　情第19号　「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書

令和元年９月13日（金）

## 1　出席委員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中村　直人 | 委員 | 飛松　妙子 |
| 副委員長 | 西依　義規 | 〃 | 竹下　繁己 |
| 委員 | 齊藤　正治 | 〃 | 松隈　清之 |
| 〃 | 尼寺　省悟 | | |

## 2　欠席委員氏名

なし

## 3　説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 野田　寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 実本　和彦 |
| 総務課庶務防災係長 | 古賀　庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係長 | 江下　剛 |
| 総務部次長兼財政課長 | 姉川　勝之 |
| 財政課財政係長 | 秋山　政樹 |
| 契約管財課長 | 森山　信二 |
| 産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | 萩原　有高 |
| 総務部次長兼庁舎建設課長 | 古澤　哲也 |
| 庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 | 田中　秀信 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉田　秀利 |
| 議会事務局長 | 緒方　心一 |
| 監査委員事務局長 | 古賀　和教 |
| 企画政策部長 | 石丸　健一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 鹿毛　晃之 |
| 総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長 | 田中　大介 |
| 情報政策課長 | 野下　隆寛 |
| 情報政策課長補佐兼情報政策係長 | 楠　和久 |

情報政策課長補佐兼広報統計係長　徳渕　英樹

教育長　天野　昌明
教育次長　白水　隆弘
教育総務課長　青木　博美
教育総務課総務係長　眞子　寛盛
学校教育課長　中島　達也
生涯学習課長兼図書館長　松隈　義和
生涯学習課参事　竹下　徹
生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長　八尋　茂子
生涯学習課文化財係長　久山　高史

## 4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　武田　隆洋

## 5　審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

〔説明、質疑〕

陳　情

陳　情第19号　「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書

〔協議〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

〔説明、質疑〕

報　告（企画政策部総合政策課）

第６次鳥栖市総合計画後期基本計画変更一覧表

鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査について（結果概要）

第７次鳥栖市総合計画策定方針

第２期“鳥栖発”創生総合戦略の策定と鳥栖市人口ビジョンの改定について

〔報告、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

〔説明、質疑〕

## ６　傍聴者

な　　し

## ７　その他

な　　し

午前10時42分開会

**中村直人委員長**

ただいまから、令和元年９月定例会総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

**中村直人委員長**

早速ですけれども、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託議案につきましては、乙議案２件、甲議案１件の計３件でございます。また、陳情１件が送付をされております。

審査日程につきましては、本日13日は総務部、企画政策部及び教育委員会事務局関係議案の審査を行います。陳情につきましては、総務部の審査の後に協議したいと思います。

また、企画政策部の議案審査終了後に、議案外の報告を受けたいと思います。

来週17日は休会、18日は現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり決定いたしました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして説明をお願いいたします。

**西依義規副委員長**

先ほど、委員長からありましたとおり、現地視察の御希望の場所があれば、私までお申しつけください。よろしくお願いします。

午前中までに、お願いします。今あります、何か。(「あとで」と呼ぶ者あり)

あとでお願いします。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

それでは、現地視察つきまして、あとで副委員長のほうに報告をお願いしておきたいと思います。

もしあれば、先ほどのように現地視察を先にやって、自由討議、総括、採決ということになっていくと思いますが、なければ、現地視察を除いて、自由討議、総括、採決ということになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、総務部の準備のため暫時休憩いたします。

**午前10時45分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午前10時46分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**総務部**

**議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）**

**中村直人委員長**

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第17号、議案乙第24号及び議案甲第43号の３議案であります。

それでは、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

ファイルにつきましては、01（総務部）一般会計補正予算と02（総務部）委員会参考資料になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

おはようございます。

それでは、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）総務部関係について説明をさせていただきます。

なお、説明につきましては、先ほど委員長のほうから御案内ありましたとおり、総務文教常任委員会資料及び参考資料により行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料、２ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

款11地方特例交付金、項１地方特例交付金、目１地方特例交付金、節１地方特例交付金1,544万円につきましては、地方特例交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次に、款12地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税、節１地方交付税２億8,524万5,000円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料の、３ページ目をお願いいたします。普通交付税の推移等について記載をいたしております。

令和元年度につきましては、現時点で交付額が４億8,524万5,000円ということになっております。当初予算からの主な変更につきましては、基準財政需要額の算定におきまして、各項目におきます単位費用の増減があったこと及び基準財政収入額が想定よりも低かったことなどがあり、全体として増額をしているところでございます。

続きまして、戻っていただいて、款20繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金、節１財政調整基金繰入金、マイナス６億3,428万1,000円につきましては、令和元年度６月補正予算等で財源調整のために繰り入れておりましたものを地方交付税等の増があったことにより繰り戻すものでございます。

次に、款21繰越金、項１繰越金、目１繰越金、節１繰越金５億134万1,000円の補正につきましては、平成30年度一般会計繰越額の確定に伴う補正でございます。

お手元に配付しております参考資料、３ページに繰越金の詳細を記載いたしております。

歳入繰越金と歳出繰越金を足しまして、翌年度に繰り越すべき財源を引いた金額が５億134万2,000円ということになっております。

また、説明資料に戻っていただきまして、続きまして３ページ目お願いいたします。

款の23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料５ページ目から６ページ目と合わせごらんください。

まず、款の23市債、項１市債、目５臨時財政対策債、節１臨時財政対策債３億円につきましては、普通交付税の額の確定に伴う補正でございます。

次に、目７災害復旧債、節１農林水産施設災害復旧債110万円及び節２土木施設災害復旧債

460万円につきましては、令和元年発生災害復旧事業に伴うものでございます。

歳入については、以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、４ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節13委託料21万6,000円は、文書配布の一部を障害者就労施設に委託するための経費でございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

続きまして、その下になりますが、目12財政調整基金費、節25積立金４億5,100万円につきましては、平成30年度繰越額の確定などに伴います財政調整基金へ２億5,100万円、減債基金へ２億円の積み立てを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料４ページ目のほうに記載をしておりますが、財政調整基金につきましては、令和元年度９月補正後の現在高が約36億1,500万円。減債基金につきましては、約12億5,600万円となる予定でございます。

以上で、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）総務部関係について、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

**松隈清之委員**

財政調整基金は、大体いつもの感じでわかるんですけど、この減債基金って、具体的に基金を取り崩すタイミングというか、どういうときに使ってます、これ。これまで。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

減債基金につきましては、基本的に公債費に充当するというふうな形の基金でございまして、現状、例えば大きな事業を行っていく場合において、単年度の公債費が非常に、瞬間的に大きくなる時期等もございますので、そういった公債費を平準化させるときに充当を行っていくような形で考えているところでございます。

**松隈清之委員**

当然、起債するときには、もともとある程度返済の計画も立てながら起債するじゃないですか。当然、無理な起債はしないことになっているんだけど。

これを当てにして、そこまでやるんですか。要は、減債基金があるんで、ここでこれを使

えば、まあ、いけるかなみたいな織り込みを、ここも含めてやるんですかね。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

大型事業等を実施していく中では、そういったところも含めたところで、財源のほうをある一定程度、確保したという形の中で実施をしていくというケースも当然ございます。

以上、お答えといたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**竹下繁己委員**

歳出の一般管理費、文書配布委託料の21万6,000円の説明のときに、障害者施設にお支払いするというような言葉があったんですけど、これ、例えば補正前が5,000万円ぐらいあるんですけれども、これ全部障害者施設にお支払いしているのか、この21万6,000円がふえたのはどういった経緯なんですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この委託料というのは、このもともとの額についてはほかのいろんな委託が含まれておりまして、今回の21万6,000円については、ことしの２月から市報の配布について、ＮＰＯのわかばさんとあとコスモス夢工房さんに対して市報の配布の委託をしております。

それで、順調に今、その配布業務のほうもこなしていただいておりまして、先方から県民だよりについても配布を委託してほしいというようなお話がございまして、県庁と調整をいたしまして、採択のほうが可能ということで調整がつきましたので、今後、このわかばさんと夢工房さんに県民だよりの配布委託をお願いする補正ということになります。

以上でございます。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

そいけん、宅急便とかも使って5,000万円とかいう話ですよね。ほかの普通の宅配業者とかも文書配布に関しては。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

通常、文書配布については、総務課の職員が二手に分かれて配布をしております。

その業務の一部を障害者優先調達推進法というのがございまして、優先的にそういったところにお出しするということをしておりまして、市報はしておりますので、今回、県民だよりも配布を委託したいという、その委託料でございます。

以上でございます。

**竹下繁己委員**

そうしたら、今、２つのＮＰＯの方々に配布していただきよるということですけど、なぜ、その２つのＮＰＯの方々にお願いしているのかと、今後、そういった施設をもっと利用していくか、いかないか。それともこのまま、これぐらいでとどめとくのかっていうのは、どうお考えですかね。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

この、２つの就労施設につきましては、これは就労支援Ｂ型の事業所ということでございまして、配布をする資格といいますか、を持っていらっしゃるのがこの２つということなんですね。そこに対して、委託をしているということでございます。

それで、今後ということでございますが、当然それぞれの事業所さん、車を購入されて人も配置されて配布をしていただいております。

今後、こういった配布業務等をこなしていただいて、状況を見ながら、当然先方の御都合もございますので、協議しながら進めていくような形になるかと思います。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**飛松妙子委員**

すいません、ちょっと関連して、今の分で、県民だよりを今後されていくので21万6,000円ということだったと思うんですが、今まではどこに委託されてあったのか。

あと単価が、前に委託されてるのと今回委託されている単価というのが変わらないのかどうかを、わかりますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

県民だよりについては、委託をしておりませんで、自前で職員が配っておりました。市報については、既に委託をしております。

それで、今回10月以降について、県民だよりを職員ではなくて、その２施設のほうに委託をして、配っていただきます。

その際に、算出をします単価につきましては、市の臨時職員の単価を用いまして計算をしております。それに事務費をプラスしまして、市報を委託したときと同じような形でですね。今回、10月以降ですので半年分ですけれども、算出をしております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

それでしたら、職員が配っていたということですので、費用対効果といいますか職員のメリットというか、その効果をどのように分析されているかを教えてください。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

職員が配布をしておりますと、当然配布をいたします前日に積み込み作業もしております。そして次の日朝から、例えば、区長事務所であるとか区長のお宅であるとか、配布をしております。

それに対して、職員が費やす時間等を考えれば、職員としては委託すればその分時間もとれますので、他の業務に労力を割り振ることができるというふうに感じております。

**飛松妙子委員**

具体的に、例えば何人の職員の方がかかわって何時間かっていうところを教えてください。

**古賀庸介総務課庶務防災係長**

飛松議員の御質問にお答えします。

まず、何人がかかっているかということなんですが、庶務防災係の職員が再雇用も入れて６人おります。それで、そのうち３名がその文書配布の業務にかかっております。区長さんまでの文書配布ということなんですけれども。

それで、文書配布がある日は全部それにかかりきりというわけにはいきませんので、３人でローテーションして、２人組みでいくようにしております。２人、１日で行くようにしております。

大体、午前中で終わるような業務になっております。

そして、時間については、市報、県民だよりで申しますと、前日に印刷屋さんが市報とか県民だよりを持ってきまして、それを区に配布できるように仕分けするのが、二、三時間程度。それから当日が、先ほど言いましたように午前中かかります。４時間かかって、全部で大体７時間ぐらいかかるっていうことでございます。

それで、先ほどの具体的なメリット、業務についてなんですけれども、私どもが防災とか防犯とか、嘱託員業務、区長連合会、それからふるさと寄附をしております。それで、正直、毎年災害とか起こってきまして、業務のほうもちょっとふえております。

そういう関係、対応の関係もございますし、あとふるさと寄附についても、正直いろんなアイデアを出しているところが、委託業者にも頑張っていただいています、観光協会とかですね。

ただ、職員のほうから出すっていうところが手が届かなくなっております。そういったところで、文書配布に当たっている職員が、その７時間というのは結構大きな時間でございますので、そういったところで浮いたところをそういったアイデアを出したりとか、ホームページ等よその事例等をチェックして提案をしていくっていうことの時間には割けるのかなというふうに考えております。

以上です。

**飛松妙子委員**

よくわかりました。ありがとうございます。

防災係と兼ねているっていうところがちょっとひっかかるといえばひっかかるんですが。

やっぱりこれだけ、近年いろんな災害が発生してて、防災係というのはすごく重要な部署でもあると思いますので、できればそれに専念できるような環境をつくってあげることも大事かなっていうのを、今、お話聞きながら思いましたので。

こういうふうに、障害者の事業所の方にしていただくことは大変いいことではないかなと思っておりますので、また仕事があれば、ぜひ事業所さんにつなげていただければと思います。ありがとうございました。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**尼寺省悟委員**

さっき基金の件の質問があったんですけど、例年５億円とか６億円とか繰越金が出て、それを９月の地点で大半は基金に積み立てるというふうなことで、財政調整基金についてはわかるけれども、減債基金。

公共施設整備基金についてはなくて、減債基金だけ回しているのは何で。足りてるからと、そういうこと。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

基金の御質問でございます、公共施設整備基金につきましては、現在32億円という金額が現在高として積み上がっております。

この基金の金額につきましては、公共施設等の改修等々に活用をしていく、改修及び今後進んでいく庁舎建設等に活用していくような形になると考えております。

それで、この金額が、それならこれで十分かというふうな形になってくると、現状の資材の単価、労務単価の上昇等が今後どのように影響していくかっていうところをまた今後注視していく必要もあるかと思いますが、ある一定程度は、基金の造成ができてきているのではないかというふうに考えております。

それで、減債基金につきましては、先ほど松隈委員のほうからも御質問がございましたが、大型の事業を行っていく際に公債費償還の過度な負担にならないようなことも踏まえた上での基金造成も検討していく必要があるというところで、検討というか実施していく必要があるということころで積み増しをしているところでございます。

**尼寺省悟委員**

大体計画的にね、これぐらい積み立てていこうと、減債基金とかあるいは公共施設、そういった当初の計画といったものはあるわけでしょう。

これぐらい、ことしはこんだけ、来年はこんだけというふうな基本的な計画というのは。ないの。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

その基金の積み立てる計画という部分で、現状今、ここ数年の実績ということで、当初予算の段階で――令和元年度は別ですが――大体５億円を当初の段階から積み立てをしてきております。

その５億円について、今後の事業の進みぐあい、スケジュール等を勘案しながらこれまで公共施設整備基金やその他の基金等に積み立てをしてきているところでございます。

そういった中の一環として、今現状、減債基金のほうに積み立てをしているという部分でございます。

以上、お答えといたします。

**尼寺省悟委員**

一般質問等の中でね、鳥栖駅整備について基金を積み立てっていうようなことも検討していくみたいな、市長のほうから答弁あったけれども。

そうした場合には､その基金というのはこの公共施設のほうに入ってくるわけ｡それとも、新たにそういった基金というふうになるわけ。

検討していくっちゅうようなことを市長は言いよったから、そういった意味。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

仮に、駅周辺に関して積み立てを行っていくということであるのであれば、現状都市開発基金のほうに積み立てることになるのではないかというふうに考えております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

ありますか。

**松隈清之委員**

先ほど、交付税が、普通交付税今回入ってますけど、この参考資料によると需要額の増の要因と収入額の増の要因もあるんですけど、これ見ると収入額、減の要因でたばこ税が減ってますよね、たばこ税が。これはやはり、今なかなかたばこを吸える環境も少ないわけなんですけれども、ここでもね。

やはりこれ、もうたばこ税はずっと今後減っていくと、もう既に６億円以上あったやつもこれからこう減っていくというふうに、それともたばこ税自体も上がってますんで、そこは

あんまり減らないというふうにお考えでしょうか。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

今後の見込み等について、正確に申し上げることができないんですが、近年の状況等、あと喫煙の場所、そういう状況等、あと税金等についてもずっと上がってきているというふうな状況を踏まえますと減少傾向にはあるのではないかというふうには考えているところでございます。

**松隈清之委員**

よくいろんな自治体に行ったときに、看板、野立て看板とかで、たばこは地元で買いましょうみたいな看板とかあって、最近立ってるのかどうかわかんないですけど。

鳥栖のたばこ税っていうのは、やっぱ鳥栖でたばこを買っていただいて、入ってくるものやし。そういう意味では、鳥栖でたばこを買ってくれということも、多分変わらずある一方で、たばこを吸いづらくなっている環境もあるわけじゃないですか、この鳥栖市役所をとってみても。

だから、もちろんたばこに害があるということはね、その可能性も含めてあるのかもしれんけど、今言われてるのは、あくまで吸う人と吸わない人をきちっと分けて、受動喫煙を防止しましょうという取り組みなんでね。何か、あたかもたばこ吸うこと自体が悪かのような形になるとたばこ税をとられている人からするとね、別に迷惑をかける気はないので、ちゃんと分けて吸える環境を整えてくれれば、それはそれでお互いが気持ちよく過ごせるわけだし。こんだけたばこ税もあるわけだし。

そこは、やっぱりどっちかが悪とかではなくて、お互い気持ちよくいれるような環境整備っちゅうのはしていかないといかんと思うんですけど。どうでしょうかね、市の考え方としては。

**野田寿総務部長**

交付税の話とは、ちょっとずれているのかなという感じしますけれども、たばこ税というのは非常にありがたい財源でもございますし、できれば市内の、ぜひたばこ屋さんで買っていただきたいということだと思います。

近年、たばこについての、非常に法律まで施行されたということで、趣旨としては吸われる方吸われない方、それも含めて、できれば吸われない方に対してその害を及ぼさないようにという趣旨、受動喫煙ということがあると思います。今後、法律的にも社会的にもどうなっていくのかちょっとわかりませんけれども、お互いにすみ分けがきちっとできていればいいのかなあという気はいたします。

ただ、社会情勢上、だんだん少なくなっていって、たばこ税が少なくなっていくというの

も現実あるのかなという気はいたしております。

御質問の内容というのは、市役所の中でのたばこの部分だと思いますけれども、たばこについては、そういった法律とか状勢とかを見ながらやっぱり判断していかなくちゃいけないかなという気はしています。

職員の皆さんの、どういった気持ちもあるかということもございますけれども、そこをきちんと把握しながら、やっぱり市としても、市役所としてもどうして行くのかっていうのは、検討していかなくちゃいけないかなっていう気はしております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ぜひ、考えていただきたいと思います。

ただね、やはり、さっき言われたように、やっぱ鳥栖市でたばこを買っていただきたいですよね。これ、市民の皆様に行政側として言うんですよ、ね。市で買えって言っときながら、おまえ市役所来ても吸うところどこにあっとかいみたいなね。

もちろん、ここで働いておられる方もそうやし、市民にとってもそういう分けなきゃいけないっていうのは喫煙者もわかっているんですよね、やっぱり迷惑はかけられないっていうの。

だからそれ、わかった上でお互いが気持ちよくね、いられるような環境づくりっていうのは、やっぱり市としてもぜひ考えるべきだと、強く申し上げておきたいと思います。

**尼寺省悟委員**

同じく、基準財政収入額の増のところね。

１番と２番と３番。市民税法人割が１億1,000万円、固定資産税が１億円ちょっと、市民税が6,600万円と。

この増分というのは、大体この二、三年の状況ではこんなもんなんですか。通年この程度増分があってるわけ。

それとも、違うということ。どっち。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

法人税割につきましては、やはりその年度年度の部分がございますので、増減の幅というのはございます。

特に、今回基準財政収入額において、法人税割につきましては１億1,700万円程度増ということでございますが、実際、うちが当初見込んでいたものは、これよりもまだもう少し伸びるんではないかというふうな形で見込みを立てておったもので、当初の普通交付税額を試算として約２億円ぐらいとしていたところではあるんですが、結果として増にはなっているん

ですが、これぐらいの増という幅になったということで、その分収入額が、うちの想定よりも減ったことで当初予算からはふえているというふうな形の見込みをうちのほうは立てていたところでございます。

**尼寺省悟委員**

当初見込んでいたよりも少なかったということ、今言っている意味は。

１億1,000万円ぐらいのふえ方ではなくて２億円ぐらいふえると見込んどったと。にもかかわらず少なかったという意味で言ったわけね。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

そのとおりでございます。

**尼寺省悟委員**

２億円ぐらいふえると見込んどったのは、それぐらいの見込みっちゅうのは、やっぱり今、そういった意味で景気のほうが上がっているとか、そういうふうな想定があったからなの。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

平成29年から30年に、平成29年の決算時点で法人税が予算と比較すると約２億円ぐらい予算よりも決算としては多く入っているような決算を、昨年度出させていただいているような形になっております。

その当時の経済状況として、法人税の額としては、結構上向きの状況でもございましたので、その交付税を算定する際は、予算額とは別に、最終的に前年度の決算の状況も比較して、もしかするとこれぐらいの金額、要は、今結果として１億円ですが、これにあと２億円ぐらいの金額が上乗せされていくんじゃないかというふうな想定を立てた上で普通交付税のほうを試算していたところでございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**飛松妙子委員**

すいません、その上の③の事業費補正の皆減による清掃費の減ということで清掃費が、減ってる部分があるのかなと思うんですが、内容を教えていただければと思います。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

事業費補正の皆減による清掃費の減につきましては、現組合での現焼却施設の建設償還の分についてが、広域組合のほうに負担金としてお金を支払いしているわけなんですが、組合のほうが起債で借金をして借りた部分の交付税措置っていうのは負担割合に応じて各市町のほうで算定をするような形になっております。

その建設分の償還っていうのが終了したということで、今まで積み立てていた部分がなく

なったということでございます。

**西依義規委員**

基金のところのちょっと関連で、参考資料でずらっと基金残高を書いてあるんですけど、昨今財政の見通しは３年間で、基本計画に沿った形で今つくられてますよね。

あれには事業費が３年間載っているだけで、結局基金がどれだけ減っていくとかその辺の見通し、ちょっと一般質問でも言ったんですけど。

結局、基金がこれぐらい減って、税収が、じゃ住民税は横ばいなのか、法人はちょっとふえるのかとか。わからんですよ、そういう５年なり10年の見通しを内部的に立てられているのか。それは、公表できるものなのかできんものなのか。

そういうのがあると、大型事業めじろ押し、鳥栖市はどれだけの財源っていうか、事業費だったら耐え得るっていう、その指標がどれを見ればいいのかなと思うんですけど、そういうのは内部的にあるんでしょうか。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

基金等の将来の推計及びその財政の状況の推計ということで、以前から尼寺委員のほうからも中期財政計画等について公表ができないのかという御意見等もいただいているところでございまして、今、西依委員のほうがおっしゃっている部分で言いますと、うちのほうで中期財政計画っていうのを年に１回策定をいたしております。

これまでの答弁等でいけば、当初予算の作成資料ということで、公表のほうはしておりませんというふうな形でお答えをさせていただいているところでございます。

ただ、大規模事業等を進めていく上で、さまざまな御意見等をいただいておりますので、どういった見せ方にしていくかっていうところについては、今まだ検討をしているところではございますが、何らかの形でこういう基金の将来の見込み等々について、今後お示しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**西依義規委員**

例えば、わかりやすいところで、財政調整基金が今36億円あって、公共施設整備が32億円ありますってあるやないですか。それは、５年後に減ってるのかふえてるのか、基金を積めばまたふえてきますよね。それで、使っていけば減りますよね。

そういう数字っていうのはあるんですか。今、現状載ってる事業、庁舎と今実際、事業が進むであろうっていう予測でそれが、いや、あんまり庁舎ぐらいしかせんので、公共施設は減りますけど、財政調整はふえますとかそういうのはわかるんですか。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

今、その中期財政計画というものの作成の事務手続を行っているところでございまして、

そういった中で、今後公共施設整備基金を含めて、この全体の基金をどういうふうに活用して、どういうふうになっていくのかというふうな形の試算をしているところでございますので、今後そういったものを作成していく中で見せ方をどういうふうな形でお示ししていくかっていうところも含めて、今後御提示をしていきたいというふうに考えております。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**議案乙第24号　専決処分事項の承認について**

**中村直人委員長**

次に、議案乙第24号　専決処分事項の承認についてを議題といたします。

ファイルについては、同じファイルになります。

それでは、執行部の説明を求めます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

それでは、議案乙第24号　専決処分事項の承認について説明させていただきます。

委員会資料、５ページ目をお願いいたします。

本案につきましては、まず歳入につきまして、新庁舎整備に係る財源といたしまして財政調整基金1,184万3,000円を繰り入れたものでございます。

歳入については、以上でございます。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

次に、歳出について御説明をいたします。

下の段になります款２総務費、項１総務管理費、目14新庁舎整備費、節12役務費につきましては、開発行為許可申請等に係る手数料でございます。

節13委託料につきましては、新庁舎建設基本実施設計業務委託料の補正でございます。

以上で、議案乙第24号　専決処分事項の承認についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

歳出のほうで、今御説明いただいた設計委託料の982万3,000円というところで、今後どのようなスケジュールで考えておられるのかを教えてください。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

設計業務につきましては、11月末までに実施設計のほうを取りまとめる予定でございます。

実施設計が済みましたら、その後工事発注の準備というようなことで進めてまいりまして、建設工事というふうな形になろうかと思っております。

ただ、工事スケジュールにつきましては、工事といいますか全体的なスケジュールにつきましては、実施設計の中で詰めてまいりたいと思っておりますんで、決まり次第お示ししたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

同じく、設計委託料なんですけれども、そう時間的にはあんまないですよね、かかる時間。要は事業費について、65億9,000万円だったかな、現状数字として出てきてたのは。

それは、その範囲、あるいは進めていったら減らせたとか、いやいや、このままではもっとふえそうだみたいな見込みっていうのは今の段階でわかっているんですか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

事業費につきましては、今委員おっしゃられたとおり基本設計におきまして65.9億円というようなことで想定して、今設計を進めているところでございまして、その時点での資材単価とか労務単価とか、そういったものを把握した上で概算を算出いたしておりまして、今実設を進めておりますけれども、基本的には基本設計でお示しした金額、そこを念頭に設計を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

## 議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

**中村直人委員長**

次に、議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

ファイルについては、一つフォルダを戻りまして、９月定例会の中の03条例案等参考資料の50ページになります。

それでは、執行部の説明を求めます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

それでは、議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明をいたします。

今、委員長のほうから御案内いただきましたように、条例案等参考資料の50ページをお願いいたします。

これは、佐賀県市町総合事務組合から西佐賀水道企業団が脱退をすることに伴い、構成する組合の数が減少すること及び共同事務処理の規約を変更することについて、地方自治法の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

施行日は、令和２年４月１日となっております。

説明は、以上でございます。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**松隈清之委員**

脱退してどうなるんですかね、この団体って。なくなるっていうこと。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

西佐賀水道企業団は、佐賀西部広域水道企業団に統合をされます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

**午前11時28分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午前11時28分開会**

**中村直人委員長**

それでは、再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**陳情第19号　「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書**

**中村直人委員長**

続けて陳情の協議をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、陳情第19号　「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書を議題といたします。

この際ですので、陳情について委員の皆様方から質疑や御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

**松隈清之委員**

この要望書に対しての質疑は多分できないと思うんですけれども、要は、端的にこれに対して――これは執行部にも出されているんですね。市長宛てにも出されているんですよね、多分。

ですよね。

これに対して、現状どういうふうに受けとめておられるのかなという、２つここに書いてありますけど。

**野田寿総務部長**

この陳情については、商工会議所からですけれども、市長宛てにも届いております。これについては、担当のほうが商工振興課のほうで受け取ってらっしゃいますので、私も、これ

を出されたときに一緒にいたわけではございません。

この１項目めの、鳥栖市が行う公共事業や物品購入の入札において、経営審査の項目として加点対象とするというふうなことでございましたけれども、この中身はちょっと推測的なところにはなりますけれども、鳥栖市はこの経営審査ということを行っておりません。

Ａ級、Ｂ級、Ｃ級っていうのは、基本的には佐賀県のほうで行ってるっていうか、その等級表を鳥栖市のほうでは準用しているという状況ですので、この加点対象とするというふうなことでの、この審査について直接鳥栖市がやっているわけではございませんので。ただ商工会議所さんのほうは、この辺が御存じじゃなかったのかもしれません。

ただ、趣旨からすれば、恐らく鳥栖市の業者を使ってくださいよ、というふうなことなのかなという気もいたしておりますし、ちょっとこの中身があと一歩はっきりしないところもございますけれども、鳥栖市では入札する場合について、物品も含めて市内業者を基本的にやっておりますので、その趣旨っていうか、市内業者優先ということでの入札物品の購入とかについてはやっていきたいということは変わりございません。

以上でございます。

**松隈清之委員**

僕も、正式に要望書に対する説明を聞いたわけではないんですけれども、少しは聞きました、来られたときにですね。

それで、要は、鳥栖は国保の保険者でもありますし、社会保険も社会保険であるんですけど、やはり企業としてそういう社員の――実は、ここも書いてあったかな。意外と受けてない人がいるらしいんですよね、社会保険でも。

社員の健康とかそういったのもやっぱ考えていかないかんので、そういうのに力を入れたところですよね。そういうのに力を入れて、健康保険の診断とかをもともと会社でやっていきましょうと。そういうことをやったところは、そういう取り組みをしている事業所として、いろんな評価の上で加点ができませんかと。

言ったら、エコオフィスみたいなもんですよ。環境に配慮した取り組みをするところには、ちょっとそれを評価して、ここで言うところの物品購入とか公共事業で、ほかの経営審査の項目にはないけど、こういうところで頑張ってるんで、仮に同じだったらこういうところをやっているところを評価しようとかですよ。そういった取り組みができないかっていう――それは、下も同じなんですけど。

要は、健康であるっていうことに対して我々も頑張るんで、それを評価してくれませんかという考え方ですよね。だから、そういう考え方に、趣旨に、単に地元を使え使えということではないんです、これは。

だから、当然企業としても社員の健康っていうのは、企業のためにも大事だし、そのことは、社保、健保あるかもしれんけど、当然、市にとってもいいことでしょうと。だから我々も頑張るで、その取り組みを評価すると、そういうインセンティブがあればより一層、企業も頑張るからという主旨ですよね。今までも、陳情に関して具体的にそれぞれにね、ああやれこうやれっていう取りまとめもあんまり委員会では過去ね、やってなく。

ただ、この趣旨に関して、どこまで執行部として理解して、姿勢を出すかどうかに最終的にはこれもなるのかなと思うんだけど。大事な趣旨の部分でどう理解しているかっていうことです。

**野田寿総務部長**

確かに、いろんな経営審査、入札に当たっては、いろんな項目が想定されるところがございます。消防団を入れている方とか、そういった事業評価をどうしていくのかということはあると思います。

そういったことについての加点評価をするということなんでしょうけれども、そのベースとなっている部分の経営審査という部分について、どうしても県のほうの部分を準用していると。別個に審査して、また等級を変えるということが果たして鳥栖市のほうでできるかということもあります。

ただ、趣旨としては、確かにそういった環境問題とか、そういった問題に取り組んでいる事業所さんっていうところについては、健康経営っていう表現になっていると思いますけれども、確かにそういった考え方というのは、今から先の企業さんにとっても非常に対外的な部分もあるし、評価すべきものなのかもしれません。

ただ、インセンティブとしての入札制度の中の経営というと、ちょっと研究が必要だろうし、直ちにこれができるかと、鳥栖市のほうでその経営審査が果たしてできるのかという部分もございますので、ここら辺はちょっと、今すぐここをどうこうできるという、しますとかいうこともなかなか言えませんけれども、こういった趣旨については、非常にいい趣旨だなということは思います。

以上でございます。

**松隈清之委員**

具体的にね、陳情の項目に対してこれやれ、あれやれっていうのはなかなか、当然できる、できんのところもあるんで。

私も委員として、そこまでこれにこだわっては言わないんですけど、やはり、趣旨はぜひ御理解をいただきたいなと思います。

それで、経営審査の件も今おっしゃられましたけれども、あくまでそれを、県の経営審査

の結果をただ採用しているだけなんですよね。別に、鳥栖市が審査しちゃいかんということは何もないわけですよ。

本来は、鳥栖ですべきかもしれんけど、ただそれはそれで、いろんな恣意的な部分を、もう要は、端から排除したいと。うちは何もそこの審査に携わってませんよと。そういう意味では、県で決めたことですからというところはいいんですよ、そういう考え方は確かにあるわけだから。

ただ、実際、その等級がこれで直接、いや、これやったから変わる、変わらん別にしても、評価をしていただくっていうことを何らかの形で、別に経営審査の項目として加点対象とするかどうか知らないけれども、少なくとも評価をするとかっていうことは、ぜひ考えてもらいたいなと思います。

**中村直人委員長**

今、意見がありましたけど、文面について後で、それぞれ意見を出し合って、執行部の意見も、今、趣旨は理解をするっちゅうこともありましたので、そういった面を含めて取りまとめたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で、陳情について終わります。

総務部関係は以上で終わっておりますが、次は企画政策部ですけれども、時間が時間ですので、午後にしましょう。

暫時、休憩いたします。

**午前11時38分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後１時９分開会**

**中村直人委員長**

それでは、再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**企画政策部**

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

**中村直人委員長**

休憩前に引き続き審査を行いたいと思いますが、これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第17号の１議案であります。

それでは、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

ファイルについては、03（企画政策部）一般会計補正予算になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

**石丸健一企画政策部長**

委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶申し上げます。

今回の企画政策部関連の予算につきましては、歳入の広域市町村圏組合返還金の１件だけでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

それでは、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）のうち、企画政策部関係分を御説明いたします。

資料は、総務文教常任委員会資料及び予算関係議案資料により行わせていただきます。

総務文教常任委員会資料の２ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款22諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入の45万4,000円につきましては、平成30年度鳥栖地区広域市町村圏組合運営費の精算により、運営負担費に係る余剰金が生じたため返還されるもので、一般会計分として総合政策課で受け入れるものでございます。

なお、予算関係議案資料の27ページになりますけれども、介護保険特別会計分として余剰金の4,301万3,000円、これは社会福祉課のほうで受け入れとなりますが、この分と合わせまして4,346万7,000円を受け入れるものでございます。

以上、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）中、企画政策部関係の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**尼寺省悟委員**

返還金については総合政策課のほうで受け入れということやけど、ほかの返還金、ほか組合、ごみにしろいろんなところ、それも全てそちらのほうで受け入れるようになっているわけ。

**石丸健一企画政策部長**

広域市町村圏組合の総務の分については、企画のほうで受け入れをいたします。

ですから、ほとんどが通常の、昔、総合計画とかもしていた時代があったんですけど、そういう総務部門とあと介護部門と２つありますので､総務部門は企画ということになります。

それで、あと、それぞれの広域の組合がありますけれども、それはそれぞれの所管の課で支出、それから受け入れを行います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**報　告（企画政策部総合政策課）**

**第６次鳥栖市総合計画後期基本計画変更一覧表**

**鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査について（結果概要）**

**第７次鳥栖市総合計画策定方針**

**第２期“鳥栖発”創生総合戦略の策定と鳥栖市人口ビジョンの改定について**

**中村直人委員長**

続きまして、議案外ではございますけれども、執行部より報告事項がありますのでこれを受けたいと思います。

全部で４件あるそうでございますので、４件続けてお願いをいたします。

ファイルについては、議案外の報告01（企画政策部）になりますので、それを参考にして

お願いしたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

それでは、今、委員長のほうから御案内ございましたように、資料のほうは議案外の報告01（企画政策部）をお願いいたします。

まず初めに、第６次鳥栖市総合計画後期基本計画の見直しについてでございます。

資料は、２ページ目から６ページとなります。

総合計画の計画内容に変更等が生じた場合には、鳥栖市議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づきまして、議会の議決を要することとなっております。

令和元年７月１日の組織機構改革に伴いまして、課の名称変更、並びに一部業務移管に伴いまして、資料２ページの一覧表にお示ししておりますように、取組担当課を４カ所変更するものでございます。

このことにつきましては、議会運営委員会へ議案としての取り扱いについてお諮りをしたところ、軽微な変更との御判断をいただきましたので、本日議案外での御報告とさせていただいたところでございます。

次に、②の鳥栖市のまちづくりに関する市民満足度調査についての結果概要についてでございます。

資料は、つながっていっておりますので、７ページをお願いいたします。

第６次鳥栖市総合計画に基づき、現在取り組んでおります各種施策につきまして、市民満足度調査、市民の皆さんの満足度を調査する調査を行っております。

この分につきましては、３月定例会で御説明しておりましたように、当初調査におきまして対象者に偏在が確認されたため、追加調査を行ったところでございます。

その結果、4,500名の方に調査票を送らせていただきまして、うち1,966名の方から御回答をいただいたものでございます。有効回収率は43.7％となったところでございます。

調査結果といたしましては、７ページの中段以降に書いておりますように、(3)回答者の属性をお示ししております。

それから８ページには、基本計画に沿って32項目のまちづくりの取り組みについて調査を行っておりますので、その結果をお示ししております。

設問に対しまして、肯定的な回答を満足派、否定的な回答を不満派としまして、その結果を満足派の多い順番で並びかえて表示をしております。

それから、９ページのほうには、日常生活に関する取り組み13項目について、御回答いただいた皆様がどれくらい取り組んでいただいているのか、また御存じなのかを調査した結果

をお示ししております。

これも肯定的な回答の多い順番ということで並びかえをさせていただいております。

それから、10ページになりますけれども、ここでは、鳥栖市について感じていることということで、住みやすさ、それから居住意向、充実させたい分野ということで調査をさせていただいた結果をお示ししております。

ここにお示しするような形で結果が出ておりますが、この調査結果の公表についてでございますけれども、10ページ(7)に書いておりますように、今後市報――市報は11月号になります――、ホームページにてお知らせするとともに、この後、記者への投げ込み等を行う予定でございます。

それから、報告書を市立図書館――本日のこれは概要になっておりますけれども――それから各地区まちづくり推進センターに配架することで市民の皆様に知っていただくように準備をしたいと思っております。

今回の調査結果でございますけれども、この調査結果を庁内で共有いたしまして、今後の事業の取り組みの参考にさせていただくとともに、今後の７次総合計画策定の基礎資料として活用することとしております。

以上が、市民満足度調査についての概要報告でございます。

次に、資料は11ページになりますけれども、第７次鳥栖市総合計画の策定方針についてでございます。

現在、取り組んでおります第６次鳥栖市総合計画の目標年次が令和２年度となっておりますことから、第６次現計画を振り返りまして課題整理等を行い、７次計画を策定することとしております。

この７次計画の策定に当たっての基本姿勢、基本的な考え方でございますけれども、市民の皆様や地域の皆様、そして各種団体、事業者、そして我々行政が、まちづくりの方向性を共有しながらその実現に向けて一緒に取り組んでいくためには、それぞれの目線に立った、誰にでもわかりやすい計画を策定していく必要があるというふうに考えております。

このため、周辺環境等の状況を踏まえながら、各種個別計画との連動、整合を図りながら、実現可能な効果的で効率的な行財政運営を進めるための計画策定に努めてまいりたいと考えております。

12ページのほうになりますけれども、(2)の基本的な視点ということで、３つ挙げさせていただいておりますけれども、地方創生の推進、それから安全安心なまちづくり、社会情勢等の変化への対応ということでございますけれども、今後、将来的に人口が減少する、また高齢化が進むということでございまして、本市におきましてもそういったことが言えると思う

んですけれども、今後も安定した人口構造を保ちながら、人口維持をしながら活力あるまちづくりを進めていくことが必要であろうと考えております。

また、生命や財産を脅かすような大規模な災害が発生をしておる昨今でございますけれども、そういったものに対する備えであったり、市民生活や経済活動にも直結するインフラ整備、そういったものについても適正に取り組んでいく必要があると思っております。

さらには、めまぐるしく変化いたします社会変化に迅速、柔軟に対応していくとともに、ＳＤＧｓといった問題の対応など、そういったものへの計画の関連・位置づけて、そしてその推進にも取り組んでいく必要があろうかと考えております。

それで、具体的な計画の構成と期間でございますけれども、４でお示ししておりますけれども、今回策定いたします第７次総合計画では、基本構想を10カ年、そして基本計画を前期、後期それぞれ５カ年とし、３カ年のローリング方式により毎年度見直すことといたします実施計画を策定するということで、この３層構想で策定をしたいと考えております。

次に、13ページでございますけれども、計画策定の体制について５番でお示ししておりますけれども、庁内の策定体制となります鳥栖市総合計画委員会、それから市民、団体の代表者、学識経験者などで構成をいたします市長の諮問に応じまして調査及び審議を行って意見を答申いただく鳥栖市総合計画審議会、ここでの議論、検討等を重ねながら、14ページにお示ししておりますけれども、鳥栖市議会のほうには策定状況に合わせて、適宜御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、市民の皆様のかかわりでございますけれども、第６次総合計画の振り返りを行うこととしておりますけれども、そういったものと合わせまして、市民満足度調査の結果であったりとか、昨年実施をしております都市計画マスタープランのまちづくり座談会、ここでの意見等を参考に、各地域等でのワークショップの開催を予定しておりまして、そういった意見等を踏まえながら素案等を作成し、パブリック・コメント等を通じて広く市民の皆様にお知らせと意見を募っていきたいというふうに思っております。

次に、６の計画策定のスケジュールでございますけれども、今年度、来年度の２カ年で策定するとしておりますけれども、令和元年につきましては基礎調査の実施、分析、各種団体等の意見交換、ワークショップの開催、こういったものを行いながら基本構想及び基本計画の骨子の検討を進めていくとしております。

それで、令和２年度につきましては、基本構想、基本計画の骨子を踏まえまして、総合計画審議会等での御審議をお願いしながらその骨子をまとめまして、総合計画審議会での審議を踏まえ、パブリック・コメントを経て計画案を策定し、12月定例会で議会のほうへ上程したというふうに考えております。

なお、計画策定につきましては、民間の豊富な経験と高い専門性を活用し、計画策定業務を円滑に遂行するために、６月定例会で策定支援業務に係る委託料の議決をいただいておりました。先日、８月23日になりますけれども、公募型プロポーザルを実施いたしまして、結果的に、ランドブレイン株式会社福岡事務所に委託業務を行うということで決定をしておりますので、この場をおかりしまして御報告をさせていただきます。

以上、駆け足ですけれども、第７次鳥栖市総合計画の策定方針についてでございます。

次の資料は、15ページをお願いいたします。

第２期“鳥栖発”創生総合戦略の策定と鳥栖市人口ビジョンの改定についてでございます。

１番に書いておりますように、まち・ひと・しごと創生に関するこれまでの経過をお示ししております。

それから、２のほうでは、第１期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の枠組みということでお示しをしておりますけれども、本市では2015年９月に鳥栖市人口ビジョンと“鳥栖発”創生総合戦略を策定いたしまして、これまで地方創生関連交付金であったりとか、企業版ふるさと納税等を活用した事業に取り組んできたところでございますけれども、国におきましては、本年６月に、まち・ひと・しごと創生基本方針２０１９を発表いたしまして、ことしの12月には第２期の総合戦略を策定するとされております。

これを受けまして、地方においても、国の新たな総合戦略を勘案した計画期間に切れ目がないような次期戦略を策定するように求めておりますので、本市におきましても、第２期の総合戦略、それから人口ビジョンを策定していきたいというふうに考えております。

じゃあ、どのような戦略を策定するかということでございますけれども、16ページの３に書いておりますけれども、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の枠組みということで書いておりますように、基本的には第１期の人口ビジョン、これを改定いたしまして、国がこれから策定いたします第２期戦略、それを踏まえたところでの施策等を踏まえた計画を策定することとしております。

この分に係る分の印刷製本等につきましては、前回６月定例会の中で、印刷製本に係る分の予算につきましての議決をいただいているところでございます。

最後になりますけれども、この第２期の戦略ビジョンの策定に当たっての考え方でございますけれども、４つ書いておりますように、まずは鳥栖市人口ビジョンにつきましては、前回は2010年の国勢調査をベースに算出をしておりますけれども、今回は2015年、平成27年の国勢調査数値を使って時点修正を行うようにしております。

それから、２つ目の総合戦略の策定についてでございますけれども、これも先ほど、ちょっと御説明しましたように、国のほうでこれから示される第２期戦略を勘案いたしまして、

現在の総合戦略をベースに、今後、毎年定期的に見直しができるような計画というものを策定していきたいというふうに考えております。

それから、３つ目、７次総合計画との関係につきましては、第６次総合計画でもそうでございますけれども、総合計画の中でこの戦略を位置づけることで関連した取り組みという形で進めておりますので、今回につきましてもそういった取り組みを進めてまいりたいと思っております。

最後、４つ目、計画期間でございますけれども、国の戦略と連動するというふうなことになろうかと思います。

国も新たに2020年から2024年の計画を立てるということでございますので、国の計画等を反映しての形で財政支援措置など､そういったものにも大きく影響することもありますので、本市における計画につきましても、国と同様に2020年から2024年度の５カ年計画としたいというふうに思っております。

以上４点、議案外ということで説明をさせていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思いますが。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

７ページのところのアンケートの回収状況で、第２次調査が37.8％ということだったんですが、回収率が第１次よりも低いというところを見たときに、例えばランダムだとは思うんですけど、どこの地区の、１次と比べて、出しているところの差があるとか、この地区の回収が少ないとか、そういうのってあるんですか。

それとか、あと例えば対象者が、第２次のほうは若い人に行ったんだけど１次のほうは年齢が高い人のところに行ったとか、そういうのとかはわかりますか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

第１次調査におきまして、対象者の抽出過程におきまして、偏在が起こったということで追加の調査を行っておりますけれども、第１次調査が、比較的年齢層が高い方に偏って抽出をされたということもありまして、地区というよりも年齢的に年配の方からの回答が多かったと。

それで、２次調査ではそこの是正を埋めるために、一定年齢等に配慮しながらやってますので、今回そこは比較的若い方のほうに調査票が行ったということで、そこでの回答が少し

少なくなったんじゃないかというふうに分析をしております。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それと、12ページの社会情勢の中でＳＤＧｓを掲げて取り組んでいくっていうところも書かれてると思うんですが、このＳＤＧｓに関して、まず市の中でどういう取り組みを現在されているのかと、あと市民の方とか企業さんとか、このＳＤＧｓってすごく重要になってくると思うんですが、鳥栖市としてそういうセミナーとかいうのがありませんので、実際佐賀市とかは、もう既に開催をされてあって、私も行かせてもらって、何回も佐賀では開催されてますし、各市町の担当者も佐賀に集まっていろいろ勉強もしていただいているので、これを入れるに当たっては勉強していくことが市民の皆さんも含めてですね、必要だと思うんですが。

まずは、市役所の中で、どういう勉強をされているのかと、あと今後そういう市民向けとか企業向けに何か考えていらっしゃることがあれば教えていただければと思います。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

本市におけるＳＤＧｓの現状でございますけれども、まず本市におきましては、本年６月に地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームに入会をしております。

これは、まだＳＤＧｓそのものが国のほうでもこれからこれを広めていくと言われておりますけれども、正直まだ本市におきましても、これがまだ定着をしていない中で我々としてもこれをどう今後使っていくのかっていうところで知識がございませんでしたもんですから、６月に官民連携プラットフォーム入会をしております。

その後、この連携プラットフォームからの情報収集、そういったものに努めておりますけれども、今現状におきまして市においてＳＤＧｓを活用した取り組みというのはまだございません。

この後また、先ほど説明いたしましたけれども、ことし策定いたします総合戦略策定の中で、こういった視点を織り込みながら総合戦略を策定したいというふうに思っております。

あと、企業等への働きかけといいますかそういったものでございますけれども、それにつきましても現状におきましては、まだできておりません。今後、プラットフォームでのさまざまな情報等を収集しながら、他市の状況等も研究しながら企業さんのほうとかにも働きかけといいますか、お知らせそういったものもやれればというふうに思っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

鳥栖市としては、今からの取り組みということで理解いたしました。

佐賀で私もシンポジウムを受けたときに、そこに高校生も中学生も入ってて、それぞれにやっぱり学校とかで既にそういう取り組みをされて、もう中学生、高校生自身が発表されてらっしゃるんですね、ワークショップしながら。

だから、本当にそういった意味で若い人たちがどんどんＳＤＧｓを学んで、それを生かしていこうという取り組みが進んでますので、この総合計画も本当に若い人たち向けというか、未来に向けての計画にもなっていくと思いますので、ぜひ市民を対象とは申しましたが、高校生とか中学生とか、そういう学校、学生の人たちも視野に入れて取り組んでいただきたいということを一言申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

まず、プロポーザルで総合計画やったかな、そこを選んだ理由とか、どういったところが優れていたかっていうのは。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今回の支援業務につきましては、公募型プロポーザルによる業者選定を行うとしたところでございます。

業務委託仕様書を公表することで、広く提案を求めようということでやったところでございますけれども、まずは提案者のこれまでの実績とか策定体制、そういったものを調査しておりますけれども、今回優先交渉権者として決定いたしました業者につきましては、これまでの実績、それから体制、そういったものについて我々の策定に十分かかわっていただけるような体制であるということを１次審査の中で確認をし、２次審査では、審査会を設けまして、そこでプロポーザル、ヒアリング等を行っております。

そこの中で業者からの提案を受け、それに対して質問等を受けておりますけれども、審査の項目といたしましては、まず６次現計画の振り返り、そういったものをしっかりとやる必要があるだろうということを考えておりましたので、そういったものに対する考え方であったり、あと庁内での策定体制、そういったものに対する考え方。

それと、あと現状鳥栖市、それから鳥栖市が抱える周辺の課題、そういったものに対する考え方といいますか、課題がどういったところにあるのかというところ。もちろん、我々も考えておりますけれども、そういったものに対するアプローチの仕方、そういったところをお聞きする中で、我々が想定といいますか、思っておったような回答をいただいたというこ

とから、その業者にお願いをするということで決定したものでございます。

**松隈清之委員**

こういった計画、基本的には、内部でその方向性とかっていうのは決められるべきものなんで、実際つくっていく過程で、その支援業務としてそういったところが入るのは構わないんですよね。

ただ、やっぱり方向性とかいろんなものに対して、もう今後10年、基本的な計画ですよね、いつも最上位にあるのはこれだと言われるのが総合計画なんでね。

それで、実績とか言われたんだけど、逆に僕が期待するのは、同じようなものは多分すぐできるんですよ、どこに頼んでもすぐできる。というか、そもそも第６次をこのまま第７次で変えて使ったところで余り問題ないぐらいの計画だから。

だから、逆にそういう業者さんからの提案とか、むしろ、そういう内部からは得られないような視点とか考え方とか、そういうのがあったほうがむしろ期待しやすいなって僕は思ってますけど、そういう視点っていうのは、選考過程の中であったんですか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、松隈委員がおっしゃいましたように、総合計画はまちづくりの方向性、将来的なビジョンということで、普遍的なものというようなところもあろうかと思います。

そういった中で、鳥栖市がこれからどういったまちづくりを目指していくのかっていうところを、この計画の中で示していきたいというふうに思っておりますけれども、我々が現状まだ、確定したものではもちろんございませんけれども、これまでいろんな検証等をしていく中で思っておりますのは、やはり今の計画も住み良さが実感できるまちだったりとか、市民協働を推進するまち、九州の拠点っていうを方向性として持っておりますけれども、そういったものを踏まえながら。あと、特に最近では、やはり災害等に対するに強いまちだったりとか、子育てがしやすいまちであったりとかそういったものを視点というのはやっぱり必要なんだろうというふうなことを思っております。そういったものに対する考え方等について、一定、提案者のほうにも話等をお聞きする中で、提案者が現状認識しているような課題等についても我々が思っている部分と一致する部分もありましたし、もちろん我々がない部分でお持ちの分もありましたので、そういったところから決定をしたという部分でございます。

**松隈清之委員**

実績があるっていうことで、よそでもそういう支援業務をされているんだろうと思います。

それで、この第６次ができるときにも申し上げたんですけどね、10年てそんなに長くないんですよ。僕が覚えているぐらいだから。

多分、やっていったらあっという間なんですよね。

10年で実現したい目標っていうのは、より具体的でなければならないと僕は思っているんですね。本当に10年でこれを実現しようと思うんだったら、よりリアルに、具体的にやらないといけない。

だけど、すごくビジョンとかね、さっき言われた普遍的なとか、達成できもしないようなものをずっと書かれてても端から達成できる気がしないんですよ、書かれてても。第６次のときにも申し上げたんですけど。

だから、よその実績があるからどうなのかわからんですけど、次の10年に向けてこれは実現するぞという明確な意思が見えるような総合計画を、ぜひつくってもらいたいんですよね。

もう、言わずもがななんですけど、皆さん第６次見てくださいよ。そのときに書かれてた５年後の姿、10年後の姿、実現できてますか。

多分99％実現できてないですよ。そんな計画何回もつくっても、無駄だっちゃ言わんですけど、一つの指針ぐらいになるかもしれんけど。

ただ、10年っていう計画期間があるんだったら10年でやるべきことをもっと具体的に考えて、つくってもらわないと、多分さっき言われたように、第６次をそのまま７次に変えても、多分本当に違和感ないですよ、見てもらったらわかるけど。だから、そういう気持ちでぜひつくってもらいたい。

だから、振り返りはすごく大事ですよ。第６次がいかに達成できなかったのかも含めて、ということをお願いしておきます。

それともう一つ、引き続きの人口ビジョンとかいう部分もなんですけど、これは、もう基本的には、国がまだ第２次の方向性が出てないからわからないっていうことなんですが、基本的にさっき言った総合計画、この人口ビジョン創生総合戦略、この中にも総合計画の中に入れてとか書いてあるんですけど、ちゃんとリンクさせていかないと、多分それぞれ、こっちはすごい長期的なやつだから。それこそ、夢みたいなもんでもいいみたいな感じになっているのか、そこら辺どうなんですか。

リンクされていっているんですか、実際。この、少なくとも５年。

具体的にこれつくって、つくれと言われている部分もあるんですけど、これ機能しているんですか、人口ビジョン創生総合戦略。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

鳥栖市人口ビジョンにつきましては、2060年の推計人口というのをお示ししておりまして、そこで出た数字が７万5,000から７万7,000人を展望するということで策定をしております。

2060年にこういった人口推計値をたどるということを踏まえて、必要な施策等を総合戦略

の中で、玉込めをして埋めていくということになります。

総合戦略は、先ほど言いましたように５年間の計画でございますので、当然2060年に至るまでは、そういったものを繰り返しまたやっていくことになると思うんですけど、そういったものを総合計画の中にもリーディングプロジェクト等々の中に入れて、各施策、取り組みに生かしていこうとしておるところでございます。

**松隈清之委員**

こっちのほうが、どっちかっていうと長期になると思うんですけど、特に人口ですよね。

人口は推計でこんぐらいになる、これをつくるときにも申し上げたんですが、推計でこうなると言われてるじゃないですか。

だから、推計じゃなくて政策的に人口をふやすんだと。例えば、今も言われてますけど、需要はあるけど建てるところがないとかね。

それは、だからふやす気がある、勝手にこういうふうな人口になるだろうではなくて、積極的にそういうニーズがあるんだったらそれやっていきましょうとか、政策として８万人を目指すとか、10万人を目指すとかっていうふうな、こういう政策を持ってやっていきますよっていう姿勢がないとね、こうなるんでしょうっていうのはあくまで推計なんで。

だから、むしろこういうところで、鳥栖の人口に対する考え方、ふやすんだと。あるいは、減らすはないのかもしれないけれども、農地とかね、そういったのを維持していくんだ、なのか。こういうところで政策的な方向性を出すべきだと思うんです。長期的な。

だから、その推計は推計だから。そうなるとも限らんし。

自分たちが、人口どうしたいんだっていう意志をぜひここの中で盛り込むべきだと思いますけどね。８万人にしたいとか10万人にしたいとか。

意見だけで結構ですよ。

**石丸健一企画政策部長**

今、申されたように、ここの人口ビジョンというのは、例えばインフラ整備を市のほうが長期的に考える際にも目安になっておりますので、非常に重要な部分というふうに思っています。

また、今までの人口というのが昔の伸びも含んだところで人口ビジョン、人口推計を行っていますので、現実的にはかなり以前のような形にはならない。

ただ、私たちとしては、ここに今掲げている人口ビジョンについては、ここは目指す、仮に下がるような形になってもですね、推計で目指していきたいというふうに思ってますし、先ほど申し上げたように、インフラの計画と密接にかかわってますので、その辺は事業課のほうとも話を具体的にしながら、ちょっと検討しなくちゃいけない部分もあるのかなという

気はしております。

以上でございます。

すいません、もう一点。

先ほどのプロポーザルの話ですけれども、総合政策課長が申し上げたのは、審査を行う要件等でございまして、事実上プロポーザルは１社のみの提案でございまして、１社のみの審査をいたしております。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほかにありませんか。

**西依義規委員**

第７次の総合計画の策定方針ですね。注意点が、例えば３番に基本姿勢ってあって、誰にでもわかりやすい計画づくり、市民等の参加による計画づくり、持続可能なって４つあるんですよね。

これはこれでいいと思うんですけど、僕は、結局評価できる計画、検証できる計画っていう視点がない、第６次には、僕は、ちょっとあれじゃわからなかったんで、今からはやっぱり、これだけ財政が厳しいとかいろんな事業をするには、やっぱり選択と集中って絶対あると思うんですよ。

だから、どんどんどんどん今事業がふえにふえ続けているのも含めて、しっかり評価をして、この事業はもうやめようというぐらいの選択ができるような視点。

だから、⑤番に、例えば検証、評価できる計画づくりとかそういう、つくって終わりじゃなくてしっかり、今の進行管理も載ってますけど、人数を書いて、ばぁーと何年に何人、何人とか、何個、何個なら、その担当課ができそうな数字を入れればそれでいいわけやけんですよ。

それじゃなくて、やっぱ計画をつくる担当課としては、やっぱ相対的に見て、鳥栖市としてこの事業がどういう役割にあるのかっていう部分まで含めて総合計画に盛り込まないと、各担当課がどんどんどんどん事業をふやして、役目が終わったような事業を減らすっていう視点は、ここしかないと思うんですよね。

そういうところを、ぜひ検証、評価ができる、どうやってするかっていうところも含めて、この基本姿勢とかに盛り込んでいただくと６次とちょっと違うのかなと思いますけど。

そういった視点っていうのは、入れられるもんなんですか、それともやっぱ総合計画には、ああいう総花的な構想が中心なものになっていくっていうものなんですか。

**石丸健一企画政策部長**

先ほどの松隈議員のお話の中にもありましたけれども、６次総計の中で、この目標設定、指標について、やはりちょっとわかりにくいといいますか、かけ離れたように見えるような文とか非常にわかりにくいというものがありましたので、これについては、現実的な達成目標的なものをきちんと入れるような形で考えていきたいというふうに思っております。

**西依義規委員**

１回、僕、一般質問したんですけど、例えば外部評価制度を入れてみてはどうかとか、内部評価はどうやっているのかっていうのを、それの基本となる要旨がないんですよ、どこにも。課長のプロジェクト、あれで評価するしかなくてですね。

じゃあ、今回やり方は変えるんですね。基本設計、基本計画から実施計画をちゃんとつくると。実施計画書がじゃ１個ありますと、これ見て何年かたったらここにＡ、Ｂ、Ｃをつけて、じゃこの実施計画はどうなのかっていうような形になるっていうことですか。

その目標がわかりにくいという意味が、よくわからなくて。

**石丸健一企画政策部長**

現在、“鳥栖発”総合戦略のほうにも評価基準等を実は載せておりまして、イメージ的にはそのような形、具体的に、例えば定住を図るためには、特に若い年代の転入数をふやす。逆に、流出を少なくするというような数値を設定したりとか、数値の設定の仕方が総合計画のほうではちょっと不十分な点が見受けられておりますので、よりその目標を達成する指標ときちんとなるような指標をつくっていきたいというふうに思います。

それで、それは、今、総合戦略の評価基準をベースといいますか、そういう形を考えておりまして実際外部の委員さんにこの指標をもとに御議論、それから評価をしていただいておりますので。

どういう感じというのは、そういう総合戦略のような具体的な指標を用いていきたいなというふうに思っております。

**西依義規委員**

わかりました。

私が言うことは、もうちょっと細かいことだと思いますんで、また違う折に言いたいと思います。

**松隈清之委員**

事務事業評価はやめちゃったんですよ。そんときは、部課長の仕事宣言で、そういう進捗、進行管理をするということだったんで、それで十分だという見解だったんですけど、機能してるならいいんじゃないですか、課長の仕事宣言。

機能してますかね。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、松隈委員から御案内ありましたように、事務事業評価につきましては、ちょっと時期は忘れましたけれども、現在のはやめたというよりも、一定それはもう定着をしたということで、各課において基本それをやると。それが、事後評価になっていたもんですから、事中評価、そういった意味も込めまして仕事宣言に切りかえて、現在取り組みを進めております。

それで、仕事宣言につきましては、年度当初に市長、副市長と部長、課長で１年間の取り組み方針等についてヒアリングといいますか、話をして、ことし１年こういったことに取り組んでいくということをあらかじめ各課の事務方と話をした上で、ことしはこういったことに取り組んでいくんだということを再度宣言をして、それは市民の皆さんへも宣言ということで、その結果を１年後にどうだったのかということを公表していくというのが今の現状でございます。

それに対するいろんな評価も、もちろんあるのは認識をしております。

今回、今、西依委員からも言われましたように、そういった達成目標とか５年後の目指すべき姿とか、わかりにくい、リアリティーに欠けるというようなことも以前ありましたけれども、そういったものが、より市民の皆さんに伝わるような計画でないと、やっぱりそれは、さあ、実行しようという気持ちにもなかなかなれないだろうということもあると思っておりますので、そういった目標値とかをなるべくわかりやすくするということ。

それは、多分見せ方、可視化とかそういったところもあると思うんで、そういったところもやりたいと思っておりますし、あと評価の部分につきましても、西依委員が今言われたように、現状の、今、仕事宣言というツールを使ってやっておりますけれども、そういったものにつきましても、今回この７次の計画と合わせまして検証していきたいというふうに思っております。

**松隈清之委員**

御意見だけ申し上げます。

結局ね、達成するとか検証するっていう意識がないとそういう目標は立てないんですよ。ただやるだけだったら、あんまり目標は具体的じゃなくていいですよ。

だから、初めからこれは検証するんだとか実行するんだ、実現するんだっていう意図を持てば当然具体的な数字にもなるだろうし、実現しようと思えば数字が要るわけですよ。何らかの指標がね。

だから、今の段階でね、事務事業評価とかをする予定はない、今の段階ではないかもしれないけれども、実行する、あるいは検証するっていう意識はちゃんと持って計画を立ててもらわないと、計画立てた後じゃどうしようもないです、はっきり言って。でき上がってるか

ら。

後からどんだけ言ったって、もうこんなリアリティのないものつくってどうなるんだと言ったけど、結局そのままいったじゃないですか、10年間。

だから、つくるときが大事なんで、その総合計画をつくる過程ではね、それは、もうここだけじゃなくて､各課そういう意識を持ってつくってもらうようにお願いしたいと思います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

教育委員会審査のために準備をしますので、暫時休憩いたします。

**午後１時54分休憩**

**午後２時10分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

**教育委員会事務局**

**議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）**

**中村直人委員長**

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係議案は、議案乙第17号の１議案であります。

それでは、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

ファイルについては、04（教育委員会）一般会計補正予算と参考資料01になります。

それでは、執行部の説明を求めます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

それでは、説明に入ります前に、この総務文教常任委員会資料の一部訂正がございます。

実は、歳入歳出の左端のページ数が入っておりませんでした。歳入は、予算関係議案26ページ、歳出は40ページでございます。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、この資料に基づいて説明いたします。

まず、歳入でございますが、款22諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節５教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、国道３号拡張に伴う本原遺跡発掘調査に関する国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所からの受託料でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

款10教育費、項４社会教育費、目２文化財保護費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、鳥栖市重要文化財として指定されております蔵上町にある西法寺の四脚門修復に対する補助でございます。

次に、目５埋蔵文化財調査受託費、節７賃金につきましては、発掘調査に従事する現場作業員、延べ150人、整理作業員、延べ20人の賃金でございます。

節13委託料につきましては、発掘調査に伴う測量及び空中写真撮影に関する委託料でございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に伴う重機及び仮設トイレの借上料でございます。

以上で、歳入、歳出の説明を終わりますけれども、詳細につきましては、別紙資料に基づき久山係長のほうから説明いたします。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

資料は３ページ、蔵上の西法寺四脚門をつけておりますのでごらんください。

蔵上町の西法寺の四脚門は江戸時代、まず田代にありました筑紫御坊の山門で、江戸時代後期の1800年代初めごろに建てられた物を明治３年に現在地に移築された物です。

現在地につきましては、蔵上の集落内にある西法寺の入り口部分でございます。そして、移築のときに少し改変されているようなんですが、鳥栖市に現存する最古の木造建造物ということで、まことに貴重なことですので昭和48年に鳥栖市重要文化財に指定されております。

今回の補修の件でございますが、平成30年７月の西日本豪雨の影響で、屋根裏の雨漏りがひどくなったため、所有者の浄土真宗本願寺派西法寺さんのほうが実施した、門の屋根部分ですね。屋根部分の修理に対しての補助でございます。

１ページ目の写真をごらんいただいてわかりますように、修復前、修復後と比較した資料を載せておりますが、特に屋根の棟の部分ですね。真っすぐした部分が、長年の、もともとの雨漏りもあったんでしょうけれども、木がやや腐ってちょっと下に下がってくる。瓦の自重によって下がってくる。あとは、鯱の部分とかそういったものに破損がかなり見られるといった状況でございました。

それに対して、西法寺さんが修理されまして、修理に要した費用は251万5,320円です。このうち、101万5,320円については西法寺の檀家の方、西法寺門徒会が寄附しておられまして、所有者の西法寺の負担分である150万円につきまして、文化財保護条例第10条及び鳥栖市文化財補助金交付要綱の規定により２分の１に当たります75万円の補助を行うものです。

なお、修理の方法、内容につきましては、文化財の保存、あるいは学術上の問題のないことを鳥栖市文化財保護審議会が現地で確認しております。

続きまして、国道３号の拡幅工事に伴う本原遺跡の埋蔵文化財緊急発掘調査についてでございます。

資料は２ページついておりますが、おおよそ位置は本原遺跡位置図と書いている部分でございます。この赤で丸がしてあるのが、文化財保護上の周知の埋蔵文化財包蔵地で、ここに書いてある156番と書いたのが本原遺跡でございます。おおよそ１万3,000平方メートルほどの範囲でございます。過去に３カ所ほど調査しておりますが、いずれも弥生時代から古墳時代の集落跡が検出されております。

こちらの当該地につきましても国道を拡幅するという工事で、確認調査をずっとしておりまして、遺跡、遺構が出た部分に対して本調査をしております。

事前の確認調査の結果、こちらの時点においても弥生時代から古墳時代の遺構、遺物が検出されましたため、最終的に本調査が必要となった部分872平米、３カ所に分けておりますが、１区、２区、３区、合計872平米について記録保存のための本調査を実施し、開発と文化財の保護の調整を図ることとなりました。

なお、国土交通省の工期の都合もあることですので、一番下の図にある２区の部分、455平米の調査につきましては現計予算から200万円で受託を行いまして、今月よりこの部分の調査に着手しております。

残りの部分につきましては、この補正予算議決後に変更契約を結んで実施する予定となっております。

以上、説明を終わります。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

御説明ありがとうございます。

鳥栖市重要文化財ということで、今御説明いただきましたが、これ重要文化財の標識とかがこの場所にあるのでしょうか。

すいません、私も初めて知ってしまって、市民の皆様に広く周知していかないといけないのではないかなと思った次第ですので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

今、鳥栖市内には、国の文化財、県の文化財、そして市の指定の文化財合わせ三十数カ所ございますが、いずれにおきましても明確に場所がわかるところについては、文化財標柱という物をつけて明示しております。それに合わせて、案内板というのも設置しております。

西法寺については、案内板が古くなっているということで近々修繕する予定ですが、基本的には、指定文化財については文化財の標柱、並びに案内板を設置しているところでございます。（発言する者あり）

申し訳ございません。言い忘れました。

西法寺さんの分につきましては、この写真のほうに、左のほうに、通常はアルミの柱なんですけどこちらは立派な石のほうの標柱をつけております。

西法寺四脚門のカラーリーフレットの左側の灯篭の左後ろに墓石みたいなのがありますが、こういうのが文化財標柱でございます

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**尼寺省悟委員**

この西法寺の件ですけど、これは鳥栖市の重要文化財ということで、そもそもこれを修理しようと、その発端はあくまで西法寺が自分のところのあれが傷んでいるからやって、それが来たっちゅうことだと思う。

市の重要文化財についてね、教育委員会のほうでときどき見回るとかチェック、そういったことはしないわけ。要するに、やってみてね、これはいかんからちょっとこれ修理してもいいっちゅうことで、逆に教育委員会のほうからどうのこうの、その発議っちゅうんか、そういったことはあんまりしないわけ。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

豪雨とか大型の台風の後は、基本的にこういった建造物については、史跡も含めてですが、一応見回りを実施しております。

ですから、今回の件につきましても、一応現状を把握しまして、御住職様のほうから雨漏

りがひどいということは伺っておりました。

ですから、当面、本来屋根全体のこういう本格的な修理ということになるとやっぱり前段階の学術調査を経て、相当大規模なものになりますので、今回については、豪雨の直後に相談のあった際は、最小限の応急の処理という形でお話をしてたんですけど、お寺さんのほうが見つけられた業者さんのほうが相当格安――格安って言い方おかしいですけど。有利な価格で、通常の半分以下の価格でできるということで、お寺さんのほうがされたという次第でございます。

以上です。

**尼寺省悟委員**

見回りはしてると、チェックもしていると。

何か、あなたの言い方がね、あくまで向こうのほうが、お寺さんのほうから言うてどうのこうのしたんで、市の重要文化財でありながら、あんまり見てないんかなと。そういうふうに思ったから、ちょっと質問したけど。大丈夫よね。

**竹下繁己委員**

すいません、関連で。

日常のメンテナンスですね、はどういった形で。市がやっているのか、それとも向こう任せなのか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

西法寺の四脚はもちろん、基本的には民有地というか個人様の物で、また宗教施設の物という面も持っていますので、基本的にはお寺のほうがされてございます。

ただ、市のほうとしては、管理補助金という形で微額ではございますが、一応管理補助金１万5,000円ということで交付はしております。（「年間で」と呼ぶ者あり）

はい。

それで、こういった費用がかかる場合は別途補助金を出すっていうことになります。

**竹下繁己委員**

とっても大切な重要文化財ということですんで、もうちょっと積極的に鳥栖市としても日常のメンテナンス等に積極的な姿勢を見せたほうがいいという意見です。

以上です。

**松隈清之委員**

この工事をされるときに、こういう文化財って、ほら、工事を勝手にね、指定されたら勝手にできないんじゃないですか。

そこは、事前にこういう工事をしますっていう相談があって、教育委員会と、じゃこうで

すねみたいな形で今回予算に上がっているんですか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

鳥栖市の文化財保護条例のほうに基づきまして、第11条でございますが、こういった修理に対して内容を指導するということがございますので、一応、今回の件についてもお話をいただいて、問題がないという形で検討をしております。

**松隈清之委員**

例えば、雨漏りを直すだけとかね、だったら多分、いろいろ安くやる方法とか、その単に構造物として維持するだけならあると思うんだけど、文化財としてのね、価値を損なうようであると今度困るので。例えば、その業者さんにしても宮大工さんとか、そういう実績のあるところじゃないと困るとかってなると、当然普通よりもコストが上がったりするんですね、割とこういうやつっていうのは。

だから、今回格安でされたというのが、どうなのかわからんけれども、それはどういう工事をして、そういう工程であれば大丈夫ですみたいな、文化財としての価値を損なわないっていうのは確認をされた上での工事と思っていいんですかね。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

そのとおりございます。

具体的に申し上げますと、修理の際に本瓦っていう今の瓦ではなくて昔の形の瓦を使うっていうことが一つと、あと底板とかいろんな細かい柱があるんですけど、それがもともとの形状を損なわない物に交換するといった最低の条件のお話はさせていただいております。

相手の業者さんも、そういった大きなお寺の修理とかに長けた方ですので、問題ないということで判断いたしました。

**松隈清之委員**

わかりました。

先ほどから御意見あってますけれども、鳥栖市の重要文化財ということで、これを鳥栖市としてどういうふうに維持していきたいかっていうのも一つの考え方として、大事なのかなっていうのは、いや、もう維持していくのがしんどいから、例えばもう壊したいんだと。

こういう文化財って多分あるんですよ。指定されてしまうと、言ったら、もう維持しきらんくなったとしても、もう壊すのもちょっと難しくなるし、じゃ修理しろって言われると、今言われるようにいろんな条件があって、そんな金をね、丸々出してくれるならいいけれども、それこそ今回だって75万円でしょう。

実際かかってるの二百何十万かあったじゃないですか。250万円ぐらいあったじゃないですか。

それを、もちろん民有地ではあるんだけど、民有地だし構造物もそうなんだけど、本人たちが、もう維持しきらんてなってきたときには教育委員会としてはどうするのかなあと。

それは、もううちが金出してでも、ぜひ維持しますっていうスタンスでいくのか、どうなのか。

これは別に、国の重要文化財もそうなんですよ。だけど、この重要文化財って維持する人が非常に、現状負担がかかっているはずなんですよ。

だから、そこをどう整理して考え方を持っていくのかっていうのは、今後においては重要なのかなと思うんですけど、どうでしょうかね。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

今、言われたとおり全国的な問題となっておりまして、例えば、特に古民家がそういった意見が多うございます。

国の重要文化財ともなると、やはりかなりの補助率があるんですけれども、登録文化財という制度がありまして、それについてはほとんどないということで、鳥栖市内にも登録文化財に該当する価値のある民家がたくさんありまして、その所有者の方にいろいろとどうですかってお話させていただいても、やっぱりちょっと遠慮するという形になるということがありますので、こういった方について、長期的な視野にはなりますが、保存について今後どうするかという考え方は出てくるかと思います。

だから、今、私たちのほうでは、鳥栖市誌の編成の中で、鳥栖中の古い建築物の調査を行いましたが、それ以降もやはり何軒かはやっぱり壊されているというのがありまして、そういったことについて、写真を撮らせていただくとか、図面を取るっていった記録保存でしかないものですから、やっぱり目に見える形で保存できる対策が必要ではないかなと思っております。

これは、国も県も考えていることですので、将来的にはそういった助成の制度が出てくるかなと考えております。

**松隈清之委員**

今すぐね、その答えを出せと言うつもりないんですけど、結局、所有者にとっては、こういう言い方すると、価値があんまりない。要は、そこまでのお金をかけてする価値がない。

ただ、それが地域的にだとか歴史的に価値があるっていうことになると、やっぱそこは合わないんですよね。

例えば、もう長崎街道の古い建物の町並みがすばらしいから残そうとなったとしてもですよ、本人にしてみればこういう古い建物を残していくのは苦痛だと。

ただ、地域とかの歴史的な財産として考えるならば――どうしても本人が、もう家を建て

かえたいとかってなったら難しいかもしれんけど。

残したいと思って、本人もそういうのに協力したいっていうんであれば、やはりその費用に関してはね、こっちがどれだけ残したいかっていう部分もあると思うんだけど、そこは考えていかないと、多分今の形のままだとそういう地域の歴史っていうのは、維持するのは非常に難しくなると思いますんで。

今後、そういったところも、ぜひ整理していくべきなのかなというふうに御意見をしておきたいと思います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**飛松妙子委員**

委員会資料の２ページですね。

先ほど、作業員賃金で150人と20人というふうにおっしゃられたと思うんですが、119万5,000円、単純に計算すると日程的に２日間ぐらいの日程なのかなとちょっと思ったんですが、この辺のことを詳しく教えていただければと思います。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

この見積もりに対しては、最大の遺構が出た場合の数を計算しておりますが、150人と先ほど申し上げたのは、現場で発掘作業を行われる作業員さんの賃金でございます。

ですから、今、事実上七、八人しか出ておりませんが、そういった方があと１カ月弱できる数ということになります。（発言する者あり）

現場に出られる作業員さんが150人という計算をしております。ですから、仮に10人出たとしたら15日分、５人だったら30日分という計算になります。

それとあと、24人と申し上げたのは整理作業員、つまり室内で、出てきた土器を洗ったり図面を整理したりする方の賃金ですので、これは恐らく、三、四人の方が一週間弱行われるという形で計算をしております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

それでは、具体的にどのくらいの期間を予定されているのかを教えていただけますか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

作業工程ということでございますか。

先ほど申し上げましたとおり、まずこの図面に示しましたように、２区というところにつきましてはもう既に、９月に入ってございまして、恐らく今月中には、この部分はめどがつくだろうということを聞いております。そして、残る地区について、この議決後に行います

ので、遅くても11月までには終了させてしまいたいなと思います。

ただ、もちろん天候の都合とか、そういったさまざまな都合がありますので、予定どおりにはいきませんですけど、一応そういった計画で考えております。

以上です。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**尼寺省悟委員**

今の件ですけど、これは緊急ってついとるよね、緊急という言葉が。単なる発掘調査やなくて緊急とついとるのは、なぜ。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

すいません、行政用語なんで申しわけございません。

発掘調査は、学術目的と緊急調査とございまして、緊急調査というのは壊されるから記録保存を取るための調査を私どもでは緊急埋蔵文化財発掘調査と申し上げております。

**尼寺省悟委員**

この工事が緊急に決まって、そして、そういう意味じゃないわけね。

学術調査と緊急調査があると、そういうことですね。（「そういうことでございます」と呼ぶ者あり）

わかった。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**松隈清之委員**

今の発掘調査の件なんですけれども、緊急ではあるんだけど、ここからすごいもんが出たと。

これを壊していいものかとなったらどうなるんですか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

そういうのが出た場合は、もちろん国交省と協議をすることになると思います。

すごいものが出た場合は、遺物だと出るかもしれないですけれども、遺構として、例えばよそで言われているような古墳とかが出て、すごい物が出た古墳だから残さないといけないとか、そういったものがここで出る可能性ありませんので、出てきた遺物については（「言いきった」と呼ぶ者あり）

いや、もちろん一般論で申しますとそういったことはあります。そのときは、施工業者のほうと協議をすることになります。

**松隈清之委員**

基本的には、周辺とかもこれまで何か調査をされてるだろうからそういうのはないという蓋然性が高いんでしょうけれども、こういったやつっていうのは、常に発掘っていうのは、もう常にされるんじゃないですか。遺物ってどんどんふえてきますよね。

前、山の上とかにもあったけど。遺物をどう、ふえていくしかないんですよね、遺物っていうのは、処分しない限り。

なかなか処分もできんと思うんですけど、この遺物の管理っていうのは限界にくるんじゃないですか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

これも全国的な問題にはなっております。

鳥栖市の場合は、本当は学術的によくないことかもしれないんですけれども、遺物を３等級に分けまして、一番すごいのと報告書に載せたような遺物、そうした物は手近に管理できるようなところに置いてございまして、それ以外の物については、もう直しきった状態にしております。

ですから、そういう形で分けると当面はできるんじゃないかと考えております。

**松隈清之委員**

だとしても、ふえ続けますよね。

全部掘り起こしてなくなるまでは出てきますよね。そういう保管場所っていうのは、困ってないんですか。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

今のところは足りていると申し上げたのは別の、例えば農業集落排水施設とかの使わなくなったところをお借りして置かしていただくとか、そういった形で確保をしております。

そういった物は、ほとんど見ないものなんですけれども、学術的に今後研究者が必要とするような物については、別のところにきちっと保管をしておりますので、そういった物のキャパシティーとしては当面問題ないと考えております。

**中村直人委員長**

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたします。

**中村直人委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、17日は休会でありまして、18日は現地視察となっておりますので、委員の皆様は、午前10時に玄関前に御参集をお願いしたいと思います。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

**午後２時35分散会**

令和元年９月18日（水）

## 1　出席委員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中村　直人 | 委員 | 飛松　妙子 |
| 副委員長 | 西依　義規 | 〃 | 竹下　繁己 |
| 委員 | 齊藤　正治 | 〃 | 松隈　清之 |
| 〃 | 尼寺　省悟 | | |

## 2　欠席委員氏名

なし

## 3　説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 野田　寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 実本　和彦 |
| 総務課庶務防災係長 | 古賀　庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係長 | 江下　剛 |
| 総務部次長兼財政課長 | 姉川　勝之 |
| 契約管財課長 | 森山　信二 |
| 産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | 萩原　有高 |
| 総務部次長兼庁舎建設課長 | 古澤　哲也 |
| 庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 | 田中　秀信 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉田　秀利 |
| 議会事務局長 | 緒方　心一 |
| 監査委員事務局長 | 古賀　和教 |
| 企画政策部長 | 石丸　健一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 鹿毛　晃之 |
| 総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長 | 田中　大介 |
| 情報政策課長 | 野下　隆寛 |

教育長　天野　昌明
教育次長　白水　隆弘
教育総務課長　青木　博美
教育総務課総務係長　眞子　寛盛
生涯学習課長兼図書館長　松隈　義和

## 4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　武田　隆洋

## 5　審査日程

現地視察

西法寺四脚門（蔵上町）

本原遺跡発掘調査（原町）

自由討議

議案審査

議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

〔総括、採決〕

報　告（総務部総務課）

令和元年８月の前線に伴う大雨による災害に対する鳥栖市の支援状況

〔報告、質疑〕

所管事務調査

新庁舎について

〔報告、質疑〕

## 6　傍聴者

な　　し

## 7　その他

な　　し

自　午前10時

現地視察

西法寺四脚門（蔵上町）

本原遺跡発掘調査（原町）

至　午前10時55分

ssssssssssssssssssssss

午前11時９分開会

**中村直人委員長**

それでは、本日の総務文教常任委員会を開きます。

ssssssssssssssssssssss

自由討議

**中村直人委員長**

それでは、委員間での、委員同士で自由討議があれば行いたいと思いますので、付託された議案を含めまして、議員間で協議したいことがあればお願いしたいと思います。

**松隈清之委員**

付託議案ではないんですけれども、架空発注の問題っていうのは一般質問等でも取り上げられておりますが、この総務文教のほうでも契約関係で全く関係がないというわけではなくて、事件は事件としてどういうふうに、職員の処分については既になされているわけでありますけれども。

どうしてこのような事が起こったのか、そこに対して、そもそも環境というか構造的に何か問題があるんではないかについては、まだまだ解明されていないと思っています。

過去、いろんな不祥事、ここ近年の不祥事を見ても、給食センターの天井崩落とかですね。あるいは、農地法違反についても、やはり第三者の検証の目を入れてきている経過も踏まえると、今回の件だけ内部的な調査のみで終わるというのも、むしろ市民に対して不信感を与

えるということにもなるのではないかと思いまして、議会は議会として今後取り組んでいける分はそれぞれ会派、個人でやるとしてもですね。

やはり、今回の事件に対して構造的に環境として、今、鳥栖市が抱えている問題が本当になかったのかどうかについて、執行部としては第三者にそういう検証をお願いするとか、何らかの対応をする必要があるのではないかというふうに思っておりまして、そのことにつきまして、ほかの委員の皆様の御意見も伺いたいなというところであります。

**中村直人委員長**

という意見ですが、何かほかに。

**飛松妙子委員**

私も、まだ不祥事事件の真相解明が、市の中でできてないんではないかと思っています。

その理由としては、やっぱり市長が、この不祥事を起こす、至った次長の背景とか、どういう状況に追い込まれて不祥事を起こすに至ったかしっかりと見定めて、それに対して我々はできなかったこと、できたことっていうところを見定めていくっていうことをおっしゃってあったことに対して、まだそのことの説明もございませんし、だからこそ、こういう対策を打ってたっていう理由づけもありませんので、しっかりそこはもとに戻して、こういう不祥事が起きたのかっていうところを市がどういうふうに検証しているのかっていうところを、ぜひ教えていただきたいと。

また、それに対して疑問なことがあったら質疑応答をさせていただきたいなと思っています。

**中村直人委員長**

ほかには、何かありますか。

**尼寺省悟委員**

そうですね、一般質問で成冨議員が、この架空発注の問題の件について、もう執行部は幕切れというふうに思っているんじゃないのかと、そういった指摘をしたんですが、私も思うんですよね、報告書を出しただけで、もうこれで終わりなんだと。

給食センターの問題のときにはね、さっき言われたように第三者を入れた形でもう一回きちっと――あんま、きちっとじゃないんですけどね――報告書を出したと。そういった点でまだまだ本当に解明されていない問題があると私は思っとるんで、そういった意味でもっと解明が必要だし。

あとは、契約の問題について、これ決算のときにいろいろ言おうかと思っていたんですけどね。うちの契約のあり方についても、やっぱり問題があって、それが今回の件の温床になっていたんじゃないかなと思うんですね。

簡単でしてしまってもっともっとあると。これだけやないと。氷山の一角じゃないのかなという気は、私はするんで、もう少し解明が必要なんだと。

じゃあ、どういった形でするのかっちゅうことについては、もう少し議論をしていくべきじゃないのかなと、そんなふうに私は思います。

**西依義規委員**

多分、その解明がされてないっていう捉え方が、多分、事実をもっともっと深く調べるのか、それともそれに至った、おっしゃった背景とかですよ、どういう。

だから、議会として執行部のやり方が不満であれば、やっぱ議会として何らかの、我々がまとまってこういうことについてっちゅうのをまとめてから投げたほうが、どこがそのあと。

その分に対しては、例えば業者の具体的な数字とかまでいくのか、それとももっと、次長の心が変わっていった背景まで調べていくのか、本人呼ばないかんのかっていうのは、あくまで我々が議会として動くのか、また執行部にお願いするのかっていうので違うかなと。

議会としても調査ができますよね。議会として、できますよね。そこら辺はどう、どういう感じをイメージされているのかなと。

**松隈清之委員**

僕もそう思うんですよね。だから、僕は議会として、先ほど飛松委員も言われましたように、議会としてやるべきことは当然やらないかんと。

ただ、一定これまでの不祥事に対する取り組みとして、第三者の目を入れて検証したり、問題点について弁護士等から、あるいは専門家等からの御指摘を受けてきた経緯がありますんで、じゃあ、なぜこれだけしないのかと。

今回の執行部のスタンスっていうのは、要は、架空発注っていう事実、事実が認定された時点で、こういう事実は、もう本人も認めてるし間違いないから、だからその事実をもってこういう処分が相当ということだけで終わっているんですよ。

ただ、私が問題にしているのは、何でそういう法に触れるようなことをしてまで、そういうことしなきゃいけなかったのか。

それが、じゃその業者と次長の関係によるものなのか。あるいは立場として、業者のほうがすごく強いのかとか。なぜ、そうなっているのかとか。

そういう問題がたまたま、人としてですよ、次長の個人の資質によるものなのか、あるいはその場にいたのが別の次長であっても、こういう状況になればそういうことを考えてもおかしくないよねっていう環境になるとしたら、それは単に事実に対して処分するというよりは、そこに構造的にとか、環境として何らか問題があるとすればそれは、やっぱ改善していかなきゃいけないし、改善するための方法も考えていかなきゃいけない。

そこは、議会としてやれるべきこともやる必要はあると思うし、一方で執行部は執行部としてそういう問題点、今回起こった事件に対して、これをどこまで次に生かす、こういうことが二度と起きないようにっていうふうに生かしていくとするならば、それが自分たちで、お手盛りの調査して終わりではなくて、やっぱり第三者も入れた、専門家も入れたところで、やっぱり見ていただいて、そこに問題があったんだなっていうのは、やっぱり自ら検証する努力をするべきだと思うんですよ。

だから、僕は両面あっていいと思うんですよ。

議会は、だからもう第三者に投げたからやらないじゃなくて、議会は議会として、気になることをやらないかんし、執行部としては、第三者も入れてきちっと検証して、我々としては弁護士さんとか、あるいは建築とかね、そういったのに詳しい方とかの意見を聞いて、こういう入札の、それこそ入札のやり方に問題があったのか。あるいは、そういう業者と職員との関係が長いこと慣例的にそういうことになっていたとするならば、そこは改善する努力をしていかなきゃいけないし。

そこは、単に起こったことだけを確認して処分するだけでは次につながらないし、僕はほかの職員にも聞くけど、いまだに事の、どういう事が起こったのか知らない職員いっぱいいるんですよ。

これで、どうやって共有するんですかと。ただ単に、あれは次長が問題がある次長で、あの人が悪かっただけで処分するなら、多分教訓にはならないと思う。

だから、そこは議会としても引き続き必要なことをやっていくべきだし、求めるべきだし、一方で執行部は執行部としての責任をちゃんと果たす必要があるのではないかというふうに思っています。

**西依義規委員**

今、ちょっと議会改革のほうでいろいろ、基本条例をずっと練り直してるんですよね、検証で。

例えば、委員会活動の中には公聴人であったり参考人制度が一応条例にあってですね、そういう場合は、しっかり呼んで聞くっていう条例がある、我々が自分でつくっているんですよ。

だから、僕は、もちろんその第三者をしてもいいけど、そういうほうにこれをきっかけに、市役所の倫理なりそういったところをしっかり、もう二度と起こさないようにして、議会としてもちゃんとそこはやってますよって。やらないかんことなんで、そこのほうに、どちらかというと気持ちはそっちのほうかなあと。

もう一回執行部っていうよりも、我々は我々のどこまで調査できるかわからんですけど、

我々なりに調査をする権限があるんであれば、我々なりのやり方で市民の皆さんに、我々なりの説明をするのもありかなと思うんで、自分の意見ですけど、はい。

**松隈清之委員**

おっしゃられるように、議会として、ただその取り組み方としてそれが、総務文教でやるのか特別委員会なり、あるいはもっと調査権を強行にしようと思えば百条委員会とかっていうのは、またどこのテーブルに乗せるか、この場でね、委員長がそれに対してどう取り計らってもらうかわからんですよ。

ただ、今回僕がここで一つ言っているのは、あくまで上下水道局の問題なんだけれども、これを結局、今後に生かしていくためには全庁的な取り組みとして、それをちゃんと検証して、全職員に周知させる必要がある。

それは、やっぱり音頭とるのは総務部だと思うんですよね、契約の部分も抱えているし。今後そういう、いろんな契約とか発注にかかわる業務に対して、上下水道局で終わるんではなくて全庁的にしていこうと思えば、いろんなところで契約事務、当然あるわけだから。

ただ、全庁的な取り組みとしてやるんであれば、まずそこの音頭は総務部がとるべきだと思っているわけです。だからここで、ちょっとお願いしてるし、このタイミングで一つ言ってるっていうのは、ここで、委員会としてですよ、もし、そういう申し入れができるとしてもその場で回答出ないと思うんですよ。その場では。

まだ今後、定例会自体、決算が終わるまであるんで、そのときまでぐらいに何らかの方向性をね、示してもらうための時間も、ちょっと必要かなと思って。

このタイミングで、ぜひちょっと、まとまるようであれば執行部に対して申し入れをしたいなと。

議会としての取り組みは、だから、ここでやるのか、あるいは、議運でテーブルに投げて特別委員会をつくるべきという声がまとまるのかっていうのは、今後どうなっていくかっていうのはわかんないですけどね。

**尼寺省悟委員**

私、以前ね、江副委員長に対して、担当課もあるから、あんたんところで参考人の招致、あるいは今村さんも含めてしたらどうかという話をしたことあるけどね。

彼は、それに対して、いや、私の一存では決められないから、ううんっていう話になったけどね。

ここはこことして、契約管財課っていうの抱えているから、契約のあり方という形でね、観点からでもできるし。さっき百条委員会という話も出たんですけど、参考人を招致したとしてものらりくらり逃げられたらそれまでやしね。我々に捜査権がないんだから、ずっと突

っ込むっていうことできないし。

ただ、百条委員会であれば、うそをついたらあるというようなことで、そういったこと含めてね、やっぱりこのまま終わったら私はいけないと思うんで。何らかの結論をね、出せればいいかなとは思っています。

**西依義規委員**

だから、もう一回、飛松議員がおっしゃった、まだ真実をあぶり出すっていうのには、僕はちょっとあんまり乗り気じゃないです。

今後、もちろんこれはこれで、執行部が調べた資料をもとに、こういうのをもう二度と起こさないためにはどうすればいいかという議論はどんどんすべきやし、それは絶対必要なことだと思うんで、そこのニュアンスが、いや、まだ足りない、もっともっとなのか。いやいや、これは絶対、二度と起こしたらいかんけん全庁的に、おっしゃったように総務部が音頭をとって、その契約のあり方にしろ、そういった連絡のあり方にしても、そこを徹底して、ガイドラインなり、条例なり、規則なりをちゃんとつくりなさいっていうなら、僕は全然賛成ですね。

違いますか。

**飛松妙子委員**

私が何でそう言ってるかっていうと、さっき松隈さんも言われましたけど、やっぱり末端までこの不祥事事件が、どういうことを背景に起こったかっていうのが、まだ理解されてない。

ああ、上下水道局がやったとねっていうぐらいの感覚になっているんじゃないかなっていう危惧があって。その理由の一つが今回――今回というか９月に入ってからやったかな。１件御相談いただいた件が、補助金をもらうに当たって担当課が間違えて余分に補助金を支払ってるんですよ、去年の 12 月に。

それは、８月に発覚して、それを、また補助金をその方はもらうに当たって手続をしたときに、いや、前に余分に払ってたので今回は払えませんと。

ですから、次に払いますっていうことで、結局その方はその補助金がないと、生活を今後どうしていけばいいのかっていうところで御相談をいただいたんですね。

それを、市役所のほうに確認しに行ったときに、説明をされるんですよ。でも、じゃ 12 月に払ってるってことは決算終わってますよねと、３月で。それ県の補助金ですと。

県は県でそういうことわかったので、後で戻してくださいと。

じゃあ、それがきちっと上司に報告いっているかって、いってないわけですよね。

ある意味それって、見つかったからそういうふうになったんだけど、そこを発見できなけ

れば、ずっとそれが流れたままで。後からわかったとしたら、そのときにそういう不正を起こしてた――不正っていうか、間違いを起こしたっていうことが、上司への報告とか、じゃどういうふうにしていくのかとか。じゃあ、対策どういうふうに打つのかとか。

結局、わたしから相談を持ちかけなければ、いや、こういうふうに次回からしますということにはならない。そう考えるときに、小っちゃいことかもしれないけど、今回起こった不祥事がそういう小っちゃいところからの積み重ねで、もしかしたらこういう大きいところにつながっているんじゃないかなと。

だったら、今村次長の起こしたこの背景っていうものが、どういうつながりでそうなってきたのかっていうのはしっかり、執行部としてそこを把握した上できちっと指導教育をしていかなければ、この不祥事っていうものがずっと今後も続いていくのではないかなっていうところをすごく危惧しているので、本当にしっかり、そういう背景とかを見極めていらっしゃるのかなと、執行部が。

そこがすごく心配なので、きちっと真実っていう、そういうところをしっかり出していただきたいと。

本当に本人だけの問題なのか。そこで、本当に本人だけの問題ですって出れば、じゃ個人のモラルとしてもそこの教育っていうところが、今後は執行部として課題になってくると思うんですけど。そこの背景っていうのは、すごく大事かなって思ってます。

**松隈清之委員**

もちろん、これ以上真相を探るのには賛成じゃないっていうのが、どういう意図なのかわかんないですよ。

ただ、例えば、もう既に処分を受けてますと、だから本当にもっと悪いことをしてたんじゃないのかとか、これ以上、もっと重い処分を科すべきだとかっていう意図ではないんですよ。だから、もう起こった事実に関しての処分は受けてるんで。

ただ、それ以外のね、例えば何でそうなってしまうのかっていう環境は、もう本人がつくり出したのか、あるいはもともとそういう環境があったのかとか、あるいは契約に関しても、今回分離発注されてますよね。その分離発注も、例えばもっときりがいいところですれば、こういう下地処理まではこっちとか、じゃあ塗るところまでそっちでしてたほうがよかったんじゃないの、こんなトラブルなら。

ただ、分離発注するときに、今回、２社のＪＶが１個と、１社ですよね。結局、２億円、１億円ぐらいのバランスですよ。

言えば、その分離発注するときに、金額的なバランスをとることを重視して、切りが悪いところでこういう発注をしたとするなら、そこも僕は問題だと思うわけですよね。結局、そ

ういう中途半端な工事の取り合いの部分で、ちゃんとしてればいいことかもしれんけど、そういうトラブルが起こる可能性を高くしてしまうとか。

だから、確かに全部ちゃんとやってれば起こってないことかもしれんけれども、そういういろんな原因が積み重なって起こっているとしたら、それは、もう次長の責任じゃなくて、そもそも発注の仕方とかね、これは金額ベースじゃなくて、やっぱりある程度切りのいいところでせんと、これじゃなかなか難しいよとか。

それが、一端にあったとするならば、やっぱそこも見直していくべきやし。

だから、本人がやったこと、もちろんそこも追求しないとその背景っていけないところもあるんだけど、でもそれは、本人をこれ以上責めるというよりは、そこまで調べないとどこに問題があったのかがわからない。であれば、そこは調べなきゃいけないと思うんですよね。

ただ、それはこれ以上、言うたらむち打つためにやるんではなくて、本当にそこを調べないと今後に、どこに問題があったのか、これを教訓として、じゃ全庁的に、こういう事をするとこういう事があったんだよって。

誰も知らないんです。何で、それが起こったかって、今でも。

課長クラスであっても――末端のね、全然若い職員が知らんのは、まだ無理もないかもしれんけど、課長クラスでしか知らない、どういうことが起きて、何でああなっているか。

これでは、多分再発防止をどんだけやるつっても、過去これだけ繰り返されているっていうことは、結局そこがまだ、浸透してない。そういう意識になってない。

これ、多分繰り返されると本当に、もういよいよ鳥栖市はどうなってるんだっていう市民の目が厳しくなって、職員も真面目にやっている人もやりづらい。

だからこそ、きちっと第三者の目を入れて、その検証して、ここに問題がありましたと。本人の問題、瑕疵としてはここだけど、その瑕疵に至る手前でこういう環境がありました、構造的にこういうところがありましたっていうところも踏まえて今後に生かしていく必要がある。

だから議会としてあるべきことは、どのステージでやるのか、総務文教でやるのか、新たな委員会を設けるのかは別としても、執行部に対しては、まず市民に対しての説明責任って、自浄作用がちゃんとあるんだって言うためにも第三者の目を入れてきちっと検証していくことをまずは申し入れをしたいなと。

**尼寺省悟委員**

その真相、私は解明されていないのは何でかっていうの、これだけの事件を起こしながらさ、当人から何も聞いてないよね、議会は。全部、執行部を通してしか聞いてない。

もし、彼らが間違って――うそついたって、言い過ぎかもしれんけどね。そうなったら、

全然入ってないしね。

あれだけのことを、たかだか130万円のことで、何でこんな危ない橋を渡ったのかね。そして、何でそれを言ったのかとか。その辺を含めてみて、一番出発の地点でわかってないということがあるんだから、それは本人の口から、やっぱり聞かんとね。

ほかに隠された問題があるんじゃなかろうか。氷山の一角じゃないのかという疑惑っちゅうのが私もまだまだね、探究されてないと思う。

そういった意味で、もっと調べる必要があるじゃないかと。

**西依義規委員**

だからそれを、建設経済常任委員会なりで、今村さんお呼びして、我々が、向こうの方が聞いて、それで僕は全然いいんで。

第三者、もちろんきれいに報告書やったらお金もかかるし、弁護士費用も、前回もかかっとったですよね、結構。そうじゃなくて、せっかく、業者さんが３名と今村さんとその部下の方がいらっしゃったら、公開にしなくても、秘密会でもして、その所管の委員会がこの問題を追及していただくのは僕は全然、そうすべきだと思いますけど。

それを、第三者は反対じゃないんですけど、まずは僕らもやれることがあるのかなと思ったけんですね。そっちが先かなと思った次第です。

**松隈清之委員**

後先じゃないと思うんですよ、議会の責任は議会の責任として、今後も果たしていくべきだと思うんですよね。それは、さっき言ったようにステージが建設経済なのか、ここなのか。

その事件の細かな部分に関していくと、多分ここは難しいのかなあという、事件自体がもう上下水道局なんで。今後のことに対してとか、全庁的な取り組みとしてはここでもいいのかもしれないけど、事件に関していえば、多分建設経済になるのかなと思います。

議会として、じゃ新たな委員会設けるとかっていうのはまた別の問題、議会として今後どうやるかっていうのは総務文教だけの問題ではないんで、それは別の問題としてやるべきだと僕も思うんですよ。

ただ、ここで総務部に言うべきなのは、我々は我々としてやっていくけれども、あんたたちも自分たちで起こしたやつ、自分たちで事実確認をして処分したけん終わりと。いや、それじゃあ本当の意味で再発防止とかね、構造的に抱えている問題についてまでは何も踏み込んでないでしょうと。そうしたら、別の人がその立場になったら、また同じことするかもしれんやんって。

それが人の、本当にその資質がなくてそういうことを起こしたのか、そこの立場に立てば誰でもそういうことをしなきゃいけないのかなというふうに追い込まれたりするような環境

があるとしたら、そこはやっぱり組織としてちゃんと検証されるべきだから。

それは、もう自分たちでしても信用がやっぱり得られないとするならね、市民に対して、ちゃんとこれだけの――言うたら刑事事件ですよ。

まだ、告発も告訴もしてないけん、そこまでならんけど。内容的には、もう間違いなく刑事事件なんで。

それを、農地法違反とかね、事務的なミス云々ですら第三者委員会とか入れてるのに。明らかな事件を自分たちでやって、終わりっていうのは、市民の目からしたら、結局、自分たちには甘いのねというそしりは免れんと思うわけですよね。

だから、我々は我々としてやっていくけど、執行部もそれぐらいちゃんとこの事件に対して検証すべきじゃないのかというのは、執行部に対して言うべきだと思うんですよ。

僕らが、もうそれで投げて何もしないではなくて、議会は議会として今後も必要性があれば、それは総務文教であろうと建設経済であろうと、議会全体であろうとそういう声があればね、やればいいだけであって。

執行部に対して言うべきは、やっぱり自分たちでやって終わりじゃなくて、そこに対して、市民にも説明がつくように、第三者の目を入れてやるべきじゃないかっていうのを申し入れはすべきかなと思うんですけどね。

**中村直人委員長**

いいですか。

〔発言する者なし〕

それじゃ、今それぞれ問題があっておりますけれども、一つには一般質問のときにもあったように、きちんとして委員会に報告をするというのが１つありましたので、それはそれに委ねると。

それから、今言われているのは倫理感の問題だろう思うんですよね。

だから、ここは倫理条例もあるけれども、倫理感の問題もあるし、そういったものについて、執行部としてきちんとこの倫理条例に基づいてやっていくような状況も踏まえて、職員に対するいろんな伝達をしていかなければいけないと思いますので。

そこら辺は、今後ちょっと状況見ながら、そういった点も含めたところの、閉会中でも委員会を開いて、決算委員会終わった後でもいいですから、閉会中でもそこら辺の事情聴取をして、こういった職員のモラルの問題についてどのような指導対処をしているのかなどを含めて協議をするという場を設けたいと思いますけれども。

そういった方向でいいかどうか。

**松隈清之委員**

私は別に、それはそれでやっていただくとしても、今求めているのはそういうことではないですよね。

あくまで、執行部としてこの問題に対して、公平公正な目を入れて、きちっとこの問題に対して検証をすべきだと思っているわけですよ。

これが、さっき言ったように、倫理感っていうことになると本当にじゃあ次長、あるいはそこに絡んだ２人の職員が、本当に倫理的に問題があると、個人の資質にしてしまう、それももちろんあるんでしょうけど、本当にそうなのかと。それよりも、構造的にそうせざるを得んようなものがあったとするならば、それはやっぱり組織としてきちっとその問題点は把握すべきだし、今後そういうことがないようにしていかなきゃいけないと。

あんまり倫理で言ったら、もうこの人たち、それこそ資格ないですよみたいな話になっちゃうんですよ、そうなると。

だから、僕はもちろんやったことは悪いことだし、倫理的に許されることではないとしても、そうならざるを得んものがあったとしたら組織としてきちっとそれを検証して、今後に生かすべきだからそれを自分たちでできないというならば、第三者にきちっと委ねるなりして検証すべきじゃないですかっていうことを、このタイミングで申し入れをして、また今後決算ありますんで、そのときにその返事が聞きたいと思っているんですよね。

**尼寺省悟委員**

私もそう思いますけどね、今の状況では、やっぱり真相の解明にほど遠いと。

そういうことで、やっぱり給食センターと同様に、第三者を入れた形の検証委員会をつくって、もう一回検証し直せという申し入れしたらどうかと思いますけど。

**西依義規委員**

私も、これはやったらいかん事っていう事実もわかってますし、再発を絶対しちゃいかんし、このまま終わってはいかんと思います。

ただ、それがどういうやり方、おっしゃったように、全部僕も、過去の資料を見たら報告書も出てますんで、弁護士２人からですね。

そういうイメージですよね。同じようなやつを、経過からずっと書いたやつを調査しなさいというふうに申し入れすることは賛成です。（発言する者あり）

**尼寺省悟委員**

まとめるって言ったら、今まで出している報告書をね、ただなぞるだけのことだから、それじゃやっぱりいかんのであって。

やっぱりちゃんとね、弁護士は弁護士としての再調査ということを含めて、第三者の検証委員会を（「再調査」と呼ぶ者あり）再検証。

**松隈清之委員**

執行部が今回やったのは、あくまでその事実確認なんですよね。

要は、本人が架空発注ということをやりましたと。言って来ましたと。

それに対して、その職員に聞き取りして、業者に聞き取りして、それぞれの言っていることに間違いがないと。

齟齬がないので、この言って来たことも事実だろうと。

だから、架空発注しましたと、公文書偽造しましたっていうことが確認されたので、こういう非違行為に対して処分をしましたなんですよ。

だから、起こった事実を調べるだけは、多分終わってるっちゃ終わってる。だって、それ以上、本人が認めている以上、もう調べる必要がない――悪いことに関しては、やったことに関しては。

ただ、我々はそうじゃなくて、それが起こった背景とか、何でそこに至ったのかも含めてやらなければ再発防止につながらないと。

だから、単に事実確認をしただけの調査ではなくて、その背景も含めて、この問題が起こったことに対してきちっと踏み込んでいかなければ、今回の事件自体が、ただ単に数人の職員が悪いことしました、で終わっちゃうんじゃないですかってことなんですよ。

だから、そこの中でやっぱり目的が違うんですよ。今まで執行部がやったのは、非違行為を起こした事の事実確認をしたまでなんですよ。それが確認されたから処分をしたというだけなんですよ。

だから、違う目的をもって調査を、ちゃんと改めてしてくれと。

**西依義規委員**

農地法違反の報告書を見てみますと、そういう受託の経緯とか業務の内容とか、至った背景とかずっと書いてあるんですね、ずっと。要は、弁護士さんの聞き取り調査なんですね、これは。と思われるとか、考えられるとか。一応、弁護士さんの推測まで書いてあるんですよね。

だから、そういうことをした結果、これは、例えば処分の妥当性とかまで書いてあって、そういうところで結果それが出て、やっぱ処分が甘いとか、そういうふうになる場合もありますよね、聞き取った結果。

そこまで、再調査っちゃそういうことですよね。

そこまで、もう一回がっとあぶり出す必要が、甘いかもしれんけど、これぐらいの調査は、報告書は要るかな、は思います。後々これ残るためにも、何も残ってないけんですね、このこと。

ただ、松隈議員がおっしゃっているのは、その背景とか再発防止にこの報告書がつながるかなっていうのはちょっと疑問は残るんですけど、今読んでてですね。

**松隈清之委員**

それって、やっぱりどういう意図を持って調査するかなんですよね。

だから、我々がそういう意図をもって本人の、単に悪意だとかね、追い込まれてなのかっていう、単に資質だけで本当にそうだったかもしれないし、あるいはそこはたまたま、そこにいた次長が誰であっても、こういう環境に置かれたらやっぱそこまでなるよねというものであるなら、それは、もうそういう組織をつくっている、そういう組織にしてしまっている現状自体にまた問題があるわけだから。

そこがわからないんですよ、何でしたかっていうことが。

一般質問でも言ったんだけれども、別に発注者として、ただ工事してくれっていうだけの話を、何で工事がおくれる心配をしなきゃいけないのかっていうのは、全く理解ができないんですよ。

単に、施工不良等が続いておくれた分は、もう取り返しがつかないですよね。そっからさらにおくれるっていうのは、誰かが、要は次長の努力でそれが進むか進まないかっていうことは、要は、意図的にそれを誰かがとめているとしか考えられんわけですよ。

ということは、要はそんだけ受注者のほうがそんなに立場が上なんですかと。こっちは、ただ単にやってくれって言うだけでいいのに、工事のおくれを心配する必要なんかないのに。

だから、それが理由だとしたら、その理由がうそなのか。あるいは、本当にそれだけ業者の立場が強いのか。

だとしたら、何でそういうことになっているのかっていうことがわからないのに、何で真相がわかったってなるのか。その理由を聞いたところで全く合理性がないんですよ、その選択をする必要がないもん。

だから、その選択をせざるを得なかった背景が何なのかがわからなければ、今後に多分つながらない。

だから、そういう意図をもって弁護士さんにそこも、そういうところをぜひ調べてくださいというふうにオーダーをすれば弁護士さんはそういう調べ方をする。だから、我々もそういう調査をしてくださいって申し入れをしないといけないと思う。

**尼寺省悟委員**

もう一つ言えばね、弁護士さんが直接、今村次長とか、あるいは関係あるいろんな業者に対して直接聞いてみると、そういったことも含めてみて、本当に整合性があるのか、事実はそうなのかといったところまでして、私は再調査っちゅうんか、そういったことをやってい

ければと思います。

**中村直人委員長**

じゃあ、採決が終わった後に、委員会として、この今回の架空発注問題について、再発防止のため、第三者委員会に調査を依頼すべきではないかという申し入れをするということ的な発言で申し入れをしたいと思います。

いいですか。

**松隈清之委員**

もちろん目的はそうなんですけど、だから再発防止につながるように、今回の事件に対して、その背景も含めて、徹底的な調査をお願いすると――目的は、もちろん再発防止なんですよ。

単に、再発防止のためだけってなると、ぼやける部分もあるかもしれないんで、あくまで今回のことが次につながるためには今回のことをきちっと調査をして、それがどこに問題があったかが再発防止につながるわけだから。

**中村直人委員長**

だから、そういった部分を含めて、第三者委員会に調査を依頼すべきではないかということでしょう。

だから、細かく言うならその文書をつくってもらわないと。

だから、大枠そういったものにしながら、話の中でそういったものをこちらから詰めていくということでないと。

だから、今後の問題として、再発防止のためにも第三者委員会に調査を依頼すべきではないかという申し入れをすると。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、以上のように執行部に再開をした後、委員会として申し入れをするということに決しました。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

いいですね。

それでは、執行部を呼んで総括の前に、陳情の協議結果についてということで、皆さんのお手元にあるのかな。

ありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それぞれ陳情について、質疑があったわけですけれども、最終的には当委員会として委員間での協議を踏まえ、陳情の趣旨を理解をし、今後検討いただくよう執行部へ要望いたしましたということで、議長のほうに上げると。陳情の協議結果を上げるということでお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

**松隈清之委員**

文書は、これなんですか。

**中村直人委員長**

だから、そのあとに僕が今言ったものをつけ加えます。(「つけ加えるということですね」と呼ぶ者あり)

意見がありましたと。当委員会としましては、委員間での協議を踏まえ、陳情の趣旨を理解し、今後検討いただくよう執行部へ要望いたしましたという文面をつけて議長のほうに、協議結果として報告をすると、こういうことです。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのように。

じゃあ、そのように執行部のほうにも、この後再開をして、総括の前に陳情の結果について報告したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは執行部が入るまで、暫時休憩いたします。

**午前11時49分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午前11時54分開会**

**中村直人委員長**

それでは、再開いたします。

これより採決を行いたいと思いますけれども、採決の前に総務文教常任委員会に陳情の件が出ておりました。

陳情第19号　「市内企業の健康経営にむけた支援」に関する要望書ということがあっておりましたが、議会としても、委員間での協議を踏まえて、陳情の趣旨を理解していただいて、今後検討いただくよう執行部へ要望するということで、議長のほうに検討結果を報告したい

と思いますので、執行部においても、よろしくお願いしておきたいと思います。

文面については、後で報告いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

## 総　　括

**中村直人委員長**

それでは、これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じて総括的に御意見等がございましたら発言をお願いしたいと思いますが。

ありますか。

〔発言する者なし〕

それでは、総括を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

## 採　　決

**中村直人委員長**

これより採決を行います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

### 議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

**中村直人委員長**

まず、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案乙第17号　令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第

３号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**議案乙第24号　専決処分事項の承認について**

**中村直人委員長**

次に、議案乙第24号　専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について**

**中村直人委員長**

次に、議案甲第43号　佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について採決を行います。

本案は、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は議案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**中村直人委員長**

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

なお、この際ですけれども執行部のほうに、委員会として申し入れを行うということに決しましたので、申し入れをしたいと思います。

それは、このたびの架空発注問題について、執行部としてそれぞれ調査をされていると思いますけれども、大変不十分ではないかという御意見の中、今後の問題として、いろんな面での再発防止のために、第三者委員会に調査を依頼すべきであると、この旨を総務文教委員会として申し入れておきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、報告につきましてはその都度、執行部と報告いただきながら議論するということにしたいと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

よろしいですか。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**報　告（総務部総務課）**

**令和元年８月の前線に伴う大雨による災害に対する鳥栖市の支援状況**

**中村直人委員長**

それでは、以上で採決を終わりますけれども、議案外の報告がありますのでよろしくお願いしたいと思います。

それじゃあ、議案外の報告、武雄市への職員派遣について、総務課ですかね。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

それでは、令和元年８月の前線に伴う大雨による災害に対する鳥栖市の支援状況ということで、資料のほうはお手元のタブレットのほうに送らせていただいていると思います。

**中村直人委員長**

ファイルについては、議案外の報告02（総務部）になります。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

それでは、説明いたします。

鳥栖市の支援状況といたしまして、まず人的支援の状況といたしましては、県から要請を受けまして、大町町のほうに９月の５日、６日、そして９日、10日と４日間、１人ずつ保健師を派遣しております。延べ４名の保健師を派遣をしておりまして、在宅避難者の巡回訪問を実施いたしております。

次に、佐賀県市長会から要請がありまして、武雄市のほうに職員を派遣しております。

まず、９月の４日水曜日から10日火曜日まで５人ずつ、７日間。ごみ集積場のごみ分別のほうに職員を派遣しておりまして、延べ35人となっております。

次に、９月の14日土曜日から18日、きょうまででございますが、２人ずつ５日間、ごみ集積場の交通誘導で、延べ10人を派遣しております。

あす以降の予定といたしまして、19日木曜から27日金曜まで、２人ずつ９日間、また、同じくごみ集積場の交通誘導で職員を派遣いたします。その分が18人で、合計で延べ67人の職員を派遣する予定となっております。

次に、物的支援状況といたしまして、武雄市のほうに、９月の12日木曜日に職員が支援物資を持って行っております。武雄市さんのほうで必要と言われた分について持って行っております。

内容といたしましては、照明器具と洗濯用品――布団ばさみとかハンガーとかを武雄市のほうに持って行っております。

その他といたしまして、関係団体の取り組みということで、鳥栖市の社会福祉協議会のほうが義援金箱を設置されております。市役所、図書館、社会福祉会館、あと各まちづくり推進センター、新鳥栖駅観光案内場に募金箱を９月２日から置いております。

そこに記載はしておりませんけれども、情報といたしましては、鳥栖・三養基西部環境施設組合では、県の要請によりまして可燃ごみの受け入れをしております。９月の６日金曜日から１日15トンの可燃ごみの受け入れを行っていると。大町町の災害ごみの受け入れというふうに聞いております。

報告は、以上でございます。

**中村直人委員長**

今、報告がありましたけれども、何か質問等ありましたらお願いしたいんですが、よろしいですか。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

職員の皆様には、災害対応、大変お疲れさまです。御苦労さまです。

このごみ分別で、武雄市のほうに行かれてるっていうことですが、大町町への支援と物的支援とかはなかったということでしょうか。

それは、大町町のほうからもう不要だっていうことで、ないっていうことですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

大町町のほうには、どちらかというと県を主体とした派遣が行われておりまして、私どもは、基本的に佐賀県市長会の要請を受けて武雄市を中心に派遣をしております。

当然、一番上の県の要請によりまして、保健師のほうは送っておりますけれども、鳥栖市は今のところ佐賀県市長会の要請で武雄市のほうを中心に支援を行っております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

テレビで拝見しますと、ごみの集積場がもう大変混雑な状況になっているのを見たときに、何か鳥栖市のごみ処理施設が大丈夫かなというところもすごく不安に思うんですが、できればこの集積場の具体的な土地の面積だとか、ごみを収集されている場所がどのくらいの面積を使ってされているのかとかいうのもわかれば、今すぐでなくて結構ですので御報告いただければなと、災害ごみの対応を、武雄市がどういう面積が必要でされていらっしゃるのかというのを教えていただきたいなと思いますがよろしいですか。

**中村直人委員長**

今の報告は、職員を派遣しているということですので、そこら辺の報告ですから、今の内容については、またちょっと別の問題だと思いますので、御了承願いたいと思います。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、次に庁舎建設課からも報告がありますが、準備のため暫時休憩いたします。

**午後０時３分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後０時５分開会**

**中村直人委員長**

それでは、再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**新庁舎について**

**中村直人委員長**

次に庁舎建設課から報告を受けたいと思います。

ファイルについては、今開けていただいておると思いますが、議案外の報告03になります。

それでは、報告をお願いします。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

お時間をいただきまして、ありがとうございます。

現在、検討を進めておりますサイン計画について御報告をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、総務文教常任委員会参考資料についてをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。窓口のサイン計画の案でございます。

サイン計画につきましては、シンプルで見やすく、わかりやすいサインを計画していきたいというようなことで、今検討を進めているところでございます。

右側のサインにつきましては、窓口カウンターの正面から見たイメージ図でございます。番号と課名、それに業務内容を表記したいというようなことで考えております。

課名のほうには、外国人の住民の方への対応といたしまして、平仮名と英語をあわせて表記したいというふうなことで考えているところでございます。

左側のサインにつきましては、窓口カウンターに対して垂直に設置する際のイメージ図でございます。窓口カウンターの前まで行かなくても、一定離れた位置からでも課の場所を確認していただけるように、番号と課名を表記したサインをカウンターに対して垂直に設置したいというふうに考えております。

使用する文字の書体につきましては、見やすく読みやすいゴシック体を使用したいと考えております。

それと、右上の破線に囲まれました部分につきましては、現在の窓口サインのイメージ図でございます。

現庁舎では、窓口の際は、床から２メートル20センチの高さに取りつけられております。新庁舎におきましても窓口サインの位置につきましては、現在と同程度の高さへの設置を計画しているところでございます。

次の、ページをお願いいたします。

１階の窓口サインパースのイメージ図でございます。

見ていただいている位置につきましては、新庁舎の東側の玄関から入って、窓口カウンターが設置されている手前まで進んだあたりから見たイメージ図となっております。

窓口カウンターの形状につきましては、以前も御説明いたしましたけれども、イメージ図のようにハイカウンターとローカウンターを配置しまして、プライバシー配慮ために、必要に応じまして直線型、それにＬ字型の仕切りパネルを設置する計画でございます。

なお、サインのデザインとか文言、それに配色、位置、また内装等につきましては、現時点におけるイメージでございまして、今回お示ししていますものをベースに今後検討をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ペーパーのほうでお配りをいたしました埋蔵文化財調査の実施についての御報告でございます。

新庁舎の建設予定地の埋蔵文化財調査を実施したいと考えております。

調査の場所につきましては、市役所敷地のグラウンド内でございます。調査の期間といたしましては、来月、10月の８日から12月末まで、作業時間といたしましては、午前９時から午後５時までを予定しているところでございます。

なお、調査期間につきましては、天候等により変更になる場合もございます。

埋蔵文化財の調査につきましては、各議員にもお知らせしたいと考えているところでございます。

以上、簡単ですけれども説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、何か確認したいことなどがありましたら、お願いしたいと思いますが。

**松隈清之委員**

この２ページ、３ページっちゅうのかな、そのパースとか、これ７っていうのは数字なんですか。それもこういう７みたいな形の出っ張りなんですか。

みんな７になっとるけど、パースみたいなの。これ数字なの。

**萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

窓口の数字でございます。

**松隈清之委員**

じゃあ、これ違う数字になっていくわけね、この後。

**萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

そのとおりでございます。

**松隈清之委員**

あと、それと、この埋蔵文化財の調査なんですけど、これもともと、ここは何かあるってわかっとるけん調査をするっていうことなんですか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

もともと、グラウンドのほうにつきましては、門戸口遺跡というふうな遺跡の周知の範囲内に入っておりまして、昨年の７月ぐらいでしたかね、確認調査をさせていただいた際に、

土器の破片のようなものが、あと穴を掘った跡のようなものが出てまいりましたので、本調査を行うというようなことでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

すいません、デザイン板なんですが、白を基調として白の番号とかで、これはちょっと見にくいんだと思うんですけど。ぱっと見て、やっぱ遠いなあと思うんですね、先が。

だから、手前から先のほうの番号が見えるかと考えたときに、もしかしたらちょっと見えにくいかなと。特に、御高齢の方とか見えにくいかなと思うので、手前に案内板があって、そこにも番号が書かれてて、こういう並びにですよっていうことをイメージして、考えていらっしゃるのかどうか教えていただいていいですか。

**萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

サインについては、そういったものを踏まえてこれから検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**松隈清之委員**

この案内なんですけど、よその役所に行くと、それは多分、いろいろ複雑になっているところなんかにはよくあるんですけど、床にこの窓口こっちですよ、みたいなのがあるところはあるじゃないですか。これは、割とすっきりしてるんで、ここではそういうことは考えてない。

結局、手前の段階で奥が見えなくても、ああ、このラインがそこなんだなっていうようなところがわかるところもありますよね。

**萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

真ん中には家具とかそういった物も入ってきますので、今のところそういった床でのサインは考えていないところでございます。

**飛松妙子委員**

そうしたら、例えばその番号ごとに、色分けすることとかも検討されていらっしゃるのかどうかを教えてください。

**萩原有高産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事**

課ごとに色分けとか、そういったことについては、今検討しているところでございます。

**中村直人委員長**

ほかにありませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で議案外の報告を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**中村直人委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、総務文教常任委員会を閉会いたします。

**午後０時12分散会**

令和元年９月30日（月）

## 1　出席委員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中村　直人 | 委員 | 飛松　妙子 |
| 副委員長 | 西依　義規 | 〃 | 竹下　繁己 |
| 委員 | 齊藤　正治 | 〃 | 松隈　清之 |
| 〃 | 尼寺　省悟 | | |

## 2　欠席委員氏名

なし

## 3　説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 野田　寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 実本　和彦 |
| 総務課秘書係長 | 森岡　敬晶 |
| 総務課庶務防災係長 | 古賀　庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係長 | 江下　剛 |
| 総務課長補佐兼職員係長 | 山本　英規 |
| 総務部次長兼財政課長 | 姉川　勝之 |
| 財政課財政係長 | 秋山　政樹 |
| 契約管財課長 | 森山　信二 |
| 契約管財課長補佐兼管財係長 | 下川　広輝 |
| 契約管財課長補佐兼契約検査係長 | 豊増　秀文 |
| 契約管財課主幹 | 中嶋　浩一 |
| 産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | 萩原　有高 |
| 総務部次長兼庁舎建設課長 | 古澤　哲也 |
| 庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 | 田中　秀信 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉田　秀利 |
| 出納室審査出納係長 | 長野　稚佐 |
| 議会事務局長 | 緒方　心一 |
| 議会事務局次長兼庶務係長 | 橋本　千春 |

| | |
|---|---|
| 議会事務局議事調査係長 | 横尾　光晴 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 廣重　浩三 |
| 監査委員事務局長 | 古賀　和教 |
| 監査委員事務局次長 | 飛松　研二 |
| 企画政策部長 | 石丸　健一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 鹿毛　晃之 |
| 総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長 | 田中　大介 |
| 情報政策課長 | 野下　隆寛 |
| 情報政策課長補佐兼情報政策係長 | 楠　和久 |
| 情報政策課長補佐兼広報統計係長 | 徳渕　英樹 |
| 教育長 | 天野　昌明 |
| 教育次長 | 白水　隆弘 |
| 教育総務課長 | 青木　博美 |
| 生涯学習課長兼図書館長 | 松隈　義和 |

## 4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　　武田　隆洋

## 5　審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

　議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

　議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

報　告（企画政策部総合政策課）

　公共施設等総合管理計画の進捗状況について

〔報告、質疑〕

## 6　傍聴者

な　　し

## 7　その他

な　　し

午前11時26分開会

**中村直人委員長**

それでは、これより本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

**中村直人委員長**

まず、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、審査日程案を配付いたしておりますけれども、付託議案につきましては、議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてでございます。

審査日程につきましては、本日は総務部、企画政策部関係議案の審査を行います。また、企画政策部の議案審査終了後に、議案外の報告を受けたいと思います。

あす１日は、教育委員会事務局関係議案の審査、２日は休会、３日は現地視察、総括及び採決ということでお願いしたいと思います。

なお、現地視察については、後ほど副委員長のほうから御説明したいと思います。

審査日程については、以上のとおり決したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員会の日程についてはお手元配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察と議会報告会における意見に関する協議につきまして説明をお願いいたします。

**西依義規副委員長**

まず、現地調査の御希望の場所があれば、３日が現地調査になってますんで、本日、きょう中に（「用意してないと」と呼ぶ者あり）

いや、まだ用意してないです。

申し出があれば、よろしくお願いします。

それと、もう一つが、先日の議会のほうで８月17日に議会報告会を行いまして、各委員会別でテーブルワークっていうか意見交換をした中で、総務文教常任委員会のほうに３点、御協議いただきたいという旨が議長から来ておりますので、御報告いたします。

資料は、９月12日の議運の資料に載ってますんで、そこの報告書をごらんいただきたいと思いますけど。

１つ目が、新庁舎のユニバーサルデザイン化と市民駐車場の確保について、２つ目が、不登校児童生徒への支援のあり方について、３つ目が、放課後児童クラブの充実についてという３つの案件が市民から出てきておりますんで、これに対する協議なり、今後の対応等を協議したいと思いますんで。

もちろん決算のときに、いろんな質疑の中からでもいいですが、よかったら最後にまとめの部分でお時間をちょっとつくりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

**中村直人委員長**

それでは、現地の要望があれば後で、副委員長のほうにお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、総務部準備のため暫時休憩いたします。

**午前11時29分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午前11時31分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**総務部**

**議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について**

**中村直人委員長**

これより、総務部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

参考資料として、05（総務部）委員会参考資料のファイルの準備をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

おはようございます。

それでは、平成30年度の決算について、総務部関係の主なものについて説明させていただきます。

説明は、平成30年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより行わせていただきます。

まず、決算書45ページ、46ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款２地方譲与税のうち項１揮発油譲与税につきまして6,775万3,000円となっております。

次に、45ページから48ページにかけてでございますが、同じく、款２地方譲与税のうち、項２自動車重量譲与税が１億6,690万1,000円で、合わせて地方譲与税といたしましては２億3,465万4,000円の交付を受けたところでございます。

次に、款３利子割交付金につきましては1,712万7,000円。

款４配当割交付金につきましては2,075万円。

款５株式等譲渡所得割交付金につきましては1,939万1,000円。

款６地方消費税交付金につきましては14億3,919万4,000円。

款７ゴルフ場利用税交付金につきましては1,479万8,823円。

款８自動車取得税交付金につきましては5,523万9,000円となっております。

また、地方消費税交付金につきましては、先ほど御案内がありましたファイルの中に、主要施策の成果というものが入ってるかと思います。その主要施策の成果の109ページ目――ちょっと後ろのほうになるんですが――109ページ目をお願いいたします。

こちらのほうに、この地方消費税の交付金のうち、社会保障財源化分の使途ということで掲載をいたしております。社会保障経費、社会福祉、社会保険、保健衛生など、障害者福祉、老人福祉から始まって予防費までの各サービスに要した事業費が約96億円程度ございまして、それに伴います一般財源分というのが一番右端２行分の合計で約42億円程度ございます。

そのうち、地方消費税の社会保障財源化分といたしまして５億5,614万2,000円が充当をしているということで、こちらの充当の割り振りにつきましては、各項目の事業費割で案分をしている分でございます。

続きまして、戻っていただきまして、49ページ目、50ページ目をお願いいたします。

款９国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては1,574万7,000円。

款10地方特例交付金につきましては6,979万6,000円の交付を受けております。

款11地方交付税につきましては８億6,931万5,000円でございまして、その内訳といたしましては、普通交付税が５億557万9,000円、特別交付税が３億6,373万6,000円となっております。

款12交通安全対策特別交付金につきましては1,912万円となっております。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、決算書49、50ページをお願いいたします。

そのページの一番下から次のページ、51、52ページの上のほうにかけてございます款13分担金及び負担金、項２負担金、目１総務費負担金、節１選挙費負担金６万5,963円は、土地改良区総代選挙に係る費用について鳥栖市土地改良区からの負担金でございます。

以上でございます。

**森山信二契約管財課長**

51ページ、52ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料、節１総務管理使用料のうち、電柱敷地料等につきましては、九州電力の電柱やＮＴＴの電話柱、無線基地局、鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、決算書59、60ページをお願いします。

その中ほどにございます款15国庫支出金、項２国庫補助金、目５消防費国庫補助金、節１消防費国庫補助金は、ハザードマップ作成費用に対する国の補助でございます。

次に、決算書69ページ、70ページをお願いします。

項３委託金、目１総務費県委託金、節１総務管理費委託金のうち、13万8,625円は原子力広報紙配布に係る委託金でございます。

節４選挙費委託金2,409万5,463円は、県からの県議会議員選挙及び県知事選挙の委託金でございます。

以上でございます。

**森山信二契約管財課長**

71ページ、72ページをお願いいたします。

款17財産収入、項１財産運用収入、目１財産貸付収入、節１土地貸付収入、その中の契約

管財課分といたしましては、京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

同じくその下の、目２利子及び配当金につきましては、総額235万8,106円となっております。このうち総務部関連の基金利子につきましては、財政調整基金利子17万6,356円を初め減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

同じページの一番下から、次の73、74ページにかけてございます款18寄附金、項１寄附金、目１総務費寄附金、節１総務管理費寄附金については、ふるさと寄附金として４万781件、４億2,897万1,265円の寄附をいただいたものでございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、中段になります款19繰入金につきましては、項１基金繰入金は、それぞれの基金を取り崩し財源として繰り入れを行ったものでございます。このうち総務部関連といたしましては、目１財政調整基金繰入金１億4,153万5,000円、目２減債基金繰入金43万5,000円でございます。

次に、73ページから75ページ目にかけてでございますが、款20繰越金につきましては10億3,872万9,122円となっております。

次に、77ページ、78ページをお願いいたします。

款の21諸収入、項５収益事業収入、目１競馬事業収入288万円につきましては、佐賀県競馬組合の平成30年度収益に基づいて配当されたものでございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、同じページにございます項６雑入、目４雑入、節３消防雑入の消防団員退職報償金等217万7,261円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から退団された７人分の退職報償金を受け入れたものでございます。

節４雑入のうち、総務課関係の主なものについて申し上げます。

総務雑入、全国市町村職員研修助成金23万9,892円は、市町村アカデミー、国際文化アカデミーの受講負担金について佐賀県市町村振興協会からの助成を受け入れたものでございます。

次のページ、79、80ページをお願いします。

２項目め、生活習慣病予防検診助成金52万5,628円、次の胃検診助成金９万1,500円、次の婦人検診助成金８万2,000円は、職員の健康診断に係る経費について、それぞれ佐賀県市町村職員共済組合から助成を受けたものでございます。

次の、災害派遣職員経費負担金467万3,261円は、気仙沼市に派遣しておりました職員の給料、手当及び共済組合費等に係る経費分を気仙沼市から受け入れたものでございます。

次の、退職手当等企業会計負担金318万7,292円は、退職者のうち、企業に在籍した者２人分の在籍期間中の退職手当負担分を受け入れたものでございます。

以上でございます。

**緒方心一議会事務局長**

ページ、77ページ、78ページに戻っていただきまして、議会雑入のタブレット通信費雑入につきましては、平成30年５月に運用を開始いたしましたタブレットに係る通信費を折半して御負担をいただいているものでございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、また79ページ、80ページにいっていただきまして、総務雑入のうち財政課分について申し上げます。

中段ほどになります競馬事業雑入100万円につきましては、競馬場周辺市道維持補修費としてミニ場外馬券場での売得金の一部が佐賀県競馬組合から入ったものでございます。

次にその下の、新市町村振興宝くじ収益金交付金につきましては、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が人口割などにより佐賀県市町村振興協会から配分をなされたものでございます。

その下の、市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ宝くじの収益金についての鳥栖市配分金でございます。

以上でございます。

**森山信二契約管財課長**

同じく、79、80ページの建物損害共済解約返戻金につきましては、鳥栖小学校屋外トイレの建てかえに伴う共済返戻金でございます。

その下の、建物総合損害共済災害共済金につきましては、鳥栖西中学校の落雷による設備破損などに対する共済保険金でございます。

さらにその下の、自動車損害共済解約返戻金、重量税還付金、自動車保険料払戻金につきましては、共用車２台分の買いかえに伴うものでございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、87から90ページにかけてお願いいたします。

款の22市債につきましては、総額14億2,620万円で、それぞれの事業等に応じて借り入れを行ったものでございます。

総務部の関連といたしましては、87、88ページ下段のほうにございますが、目５消防債の防災基盤整備事業につきましては、小型動力ポンプ付積載車４台及びＪアラート受信機等の更新に対する借り入れでございます。

次に、89、90ページのほうでの、目７臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額からの振りかえとして、臨時財政対策債６億円を借り入れたものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

**緒方心一議会事務局長**

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

まず、議会費でございます。

91ページ、92ページをお願いいたします。

項１議会費、目１議会費の主なものについて申し上げます。

節１報酬につきましては、議員22名分の報酬でございます。なお、２月から１名の欠員がございます。

節２給料から節４共済費につきましては、職員７名分の給料、職員手当等、共済費及び議員期末手当、議員共済費でございます。

節９旅費につきましては、議員・職員旅費及び出席費用弁償でございます。

節13委託料の主なものといたしましては、議事録作成支援システム保守業務委託料及び、次のページをお願いいたします。

94ページの上段となりますが、インターネット議会映像配信業務委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会等への負担金及び政務活動費交付金でございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

同じページ、款２総務費でございます。

項１総務管理費、目１一般管理費の主なものについて申し上げます。

節１報酬につきましては、個人情報保護審査会委員４人、固定資産評価審査委員会委員６人、嘱託員75人の報酬でございます。

節２給料は、市長、副市長の特別職及び職員69人の給料でございます。

次のページ、95、96ページをお願いいたします。

節３職員手当等につきましては、一般会計職員の時間外手当を初め期末勤勉手当、児童手当、退職手当等が主なものでございます。

節４共済費は、特別職及び職員69人の共済費でございまして、職員共済費、社会保険料が主なものでございます。

節７賃金は、産休育休職員の代替職員等に係る事務職員等17人分の賃金でございます。

節８報償費は、本市の顧問弁護士、産業医などへの謝金でございます。

節９旅費は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などの職員研修旅費が主なものでございます。

次のページ、97、98ページにかけまして、節11需用費の主なものとしましては、庁内の用紙代等消耗品及び町区掲示板の修繕料でございます。

節12役務費の主なものといたしましては、通信運搬費は庁内の郵便代、健康診断等手数料は職員、嘱託職員を対象とした定期健康診断の手数料、寄附システム等手数料はふるさと寄附を管理するシステムの使用料でございます。

節13委託料の主なものといたしましては、嘱託員69人分の研修委託料、新規採用職員研修、法制執務研修などの職員研修委託料及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料でございます。

節14使用料及び賃借料のシステム借上料は例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、上から５項目めの職員研修等負担金は、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、自治大学などへの研修負担金でございます。

次のページ、99、100ページをお願いします。

上から３項目め、全国高等学校駅伝大会出場補助金は、京都市で開催されました第69回全国高等学校駅伝競走大会に出場いたしました鳥栖工業高校に対する補助金でございまして、予備費から流用いたしております。

２項目下になります。

防犯協会補助金は、防犯灯設置など防犯活動を行う鳥栖市防犯協会に対する補助金でございます。

次に、目２秘書費の主なものについて申し上げます。

節９の旅費は、市長、副市長及び随行者の旅費でございます。

節10交際費は、弔意、慶祝、接遇等に要した費用でございます。

節19負担金、補助及び交付金の市長会関係等負担金は、全国市長会、佐賀県市長会などへの負担金でございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、103ページ、104ページをお願いいたします。

一番上の段になります。目５財政管理費について申し上げます。

節９旅費から節19負担金、補助及び交付金につきましては、予算編成、予算書や財務書類の作成、市債の発行管理に要する経費でございます。

以上でございます。

**吉田秀利会計管理者兼出納室長**

同じページの、目６会計管理費のうち主なものについて御説明いたします。

節11需用費のうち、印刷製本費は決算書等の作成に係る経費でございます。

その下、節12役務費のうち、公金振替手数料は金融機関への手数料で、市民税、軽自動車税、国保税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

その下、指定金融機関公金取扱手数料は、指定金融機関の公金取扱事務に係る手数料でございます。

以上です。

**森山信二契約管財課長**

続きまして、目７財産管理費につきまして御説明申し上げます。

節７賃金につきましては、本庁舎当直嘱託員４名分の賃金でございます。

104ページの下段から106ページの上段の、節11需用費につきましては、公用車の燃料費や庁舎に係る光熱水費、並びに空調などの庁舎設備、公用車関係の修繕料などでございます。

節12役務費のうち、通信運搬費につきましては庁舎の電話料等でございます。

建物共済保険料につきましては、庁舎を初めとする建物、構築物などの保険料でございます。また、自動車保険料につきましては、公用車の自賠責保険及び任意保険の料金でございます。

節13委託料につきましては、庁舎の施設管理委託料、清掃委託料などの庁舎管理に要する委託料と土地開発公社への委託料でございます。

節14使用料及び賃借料のうち、電気自動車等借上料につきましては公用車１台分のリース料でございます。また、ＬＥＤ照明借上料につきましては、本庁舎の照明リース料でございます。

節15工事請負費につきましては、本庁舎屋外防水の営繕工事費でございます。

節18備品購入費につきましては、公用車の購入費でございます。

次に、107、108ページをお願いいたします。

目８契約検査費につきましては、契約事務に要した旅費、需用費のほか、契約管理システムのシステム使用料などでございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、113ページから114ページをお願いいたします。中段になります。

目の12財政調整基金につきましては、まず財政調整基金積立金が７億1,017万6,356円を積み立てておりまして、平成30年度末の残高が約30億4,000万円となっております。

次に、減債基金積立金につきましては５億53万2,500円を積み立てておりまして、同じく年度末残高は約10億6,000万円となっております。

次に、目13公共施設整備基金費につきましては、利子分として13万9,714円を積み立てまして、年度末の残高は約32億円となっているところでございます。

以上でございます。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

その下になります、目14新庁舎整備費の主なものについて申し上げます。

節８報償費につきましては、新庁舎建設基本・実施設計業務の業者を選定するための委員会の委員３人分の謝金でございます。

節12役務費の不用額につきましては、基本設計の内容について整理、検討する期間を設けたことに伴いまして、建物の構造性能評価の申請手続を延期したことによるものでございます。

節13委託料の測量調査等委託料につきましては、現庁舎敷地の測量調査業務及び新庁舎建設予定地の地質調査業務等の委託料でございます。

その下の、設計等委託料につきましては、新庁舎建設基本・実施設計業務及び新庁舎オフィス環境整備支援業務の委託料でございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

次に、119、120ページをお願いいたします。

項４選挙費でございます。

目１選挙管理委員会費の主なものにつきまして申し上げます。

節１報酬は、選挙管理委員４人の報酬でございます。

節２給料、節３職員手当等、節４共済費は、選管事務局職員２人分の人件費でございます。

節14使用料及び賃借料のシステム等借上料は、選挙投開票管理システムのリース代でございます。

次に、目２選挙啓発費は、節８報償費のポスターコンクール賞品代など選挙啓発に要した経費が主なものでございます。

次のページ、121、122ページにかけてございます目３知事選挙費は、昨年12月に行われた佐賀県知事選挙に要した経費でございます。

目４市長選挙費は、ことし２月に実施した鳥栖市長選挙に要した経費でございます。

次のページ、123、124ページにかけてございます目５土地改良区総代選挙費は、昨年５月に実施し、無投票となった土地改良区総代選挙に要した経費でございます。

目６県議会議員選挙費は、ことし４月に行われた佐賀県議会議員選挙に要した経費でございます。

以上でございます。

**古賀和教監査委員事務局長**

続きまして、125、126ページをお願いします。

目１監査委員費のうち主なものについて申し上げます。

節１報酬につきましては、監査委員２名分の報酬でございます。

節２給料から節４共済費までにつきましては、職員３名分の人件費でございます。

次に、節９旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償でございまして、全国、西日本、九州都市監査委員会等の定期総会や研修会への出席に要した費用でございます。

以上でございます。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ちょっとページが飛びまして、203ページ、204ページをお願いいたします。

ページの下のほうにございます款９消防費、項１消防費でございます。

目１総務管理費の主なものについて申し上げます。

次のページ、205、206ページにかけてございます節２給料、節３職員手当等、節４共済費は、消防担当職員２人分の人件費でございます。

節19負担金、補助及び交付金は、鳥栖・三養基地区消防事務組合の構成団体のうち鳥栖市の負担金でございます。

目２非常備消防費の主なものについて申し上げます。

節１報酬の消防団員報酬は、団長、副団長以下消防団員の報酬でございます。

節８報償費の退職報償金等は、退団されました消防団員の退職報償金及び消防団員の訓練

活動に対する報償金でございます。

節11需用費のうち、被服費は新入消防団員の消防活動服などの費用でございます。

節19負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、公務災害補償組合負担金は、消防団員の公務災害時の休業、療養などの補償金に係る公務災害補償組合に対する負担金。また、退職報償金負担金は、消防団員の退職報償金の支給に係る共済金に対する負担金でございます。

次に、目３消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11需用費は、各分団の消防格納庫及び消防ポンプ自動車の維持管理に係る経費でございます。

次のページ、207、208ページをお願いいたします。

節18備品購入費は、小型動力ポンプ付積載車４台の購入費でございます。

節19負担金、補助及び交付金の消火栓増設等負担金は、消火栓増設及び維持補修のための上下水道局への負担金でございます。

次に、目４防災費の主なものについて申し上げます。

節12役務費の通信運搬費は、防災行政無線システムの電波利用料などでございます。

節13委託料は、災害ハザードマップ作成、気象専門業者からの気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務、防災無線システム等の保守点検業務などの委託料でございます。

次に、次のページ、209、210ページにかけてございます節19負担金、補助及び交付金は、防災行政無線を運用するための負担金、自主防災組織への補助金などでございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、また飛びますが、253ページ、254ページをお願いいたします。

款の12公債費でございます。公債費19億1,790万1,648円につきましては、目１元金分が17億8,324万6,277円。

目２利子分が１億3,465万5,371円となっております。

以上でございます。

**森山信二契約管財課長**

続きまして、款13諸支出金、項１土地開発基金費、目１土地開発基金費、節28繰出金につきましては、基金預託の利息と基金用地貸付料の基金への繰出金でございます。

以上でございます。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

次に、255ページ、256ページをお願いいたします。

款14予備費について申し上げます。予備費につきましては、緊急の事態に対応するために3,475万円を充用いたしたところでございます。

主なものといたしましては、７月豪雨に対する応急対応などによるもの。国の補正予算による小中学校特別教室の空調設備設置に係る設計に伴うもの。小中学校のブロック塀倒壊事故による緊急対応に伴うもの。鳥栖北小学校階段昇降機購入によるものなどでございます。

なお、残額が1,525万円となったところでございます。

以上で、総務部関係の決算の主なものについて説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

**中村直人委員長**

それでは、説明が終わりまして質疑に入りたいところですが、昼食のため暫時休憩をいたします。

**午後０時４分休憩**

**午後１時７分開会**

**中村直人委員長**

それでは、再開いたします。

執行部の説明が終わっておりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

すいません、98ページの防犯カメラのことがついていたのですが、現在、庁舎のほうに防犯カメラがついてないと思うんですが、庁舎ってすごい重要な書類とか、人の出入りとかも多いですのでそのあたりはどのようにお考えかをお聞きしたいと思うんですが。

まず、防犯カメラの設置が何台あるのかを教えてください。

**森山信二契約管財課長**

ただいまの、庁舎に防犯カメラがあるかという御質問だと思いますけれども、現庁舎の中には防犯カメラ等の設置はございません。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今、市内に防犯カメラということで、市が設置をしておる台数ということでございますが、鳥栖駅の虹の橋の東西にそれぞれ４台ずつ、計８台、防犯カメラを設置しております。

以上でございます。

**古賀庸介総務課庶務防災係長**

飛松委員の御質問にお答えします。

一般質問の中で、伊藤議員から御質問いただいておりましたが、市の施設の防犯及び管理、一般の防犯のためとはちょっと違ってくるかと、どちらかといえば施設の管理のためになるかと思いますが、小中学校に72台、公立保育園に８台、それから、今、課長も言いましたとおり駐輪場の自転車盗難防止のため、ＪＲ鳥栖駅に８台と株式会社創新さんから寄附された４台がありまして、計12台。それからＪＲ新鳥栖駅２台、ＪＲ旭駅に１台、合計95台が設置されております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

その95台の点検委託料が、23万3,280円ということでよかったでしょうか。

**古賀庸介総務課庶務防災係長**

この、総務費の保守管理委託料につきましては、先ほど内訳を申し上げましたが、ＪＲ鳥栖駅に12台ついております中、市で設置した８台――残り４台は創新さんの寄附になりますので、創新さんのほうでしていただいておりますが、８台についての保守委託料になります。

以上です。

**飛松妙子委員**

では次に、120ページの、選挙管理委員会にお聞きしたいと思うんですが、投票率が年々減っておりますので、この投票率アップのために、市の選挙管理委員会としては何を実施していらっしゃるのか。

具体的には減ってるので、何をしているのかを教えてください。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

要は、投票率を上げるためにどのような取り組みをしているのかということでございますが、当然広報車で広報して、回っておるというのは以前からもしております。

ただ、それについてそのまま、現状のままでいるかというとそういうことではなくて、広報の時間をずらして広報をしてみたり、広報の頻度をふやしてみたりということで、例えば通勤通学をされている方への広報をするために、夕方、ＪＲ鳥栖駅付近を重点的に回ったりとかということをやっております。

また、選挙があるということをお知らせするもう一つの手段として、ポスターとか、いわゆる電子掲示とかっていうことを、もうちょっと場所をふやしたりする必要があるということで、ポスター掲示の場所も２カ所ふやし、電子掲示についても庁舎内のデジタルサイネー

ジに選挙公報のお知らせを載せたりもしております。

そのほか、あと新しいものとしましては、地元に、鳥栖市内に短大がございますので、短大のほうに御依頼いたしまして、大学生に対して、いわゆる大学のポータル、ポータルサイトで投票をしていただけるように、ポータルのほうで短大生にお知らせをしていただいたりそういった工夫をしております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

いろいろ工夫していただいてるんですが、投票率アップにつながってない現状だと思いますし、あとやっぱ20代、10代の投票率が低いですよね、20％台と。

民間の方が投票率を上げようと、いろいろと、例えばお菓子屋さんが、投票に行き、投票証明書を持って来たらプレゼントしますよって。投票に行こうっていう呼びかけをしてくださっていらっしゃるわけですね、飲食費を割り引きしますとか。

そういう民間の方も投票に行こうということで、投票率アップに向けて頑張っていただいてますので、鳥栖市として、例えば証明書の発行については、全く何も掲示とかもないので、私ももらおうと思ってたんですけど、いざ行くと忘れて、帰ってしまって、ああ、しまったって思ったタイプの人が結構いらっしゃってですね。

もちろん、それがあるから、どうぞっていうのは市としてはできないにしても、例えば証明書の発行をやってますよっていう掲示ぐらいはできるのではないかなと思ってるんですが、そういうこともやりながら、鳥栖市の投票に行ったら、ここで何かサービスがもらえるよっていう、他の市町もやってらっしゃるような取り組みも加えてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今、御指摘の投票証明、鳥栖市は来所証明書という形で出していたかと思うんですが。

以前は、職員が投票所で持っておりまして、くださいと言われた場合に、その来所証明書をお出ししておりましたが、前回の７月の選挙から御意見いただきまして、もう投票所の出口のところに表示をしておりまして、必要な方お取りくださいということでオープンに証明書を取っていただけるような工夫をさせていただいております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

７月21日ということでしたので、期日前に行かれた方は対象じゃなかったっていうか、私も期日前に行ったんですが、そういうのをちょっと見かけなかったので、どうでしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

その選挙の期日前投票から投票所の出口のところに張り紙をしておりまして、箱を置いて、投票証明書を取っていただけるようにしておりまして、もし、それでもわからない方には、そこにありますのでどうぞというような御案内をさせていただいております。

**飛松妙子委員**

わかりました。

ちょっと私も気づかなかったものですから、気づくような工夫を今後はぜひしていただきたいなということを、お願いを申し上げたいと思います。何とか投票率アップに向けて、鳥栖市も取り組んでいただきたいと思いますので。

続けても大丈夫ですか。

では、208ページのハザードマップについて、きょうの議案質疑でも答弁をなされていらっしゃいましたが、議案質疑の１回目の答弁のときに風水害時には使用できない場合が、避難所がございますという答弁があっておりました。

それに対しては、注意書きを掲載させていただいてますということで、例えば使用できない場合、じゃあどこが使用できるのかなっていうところで、本市としてはどういうお考えがあるのかお尋ねいたします。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

市内の避難所については、ハザードマップのほうに記載をしておりまして、例えば大雨とかそういった状況によっては、もしかしたら使えなくなる可能性がある避難所については、要はその状況によっては使用できない場合がありますという表示をさせていただいております。

それも含めて、いろんな避難所がございまして、その中からその災害の状況というか施設の被災の状況なんかも勘案して、どこを避難所にするかというのをいろんな媒体を通じて市民の方にお知らせをしていこうと考えております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

例えば、じゃできない場合は、別の場所を選択してお知らせをするっていうことですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

おっしゃるとおりで、もし使えないというか、仮に危険な状況になるかもしれないということであれば――今回の大雨のときもそうでしたけれども、基里のまちづくり推進センターの状況がございましたので、分館のほうを避難所としてお知らせをしております。

**飛松妙子委員**

突然の変更とかになるとまた、携帯を持ってらっしゃる方は見れると思うんですが、持ってらっしゃらない高齢者の方の対応とか、特に高齢者の方がやっぱり一番心配ですよね。災害があったときにどうやってそこまで行かれるのかっていうところで。

実はきのう、ある区長さんから怒りのお声をいただきまして、これ、直接防災係ではなくて維持管理課に相談したところ、そのことを実現というか聞き入れていただけないっていうお声だったんですが。

例えば、団地に住んでらっしゃる、市営とか県営とかに住んでいらっしゃる方々が避難をしようと、もし何かあったときですね。それとか、例えば台風みたいに、今回の台風ってすごく風雨が強くて、家にいてもすごく怖いくらいだったんですが。

特に、ひとりでお住まいの高齢者の方って、とても怖い思いをされていらっしゃったりとか、あと、もし停電になったりとかしたらすごく大変だと思うんですね。

そんなときに、例えば団地の一室が、空き部屋があるんであれば、そこを避難所として使えないだろうかと。団地だったら、３階とか４階が結構あいていると思うんですけど、高所のほうがですね、低いところよりも。

もちろん、そこに行くまでには階段ですので高齢者の方がちょっと大変なこともあると思うんですが。

そこに、避難所として――避難所としてというか避難できる場所として、想定するようなことも考えてみられたらどうかなと思うんですが、そういう考え方っていうのは、どうでしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今、そういう御意見をいただきまして、そういう考え方もあるのかなと思いました。

ただ、当然あいている部屋ということであれば、多分電気、ガス、水道とか全部とまってますし、下手をすると照明もついてないような状況でございますので、じゃそれに備えてそこにそういった設備とか、水道も当然通せば、水道の基本料金だとかそういったこともかかってくるので、具体的にすいません、ちょっと初めて、今聞いたことなんであれなんですが。なかなか解決すべき課題もあるのかなというふうには思っております。

**飛松妙子委員**

やっぱり、その防災対策、防災会議、防災本部いろいろありますけど、そこで情報の共有というのがちょっとできてないところもあるんじゃないかなと思うんですね。

だから、そういう避難所にしてもそういう声があったとすれば、そういう声が防災係にも上がってもいいんじゃないかと思いますし。

あと、その課題に関しましては、今すぐどうのこうのというよりも、そういう団地の管理

人さん方に御意見として聞いていただいて、もし本当にそれが必要っていうんであれば水道をどうするとか、トイレをどうするっていうことは出てくると思いますので、まず現場の御意見を伺いながら、避難所としてここに行きなさいというよりも、外に出るよりも中にいたほうが安全な場合もありますし、特に、高齢者の方で要避難援護者の方がいらっしゃったとしたら、その方々の把握っていうのは市が、福祉のほうが担当するわけですよね。

そんなときに、避難所の役割の一つとしても、そういうことも団地の中でできるんではないかなと思いますので、ちょっと避難所の対応というところで御検討いただきたいなと思っております。お願いします。

以上です。

**竹下繁己委員**

99ページから100ページの負担金、補助及び交付金で、全国高等学校駅伝大会に鳥栖工業高校が出場されて70万円の補助金を支出されております。この経緯って教えてもらっていいですか。

例えば、おめでとうございますっていって、鳥栖市からあげたのか。工業高校からこれだけの補助金がいただきたいというような、その申請があったのか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

すいません、これが支給される、その始まりのところっていうか、毎年出場するからということになって、くださいということで言われてきているということではなくて、出場をされたということに対して、こちらのほうから……、すいません。

申請を受けて、それに対してお金をお支払いしていると。(「毎年の事ではないということですね」と呼ぶ者あり)

そうです。もちろんそうです。

**竹下繁己委員**

そうしたら、例えば鳥栖高校が甲子園に出るとか、そういった事例でも支出されるのか。あと、個人、例えば工業高校の体操部の選手が個人で全国大会に出場するとかそういった、そのときに申請をすればそれに対して補助を出すとかいう、何か決まりみたいなものはあるんですか。

**野田寿総務部長**

総務課のほうで扱っているのが、経過はいろいろあるんでしょうけれども、駅伝大会とそれから甲子園出場については、補助金を総務課のほうから支出しております。

ほかの高校とか中学校も含めてですけれども、全国大会とかに出る場合は、スポーツ奨励金制度がありまして、そちらのほうで基準を持って支出している状況です。

以上です。

**竹下繁己委員**

わかりました。

わかりましたけど、何で駅伝と甲子園だけ特別なんですかね。ちょっと教えてもらっていいですか。

**野田寿総務部長**

特別ということはなかったんだと思うんですが、当時この２つというのがマスコミに対して非常に露出度が高い、そして鳥栖市のＰＲをしているというところで、こちらのほうになっているんじゃないかなというふうな気がします。地域振興的な話もあったかと思います。

それで、どうしてスポーツのほうで扱っていないのかという部分はあると思いますけれども、私どもは、昔からの話でじゃありますけれども、一番最初にここで扱ったという経過はちょっとわからない部分がありますけれども、そういった経緯は聞いております。

以上でございます。

**竹下繁己委員**

地域振興ということですけれども、そしたら、極端な話じゃないけど、逆に鳥栖市内の児童が、例えば三養基高校とか神埼清明とか、あっちのほうに通っとって駅伝とか甲子園に出た場合、テロップに出ますよ、鳥栖中とか鳥栖西中出身とか甲子園で。

そういった場合なんかは総務のほうで出す機会はありますか。

**野田寿総務部長**

属人的ではなかったと思います。

スポーツ奨励金が属地で、市内の小中学校の児童生徒を対象にしていたというふうに思います。ちょっとこれが、スポーツ振興課のほうになっておりますので、詳細ちょっと答えられないんですけれども、たしかそういった形になっていたと思います。

**竹下繁己委員**

まとめると、そいけん鳥栖高校、鳥栖工業、鳥栖商業の３校に対しての駅伝と甲子園のみっていうことで理解していいですか。

**野田寿総務部長**

今、実績としてはそうなると思います。（「これからも」と呼ぶ者あり）

これからもそうなると思います。

**松隈清之委員**

ちょっと、先ほどのやりとりも含めてなんですけど、まず一つが、選挙ですよね、投票率が低いっていうことありました。119、120ページですかね。

もちろん、鳥栖市だけが低いというわけでは当然ないので、それを殊さら鳥栖が悪いという気はないんですけれども、ここでも選挙啓発費、金額少ないんですけどね。ポスターコンクール賞品代とか、通信運搬費が主なんですけれども。

もう、ずっと何十年もやってるじゃないですか、ポスターコンクール。言ったら、児童ですよね、児童生徒が対象なんですけど。そのときに、選挙の大切さとか投票に行くことの大切さっていうのを伝えたいという趣旨でやっているんだと思うんですが、結果ほら、何十年たってもね、若い人の投票率って上がんないじゃないですか。

このポスターコンクールがなかった世代ならまだしも、多分、もう少なくとも僕らの世代から――もう五十歳ぐらいになりますけど――ポスターコンクール多分あったんですよ。ということは、悪いことだというつもりはないけれども、啓発に対する効果って本当にあるのかなと。

お金を使って何かをやるっていうのは、やっぱり目的があるじゃないですか。ということは、事業効果に対しても、やっぱ求めていかなければ、いや、もう何十年もやっとっても一向に投票率上がらんやんということであればね、事業効果として、いや、これないんじゃないのという気もするんですよね。

もちろん、時代が変わってるんで、必ずしも答えが１つではないとしてもですよ。

だから、何が投票率を低下させている原因なのかという分析とか認識がないと、それに対する事業って出てこないと思うんですけれども、今投票率の低下、主に何が原因だというふうに認識をされてますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

投票率が上がらない原因ということで、先ほど飛松委員のほうもおっしゃっておられましたけれども、どこもそうですが20代、30代の若い層の投票率が上がらない。

実際、鳥栖市の場合は、18、19歳の、高校を卒業したばかりの皆さんの投票率というのは全国平均と比べても決して低くはないんですが、やっぱり20代、30代が低いということで、一つはやはり鳥栖市の市の状況として、働く場所がありまして、鳥栖市に、例えばどこかから仕事をするためにやってきて、一時的にこちらに住まわれてということで、鳥栖市のことについて、余り興味を持たれずに、よくわからないまま要は過ごされていて、当然そこでの選挙について、余り興味を持っていただけないというような状況が一つあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

そういう人もおると思うんですけど、多分みんながみんなではないと思うんですよね。む

しろ、そうじゃない人のほうが圧倒的に多いと思うんですよ。もちろんそういう人もいますよ。

それで、何でかって言う、先ほど時間帯を変えて広報車を回したりとかって言われたじゃないですか。それって、結局選挙があることを知れば投票に行ってもらえるって思ってるからやってるというふうに推測をするんですよね。

ただ、選挙があっていることを知らない人って多分あんまいないんですよ。選挙があっていることは知ってるんですよ、きっと。

具体的にいつ投票なのかっていう意識を持っているかどうかわからんですけど。選挙があっていることってほとんどの人知ってるんですよ、うるさいから。

特に、国政選挙だとテレビの報道もあるし、地方選挙と選挙カーも回りますしね。もちろん、選挙カーが回ってこないような時間にしか帰ってこない人は、なかなかそういう意識ないかもしれないけど、それぞれ立候補される方が運動されるし、そういうリーフレット等とかも配布をされますんで、知らない人って、多分少ないんですよ。

推測するに、知ってても行かないんですよ、ほとんどの人が。

だから、どこに問題があって、選挙に行かないのかっていうところを、もちろんそれは、一方では我々政治家の側の責任もあるのかもしれないんですけど、ただ、いずれにしても、もうちょっと分析をしたり、手を変え品を変えじゃないですけど、例えば一つ考えられるのが、やっぱ投票しづらさってあるじゃないですか。投票しづらさ、ね。

例えば、投票所も限られてる、期日前投票も限られてる。本当に投票率を上げていこうと思ったら、もうちょっと投票のしやすさを考えたほうがいいんじゃないかとか、もちろんこういういろんな取り組み、昔からやっている取り組みも効果がゼロであるとは言えないですけど、本当に上げようと思ったら、もうちょっと分析して手法を考えていったほうがいいと思うんですよね。

多分、やってること間違いだとは言わないですけど、本当に上げようという気があるんだったら、もうちょっと分析して、どこに問題があって、こういう取り組みやったらどうなんだろうかっていうのが出てきてもいいと思うんですけど。

基本的に、さっき言われたように、時間帯をちょっと工夫はされたりもしてますけど、ずっとポスターコンクールもそのまんまだし、本当に子供たちがこれでそういう気持ちになってるんだったら、今の20代、30代それこそ我々世代までそういう意識になっていれば、もっと投票率上がってるはずなんだけど、効果としては僕はないと思ってるんですね、正直。長く続くもんではないと思います。

だから、より投票率を上げるためにどうしたらいいかっていうのは、もうちょっと分析を

しておもしろい取り組みとかね、引きつけるような取り組み。あるいは、さっき言ったように投票しやすさを考えるとかっていう取り組みは、ぜひやっていっていただきたいなと、これは要望しておきたいと思います、今後ね。

もう一つ、先ほど避難所の問題ありましたよね、避難所。

確かに災害の種類によっていろんなパターンが考えられると思うんです、避難の仕方も。必ずしも、常に同じ避難の仕方があるわけでもない、あるいは地域性もありますよね。

そういうものを一緒に、がって発信したとしても、誰がその対象になるのかってわかんないじゃないですか。それこそ、一斉避難と言われてもね、うちマンションなんですけど、逃げる必要ないですよ、きっと。水害とかで。

でもね、やっぱ全域避難て言われると、前も言ったかもしれないけど、逃げたほうがいいんですかという問い合わせ、僕にあったことあるんですよね、避難と言われるけどって。

どこに住んでるのって聞いたときに、いや、それはもう家にいたほうがいいよって。

結局、住んでる場所とかその災害の種類によって、それぞれ行動することって違うじゃないですか。だから、できれば、例えば水害のときには、ここに住んでいる人の避難所はこことか、地震のときはここかとか、家ごとに、そのときにはどうするっていうのを個別につくってあげたほうがね、絶対わかりやすいと思うんですよ。一斉避難なんて言われても、しなきゃいけない人もそうでない人もいるわけだから。

それ面倒くさいことかもしれないけれども、それしないと、多分本当に何か起こったときに、リアルタイムに対応しろって言われてもできないですよ。事前にできることです、これは。

だから、災害って起こってからはなかなか対応できないんで、事前にできることで、もうちょっと工夫できないのかなあと思うんですけど、どうですかね。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

確かに、委員がおっしゃいますように、実際そこから逃げたほうがいいのか、そのままとどまったほうがいいのかっていう疑問っていうか、そういったものはお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

それは、一つは、例えばこちら避難ということを言えば、家の外に出てどこかに行かなきゃいけないと思われる方もいらっしゃって、その辺の、例えば垂直避難のことも先ほどからおっしゃってますけれども、そういったものの市民に対する認識というものにもきちっと取り組んでいく必要があるだろうと思っております。

今、御提案がありました一軒一軒、こういう場合についてはこういう避難の仕方をするっていうようなを、ちょっとそれをどういった形でやっていいのかちょっとわかりませんけれ

ども、ただ、少なくともこの地域の方は、こういったときにはここが避難所としてふさわしいでしょうとかっていう話を災害が起きる前、平時のときに地域にしに行くとかっていうことかなと思ってます。

地元の皆さんとそういうお話をさせていただいて、また皆さんの中でもいろいろ議論をしていただくことが一つ、いざというときの避難の、避難行動の一歩ということになろうかと思っております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

全部が全部、役所でやれっていうのは難しいのかもしれないけれども、例えば、当然避難とかってなると地元の区長さんが一番気を使うんですよ、避難させなきゃいけないかなみたいな。

だから、地元の区長さんを含めて、じゃ例えば、ここにお住まいの方だったら、フォーマットだけ決めてね、大雨のときはとか台風のときはとか、地震のときはとかっていうので各家にそこで書き込んでもらう。

じゃあ、お宅は、もうこういうときはこうだからねって言えるフォーマットだけをつくって、あとはもう地元の方とか、役所も入っていっていいと思うんだけど、こういうのをちょっと地元で決めていってくださいっていうのだけでも多分できると思うし。

特に、避難しなきゃいけないと思い込んでね、年寄りがまた出て行って、逆に被害に遭ったりとかなってもいけないと思うし。

だから、みんな一緒じゃないじゃないですか。そのときに必要な行動って、災害のときに。

だから、あなたはこうですよ、この家の人はこうですよっていうのは、それぞれの家が本当は自分でわかっているのが望ましいわけだから、それは、もう全部役所がつくれじゃないけれども、それぞれの地域と連携してね、その家にふさわしい避難の仕方っていうのを想定できる範囲で、ぜひつくっていってほしいなと要望しておきます。

引き続きなんですが、先ほど質疑の中でもありました市長の旅費、ありましたよね。確かに、行く予定にしてたけど行かないものもありましたっていうのも、まあ、そうなんだろうなと思いながらも、ただ今回、要は増額してて、以外とこれ――99、100ページですよね。

100万円も使わんでよかったっていうのは、市長の旅費って、随行とかもいらっしゃると思うんで、１回に幾らぐらい使うんですか、大体。おおむね東京とかが多いのかもしれないけれども。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

例えば、市長が随行者を１人連れまして、２人で２泊３日で上京をして向こうで活動して

帰ってくるというのであれば、おおむね24万円とかぐらいだと思われます。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ということは、４回ぐらい当初の想定よりも行かなかったと思っていいのかな、行けなかったっていうのもあったと思うんだけど。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

そうですね、先ほど議案審議の中でも申しましたとおり、やはり市長の活動に支障があってはいけないので、ある程度余裕を持った予算組みはしておりますけれども、その分と実際、公務の都合上行けなかったというのを合わせての百万ちょっとの不用額ということですので、４回行かなくなったということではございません。

**松隈清之委員**

もちろん、毎回、額違うかもしれないんで、そうなんだろうけれども、要はその前の年と比べ増額するっていうことは、やっぱそんだけ行かなきゃいけないなと想定をしてたんだろうなと思うんですよね。でも、結局行かなかった、行けなかったのかどうかわかんないですけど。

前の額から減らしてでも余裕を見とこうなっていうところであれば、例えば不用額自体が去年も同じぐらいの不用額が出ているんですかね。大体100万円ぐらい出ているんですか、不用額自体は。

**森岡敬晶総務課秘書係長**

松隈議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度の、同じ一般旅費としましては、予算額288万円のところ、決算額284万6,000円ということで不用額がほぼ４万円ということです。

それで、本年度につきましては、増額いたしましたんですが、結果として100万円の不用額が出ているということになります。

以上です。

**松隈清之委員**

平成29年度実績と比較しても、60万円ぐらい少ないっていうことですかね。その平成29年度が、逆に余裕がなかったということになるのか、ですよね。

例えば、もう使う予定がないよっていうことだったら、補正組むじゃないですか、３月とかに。使う予定ないよって、補正を組むことできるじゃないですか。

これ、別に補正組んでないということは、その時点ではまだ使う予定があったということなの。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

例えば、３月の補正で減額を、必要ないということで減額をするとなれば、それは１月の時点でそういう見込みを立てるわけですけれども、その時点では、もしかしたら行く必要も出てくるかということで予算は確保させていただいていたと。そして、今回不用額として出させていただいたというようなことになります。

**松隈清之委員**

あんまり納得はいかないけど、いや、いつも行ってる、いつもこの時期行ってますとか、あるいは、もう初めからこれは行くぞっていう意思があったんだったらいいんですけど、多分そうではないんですよね。

この100万円という残り方って１回じゃないですもん、当然。３回ぐらい行ける金額じゃないですか。

だから、行く予定がないのに、多分そのままなってるんじゃないのかな、これが、結局１回行けたとして70万円ぐらい残るのか、２回行けたとして50万円ぐらい残るのかわからんですけど。

予定もないなら補正してでも、逆に必要であればそのときまた３月補正で上げればいいわけだから。いやいや、３月補正やない。

補正じゃなくて流用したって、別に構わないわけでしょう必要であれば。できないわけでもない話だから。

こんだけ金額残ると、本当に増額した意味あったのかなっていう気はいたします。それはそれで、ちょっとあれですけど。

じゃあ、一旦ちょっと終わります。

**中村直人委員長**

ほかにありませんか。

**飛松妙子委員**

済みません、関連して。

先ほどの選挙の投票率アップの件で、以前市長が高校生とのふれあいトーキングの中で、高校生から提案があってましたよね、覚えていらっしゃいます。というか、もしかして、ここにはその内容が伝わってないですか。

投票所を鳥栖駅に開けば投票率がアップするんじゃないかという、ふれあいトーキングの中で話が出てたんですね。そのことに関しては、何か議論されたとか話を受けてたとか、何かそういうのありますか。

**廣重浩三選挙管理委員会事務局次長**

鳥栖駅等に投票所を設けるというような話は、そのときの分で聞いていたんですけれども、鳥栖駅に限らずフレスポとか、投票所を持っていくというようなそういう話は出ているんですけれども、やはり人的確保とセキュリティーの問題ですね。

それとオンライン回線の問題等がありますので、今のところ難しいということで考えております。

**飛松妙子委員**

だから、松隈委員もおっしゃられましたように、何かをしないと投票率がアップしないというところで、他の市町ではそれが実現できているわけですので、ショッピングセンターとかでも投票ができるとか、何か方法を考えて投票率アップに向けた取り組みをしていくってことは大事ではないかと思いますので、一言申し上げたいと思います。

あと、先ほどの、もう一つ避難所の件で、区長さんたちにも御協力いただいてっていうところで、やっぱり災害時に、一番いろんなところで福祉の係とかと連携とるのって、やっぱ区長さんだったり民生委員さんだったりとかすると思うんですよね。

だから、ぜひ災害別の避難場所を決めるっていうのは、先ほどのように区長さんが団地だったら一室をおっしゃってるように、何かそういう、やっぱりしていただくと住民の皆様の把握っていうものが区長さん、町のほうでもできるんではないかなと思いますので、自主防災組織があるところに関しては、多分、自主防災組織にお願いしていくような形になるかと思うんですが、そこがないところは市役所の方が入っていただいて方向性を決めるとかしていくと、この避難所指定についてっていうところが、より具体的にできるんではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

すいません、以上です。

**西依義規委員**

96ページの時間外手当の１億1,600万円についてですけど、これは全ての課っていうか、全ての職員の皆さんの時間がここで受けられてるっていう考え方でいいですか、まず。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ここに出ております金額が、一般会計の職員の時間外勤務でございます。

**西依義規委員**

これは、例えば総時間とか各課とか、一人頭の残業数とかの数とかは把握されているんですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

その金額、時間、一人当たりの時間などは集計をしております。

**西依義規委員**

例えば、一番多い課が何課で、一番少ない、本当は一覧表を見たいんですけど、そういうのは、今わかりますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

一番、残業が多い課につきましては、選挙管理委員会でございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

それは、一人頭なのか、総時間なのか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

一人当たりの時間ということになります。

以上でございます。

**西依義規委員**

単純に、選挙管理委員会は、今、人手が足りないという捉え方でいいですか。

残業が多いということは、定時で終わらん、それとも期間が集中するから残業が多いっていう、僕が聞きたいのは、総勤怠管理とか総務でされるんでしょうけど、それをどういう数値で、どう把握されて、どこが人材が足りないんで、来期はこういうふうに持っていくっていう。

この時間外を、まずどう減らそうとかという、そういう形の検討はどう行われているのかを聞きたいです。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

時間外の縮減につきましては、当然全庁的に取り組みを行っております。

例えば、ノー残業デーの実施であったりとか、きちんと管理職が事前命令をするように徹底していくと。

当然、災害とか緊急の事故がございまして、事前命令ができないこともございますので、そういった場合については事後で処理をすることになりますけれども。

当然、その課の管理職が、きちっと職員の時間外についても把握をしていくということで全体の、それと、いわゆる時間外をする状況というのを管理していくという部分と、あと各課において、当然その業務として非効率的なところもあったりするので、例えばそれを簡略化するなり、もしくはもうちょっと効率的な作業ができないかというふうなことで工夫をして縮減を図るということは、常々各課のほうでしているというような状況でございます。

**西依義規委員**

これは、今、総務課としてこの時間外手当は多いと思われている、それとも、まあまあやっていると思われてますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今回のこの１億1,600万円については、私としては昨年度に比べましても多いのでふえたなと、ふえているという認識は当然ございます。

ただ、この金額の増加のほとんどが、原因としては昨年７月の豪雨で、全庁体制で、例えば特別警報等も初めて出まして、その対応にあたった、そのあとも避難所を長く開設しておりますので、そこの避難所には当然職員が夜はおりますので、その職員の時間外等も含めてふえていると。

その後、災害の対応ということで、例えば、維持管理課であり建設課であり、農林課であり事業系の職場で時間外をして、いわゆる復旧の作業にあたっているということでございますので、多いのは多いですが、そういった状況かなというふうに考えております。

**西依義規委員**

災害のときは、十分理解はしましたんで、それは置いといて。

通常業務の場合、残業をやりますっていうときの、要は指揮権というか、例えば上司から残業をきょうはやってくれと言うのか、担当が終わらないんで上司に残業をさせてくれと言うのか。

それをどういう形で――印鑑なり何かあるんでしょうけど――そういった勤怠管理についてちょっと聞かせてもらっていいですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

時間外命令につきましては、時間外命令簿がございまして、そこに所属長が命令を、印を押した場合に時間外が認められるということになっております。

全て上司のほうから、きょうしなさいというような話が一方的にあるのかということでございますけれども、そうではなくて、当然部下職員と上司と話をして、例えばこういうことが終わってなくて、いつまでに上げなきゃいけないので時間外をさせてほしいということで、上司がそれは、もうやむを得ないということであれば命令をすることもありますし。

上司のほうが、こういったものをつくってくれということで、部下に対して命令をして残業をさせると、それは双方ございます。

**西依義規委員**

その勤怠管理が、僕はどういうふうになっとっか知らんですけど、手書き、タイムカード、それから印鑑とかそういうのは、例えば、今後これは計算も大変だからウェブ管理にしたりとか、そういう何か。

結局、時間外、その給与を計算する人もまた大変、そういうロスを削ろうみたいな方向ってないんですか。

まず、実態はどうなっているんですかね、タイムカードというものは。

**山本英規総務課長補佐兼職員係長**

現行といたしましては、紙に記入し、印鑑を押印するというアナログ的な管理でございます。

今後、委員が御指摘のように、時間外をするほう、人事サイドとしても負担がございますんで、現在、各ベンダーのほうでそういったパッケージシステムを持ってますんで、おととしぐらいからいろんなパッケージシステムのデモを見て検討をしている状況でございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

それは民間から提案をされるということですね、もう一回、詳しく。

**山本英規総務課長補佐兼職員係長**

すいません、システムはパッケージ、商品化されたソフト的なものでございます。

以上でございます。

**西依義規委員**

要は、税金使ってるんで、やっぱ時間外はできるだけなくするっていうのは、僕は普通だと思うんです。

もちろん災害対応を、じゃ職員が足りないのかっていう気にもなるし、いや、こっちの賃金のほうで賄われているのかっていう気持ちもあるんで。

時間外って、結局基本給の1.25倍なんで、多分ベテランさんほどがっとなりますよね。そういう、例えば個人情報じゃないでしょうけど、一番もらう、時間外で、基本給幾ら、時間外幾らっていうのに、部署にもよろうけど、やっぱ結構、額がいったりするもんなのか、その辺を管理されているのか。

そこら辺は、全然本人の、もう提出次第で、時間外、はい、幾らってやられているのか、そんなのは、給与までは管理はされているんですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

確かに、委員がおっしゃるように、いわゆる給料月額が高ければ、いわゆる時間単価も必然的に高くなります。

当然、若い職員よりも中堅の職員のほうが高いっていうのは、当然ございます。

管理職は、当然時間外手当はありませんけれども、そこで時間外手当を低く抑えるために、じゃ若い職員だけでその仕事をさせるっていうことではなくて、当然業務は担当者であり、担当係長であり、じゃどの者が、誰が残ってその作業をし、仕上げていくのかっていうのはその課の管理者である管理職が決めます。

当然、若い職員だけでも可能だということであればそういう人を残しますし、いや、それは当然ペアでやりなさいという、作業チェックをしながらやりなさいというような作業であれば複数名残すこともありますし。

そうすると、複数名残った１人の時間外単価が高ければ、当然その分は高くなる可能性はございます。

**西依義規委員**

総務課としては、もうその課に任せてるので、そこまでは言わないよということでよかですね。

じゃあ、もう一つ、その給与に関連して、下の７番に賃金がありますけど、そういう嘱託員さんとか臨時職員さんとかなんでしょうけど、その辺の、よく言われる、例えば同一労働同一賃金とかよう言うやないですか、今。

ですよね。

もちろん正規の職員さんと嘱託の方と、そういったところで、賃金はもちろん条例で決まった額で、例えば何年おろうがその額っていうことで、まずいいですよね。昇給はしないと。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

鳥栖市の嘱託職員、臨時職員につきましては、市の職員の、正規職員の初任給をもとに算定をいたしております。

当然、初任給が、例えば人勧とかで増額となれば賃金の時間外単価、日額も当然変わってまいります、増額されます。

ただ、今、私どもの臨時職員で、いわゆる昇給っていうものがあるかと言われると今現在は、ございません。

**西依義規委員**

民間と比べたらいかんと思うんですけど、民間であれば１年目の職員さんがおるやないですか。

この職をとても経験された方が、また再任用なりされた場合、やっぱり、今、厚労省もがんがんスキルアップっていうか、昇給をさせなさいと言っているんですけど、僕も、だんだん熟練すれば時給は上がるはずだと思うんですよ。

いや、全く知らない新人の方を初任給にあわせる、それはわかります。けど、そこに、また２年目いらっしゃって、もう一回、例えば６カ月あけてまた来られたと、要はそこを経験されてる方にでもそういうのがないというのが、これ自治体としてしてはいけないということなんですかね。そういうルールがあるんですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ルールがあるかということでございますけど、別にルールはございませんが、現状、今昇給はございませんとお答えしましたけれども、次年度から会計年度任用職員の制度が始まります。

今の嘱託とか臨時とかっていうその仕組みが、より正規職員に――全てはないですが――待遇が近いような仕組みに変わってまいりますので、私どもとしても、これから今の臨時嘱託の方々がその会計年度任用職員に変わり、そこでどういう昇給システムを持たせるのかというのについて、当然その会計年度任用職員になれば一時金も発生しますので、いわゆる期末手当みたいなものも発生しますので、待遇については上がっていくんですね。

その制度の導入に当たって、その昇給についても、今どういうふうな形でやっていくのかっていうのを検討させていただくことになっております。

以上でございます。

**西依義規委員**

結構、市民の方は知らないぐらい、市役所が相当昔のシステムを使われているっていうぐらい、僕もびっくり、手書きっていうのをまずびっくりしてですね。

ぜひ、いろいろ試してみてください。お願いします。

**松隈清之委員**

今の、時間外ですよね。

それで、そもそも減らそうとしているのか。多いと言われましたけど、じゃあどの水準ぐらいまで減らそうとしているのかって、目標ってあるんですか。

限りなくゼロになることっていうのは、多分ないじゃないですか。その時間外手当が悪だということでは多分ないと思うんですよ。

さっき言ったように、急に発生するやつのために、それを賄えるための人を常に置いておくっていうのは多分現実的ではないし、その時期もあるからね。忙しい時期もあったりするんで、それは時間外で対応するほうが合理的なケースもあると思うんですよね。

ただ、多いという認識があるんだったら、じゃこれ、どの水準ぐらいまでが適正なんだろうと。

ずっとやってるから、どの時期に忙しいとかどの時期は残業がふえるとか、部とか課によってあると思うんですけど、これは、さすがに多いって思ってるから減らさなきゃいけないと思っているのか。いや、これはある程度、一定その適正な水準の時間外手当なんですよっていう認識ではないじゃないですか、さっきの話では。じゃあ、どれぐらいまでこれを減らそうと思ってるんですか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

どこまで減らしたほうがいいかという、具体的な目標の数字は持っておりませんが、当然少なくなっていくことがいいのかなと。

そのためには、当然、いわゆる闇残業というか、そういったことはさせてはなりませんし、やらなきゃいけない仕事についてはしてもらう必要がございますので。そのために、人員配置をどれだけして時間外、要は個人個人の負担をどれだけ減らすか。

また、新たにふえてくる業務に対してどういう人員で対応していくのかとか、そういったことを考えながら、じゃもう一人ふやしたほうがいいのか、それとも、これだったらもうその人員で時間外で対応するのかとかっていうことを総合的に判断をしていく必要があるだろうと思います。

それで、職員に、当然無理がない状況が一番いい形だと思ってますので、そういう意味からは、できるだけ時間外を少なくしたほうが、より適正な形なのかなというふうには思っております。

**松隈清之委員**

今でも紙でやっていると、ね。信じられないと、多分思われるんですよね。

ただ、それって多分理由があるんだと思うんですよ。言えば、後からどうにでもなるじゃないですか、紙だから。

言ったら、上司がちゃんと残業の確認をして、指示したっていうの、例えば端末からこの時間にちゃんと指示しましたって。

だから、指示があって残業したってわかるけど、紙なんて後から書いたって、もう判子押すだけだからわかんないじゃないですか。ある意味、多分使い勝手がいいからそういうことをしてたと思うんですよね、きっと。いや、柔軟に対応できるから。

ただ、さっき言われたようにね、もちろん計算っていうのもあれなんだけど、ちゃんと上司、部下の相談の上に指示をされた残業なのかどうかって把握できないんですよね、それって。もう結果、紙で判子押したっていうことしか残んないから。

そういうところも、ちゃんと手続が、事前にちゃんと残業をお願いして、本人の了解の上にやったっていうことのをいつちゃんとやったかっていう記録を残す上でも、やっぱりきちっとシステム上で管理して――単に計算が楽とかじゃなくて――システム上でやって、それをちゃんと徹底させる。

システムだから、後から入力したらばれちゃうから。

それも大事だと思うし、言われたようにね、ある程度時間外が必要なのはわかっているんだけど、じゃある程度が、本当に本人の心身に支障を来さない程度の残業なのか、先ほど選挙管理委員会は時期がある程度ね、集中しているところで残業がふえるんだろうけど。やは

り心配じゃないですか、そういうのは。

あることもわかっているわけだから、そのときは、じゃあ、できるのかどうかわかんないけど、よその課からね、応援に行くのかとかっていう対応とかも含めて、時間外で対応する、あるいはよその課から応援来るとか、柔軟な対応もできるかもしれないし。

やっぱ、ちゃんと分析して把握していかないと、漠然とね、時間外は減らしたほうがいいですだけでは、もしかしたらこれが、すごく適正なのかもしれん。今の仕事をこなす上では、この金額が適正なのかもしれないし、あるいは、すごく無駄が多いのかもしれないっていうのはわかんないじゃないですか。だって現場にいないから、みんな。ここにいる人たちっていうのは。

それぞれの課に行って、どんな仕事をしているかをずっと見てるわけじゃないから。

だから、そういう意味でも、見えない部分をもうちょっと見える化していって、分析するためにも、そういうシステムとかっていうのは、やっぱ導入していかなきゃいけないし。減らす、どの水準ぐらいまでが時間外で適正なのかっていうのは、ある程度目標を持ったほうがいいと思いますよ。

意見です。

**中村直人委員長**

それじゃあ、時間がちょっとあれしますので、暫時休憩します。

**午後２時10分休憩**

**午後２時19分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**飛松妙子委員**

すみません、先ほど一つ聞き忘れてましたので、ハザードマップのところで、きょうの議案質疑の中で、最後の御答弁に開発とかにより人的被害も想定しないといけないのではないかという見解について、本市としては、今後各種大型プロジェクトを進めていく際には、ハザードマップを踏まえて、近年頻発いたしております大雨を含めた大規模災害に耐え得るよ

うな整備が進められていくものと考えておりますっていうことだったんですが、これは、全庁で共有した内容ということでよろしかったでしょうか。

考えております、整備が進められていくものと考えておりますと答えていらっしゃいますので、各課との連携もとれた上での御答弁だったのかどうかの、そこの確認をさせてください。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ハザードマップにつきましては、当然庁内の各課にも、そういったハザードマップというものを作成した時点で各課にもお配りして、その状況について把握をしていただいております。

当然、今後さまざまそのハード事業を進めていく中で、そういったものを参考にリスクをどう解消していくかというのを考えながら事業を進めていくのは当然のことであるということでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ということは、今後大規模開発があった場合は、この大雨災害を想定しての大規模開発をするということで、現在、新産業集積エリアのところが、もう既に道路が冠水をしている状況の中で、あそこの土地も開発されるとより浸水する可能性が非常に高くなってきますので、あそこもきちっと想定をしていただけるっていうところで、考えて大丈夫でしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

そういった、その耐え得る整備がなされるものだということと考えておりまして、そういうことをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ぜひ、対応を共有化していただいてきちっと対応とっていただかないと、それこそ、ごみ処理施設ができますし、そこの道路が冠水したときは通れないだけではなくて、そのあとの渋滞というものがものすごくひっかかってまいりますので、本当に今後、新産業集積エリアに限らず開発行為を考えていらっしゃるところに関しては、しっかりと考えていただきたいなということを一言申し上げたいと思います。

最後に、ふるさと寄附金の件でお聞きしたいと思います。

93ページから100ページということで、今回きれいな資料も、別資料で出していただいております。ありがとうございます。

まず、ちょっと確認なんですが、別資料のところに平成27年度から30年度の歳入、歳出の

金額を記載していただいております。

一番右が、実際のふるさと寄附で入ってきた金額に対して歳出、また市民税の寄附に係る税額控除を除けた金額の合計だと思うんですが、トータルして平成30年度までに、この金額でいきますとプラス7,000万円ほどになってると思うんですが。

平成27年度からなのか、それ以前からのふるさと納税があった分も含めて幾らになっているのか、ちょっと金額を教えていただければと思います。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

申しわけございません、平成26年度以前の分について、今現在、数字をここに持ち合わせておりません。(「じゃあ、27から30トータル、幾らになります」と呼ぶ者あり)

平成27年度から30年度までのトータルではプラスの8,051万3,000円となります。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

ちょっと平成26年度以前の分がわからないっていうことですが、およそ8,000万円の寄附金の分が鳥栖市として事業に使われるというところであると思います。

ふるさと納税の議案が上がったときに毎議会、質問させていただいておりますが、この分の事業ごとにどういうふうに割り振りがされていらっしゃるのかと、あと寄附をしてくださった方に対して目に見える形での事業の内容があるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

各事業ごとの寄附金といたしましては、昨年度につきましては、市民協働の推進に係る事業として3,296万2,000円の寄附をいただいております。

また、福祉の充実に係る分といたしまして3,102万1,000円を寄附していただいております。

また、子育て支援に関する寄附として１億1,568万9,000円の寄附をいただいております。

また、産業振興に関する事業として1,447万5,000円の寄附をいただいております。

また、環境保全に関する事業として2,436万9,000円、また、まちづくりの推進に関する事業として1,496万5,000円、教育文化の推進に関して1,242万8,000円、スタジアムの環境整備に関する事業として2,108万5,000円、児童等の交通安全防犯に関する事業として700万2,000円、市庁舎整備に対して108万2,000円その他市長が必要と認める事業ということで１億5,389万3,000円の寄附をいただいております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

それで、具体的にどういう事業に反映されているっていうのはおわかりになりますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

具体的にどの事業に反映しているというものについては、ちょっとわかりません。

要は、歳入として受け入れておりまして――ただ、そういった寄附をされている事業が全域にわたりますので、そういった事業の予算の中にそれぞれ充当させていただいているというふうな考え方でおります。

**飛松妙子委員**

前も申し上げましたが、寄附者の方に見える形でこの事業ができたっていうところをですね、そこを見せていただきたいなと思いますので。

この金額まるまるがそうでなくてもいいので、何らかの形でそういうのを寄附者の方々にお知らせできるようなことをやっていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

委員おっしゃってるように、寄附者の皆さん、それぞれどういった考えで寄附をしていただいているというのがそれぞれございますので、そういったのに応えられるように、どういった出し方というか、お見せの仕方がいいのか研究をしてまいりたいと思っております。

**飛松妙子委員**

総務課がそれを考えるというよりも、投げさせて各課に考えさせるっていうのがいいのではないかなと思いますので、ぜひ今年度それができることを期待したいと思います。

それでは、今度は返礼品の件なんですが、一覧表で27の事業者の方々の返礼品の明細をつけていただいております。ありがとうございます。

幾つか質問させていただきたいのですが、一つはここに教育委員会がありますので、その内容等がわかれば教えていただきたいと思います。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ここに、21番、鳥栖市教育委員会で件数が４件と出ておりますこの返礼品につきましては、鳥栖の市史、鳥栖の歴史を編さんした市史のセットでございます。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

あと、これを見てみますと、すごく多い事業所名の件数もあれば１件だけとかいうのもありますので、少ない理由というのはわからないと思うんですが、最近始めたところとか、ばらつきがあるのかその辺と、あとこの麓刑務所でも出品していただいているということですので、今後ふやしていく予定があるのかどうかを教えていただければと思います。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

ふやしていくといいますか、鳥栖市に寄附をしていただく方が、鳥栖市にはこういう商品のラインナップがあって、例えば麓刑務所の矯正品、こういった物があってその趣旨に賛同して、この返礼品にしようというふうに思っていただくには、鳥栖市でどういうラインナップがあるかというのをわかりやすく寄附者にお示しする必要がありますので、そういった工夫をいたしまして、よりわかりやすく、こういった物があるというのが見えるような、例えばインターネットのサイト上の構成であるとか工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

最近のやつってあります、この25番は、０件の０円ってなってるんですが、最近ここに載ったとかいうのはわかりますか。

ここ半年とか――ここ半年じゃないですね、去年のやつなので。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

これ、登録された順番で載せておりまして、下のほうに書いておりますけれども、番号の21番以降は平成30年度に登録をしていったものということになりますので、まだ１年とかっていうような期間だというふうに思っております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

一つ、契約にかかわる問題で４点ほど。

それから、もう一点は、さっき西依委員が質問された時間外労働と病欠の問題、この点について質問します。

議案審議でもあったんですけどね、契約のあり方、特に今、例の架空発注の問題が問題になっているというようなことで、この問題についてね、契約のあり方、契約が適切に行われているのかどうなのかという観点から質問したいと思います。

それで、一つは、ここに鳥栖市の契約事務規則というのがあって、この第21条に入札参加者の指名というのがあって、どういうふうに書いてあるかっちゅうと、有資格者名簿に登載されているもののうちから、市長が定める指名基準に基づいてなるべく３名以上の入札参加者を指名すると。

どういうことかっちゅうと、有資格者名簿に登載されている中から市長が３人以上選ぶというふうに、この条例では書いてあるったいね。ところが鳥栖市の場合、そうではないと。そうではないというふうに聞いているわけよね。

具体的に言うと、どういうことかっちゅうと、これことしの６月ぐらいに教育委員会で質問したことがあるんよね。教育委員会が、西中の工事を坂口組か、２億円で受けたという件

について、私は、これおかしいんじゃないかという質問をしたわけね。

どういうことかちゅうと、もう知ってのとおり、例の架空発注ということについては、ＪＶとマツコーが補償の問題でトラブって、それに対して工期がおくれることをあせった元の次長さんが、公金でそれを負担したということなんよね。坂口組に対しては、それを提案して、彼はそれを受けて、受けたわけね。受けてお金ももらったわけたいね。

そのことが、公開したのが５月の17日、指名業者を、その３社を公表したとは６月の、１カ月後よね。それで、５月17日に公表して、この入札が行われたの５月30日たいね。

だから、おかしいったいね。何で、こういったことが行われるのかと。

だから、このときに執行部は、この坂口組がおかしいというふうにわかっとったらですよ、確かに有資格者名簿に登載されているけれども、市長のほうがこれいかんということで外して、ほかの４社がすればよかったわけね。

なぜ、そういったことでせんやったのかと。本当に、鳥栖市がルールを守ってるとするならば、せっかくこういった条例があるんだから、それに基づいて何でしなかったのかということなんよ。

教育委員会の聞いたら、ルールどおりに行われてる――ルールどおりに行われてないと思うんやけどね。

そういった点、どんなふうに思いますか。やっぱり、そういったことがあるとするならば、やっぱりきちっとそういった形でおかしいと思うならばね、外した形でするのが、私は当然じゃないのかと思うんですけれども、その辺いかがですか。

**森山信二契約管財課長**

ただいま御質問いただいた、非常に難しい問題でございます。

ただ、鳥栖市の入札参加資格審査委員会等もございますけれども、そこでお答えになっているかどうかちょっとわかりませんけれども、施工能力の等級につきましては、佐賀県の入札参加資格の審査等にかんする規則で決定をして、そのあとに等級に準ずるというやり方をやっております。

指名審査委員会委員にかけたものにつきましては、指名業者数、当然ながら先ほど言われた3,000万円未満であれば３社以上等が入っておりますし、3,000万円以上につきましては５社以上等の指名業者数を、最低の業者数ということで決めさせていただいております。

確かに言われるように、指名業者数につきましては、基本、競争性を高めるという意味でその金額によって３社以上、もしくは５社以上という規定をさせていただいておりますので、そこを逆に、鳥栖市としましてはクリアしているということで、教育委員会も言ったんじゃなかろうかというふうに思っております。

それで、例えば、例で言わせていただきますと、建築の工事が、設計金額が3,000万円以上であれば、規定でいきますと５社以上という形で規定しておりますので、もし３社しかいないということであれば、上位の業者も含めて競争性を高めるということで運用をさせていただいているっていうことです。

**尼寺省悟委員**

今の答弁もそうばってんね、何か今の答弁を聞く限り、今のあり方をちょっと変えようという感じが、どうも見受けられんたいね。

この坂口組に対してね、どうも、何かかばい過ぎているというふうな感じもするったい。

実はここにね、架空発注の見積書があるったい、見積書ね。これは、坂口組が出した見積書であるけれども、同時に今泉の見積書もあるったい。それで、坂口組は128万円、もう一つの今泉は129万円たいね。

この見積書は、誰が取ったかっていうのは知っているでしょう。市役所が言うて、今泉からとか坂口組から取ったわけじゃないったいね。

坂口組が、今泉建設に言って、あんた出してくれよと言うて取った見積もり、知っているでしょう。見積書なんよ。

もう一回、言おうか。

市役所が、今泉建設と坂口組にね、この架空発注の見積書を出せと言ってしたわけじゃないっちゃんね。坂口組が、今泉建設に対して、おまえ出せよと言って取った見積書、知っているでしょう。

そういった形で、この坂口組といったものは、今回の架空発注の中で、かなり指導的な役割を果たしているわけでしょう。

それで見積書を出すわ、仕事が終わったら完了届も出すわ、そういったことについて当然あなた方知ってたわけたい。知っていたにもかかわらず――教育委員会は知らんと言うけどね。

そうであるなら、さっき、あなたいろいろ言われたけれどもね、その指名の中から外して、ほかの４社でやらせるということができたはずなんよ。そういった意味で、私は今の契約のあり方ちゅうのは、ちょっと問題があるんじゃなかろうかと言っているわけ。

その辺について、改善する考えってないんですか。

**森山信二契約管財課長**

私の一存でやりますというのは、ちょっと難しいと思いますけれども、先ほど言われました上下水道局の架空発注につきましては、詳細については、契約管財課としましては、全くですね、事実の話、今言われたところも初めて聞いたっていう状況でございます。

それで、細かい部分につきましては、本当に契約管財課のほうに説明もあってませんし、全部、上下水道局のほうで今まで答弁等も整理をされてますので、詳細については、全くこちらとしては知り得てないという状況でございます。

**尼寺省悟委員**

ちょっと今の話は、全く理解できんね、そういったことは。教育委員会にしろ、そんな話知らんやったって言うしね。

一体、あなた方の横の連絡っちゅうのはどがなふうになってるんですかね。部長、その辺は。何か聞いていっても、まったく理解でけんたいね。

**野田寿総務部長**

工事の詳細については、確かに、今、見積書の件は私も初めて聞いたんですけれども、今回の件で契約のあり方も背景としては非常にあるのかなというふうな気はしております。

どこをどう見直していくかっていうのは、ちょっと今後話として、上下水道局でどういった問題が、契約上の進め方とか、その辺は検証していく必要があると思っております。

それで、これについては、契約、本市は１つのルールで動いている部分はありますので、決して上下水道局だけの問題というふうな形にはならないと私は思っておりますので、そこについては、今回の上下水道局のどういった、一番最初からの工事の発注のあり方から調べてみないといけないなというふうなことは非常に思っております。そして、それを全庁的に広げていくという必要性は思っております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

あのね、私は、今回の件は、あなた方は、聞いてみたらさ、例の処分をして、処分をしてそして報告書を出してね、これで一件落着と。あとはね、再発防止だというふうなふうに私は聞こえるったいね。

私は、そうじゃなくて、もっともっとわからない問題、真相、隠されたものいっぱいあると思ってるんやけどね。ただ、それは置いといてね、再発防止っちゅう観点から見ても、どうも納得でけんちゃんね。

もう一つ、次の問題なんですよね。

あなた方知っているとおりね、１億5,000万円以上の契約に対しては議決に相当すると、１億5,000万円ね。ところが、公営企業についてはそれがないと。公営企業についてはね、それがないというふうなことで、例えばこういった事例があるわけたいね。

これは、鳥栖市浄水場急速ろ過池築造工事、土木ね、1,959万円。これ、変更契約なんよね。

これ、日付けも１月４日というふうなことで、こういった形で約2,000万円の変更契約をし

たわけ。ところが、上下水道について一切のこういった報告はないと、せんでもいいと。

しなくてもいいったいね。何も議会に報告することないったい。

こういったことが、議会も諮られず、委員会に聞いてもこんなこと全然知らないと。こういったことが、知らないうちに変更契約がなされて、どんどんやっていると。

だったら、こういった手法を使ってやれば、あんな架空発注事件とか、あんな危ない橋を渡らんで、こういったことをやればいいんじゃなかろうかなという気もするったいね。

そういう点で聞きたいのはね、実はこれは、四日市市ではこういった条例をつくってるったい。

地方公営企業の業務に関する予定価格、1億5,000万円以上の工事、または製造の請負の契約については、市長が議会の開会、議会定例会、緊急議会そういったときに報告をするというふうになってるったいね。こういった条例を鳥栖市でも私はつくる必要があると思うったいね。

水道局1億5,000万円はおろか、たった2,000万円ぐらいの契約変更だって議会に報告せん、何も知らんと、そういった状況。もちろん、予算はそういったことをするよ。仮契約するけど、本契約するとき、一切議決の必要ないんだからね。

そういった点で、こういった条例を鳥栖市でもつくる考えはないんかというふうなことを聞いてます。

**野田寿総務部長**

議会の議決事項についても地方自治法のほうに規定されてますし、今、議会のほうでそれを加えたりすることが、たしかできたんじゃないかなと思いますけれども。できないんですか。（発言する者あり）

我々がしてる分については、地方自治法に定められた分についての規定はしております。議会の議決を得るという部分についてはですね。

それに増減を加えたりするというのは、確か、今ほかの委員さんたちから言われたような制度で恐らくやられているんじゃないかなというふうな気がしています。（発言する者あり）

**中村直人委員長**

尼寺議員、マイク。

**尼寺省悟委員**

ただ、さっき言ったような形で、変更した場合については、一切議会に対して報告しないし。担当者に聞いたらね、ええ、そんなことまで報告するんですかというふうなことを聞いたったい、ね。あなたは、首をひねってるみたいやけど、実際問題は、これについて何も議会に諮ってないんだから。

こういった手法をとれば、変更契約という形をつくって、わざわざあんな危ない橋を渡らんでも、なんぼでもできると。公金を使った形でできる、そういったことを私は言ってるわけよ。そういったことを防ぐための処置といったものをやっぱりせないかんと、そういったことやね。

それから、きょうの問題になったけれども、例の130万円以下については、検査する必要はないと――130万円以下やったかな。

実質的に、130万円以下の問題について、200件ぐらいあったのに１回も現地に行って調査はしていないと。一般質問の古賀局長の答弁に対して、もしあのときに、現地に調査に行ってみたらこれは重複しているというふうなことでね、わかったはずだという話たいね。

何で、そこまで130万円以下の問題に対して、現地に行って調査せんのかと。

聞くところによるとね、写真がついとったけれども、現地のね、架空発注の地点でね。写真がついとったけど、その写真には日付が入ってないと。

普通やったら現地で仕事をしたときにね、写真を撮ってちゃんと日付入れるわけでしょう。日付が入ってなかった、そういったものがまかり通っとったという話も聞くったいね。

そういった意味で、130万円以下であろうとも、ちゃんと現地に行って調査すべきだと思うったい。何で調査できんかっちゅったらね、いや、人間が足りんからっちゅう話も聞くったいね。

その辺ね、本当に野田部長が――別に野田部長じゃなくてもいいけどね。市長が、本当に再発防止をするとするならばね、そういったところもちゃんとできるような形でやるべきじゃなかろうかと思うんやけど、その辺いかがですか。

**野田寿総務部長**

きょうの議案審議の中でも出てた130万円以下については、随契ということで現地の検査はやってきておりません。そういったことのルールをかいくぐって、今回の事が行われたというふうなことも考えられます。ですから、答弁させていただいたように、できる限りの検査をしていくという形に持っていきたいとは思っております。

そのために、人数とかの問題も確かにあると思います、体制上の問題がですね。その辺も、よく検討しながらできるような体制について検討していきたいと思います。

**尼寺省悟委員**

今までの体制ではなくて、ちゃんと必要な人間はやっぱりふやしていくということが必要だし、そういった答弁だったと思いますけどね。

それから、次の質問やけどね、鳥栖市の場合は、予定価格は事前公表をしているわけよね。これ、もちろんメリット、デメリットっちゅうのあるんやけど。

ここに、ちょっとこういう入札状況というのがあるったいね、同じようなやつやけど。――――――――――〔発言取り消し〕――――――――――――――――。これが、１、２、３……、10枚ぐらいあるったい。同じような仕事と思うったい、みんな。これが参加してるわけたいね。

どういった形で落札してるかっちゅうと、――――――――――――――――――――――――――――――〔発言取り消し〕――――――――――――――――――――――――――――――――――――。

もう、簡単に言ったらぐるっと回ってるだけやんね。だから、別にこれで談合が行われたとは言わんけどね、――――〔発言取り消し〕――――、落札価格を見ても、ほとんど96から99％なんよ、ね。

それで、これ入札契約制度の見直しについてということで、去年の８月10日に市長が出されたもんなんよ。ちょっと、これについてはあとで質問しますけど。

この中で、年内に過去５年間に発注した契約の検証を行います。それをもとに、佐賀県の入札方法、条件付一般競争入札、予定価格の事後公表を参考にしながらと、予定価格の事後公表っちゅうことも入っておるったいね。

それでさ、３年以内に検討を行いと、決定したものについてから準備ができ次第実施に向けて取り組みを行ってるというんやけど、実質的に、これ市長が発表してから１年以上たっているけど、年内に過去５年間に発注した契約の検証を行いますと書いてあるけれども、検証、そういったことをされましたか。

したか、してないかだけでいい。

**森山信二契約管財課長**

この案件につきましては、平成30年の８月に、市長のほうからホームページに掲載をされております。

それで、その年の５月から数回協議を重ねて、その上で、佐賀県もしくは他市の状況等を調査しながらっていう状況でございます。今、検討をしているっていうところで終わっております。

**尼寺省悟委員**

年内に、これはね、過去５年間に発注した契約、よそじゃないっちゃんね。鳥栖市の契約を、５年間に発注したやつを年内に検証を行いますってホームページに書いてるったいね。

それを受けて、さっき言った、予定価格の事前公表について問題があるんじゃなかろうかと――私が言ってるわけやないけどね。そういった意味で、佐賀県では、事後公表もやってるといったところに生かしていきたいと思うったいね。そういった意味で、平成30年度内にね、過去５年間の契約の検証を行ってはいないわけでしょう。

それだけでいいです。

**森山信二契約管財課長**

そうですね、検証を行ったかどうかっていうのは、毎年、契約の工事につきまして入札の件数、例えば今年度で132件ほど工事がございます。

それで、落札率等も94％っていうふうな率も出しておりますので、そういうところでは一部検証はしているのかなというふうに考えております。

**尼寺省悟委員**

一部検証は行っているということなんやけど、到底ね、そうは思えんけど。

そういった意味でね、予定価格の事前公表についても、それなりにメリットはあると思うんやけれども、でも、やっぱり今の段階でいったら、かなりね、改善すべき点は多々あるとは思いますので、ぜひ。

それから一応、この件はちょっとこれで終わるんやけどね、最後に野田部長に聞きたいんですが。いや、それ関係ないと言われればそれまでですけどね。

この架空発注の問題について、一般質問で成冨議員が、警察の聴取を受けたかどうかという話を質問したね。そしたら市長が、承知しておりませんということなんよ。

否定はしてなかったよね。

あれからかなりたってるし、庁内で、これうわさやけどね、うわさから言うたらわからんけれども、２人とか３人、聴取を受けたという話も聞いてるったい。

だから、確認はしたんね、本人に。大体、誰かっちゅうのはわかると思うけんさ。それ、調べたね。

**野田寿総務部長**

総務当局からは調べておりません。

上下水道局のほうは、確認等はされてあると思います。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

結果は聞いた。

**野田寿総務部長**

結果は、結果というかその事情聴取についての内容についてですので、我々は聞いておりません、中身については。

以上です。

**尼寺省悟委員**

何か、あやふやな答弁でね、何かよう、はっきりした返事やないけどね。

もちろん、事情聴取したからどうのこうのじゃないけどね、やっぱりそれが、どういった形に発展するかわからんけれども、本当に憂慮すべき事態になったらね、これまた今までの鳥栖市の対応、一体何だったのかというような形にも発展するし、市長のね、やっぱり責任までなるということだから、ちょっと私は、確認ぐらいはね。

市長は、あのとき新聞記者から今すぐ電話すれば確認できるでしょうもんというふうなことも言われたというんやけどね。

あなたの口から、あんまりどうのこうの言わんなら、あればってん。ちょっとね、今までの答弁、いろいろ不満の残るところですけれども、とりあえずこれでいいです。

次の質問ですけれども、先ほど西依議員が質問した件なんですけどね、長時間労働について、今まで私は、教育委員会に学校の先生についていろいろ聞いて、あそこはかなり長時間労働、中学校やったら６割の人がやっているということやけれども。

ここの職員については、学校の先生みたいに憂慮すべき状況っちゅんか、健康状態までどうのこうのなるような形での長時間労働はしてるわけ、してないわけ、その辺は。

一言で言ったらどんなふうに、大丈夫だと、そこまでやっておりませんというところなのか、いや、ちょっと危ないところ、その辺はどんな。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

現状の、いわゆる時間外労働で、それでいわゆる職員の体というか心身が大丈夫かと言われると、大丈夫だとは思っておりますが、その確信はございませんので、どちらとも、はい。すいません、言えません。

**尼寺省悟委員**

それで、教育委員会で問題になったのは、さっき西依議員も言われたけどね、客観的に把握するちゅうことなんよね。

客観的に把握してないからそれが問題になって、客観的に把握するようなシステムを入れろということで、あそこはタイムカードを入れて、パソコンと連動した形でタイムカードを入れるっちゅうような形をとってると思うったいね。そういった状況っちゅうのは聞いてますか、知ってますか、実情っちゅうか。

**山本英規総務課長補佐兼職員係長**

タイムカードとそれぞれの個人が使用するパソコンとの連携というかそういった部分については、こちらとしては把握しておりません。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

同じ市庁舎内で、すぐ教育委員会に、離れてるか、すぐそばだからね。その辺はね、やっ

ぱりちゃんとつかんで、知っとく。

それで、ちょっと資料として欲しいんですが、さっき西依議員も言ったんですが、各担当課ごとの長時間、残業っちゅうんか、その辺のところのものをちょっといただきたいと。

それとね、もう一回言ったけれども、やはり紙に書いてどうのこうのやなくて、さっきパッケージとか言われたんですけれども、客観的に職員の残業がわかるようなシステムといったものをね、やはりやるべきであるし、そのパッケージはいつから始めるわけ。来年度から。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

その導入時期については、まだ未定でございますが、どういったシステムが有効――有効というか、要は労力も簡略化できて。それぞれの時間外の状況把握に的確できるのかっていうのを、今、先ほど係長も申しましたけれども、さまざまなパッケージのプレゼンを受けながら、どういうのが有効なのかっていうのを調査している状況でございます。

**尼寺省悟委員**

そのシステムっちゅうのは、現にね、鳥栖市の教育委員会で、各学校でやってるんだから、だから、それを聞けばね、実情もわかるし、メリット、デメリットも恐らく知ってるだろうと思うから。

だから、少なくとも私は、いつからやるとか言わんで、少なくとも来年度から始めるというふうにね、やっぱりすべきだと思うんですね。

それとね、その次にちょっと問題なのは病欠者、私が聞いているだけで、中間管理職の方が最近も休んでるし、去年もね、何カ月か休んだ方がおられると、ね。

その人は、聞いてみると、２カ月、３カ月間、もうほとんど土曜、日曜に休んでないと。何で、そうなったかっちゅうと技術職が１人だと。ほかの技術職が休んでしまって、あるいは早く帰って、結果的に技術者が自分１人になって、そしてその結果として、３カ月間、土曜、日曜ほとんど休んでないというふうなことでこうなって、結果的にね、もう潰れてしまって、精神的にまいって、そういった事例も聞くんやけれども。

今、そういった病欠者っちゅうのはどれぐらいいて、どういった状況なんですかね。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

現時点での休職者は１名、休職に至るまでの病休の者が、今３名おります。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

ある職員から聞くけどね、とにかく今、技術者が不足してると、不足してると。今度、来年技術者が１人退職するけど、その補充で１人技術者を入れるけれども、それじゃ追いつかんと。

特に、味坂とかいろんな形で大型事業を控えとって技術者、非常にたくさん必要になってくると。そういったもんが欲しいけれどもね、なかなか総務課のほうが首を縦に振らんといった話もね、よう聞くんよ。

あなた方、知ってるかどうか知らないけれども。

そういった意味でね、さっきから検査員の問題もあるけど、人間が必要なところに補充しないっちゅうのは、やっぱ問題であると思うけれども、その辺、ちょっと総括的に部長さんのほうから答弁をいただきたいんですけど。

**野田寿総務部長**

確かに、言われますとおり大型事業が控えていると。それ以外にも長寿命化計画とか、公共施設の延命化のために、いろんな技術職の仕事っていうのが、業務、確かにふえてきていると思います。我々としても技術職については、ここ数年ずっとふやしてきているつもりではあります。

ただ、それでも足りない状況っていうのはあるのかもしれません。その辺については、担当課とも話をよく聞いて、どうしていくかというについては、よく検討していきたいと思います。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

検討するちゅうなことはいつもよく聞くっちゃんね、検討する。検討するじゃいかんちゃんね。

やっぱり、今の実情っちゅうのを本当に把握しているならね、やっぱり来年度からふやしていくと。あそこも一緒たいね、保育園とかなかよし会にしてもね。人が足らんちゅうことで、人が足らんというふうなことで待機児童がいっぱい出てるから、そういった意味で、やっぱり必要な人間っちゅうのはふやしていかにゃいかんし、もうその時期に来てるっちゃんね。

もう何年もさ、今みたいな形で、検討します検討しました言ってね、事態はいっちょん変わらないと、そういった意味でね、ぜひ来年度からふやしていくというふうにしていただきたいと思います。

以上です、終わります。

**飛松妙子委員**

その労働時間の件で１点確認をさせていただきたいんですが、残業代が何時間以上オーバーになった場合に、例えば上司との面談があるとか。

あと、病院とのあれがあるとか、そういうのは実際やられてて、今現在どのような、人数

とかそういうのがおわかりになりましたら教えていただきたいんですが。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

職員の長時間労働につきましては、通常月平均で65時間を超える残業を３カ月続ける状況になれば、産業医の面談を強制的に受けさせるというようなことをしております。

また、１カ月の勤務時間が80時間を超える月がある職員についても産業医のその面談というのを受けさせておりまして、実績としては28人受けさせております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

その28人の方で、長期休暇につながった方というのはいらっしゃいますか。それとも、逆に残業が減ったっていう結果が出てますでしょうか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今、申しました産業医の面談を受けた28人につきまして、その中の者が病休につながったりっていうことはございません。

それで、結果として超勤が減ったというのとまた話は、この話はつながらない話だと考えております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

私も、よく職員の机のところに参りまして、５時ぐらいとかに行きますと大体ちょっとオーバーしちゃう場合があるんですが、そのときに、職員の方が上司の方にあがりますって言って、報告されて、わかりましたって上司の方が承認されるんですけど、それからなかなか帰られてらっしゃらないんですね。

やっぱ仕事をちょっとされてあったりとか、だからやっぱり実態と実際その上がってくる勤怠の内容というものが、整合性がやっぱ若干違うのではないかなっていうところは多分どこの職場でもあるんだろうなと思いますので、そこに関しては、さっきからいろんなシステム、お話もあってるように、やっぱり部下の方ってなかなか言えないんですよね、残業していいですかって。私も会社員のときは、部下の方の管理をしてましたのでよくわかるんですが、そこの実態調査をしないとなかなか対策っていうのも打てないと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**中村直人委員長**

ほか、ありますか。

あと、企画政策部がありますけど。

〔発言する者なし〕

いいですか。

以上で、質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終わります。

企画政策部準備のため、暫時休憩いたします。

**午後３時10分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後３時24分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行したいと思いますが、この際、尼寺議員から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

**尼寺省悟委員**

先ほどの私の発言の中で、一部不適切な発言がありましたので、発言の取り消しをお願いいたします。

**中村直人委員長**

この際、お諮りいたしたいと思いますけれども、尼寺委員から先ほど発言の中で不適切な部分を取り消したい旨の申し出がございました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、尼寺委員から発言の取り消し申し出は許可することに決しました。

なお、発言取り消しの部分につきましては、委員長において後刻、記録の調査を行いまして処置することに決したいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

企画政策部

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

**中村直人委員長**

それでは、これより企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

**石丸健一企画政策部長**

決算審査にあたり、一言御挨拶申し上げます。

企画政策部関連は、総合政策課、情報政策課の２課分でございまして、関連する予算科目といたしましては、歳入の主なものとして使用料、国、県支出金、広告収入などがございます。

歳出につきましては、総務管理費のうち、広報費、情報管理費、企画費及び統計調査費でございます。

具体的な業務の執行状況、執行額につきましては、その主なものを担当課長から説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

**野下隆寛情報政策課長**

それでは、議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてのうち企画政策部関係について御説明いたします。

説明は、平成30年度鳥栖市歳入歳出決算書などにより御説明いたします。

決算書の51、52ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料、節１総務管理使用料中、２行目の情報センター使用料831万8,000円につきましては、市庁舎南側情報センターの民間事業者への情報システム共同アウトソーシングセンター貸し付けに伴う土地建物の使用料でございます。

57、58ページをお願いします。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金、節１総務管理費国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金568万円につきましては、住民票、マイナンバーカードへの旧氏表記に伴うシステム改修に対する補助金でございます。

個人番号カード交付事業費補助金543万6,000円につきましては、社会保障・税番号制度の

個人番号カード交付関連の地方公共団体情報システム機構の負担金に対する補助金でございます。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

その下でございます地方創生推進交付金99万8,000円、これにつきましては、地方創生推進交付金として受け入れたものでございまして、さがんみらいテレワークセンター鳥栖と連携したＩＴ系就業活躍支援事業セミナーに活用したものでございます。

次に、資料の63ページ、64ページをお願いいたします。

中段となりますが款16県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金、節１総務管理費県補助金のうち、土地利用規制等対策費交付金の24万4,000円につきましては国土利用計画法に基づく土地取引届け出事務及び遊休土地利用促進事務に対する交付金でございます。

その下、権限移譲交付金の308万5,648円は、パスポート申請手続などを県から権限移譲を受けた20事業の事務処理に対する交付金でございます。

そして、１つ飛びまして、この項目の一番下になりますけれども、さが未来スイッチ交付金の227万7,000円につきましては、農林課で実施いたしました河内の自然観察会、紅葉ふれあいイベントや滞在型農園施設の大規模改修工事と、あとお試し住宅事業に伴うセールスシート作成等に充当したものでございます。

以上でございます。

**野下隆寛情報政策課長**

69、70ページをお願いいたします。

款16県支出金、項３委託金、目１総務費県委託金、節１総務管理費委託金中、県広報誌配布委託金165万8,978円つきましては県広報誌であります県民だよりの配付事務に係る県委託金でございます。

節５統計調査費委託金464万円につきましては、学校基本調査、住宅土地統計調査などの国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

79、80ページをお願いいたします。

款21諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、備考欄の８項目めのホームページ広告収入は市ホームページのバナー広告料。市報広告収入は市報の広告掲載料。情報案内板広告収入は庁舎市民ホール等に設置しております情報案内板の広告料でございます。

その次の、光熱水費雑入795万8,905円のうち、604万4,838円につきましては、アウトソーシングセンターの光熱水費として収入したものでございます。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

下から５番目になりますけれども、平成29年度鳥栖地区広域市町村圏組合負担金返還金の

42万1,036円につきましては、広域市町村圏組合の運営に係る負担金の返還金でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

**野下隆寛情報政策課長**

99、100ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款２総務費、項１総務管理費、目３広報費につきましては、主要施策の成果の説明書の13ページに市報の発行部数やホームページの閲覧状況の過去５年分を掲載しております。

平成30年度につきましては、主要発行部数が32万9,443部、ホームページ閲覧件数が106万6,819件となっております。

節７賃金につきましては、記者室の嘱託員の賃金でございます。

節11需用費につきましては、市報とすの印刷製本費641万6,269円が主なものとなっております。

節13委託料につきましては、次のページ102ページのケーブルテレビはっぴとすビジョンのテレビ広報とす放送委託料181万4,400円が主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料につきましては、市ホームページサーバーのシステム借上料164万5,920円が主なものとなっております。

目４情報管理費、節11需用費につきましては、情報センターの光熱水費603万3,348円が主なものとなっております。

節12役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク及びインターネット接続等に要した通信運搬費が276万9,132円となっております。

節13委託料につきましては、情報システム改修委託料951万4,800円は、主要施策の成果の説明書の14ページに記載しておりまして、住民票等の旧氏表記への対応で568万800円、元号改正の対応で383万4,000円となっております。

次の、情報システム管理運営委託料526万6,987円は、個人番号連携サーバーシステムの運用保守業務、そのほかコンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

節14使用料及び賃借料につきましては、基幹系情報システムクラウドサービス利用及び財務会計システム、文書管理システムなどの内部情報システム、さらにはパソコン、プリンターなどの事務機借上料２億1,285万1,560円が主なものでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、中央公共団体情報システム機構負担金1,052万3,200円。このうち、通知カード、個人番号カード関連事務等の委託に係る負担額は507万3,200円でございます。

なお、不用額137万6,885円につきましては、個人番号カード交付事業費に係る地方公共団

体情報システム機構負担金が予定額に達しなかったためでございます。

以上でございます。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

続きまして、目９企画費について、その主なものについて御説明いたします。

決算書は107ページ、108ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目９企画費のうち、節８の報償費９万8,400円につきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員の謝金でございます。

節11需用費の57万8,836円は、コピー代事務用品購入費と、あと主要施策の成果の説明書15ページにお示ししておりますお試し移住事業推進のチラシ印刷等に関する分でございます。

節12役務費の13万3,560円につきましては、市民満足度調査のお礼のはがきを発送したものでございます。

節13委託料の88万8,538円は、市民満足度調査業務委託料、あとお試し移住住宅設備の点検委託料、それから節14使用料及び賃借料の１万480円は、お試し住宅のＮＨＫ受信料でございます。

なお、このお試し移住事業に伴う費用につきましては、先ほど言いましたように、主要施策の成果の15ページに記載をしております。

それから、節19負担金、補助及び交付金の313万6,874円は、鳥栖地区広域市町村圏組合運営負担金のほか、九州経済調査協会賛助会費、それから福岡地域戦略推進協議会の賛助会費。

あと資料が、今度109ページ、110ページになりますが、佐賀地域経済研究会の会費、それから地域活性化センター会費、筑後川流域クロスロード協議会負担金としてそれぞれ支出したものでございます。

なお、出席負担金につきましては、九州都市企画主幹者会議に出席しておりますのでその分で支出したものでございます。

一番下の、がん先進医療治療費助成金につきましては、これは主要施策の16ページにお示ししておりますように、公的医療保険の適用のないがん先進医療の普及を図るための鳥栖市民に対しての助成でありまして、５名分の助成申請があったところでございます。

なお、この分につきましては、15名分の予算措置をしておりましたので217万3,126円が不用額として発生をしております。

企画費につきましては以上でございます。

**野下隆寛情報政策課長**

123、124ページをお願いいたします。

項５統計調査費、目１統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節２給料から節４共済費につきましては、広報統計係２名分の人件費でございます。

節９旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などでございます。

目２基幹統計費の主なものについて申し上げます。

主要施策の成果の説明では、25ページに各種統計調査について記載をしております。

節１報酬につきましては、住宅・土地統計調査に要した指導員11人、調査員58人の報酬でございます。

節３職員手当等から次のページの節13委託料までにつきましては、住宅・土地統計調査などの国の基幹統計調査に要した経費でございます。

以上、平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について、企画政策部関係分の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**飛松妙子委員**

99ページから102ページの広報活動事業の中で、市のホームページの今リニューアルをされていらっしゃるかと思うんですが、このリニューアルに関してどのくらいをめどに進めていらっしゃるのか、それとも、もう今後随時リニューアルをする予定なのかを教えてください。

**野下隆寛情報政策課長**

今、ホームページの改修の検討をしているところで、現在検討委員会とかを開きまして中身の検討をしているところで、でき上がり予定につきましては、来年度、予算計上しまして、来年度中に作成しまして、その４月１日から新しいホームページを公開しようというふうに考えているところでございます。

その後のリニューアルについては、随時は、特に大きなものは計画してございません。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

ホームページ上でアンケートも取られていらっしゃったかと思うんですが、何件ぐらいアンケートがあって、どういう内容が主にあったかっていうのを教えてください。

**野下隆寛情報政策課長**

ホームページに関するアンケートにつきましては、ことし４月からホームページ上と、あと祭り会場等に出向いてアンケートを取ってきております。回答数、総件数としては264件と

いう結果でございました。

その中での内容につきましては、ホームページのまず探しやすさというか、そこら辺なんですけど、中身は探せるかということが、探しにくいというのが、やはり24％ほどございました。探しやすいというのが９％、普通に使えるというのが67％ほどございました。

どういった面が、というところなんですけれども、どこに情報があるのかがよくわからないと。情報が余り整理できていないとか、ちょっとそういう手厳しいところもございました。

あと、どういった媒体を使っているかということなんですけれども、今スマートフォンの利用が大分多くなってきております。264件のうち、スマートフォンで閲覧しているというのがもう半分近く、139件ほどございましたので、今度見直す中でも、このスマートフォンでも見やすいような、そういったところも考えていこうと思っております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

私も常々、検索しにくいなと思っておりましたので、やっぱり市民の皆様もそういうお声が大きかったんだなというところもわかりました。

また、スマホの使用に関しても約半数の方が利用されてるってことで、そのことも踏まえて改良していくっていうことでよかったでしょうか。

**野下隆寛情報政策課長**

今後、より見やすいホームページを作成していくように検討を深く進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ぜひ、スマホの使用もわかりやすくしていただければと思います。

あと、ぜひスマホの利用が多いようであれば、いろんなチラシとかにＱＲコードっていうんですかね。かざせば、そのホームページに入っていけるような――チラシを発行されるときにはそういうものを、ぜひ今後、啓発にも努めていただければ、この閲覧件数が今100万件っていうことなんですが、これもまたふえていくのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、市報とすもだんだん昔と比べて変わってきたなっていうのは、私もかなり感じております。

ただ、余り変わり過ぎて、カラフル過ぎると今度目立つものが目立たないところもありますので、その辺は親しみやすい紙面づくりとともに読みやすいというところを、ぜひ努めて

いただければと思いますので、よろしくお願いします。

まず、以上です。

**中村直人委員長**

ほか、ございませんか。

**松隈清之委員**

110ページ、がん先進医療治療費助成金、主要施策の成果の説明書の中では16ページになるんですけど、重粒子線治療で４人、その他１人となってますよね。

その他１人ってどういう治療の補助をされたんですか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

お一人の方につきましては、サガハイマットではないところでの先進医療ということで、ワクチン治療等を受けられたというふうなところで聞いております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

タイミング的に、これ平成30年度ですよね。平成30年度って２月ぐらいに、前立腺がん、公的保険適用になりましたよね。それって、さっき不用額もありましたけど、影響してますかね。

もちろん、それ以外のがんについては、この対象になるのかもしれんけど。どうですか、影響は。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、松隈委員がおっしゃいましたように、平成30年度の診療報酬改定によりまして、これまでの頭頸部がんと前立腺がん、それが平成30年４月から公的医療保険適用となっております。

特に、ハイマットの治療で一番多かったのが前立腺がんだったもんですから、そこの部分で、やはりそれが公的医療保険になったということで、この鳥栖市が行っております医療費助成、その辺の件数が減ったということになろうかと思っております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

ということは、平成31年度も少なくなるという想定をしてるっていうことかな。ということでいいですかね。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

この、医療費助成の推移といたしまして、これまで、平成30年度までですね、45名の治療実績がございました。

それで、令和元年度につきましては、今委員が言われましたように、利用申請としては減るだろうと思っております。

現状のところ、先日お１人、お話といいますか、申請がございましたけれども、今年度については、今そういった状況でございます。

以上です。

**松隈清之委員**

これはこれでいいんですけど、要は公的医療保険の対象になったということで、今までにね、いろんな形で土地の無償貸与、あるいは固定資産税の免除――30年間――やってましたけど、公的医療保険の対象になることで治療費自体も下がってましたよね、多分。

下がってますよね。

今後ね、財務的にどうなっていくかとかっていうのに関しては、何か御相談とかあってますか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今回といいますか、その平成30年度の診療報酬改定に伴いまして、今、松隈委員言われたように、受診者の方にとりましては医療費の大幅な自己負担の軽減、それとあと受診環境の大幅な改善につながる一方で､やはり前立腺がんの治療が６割近くを占めておりましたので、そういった部分で、いわゆる経営に対する分の影響というのがあるだろうというふうなことはございました。

それに対しては、一応治療財団のほうでも、例えば医療スタッフを充実させて集患体制を強化するとか、あと対応症例の拡大、要は対応部位を拡大したりとか、あと初診・再診患者を見るときの適用検査、そういったものをこれまでは主治医の先生にお願いしていた分をハイマットで行うとかですね。そういった改善等を行うことで、いわゆる、その経営に対する分の影響を極力少なくするというような努力をしていくというふうなことで、現在取り組みをされております。そういった話はしております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

要は、ビジネスモデルとして当初組んでたやつがありますよね。

収支計算っていうのは、当然その313万円だったかな、当初ね、治療によっても若干変化するのかもしれないけれども。

それと、あるいはその施設数をふやして、患者さんを受け入れ体制をふやして、こういう形で収支をとっていくみたいな計算っていうのが、多分大きく狂うと思うんですよ。そこに対して今後の事業計画みたいなやつっていうのは――我々には直接はもちろんないんだけど

――市としては、何かそういう話ってあってるんですか。

何でかっていうと、要は、もうやれる財政的支援、先ほど言ったように、固定資産税の免除とかやり尽くして施設整備補助金を出してる。じゃあ今後、例えばこの財団の運営に関してね、当初の見込みと違うっていうことではあるんだけど、鳥栖市としてのかかわり方どうしていくのかっていうのは、ある程度考えを持っておく必要があるのかなと思うんだけど。

何かそういう、今後の事業計画の見通しとかっていう話はあってるんですか。

**石丸健一企画政策部長**

おっしゃるように、収益的面からだけ見ますと１人当たりの収益額というのは、公的医療になったことによって落ちてくるということは財団のほうでも十分、当初から認識をされておりますので、その解決方法といいますか、目減りをどのくらい補填できるかという方法で、先ほど課長が申し上げた受け入れをふやすとか、そのあとのフォローも財団のほうで行うとか、そういうことで収益の収支見込みを現在立てようとなさっております。

鳥栖市といたしましては、今までも、先ほど申された固定資産の減免等してきておりますけれども、それもその収支内容を見ながら考えていかなければいけないというふうには思っています。

ですから、それ以上の云々ということではなくて、財団のほうがＰＲとかそういうことが必要であれば、そういうソフト面の御協力をしていきたいというふうに思っております。

**松隈清之委員**

今にして思うと、見通しが私自身甘かったのかなと思うんですけど、要は公的保険の対象になるっていうのは、むしろ初めから、多分それ目指してたわけで。

それが、もっと広がることも、今対象になってないやつも、もっと広がるということも当然想定をしなきゃいけなくて――医療費がこんだけ、240万円ぐらいやったかな、下げられたのが。そこを想定してなかったのかもしれないけど、当然今後も同じようになっていくと思うんですよね。

その対象部位を拡大していったとしても、いずれイタチごっこじゃないけど、要は症例がふえて、一定の実績があれば当然保険適用になって、また多分、治療費自体が下げられるとかっていうことも当然想定されるんで。

一体、どういうふうな将来見通しを持ってて、うちがそれに今後、それが３年後なのか５年後なのかわからんけど。

ずっとおつき合いを、多分していかなきゃいけないじゃないですか。

そこは別に今の時点でということではなくて、何らか共有をしとかないとね、ある時点で、いや、ちょっと立ちいかんのでどげんかしてくださいみたいにならんとは限らんので。

そこは、財団とそういう今後の見通しについては情報の交換を、ぜひ進めてください。

**中村直人委員長**

ほかには。

**尼寺省悟委員**

ちょっと、今のことに関連してですけど、資料としてね、ちょっと欲しいんですが。

以前ももらったことあるんですけれども、ハイマットの財政状況がわかるような資料、以前もらったことがあると思う。

その分と、あとこれ質問やけど、九電は、結局寄附を再開したのかな、してないの。

それと、あとこれも資料でいいんやけど、全体の患者数の中に占める鳥栖市民の人数っちゅうか、その辺をちょっと欲しいんですが。

だから質問は、九電は寄附を再開したんか、それだけちょっと聞きたい。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

まず、資料の件ですね。財務状況につきましては、財団のほうと確認をして委員会中に準備をしたいと思っております。

あと、九州電力さんの寄附の件でございますけれども、これまでもちょっとお尋ねもあっておりましたけれども、サガハイマットでは、寄附者の名称とか時期とか、そういったものについては公表をされておりません。

ただ、一昨年もお話があっておりましたけど、報道等によりますと寄附を再開すると、そういった報道もなされているのも事実でございます。

ですから、資金収集状況として、一定ふえているというようなことも聞き及んでおりますけれども、恐らくそういったことから推察いたしますとそういった寄附があったのではないかということで、はっきりと私どものほうでお答えできる状況にはございません。

**尼寺省悟委員**

ただ、ちょっと今の答弁ですけど、以前はね、九電はこれぐらい寄附を出しますけれども、現状ではこれぐらいしかもらっておりませんということは、あなた方から答弁あっとるったいね。

ただ、鳥栖市の立場としてさ、その確認ぐらいはできるんじゃないかね。それが、やってるかやってないちわからんじゃね、ちょっとこれだけのことをやってる市民としては、鳥栖市としては、ね。

何か、そんなことも確認できんのかというふうに言いたくなるんですけどね。

**石丸健一企画政策部長**

寄附の目標額というのはありますので、その額にどう近づいているのかとかいうところに

ついては、私たちも出資しておりますので。

ただそれが、どこのどなたがどうしたからということではなくて、その目標額に近づくような努力はハイマットのほうでもされておりますので、そこは注視しております。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

答弁漏れがありました、すいません。

これまでの治療患者数、うち鳥栖市民がどれだけかということがあったかと思います。

令和元年８月末現在で、3,994人の方へ治療を行っておられます。そのうち、鳥栖市の治療者数につきましては、先ほどの医療費助成を適用した方は、恐らくサガハイマットで治療を受けているだろうということに立ちますと、その方が45名いらっしゃいます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

いいですか。

**飛松妙子委員**

済みません、今のに関連してなんですが、私も１回一般質問をさせていただいたときに、御答弁で、先ほどの保険適用になったことで影響がありますかっていうことでお聞きしたときに、現時点で判断することはできませんが、今後も引き続き運営状況を注視してまいりたいということでございましたので、実際その治療を受けていらっしゃる人数。

病名ごとの、治療名ごとの人数を、できたら５年間ぐらいいただけたらと思いますが。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

飛松委員からの御質問でございます、治療部位ごとのこれまでの人数ということでございます。

ちょっとすいません、現在直近値しか持っておりませんので、調べまして委員会中に準備したいと思いますけど、よろしゅうございますか。すいません。

**飛松妙子委員**

それから、101から102ページのマイナンバーですかね。

個人番号の状況と、あと不用額がありますので、それの要因を教えていただければと思います。

**野下隆寛情報政策課長**

まず、マイナンバーカードの交付状況でございますけれども、平成30年度中に交付したのが1,011枚交付をしております。それで、累計で7,727枚、対人口比率で10.52％という状況でございます。

それと、不用額につきましてですけれども、これ国の全体の交付枚数がある程度示されて

いるんですけれども、そのうち鳥栖市はというふうには数字は下りてきておりません。これ、人口割で交付額というのが出てきますので、そこら辺から鳥栖市の本来交付される数というのが約2,800枚ほど算出できます。

そのうち、交付したのが1,011枚ということで、1,800枚ほど予定の枚数に達しなかったというところで不用額が発生しているものでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

そうしましたら、今後、このマイナンバーの発行ですね。今後も、この交付税が続くのか、また鳥栖市として、このマイナンバーカードの発行に対して進めていくっていうところで考えていらっしゃるのか、教えていただけますか。

**野下隆寛情報政策課長**

マイナンバーカードの交付につきまして、交付状況としてはずっと厳しい状況が続いておりますけれども、今、国が示されているのは保険証のほうをマイナンバーに取り込もうということで計画がされております。大体、公務員関係ですね、国家公務員とか市町村の職員とか、そこら辺がまず対象になってくるというふうに見込まれております。

そのほか国民健康保険、こちらもマイナンバーカードに保険証のほうを取り込もうという動きになってきております。

そういった面から国では、マイナンバーカードの交付数というのも来年度中ぐらいには、もう2,000万枚とか3,000万枚とかいうふうなことを今言っている状況ではございます。

でも実際、保険証をマイナンバーカードに入れ込むということ以外に、実際はマイナンバーカードを持ってなくても従来の保険証を持っておれば病院にかかることもできるというような内容になっておりますので、国の思うようなふうに数字が動くかどうかわかりませんけれども、我々としては、そういった方向で交付の普及をしていかなければならないかと思っております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

保険証の取り込みということで、この取り組みをすることでいろんなデータの活用をされるんだと思っておりますが、鳥栖市としても普及していきたいということですので、また、ぜひ目標を持って取り組んでいただきたいなということを一言申し上げたいと思います。

以上です。

**尼寺省悟委員**

ちょっと今の関連ですけど、ほら、マイナポータルっちゅうのあったよね。一番のマイナンバーの売りということで。知ってる。

知ってるよね、マイナポータル。

あれは、今どんなふうな状況なわけ。国の状況、鳥栖市の状況というのは。

展望は。

**楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

マイナポータルの利用状況ですけれども、実際利用件数等は、例えば総務省とかからははっきり示されておりません。

ただ、一部報道の中で、平成29年７月から運用を開始されてるんですが、令和元年５月までの間に、例えばマイナポータルの利用といたしましては、自己情報の閲覧、あとはどういう情報連携をされたかの閲覧等がございますけれども、その利用件数として全国で約11万件というものが示されている状況です。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

鳥栖市の状況というのは全く……、どうなわけ。

その状況というのは、鳥栖市の状況で今後の状況っちゅうか、その辺は。

**楠和久情報政策課長補佐兼情報政策係長**

マイナポータルの利用としては、今現在サービスとして受けることができるものといたしましては、先ほど言いました自己情報の閲覧、あと子育てワンストップサービスというものがございますけれども、現在鳥栖市は、まだ提供をしておりません。

ですから、マイナポータルの利用として使えるのは、自己情報の閲覧が主なものになります。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかございませんか。

**西依義規委員**

102ページの広報全般なんですけど、主要事項が13ページにいろいろ、ちゃんと書いてありますけど、まずこの市報とす、ホームページ、テレビ広報とすにかかわってる、職員さんの人数は何人ですか。

**野下隆寛情報政策課長**

広報関係の職員は、職員が２名、それと係長が１名でございます。

**西依義規委員**

それは、市報だったら編集、もろもろを２人でされてるっていうことですね。

その男女比、男の方ですか女性の方ですか。

**野下隆寛情報政策課長**

担当者は２名でございます。

２名で、大まかには市報担当とホームページ担当というぐあいには分けてはおりますけれども、大体市報を経験した者がホームページに移っていくというふうで回しております。

それで、取材から編集まで職員２人でやっております。

以上でございます。

**西依義規委員**

すいません、その人件費はどこ、何ページのどこを見たらいいんですか。

**野下隆寛情報政策課長**

こちらの人件費につきましては、総務、全部のほうに入ってきております。

以上でございます。

**西依義規委員**

わかりました。

広報って結構大事な部署だと思うんですけど、２名の方で一生懸命されてるっていうことは、それは安く済んでいるか高くかわかりませんけど、例えば主要事項には、ホームページ閲覧件数による効果は書いてあるんですよね。

ただ、市報とすやテレビ広報の効果は書いてないんですけど、この辺の効果をどうやって検証されているのかっていうのをお尋ねいたします。

**野下隆寛情報政策課長**

効果というのがなかなか、ちょっとこれ把握が難しいのかなあと思っておりますけれども。

**西依義規委員**

事業内容のところ、担当課の方が書かれていると思うんですけど、市民が読みやすく、親しみやすい紙面づくりに努めたと書いてあるんですね。これが多分、一般でいう目的だと思うんですよね。

それが果たして、市民が読みやすく、親しみやすい紙面になったかどうかっていうのはどうやって検証されているのかなって。

例えば、モニターとかアンケート、ヒアリングいろいろあるんですけど。毎年せろとは言わないんですけど、そういったことを過去されたかどうかをじゃお尋ねします。

**野下隆寛情報政策課長**

市報関係のアンケートにつきましては、特に、現在やっているところではございませんけ

れども、たまたま今回ホームページのほうにつきましては、４月にアンケートをしていたところではございます。

それで、ホームページについては、探しやすいとか、そちらのほうが大体主な視点でアンケートを取っているところではございますけれども、ホームページのほうでは、やっぱり見つかるか見つからないか、見やすいか見にくいかというのは、そこら辺はアンケートでは確かに取ってなかったみたいですけど、ただ業者さんとかには、やはり検証をしてもらっているわけなんですけれども、その中でページに対する評価につきましては、やはり幾つか指摘を受けているところでございます。

そういった面も、今後改善はしていかなければいけないと思っております。

**西依義規委員**

いや、僕も議会だよりで編集をしてますんでとても気持ちはわかるんですよ。どうやって市民に、本当読みやすく親しみやすい紙面づくりっていうのが、難しいなと思いますけど。

もちろん、市議会だよりは、年４回発行で、市報に混ぜてもらってるんですね、間に。

それが、区長さんからしたら面倒くさいから中に入れてくれっていう話もあるし、ある方によっては、市長と議会はやはり二元代表制で別々、独立したものなんで、一緒に入るのはまずいじゃないかっていうお話もあるんで。

もちろん、これをここに言う話か、うちの議会に言う話かわからんですけど、市議会だよりもそうですけど、結局購読率も結構大事なんですよね。

その辺はどうですか、もちろん32万9,443部なんで、12で割ったら二万七千幾らですよね、部数的には。２万7,000部配って終わりじゃやっぱりいかんと思うんですけど、どれだけの方が読まれてっていうのを、もちろんこちらなのか総合政策課かわからんですよ。

そういう形のをしようみたいな機運とかありますか、中の担当課とかで。それとも、もう今までどおり紙面を投げてしまったらどうだっていう形なのか。その辺について、お考えをお聞かせ願えればと思います。

**徳渕英樹情報政策課課長補佐兼広報統計係長**

御意見ありがとうございます。

市報の見やすさが、市民の方がどのように思われているのかっていうのは、正直把握はできていないところではございます。

ただ、どうしても毎日の編集の中で、わかりやすい日本語とか、簡潔な結果の報告であったりとか、市報につきましては、町で起こった出来事であったり、いろんな募集の記事であったりとか、ちょっといろんな、多彩な情報を載せる必要がございますので、その中で、やはりわかりやすくっていうのが一番大事だなというふうに思っているところでございます。

議会だよりのほうもリニューアルされたのを拝見させていただいて、非常にうらやましいと感じたのが、正直な私の個人的な意見でございます。

なかなかあそこまではいけないと思ってますけど、市報についても、やはり市民の方がどう思ってるのかっていうのを何らかの形で、アンケートを取るなりいろんな方法で、ちょっと情報を集めながら改善していかなければならないなっていうふうには、議会だよりを見せていただいて、ちょっと思ったところでございますので。

今後、その辺の、市民の皆様の意見をどう集めるか、頂戴してホームページに反映していくのかっていうのを検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

**西依義規委員**

ありがとうございます。

じゃあ、もう一個、テレビ広報とすについて、ホームページが164万円でテレビ広報が181万円なんですよね。ぱっと感じたその効果ですね、また。その効果の部分やったら、ホームページ安いなと――これだけ見てですよ。もう、市報もむちゃくちゃ安いと思うんですよね。

テレビ広報とすの、要は視聴率まで言いませんけど、そういった、どういう影響を、まずその積算っていうか、この見積もりというか、まず幾らで幾らというふうに形はなっているんですか、契約上は。

**徳渕英樹情報政策課課長補佐兼広報統計係長**

それぞれの広報の分野の、費用の中身の内訳等につきましてでございますけれども、まず市報のほうにつきましては、いろんな編集機械等は、数年前に購入したパソコンとかそのソフト等を使いながら行っているところですけれども、実際市報を印刷するというのが印刷製本費のほうで上げております622万6,000円ほどでございまして、それぞれ印刷する際のページ数に応じて単価を設定しているところでございます。

印刷製本費につきましては、フルカラーでやっているところではございますので、金額的に業者さんとの契約という形でやらせていただいているところですけれども、ちょっとこの金額が高いか安いかっていうのは、妥当なところかなっていうことしか言えないような、ちょっと状況でございます。

続きまして、テレビ広報とすにつきましては、主要施策の成果のほうで書いてますとおり、ひと月当たり７日間放送しまして１日５回、１回当たり15分放送をしているということで、放送業務っていうことで収録と当然放映する費用ということで、ひと月当たり約15万1,000円ほど。それの12カ月で181万4,000円ほどお支払いをしている状況でございます。

テレビ広報とすにつきましては、くーみんテレビの広報とすの番組の中で放映している関

係上、どうしてもくーみんテレビに加入されている世帯にしか行き届いていないのかなっていうところでございます。

リアルタイムでは見ることできませんけれども、放送後に鳥栖市のホームページのほうからでも映像が見れるように、放送終了はすぐリンクを張って上映するような形で広報のほうをしているところでございます。

以上になります。

**西依義規委員**

いや、こういう業界なんで、高いか安いかなかなかあれでしょうけど、じゃあ15分番組は編集料とかそういったのもあるんですかね。

**徳渕英樹情報政策課課長補佐兼広報統計係長**

収録につきましては、くーみんテレビさんのスタジオがありますフレスポ鳥栖のほうの中で行っておりまして、編集も収録も含めて、インタビュアーさんの人件費も含めて、全て含んだ費用が委託料の内訳になっております。

以上になります。

**西依義規委員**

先ほどあった、本当、今多分、最近あの画面で見るよりもスマホで見る方が多分多いと思うんで、ユーチューブとか見たら何か、誰かがあげてあるんですかね、あれ。

あがってるんですよね。それで、見たら３カ月で70回視聴とか書いてあるんで、もちろん違法はだめですよ。けど、ちゃんとした手続をとって、やっぱ多くの皆さんが見れるような、もうお金がかからんでできるんであれば、そういったのもいろいろ御検討されれば、今まで市報を読まなかった世代とかそういったところにも届くような広報ができるんじゃないかと思います。

以上です。

**飛松妙子委員**

済みません、今のアンケートの話で、取れてないってことだったんですが、例えばいろんな部署で講演会とかがあったときに、アンケートを取られてらっしゃいますよね。

そのときに、何を見て御参加されてますかっていう部分があるんですが、そこに、多分市報を見てとかあったと思うんですね。

だから、そういうパーセントとかを取られると、何人のうちに何％が市報を見て来られたっていうのがわかると思いますので、そういう工夫もしながら捉えたらどうかなっていうのを感じましたので、そのことも御検討いただければと思います。

以上です。

**松隈清之委員**

先ほどのマイナンバーカードね、担当課って情報政策課じゃないですか。でも、マイナンバーカードを一番使うって、多分市民課の窓口なんですよね。というか、あそこの業務なんですよ、住民票とか印鑑証明とか。

あそこに来られる方にね、マイナンバーカードをつくったらコンビニでも取れますよとかっていう広報とかをしようとかっていうのはそっからはやらないんですよね。情報政策課のほうから、じゃマイナンバーカードをもっと普及したいと、気持ちはあるよね。

今回も残ってるから、使い切れてないから。

かといって、じゃ市民課の窓口とかで、僕はたまに行ったりするんですけどね、じゃあマイナンバーカードすぐつくれますよとか、すぐそこの写真撮るやつとかでもつくれますよとか、持ってくればとかね。

交付するための努力、基本的に誰かが自主的に来ないとね、今何もしてないじゃないですか。別に、市報でもそんなに最近出てないし。窓口とかで、これ使うともう市役所来なくてもコンビニとかでも取れますよみたいな案内とかビラとか、そんなのつくってないですよね。

**野下隆寛情報政策課長**

確かに、ビラとかはちょっとうちではつくってないんですけれども、ホームページ上では、まだページとしては案内のページございます。

そこら辺を、もっと定期的に見えるような、目立つようなところに時々入れるとか、そういった工夫もちょっと考えていければと思っております。

以上でございます。

**松隈清之委員**

いや、絶対市民課の窓口でやったほうがいいですよ。だって、実際取りに来るわけだから。これ、来なくてコンビニで取れますよって言ったら、若い人は取るかもしれない。

ただ、これ時間がたてばたつほど、最初に来た通知書がどこいったかわかんなくなるんですよ。あれが要るじゃないですか。どこになおしたっけってなるんですよね。

だから、それが例えばどこにいったかわかんないっていうときはこうしてくださいとか、ああしてくださいとか、直接の担当課じゃないかもしれないけど、取りに来る人が一番便利を感じるんですよね、市民課に来る人が。

そういう取り組みを、ぜひ期待をしたいと思います。

それから、あわせて、さっきのホームページとテレビ広報ね、市報とかもあったんですけど、はっぴとすの、今、視聴可能世帯数ってわかりますよね、何世帯ぐらいありますか。

**徳渕英樹情報政策課課長補佐兼広報統計係長**

すいません、ちょっと数については、今把握しておりません。

申しわけございません。

**松隈清之委員**

それこそ、これ新聞とかだったらみんなお金払って取るから、どんだけそれに対して対価を払ってでも見たいっていう人がいるかってわかるんだけど、言うたら市報って全部、ある意味押しつけで全部配られるじゃないですか。

だから、見てるとか見たい人がいるかどうかもわかんないですよね。

ホームページは、自分から多分アクセスするはずだから、見たい情報があったりっていうのがわかるんですよね。

僕は、このテレビ広報がいいのか悪いのかっちゅうよりも、まず見れる人がどれくらいいるかってすごく大事な情報だと思うんですよ。

だって、それくらいのことだったら、いや、それ要らないんじゃないっていう話になるかもしれないし。逆に、そこで見れるのは限られているかもしんないけど、そこでつくったコンテンツはさっき言ったようにホームページで使えるから、より見れる人は限られているかもしんないけど、つくってもらったコンテンツ自体がこっちで使えるんであれば、もっとそれを積極的にホームページに流すようなやり方とか。

要は、見れない人が見れるようなやり方とかっていうのをするとかっていうのも考えないといけないし、より、言ったらそのお金でコンテンツをつくってもらってると。見れる人は限られているかもしれないけどコンテンツをつくってもらってるからその金額で別に高くないって思えば、別に視聴者数が少なくても僕はいいと思うんですよ。

それ以外の使い道、さっき言ったようにホームページに上げるとかね。

だから、そこはもうちょっと費用対効果も含めて、使い方も含めて精査していかないと単に視聴可能世帯だけで言うとそれこそ一番割が悪い媒体かもしれない。そこは、ちょっと精査が必要かなと、別に答弁要らないんだけど、そういったことも考えていただければなと思います。

**中村直人委員長**

ほかにありますか。

**飛松妙子委員**

すいません、お試し移住の件でお伺いしたいんですが。

資料では、４組11名の利用があったということですが、今後どのようにしていこうと考えていらっしゃるのかを、まず教えてください。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、飛松委員御案内ありましたように、平成30年度、事業初年度でございましたけれども、４組11名の方に御利用いただいております。

この事業につきましては、鳥栖市の自然豊かなところで移住体験をしていただいて、鳥栖市への移住をしていただくということを目的としております。

今後、事業につきましては、実は新しい取り組みといたしまして、まち・ひと・しごと創生関係で、移住支援事業というのが実は今年度10月――もうあすからですね。事業期間６年間で始まるようになっております。

これは、東京圏から要は地方のほうへ移住を促進しようというもので、東京23区、それから東京圏にお住まいの方を地方のほうへ移住していただこうといった事業が始まりますので、そういったものとこのお試し移住事業というものを関連づけるというようなことも考えていかなければならないと思っておりますんで、そういったことからしますと、その事業期間でございます６年、令和６年度ぐらいまでは、一定こういった形の中で事業を継続していくことになろうかというふうに思っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

であるならば、より具体的に定住人口される年齢をどのように定めるのかとか、あとそれ以外にもいろいろあると思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

現在、御利用いただいている方につきましては、小さい子供をお持ちのファミリー層、そして60歳以上等の、一定リタイアされた方等が御利用いただいている状況でございます。

もちろん、40代、50代の方も御利用いただいておりますけれども、もともとこの事業を始めるときには、子育て世代、若い世代を何とか本市のほうに呼び込みたいというふうなところで事業をスタートしたところでございますので、一定そういった方たちをターゲットにしつつ、あらゆる世代の方たちにアプローチをかけていくということが必要かなと思っておりますので、今後もそういったことで努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

いろんな層の方を対象にするということでしたので、具体的に、やっぱり焦点を当てて、ファミリー層だったらその内容、どういうことが必要なのかとか、リタイアの方だったらどういうところを想定して定住人口をふやしていくのかとか、その辺の目的というんですかね、明確にしないと、多分今年度みたいに終わってしまうのかなっていう気が――ああ、去年か。

平成30年度のようになってしまうのではないかなっていうところを、ちょっと危惧をして

ますので、実際その方々が本当に定住してくださるのかどうかっていうところも踏まえて、しっかりとした取り組みを、反省というか課題とともに取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

何かもし、今考えていることがあれば――特になければ。

よろしいですか。

来年度の予算のときに、またお聞きしたいなと思います。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、質疑を終わります。

**報　告（企画政策部総合政策課）**

**公共施設等総合管理計画の進捗状況について**

**中村直人委員長**

以上で、企画政策部関係議案の質疑は終了いたしますが、議案外でございますけれども、報告事項があるということでございますので、これを受けたいと思います。

ファイルは、議案外の報告04になります。

それじゃあ、報告を願いします。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

それでは資料、今御案内がありましたように、今回、鳥栖市公共施設等総合管理計画を平成29年３月に策定をしておりますが、その進捗状況をまとめましたので御報告するものでございます。

資料の２ページをごらんいただければと思っております。

まず、鳥栖市公共施設等白書における耐震化未実施の公共施設についてということで、平成28年５月に策定しております公共施設等白書で耐震化未実施となっておりました公共施設への対応についてこちらのほうで記述をしております。

それから、真ん中のポツでございますけれども、施設類型ごとの管理に関する基本的な考

え方でございます。

公共施設等総合管理計画の中では、公共施設とインフラ施設と大きく大別しますと２つありますけれども、そのうち公共施設について、平成29年度に地域休養施設の改修工事を行っておりまして、それとあわせまして社会教育研修場との複合化を図っております。

それから、平成30年度には、古野町の文化財収蔵展示室ということで名称を変更して文化財の公開活用の場として整備をしております。

それから、平成30年度、令和元年にかけまして、企業版ふるさと納税を活用いたしまして、鳥栖スタジアムの塗装改修工事を行いました。

それと、あと平成30年度には道路改良工事に伴いまして、萱方町住宅の一部と萱方アパートを解体しております。

そして、平成29年度に、市庁舎整備基本計画を策定いたしまして、翌平成30年度に鳥栖市新庁舎建設基本設計を取りまとめております。

次に、資料３ページをお願いいたします。

今度は、インフラ施設に関する分でございますけれども、ここでは道路、橋梁、上水管、下水管渠について、これまでの取り組み実績をお示ししております。これが、３ページから４ページにわたってお示しをしております。

それから、資料の４ページでございますけれども、中ほどに白丸で計画の一部見直しと書いてございますけれども、これは現計画の内容の一部見直しを行っておりまして、１つ目が、インフラ施設の概要の中に示しておりますけれども、対象となります橋梁の数ですね。これを当初、変更前は393橋ありましたものを、ここ変更理由に書いておりますような理由で５橋、五つ減らしまして、面積として512平米減らしたところで３万367平米と見直しをしております。

あと、２つ目の変更点が、先ほど少し触れましたけれども、平成30年度に萱方住宅の一部と萱方アパートを解体しておりますので、ここの部分で見直しをかけておりますが、従前の計画では、萱方アパートも一部解体と受け取られかねないような表現になっておりますので、ここの見直しをかけております。

あと、見直しの３つ目ですけど、平成31年の２月に公園施設長寿命化計画を策定しておりまして、これによって社会資本整備交付金を活用した公園管理ができるように文言の追加をしたところでございます。

これが、鳥栖市公共施設等総合管理計画の進捗状況の報告となりますが、この後ホームページの更新等をする予定でございます。

次に、資料の５ページ、６ページでございますけれども、ここでは、公共施設中長期保全

計画一覧表ということでお示しをしております。

実は、この中長期保全計画の所管課は建設課でございまして、所管課のほうで、建設経済常任委員会のほうで報告することになっておりますけれども、先ほど説明いたしました公共施設等総合管理計画で示す基本的な考え方を実現するための計画でございまして、関連性があるということで、実は同じ資料を、総務文教常任委員会と建設経済常任委員会のほうに提出をいたしまして、それぞれで担当する部分を説明することとしております。

この分ですけど、今回対象施設が85施設ございますけれども、その対象施設の工事の工期と工事の内容を見直しておりますので、そこを御報告しておるものでございます。

従前資料では、この工事の時期のみを当該施設の欄のところで丸で表示をしておりましたけれども、今回から改修時期に加えまして、工事対象部位がわかるような判例をつけたということでございます。

以上で、報告資料の説明を終わります。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

報告がありましたが、何か確認したい件などがありましたらお願いしたいんですが。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

それじゃあ、また何かあったら最終的なところでお願いしたいと思いますが。

それじゃあ、以上で議案外の報告を終わります。

**中村直人委員長**

以上で、本日の日程は終了をいたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

**午後４時37分散会**

令和元年10月１日（火）

## 1　出席委員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中村　直人 | 委員 | 飛松　妙子 |
| 副委員長 | 西依　義規 | 〃 | 竹下　繁己 |
| 委員 | 齊藤　正治 | 〃 | 松隈　清之 |
| 〃 | 尼寺　省悟 | | |

## 2　欠席委員氏名

なし

## 3　説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 教育長 | 天野　昌明 |
| 教育次長 | 白水　隆弘 |
| 教育総務課長 | 青木　博美 |
| 教育総務課総務係長 | 眞子　寛盛 |
| 学校教育課長 | 中島　達也 |
| 学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 | 古賀　泰伸 |
| 学校教育課長補佐兼学校教育係長 | 立石　光顕 |
| 学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事 | 井上　由里子 |
| 学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長 | 原　祥雄 |
| 生涯学習課長兼図書館長 | 松隈　義和 |
| 生涯学習課参事 | 竹下　徹 |
| 生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 | 八尋　茂子 |
| 生涯学習課文化財係長 | 久山　高史 |
| 生涯学習課図書係長 | 中溝　雄二 |

## 4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　武田　隆洋

## 5　審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

## 6　傍聴者

な　　し

## 7　その他

な　　し

午前９時58分開会

**中村直人委員長**

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

教育委員会事務局

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

**中村直人委員長**

本日は、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**中島達也学校教育課長**

おはようございます。

歳入につきまして、まず学校教育課から御説明をいたします。

平成30年度鳥栖市歳入歳出決算書51、52ページをお開きください。

款13分担金及び負担金、項２負担金、目３教育費負担金、節１小学校費負担金と節２中学校費負担金につきましては、日本スポーツ振興センター負担金で、小学校、中学校ともに児童生徒１人当たり460円の負担金を保護者からいただいております。

以上でございます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

それでは、53、54ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項１使用料、目５教育使用料、節１社会教育使用料につきましては、勤労青少年ホームの使用料でございます。

以上です。

**青木博美教育総務課長**

その下、節３小学校使用料でございます。

学校敷地使用料につきましては、国道３号拡幅工事に際しての基里小学校運動場の使用料

が主なものでございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

続きまして、59、60ページをお開きください。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目６教育費国庫補助金、節１教育総務費国庫補助金のうち、学校教育課関係分は学校における医療的ケアのための看護師配置に係る教育支援体制整備事業費補助金で、３分の１の補助を受けたものでございます。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目６教育費国庫補助金、節２小学校費国庫補助金のうち、学校教育課関係の主なものにつきましては特別支援教育就学奨励費補助金で、半額の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

**青木博美教育総務課長**

そのすぐ下でございます。

学校施設環境改善交付金につきましては、小学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に係る交付金でございます。補助率は３分の１でございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目６教育費国庫補助金、節の３中学校費国庫補助金のうち、学校教育課関係の主なものにつきましては特別支援教育就学奨励費補助金で、半額の補助を受けたものでございます。

以上でございます。

**青木博美教育総務課長**

その２つ下でございます。

学校施設環境改善交付金は、中学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業、並びに鳥栖西中学校の大規模改造事業に係る交付金でございます。補助率は３分の１でございます。

以上でございます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

続きましてその下、節４社会教育国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては一般開発における市内の埋蔵文化財の確認調査に伴う補助金で、国から事業費の２分の１の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補

助金として、国から事業費の３分の１の補助を受けたものでございます。

その下、国宝重要文化財等保存活用事業につきましては、昨年の西日本豪雨で、毀損した勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の復旧工事に伴う補助金として国から事業費の70％の補助を受けたものでございます。

以上です。

**中島達也学校教育課長**

続きまして67、68ページをお開きください。下のほうになります。

款16県支出金、項２県補助金、目７教育費県補助金、節１教育総務費県補助金は、スクールカウンセラー事業補助金で、３分の１の補助を受けたものでございます。

同じく、節の３中学校費県補助金のうち主なものにつきましては、放課後等補充学習支援事業費補助金で、350分の179の補助を受けたものでございます。

また、部活動指導員活用研究事業補助金で、３分の２の補助を受けたものでございます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

続きましてその下、節４社会教育費県補助金の主なものを説明いたします。

埋蔵文化財発掘調査補助金は、市内文化財の確認調査に伴い、県から事業費の18％の補助を受けたものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して、県から事業費の３分の１の補助を受けたものでございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金につきましては、放課後子供教室推進事業に対して県から事業費の３分の２の補助を受けたものでございます。

次の、文化財保存事業補助金につきましては、昨年の西日本豪雨で毀損した勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の復旧工事に伴う補助金として、県から10.76％の補助を受けたものでございます。

以上です。

**中島達也学校教育課長**

続きまして69、70ページをお開きください。下のほうとなります。

款16県支出金、項３委託金、目５教育費県委託金、節の１教育総務費委託金のうち主なものにつきましては、児童生徒の活用力向上研究指定事業委託金及び学校安全総合支援事業委託金でございます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

71、72ページをお願いいたします。

款17財産収入、項２不動産売払収入、節１土地売払収入の366万3,250円のうち、306万9,000

円につきましては社会教育研修場跡地売却における収入でございます。

以上です。

**青木博美教育総務課長**

次の、73ページ、74ページをお願いします。

左の枠で２番目、教育寄附金でございます。

款18寄附金、項１寄附金、目２教育費寄附金、節１教育総務費寄附金の育英資金貸付基金寄附金につきましては、本町１丁目の任意団体なんばしょっかい様からと鳥栖市議会議員退職者の会めじろ会様からの寄附でございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

続きまして同ページ、下のほうをごらんください。

款19繰入金、項２特別会計繰入金、目の１国民健康保険特別会計繰入金、節の１国民健康保険特別会計繰入金のうち、4万286円がフッ素洗口事業国民健康保険調整交付金でございます。

以上でございます。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

77、78ページをお願いいたします。

款21諸収入、項４受託事業収入、目１受託事業収入、節５教育費受託収入、埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、民間開発に伴う埋蔵文化財発掘調査を受託したものでございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

続きまして85、86ページをお開きください。

款21諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、佐賀県立中原特別支援学校鳥栖田代分校から光熱水費等に係る費用を負担金としていただいたものでございます。

以上でございます。

**青木博美教育総務課長**

次の、87ページ、88ページをお願いします。一番下でございます。

款22市債、項１市債、目６教育債、節１小学校債及び節２中学校債につきましては、それぞれの事業に伴う借入金でございます。

以上で、収入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

ページ飛びまして、209ページ、210ページをお願いします。

款10教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費のうち主なものを申し上げます。

節１報酬につきましては、教育委員４名の報酬でございます。

次に、目２総務事務局費の主なものを申し上げます。

節２給料から節４共済費までは、教育長、教育次長、教育総務課職員６人、計８人分の人件費でございます。

節７賃金につきましては、小中学校の学校用務及び学校事務補助の嘱託職員、合計20人分の賃金でございます。

節13委託料のうち、１行目の警備委託料につきましては小中学校等の機械警備業務等に関するものでございます。

また、２行目の中学校日直代行委託料につきましては、土日祝日及び年末年始の中学校の管理業務に関するものでございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

続きまして、211、212ページをお開きください。

学校教育課から同じ項の目３学校教育事務局費の主なものを御説明いたします。

まず、節１報酬の主なものにつきましては、新入学児を対象としました就学時健康診断の際の医師報酬となっております。

節２給料から節４共済費までにつきましては、学校教育課長以下、学校教育係、教育相談係７名分の人件費でございます。

節の７賃金につきましては、学校図書館事務補助員12名、学校適応指導教室みらい指導員２名、教育相談指導員１名、嘱託指導主事３名の賃金でございます。

節の８報償費につきましては、スクールカウンセラー謝金は、スクールカウンセラーの配置に係る謝金でございます。保護者や児童生徒、あるいは学級担任等の相談業務に当たっていただいております。

この事業につきましては県の補助事業で、謝金のうち３分の１が県の補助金となっております。スクールカウンセラー活用につきましては、詳しくは主要施策成果説明書、87ページの教育相談業務に記載しております。

節の９旅費のうち主なものにつきましては、学校安全総合支援事業に伴う被災地等訪問に係る旅費でございます。

213、214ページをお開きください。

節の13委託料は、語学指導業務委託料としまして、外国語指導助手５名の民間委託料でございます。

語学指導業務委託料につきましては、詳しくは主要施策成果説明書、88ページに外国語指導助手配置事業として記載をしております。

節の18備品購入費につきましては、小学校図書管理システム購入費でございます。

節の19負担金、補助及び交付金のうち主なものにつきましては、鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置をしておりますスクールサポーター配置負担金でございます。

これにつきましては、主要施策成果説明書87ページに記載しております。

以上でございます。

**青木博美教育総務課長**

次に、同じページの項２小学校費、目１学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節２給料から節４共済費までは、学校用務員２人分の人件費でございます。

節11需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

ページをめくっていただきまして、215ページ、216ページをお願いします。

節13委託料のうち、１行目の学校施設管理委託料につきましては、小学校８校の各種設備点検、樹木伐採等、施設の管理に要した経費でございます。

２行目以降は、トイレ改修事業、屋内運動場非構造部材改修事業及び特別支援学級空調設備設置事業に要した経費が主なものでございます。

また、予備費からの充用806万8,000円につきましては、小学校特別教室等空調設備設置事業において、国の平成30年度補正予算に係る臨時特例交付金を活用した事業への採択が内定し、設計業務を急遽発注する必要が生じ、現計予算で対応できなかったため予備費をお願いしたものでございます。

また、不用額につきましては、トイレ改修事業の工事監理業務の設計金額が低くなったことによるもので、平成29年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節15工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては各学校の施設営繕に要した経費でございます。

２行目以降は委託料同様、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

また、予備費からの充用128万6,000円につきましては、大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を受けて、安全基準を満たしていない基里小学校のブロック塀の撤去工事に現計予算で対応できなかったため予備費をお願いしたものでございます。

不用額につきましては、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業の工事費の入札残が主なもので、委託料の不用額同様、平成29年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節23償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校の建設費の建てかえに関する都市再生機構への償還金でございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

学校教育課から同じく項の２小学校費、目２学校事務管理費について御説明いたします。

節の１報酬につきましては、基里小学校に設置をいたしました学校運営協議会委員５名分の報酬及び校医15名、歯科校医12名、合計27名の校医と学校薬剤師８名の報酬でございます。

217、218ページをお開きください。

節の７賃金につきましては、小学校の特別支援学級生活指導補助員に係る分でございます。

特別支援学級生活指導補助員配置事業につきましては、詳しくは主要施策成果説明書92ページに記載をしております。

節の８報償費につきましては、基里小学校を除く１校当たり５名を配置しております学校評議員の謝金及び卒業記念品としまして児童に送ります英和辞典及び卒業証書ファイルに係る費用が主なものでございます。

節の11需用費につきましては、小学校８校分の消耗品費と光熱費が主なものでございます。

節の12役務費の主なものにつきましては、小学校の電話代、切手代、検査手数料等となっております。

節の13委託料につきましては、健康診査委託料、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料等が主なものでございます。

節の14使用料及び賃借料につきましては、デジタル教科書ソフトウエアライセンス使用料が主なものとなっております。

節の18備品購入費につきましては、施設用備品購入費の主なものは、児童用机・椅子、それから鳥栖小学校に配備いたしました階段昇降車の購入費用。それから教科用等備品購入費の主なものは、児童用図書購入費でございます。

続きまして、219、220ページをお開きください。

節の19負担金、補助及び交付金のうち、日本スポーツ振興センター負担金につきましては児童が病気やけがをした際に医療費を支給する日本スポーツ振興センターに対する負担金でございます。

続きまして、221、222ページをお開きください。

同じく、項の２小学校費、目３教育振興費の節18備品購入費につきましては、教材費、理科備品購入の費用でございます。

それから、節の20扶助費は、要保護・準要保護児童への就学援助費、また特別支援学級在籍児童への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

続きまして、項の２小学校費、目４学校給食センターについて御説明をいたします。

節２給料から節４共済費までにつきましては、事務員３名、学校保健員８名、合計11名の人件費に係る費用でございます。

それから、節の７賃金につきましては、嘱託職員、調理補助臨時職員、配送配膳洗浄臨時職員、調理洗浄臨時職員、学校配膳臨時職員、代替臨時職員の賃金となっております。

節11需用費の主なものにつきましては、調理消耗品、手洗い等に使う薬品等の消耗品、光熱水費、修繕料となっております。

節の12役務費の主なものにつきましては、ノロウイルス検査、腸内細菌検査などに係る手数料となっております。

223、224ページをお開きください。

節の13委託料の主なものにつきましては、炊飯調理等業務、配送業務、保守点検業務、廃棄物運搬処分等にかかる費用となっております。

以上でございます。

**青木博美教育総務課長**

続きまして、項３中学校費、目１学校施設管理費の主なものを申し上げます。

節２給料から節４共済費までは学校用務員１名分の人件費でございます。

節11需用費のうち、修繕料につきましては学校施設の修繕に要した経費でございます。

節13委託料のうち、１行目の学校施設管理委託料は、中学校４校の各種設備点検、樹木剪定等施設の管理に要した経費でございます。

２行目以降は、鳥栖西中学校大規模改造事業、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

また、予備費からの充用555万2,000円につきましては、中学校特別教室等空調設備設置事業において、国の平成30年度補正予算に係る臨時特例交付金を活用した事業への採択が内定し、設計業務を急遽発注する必要が生じ、現計予算で対応できなかったため予備費をお願いしたものでございます。

不用額につきましては、鳥栖西中学校管理棟大規模改造工事実施設計業務の入札残のほか、トイレ改修工事監理業務の設計金額が低くなったことが主なもので、平成29年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節14使用料及び賃借料は、鳥栖西中学校大規模工事に伴う仮設校舎のリース料でございます。

不用額につきましては、仮設校舎のリース料の入札残によるもので委託料同様、平成29年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

節15工事請負費のうち、１行目の営繕工事費につきましては、小学校費同様、学校施設営繕に要した経費でございます。

２行目以降は、鳥栖西中学校管理棟大規模改造工事、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に要した経費が主なものでございます。

また、予備費からの充用130万円につきましては、小学校同様に安全基準を満たしていない鳥栖中学校のブロック塀の切り落とし工事に現計予算で対応できなかったため、予備費をお願いしたものでございます。

不用額につきましては、鳥栖西中学校屋内運動場非構造部材改修工事の設計金額が低くなったことによるもので、平成29年度からの繰越予算のため減額補正ができなかったものでございます。

以上でございます。

**中島達也学校教育課長**

続きまして、225、226ページをお開きください。

目の２学校事務管理費について御説明をいたします。

節の１報酬につきましては、基里中学校に設置をいたしました学校運営協議会委員５名分の報酬及び校医７名、歯科校医７名、合計14名の学校医と学校薬剤師４名分の報酬でございます。

節の７賃金につきましては、中学校選択制弁当の嘱託栄養士１名分と特別支援学級生活指導補助員分でございます。

特別支援学級等生活指導補助員配置事業につきましては、主要施策の成果説明書96ページに掲載をしております。

節の８報償費の主なものにつきましては、放課後等補充学習支援事業の講師謝金、それから基里中学校を除く学校評議員謝金及び卒業生記念品として渡す印鑑及び印鑑入れ、卒業証書ファイルに係る費用となっております。

節の11需用費につきましては、中学校４校分の消耗品費と光熱水費が主なものでございます。

節の12役務費の主なものにつきましては、中学校の電話代、切手代、検査手数料となっております。

節の13委託料の主なものにつきましては、健康診査委託料と開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料でございます。

給食業務委託料につきましては、中学校選択制弁当に係る委託料となっております。

節の14使用料及び賃借料は、生徒用パソコンの借上料、デジタル教科書ソフトウエアライセンス使用料が主なものとなっております。

続きまして、227、228ページをお開きください。

節の18備品購入費のうち、施設用備品購入費の主なものにつきましては生徒用机・椅子。それから、教科用等備品購入費の主なものにつきましては生徒用図書、楽器代となっております。

節の19負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センター負担金と、229、230ページになりますが、中学校スポーツ大会等出場補助金となっております。

続きまして、目の３教育振興費について御説明をいたします。

節の18備品購入費につきましては、教材、理科備品等の購入に係る費用でございます。

それから、節の20扶助費につきましては、要保護・準要保護生徒への就学奨励費等の補助。それから、特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費として家庭に支払われているものでございます。

それから、扶助費の不用額につきましては、就学援助の受給者数及び受給者のうち、選択制弁当給食の申込者数が見込みより少なかったために不用額が発生しております。

以上です。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

続きまして、項４社会教育費、目１社会教育総務費の主なものについて御説明申し上げます。

まず、節１報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

次に、節２給料から、次のページ節４共済費につきましては、生涯学習課長以下、生涯学習推進係及び文化財係職員11名の人件費でございます。

次に、節７賃金につきましては、同和教育集会所の事務員の賃金でございます。

次に、節８報償費につきましては、生涯学習講座等の講師謝金及び成人式の記念品代等でございます。

節13委託料につきましては、同和教育集会所に関する清掃、警備業務などの管理委託料及び少年少女派遣研修事業委託料につきましては、市内の小中学生30人を対馬に派遣し、青少年の健全育成を図る事業を鳥栖やまびこ研修団実行委員会へ委託したものでございます。

次に、節15工事請負費のなかよし会営繕工事費につきましては、鳥栖北小なかよし会Ａクラスの改修工事費でございます。

また、社会教育研修場解体工事費につきましては、河内町にございました研修場を解体したものでございます。

次に、233、234ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会などの負担金や会費及び社会教育関係団体等に対する補助金でございますが、主なものといたしましては、下から４番目の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、市内全小学校に開設しておりますなかよし会を運営する鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、旭小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人和貴福祉会、田代小学校区で放課後児童クラブを運営する社会福祉法人顕彰会、平成30年度から麓小学校区に放課後児童クラブの運営を開始された社会福祉法人慈光保育園に対し運営補助を行いました。

また、平成30年度における放課後児童クラブ事業につきましては、主要施策の成果、97ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、節23償還金、利子及び割引料の平成29年度国庫補助金返還金につきましては、平成28年度放課後子供プラン推進事業費の確定に伴う返還金でございます。

次に、目２文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節７賃金につきましては、施設等の保全管理作業に伴う作業員等の賃金でございます。

235、236ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、文化財整理室の警備業務や遺跡の管理業務の委託料のほか、歴史文化講座や勝尾城筑紫氏遺跡見学会などの委託料でございます。

次の、節15工事費につきましては、昨年７月６日に発生いたしました西日本豪雨により毀損した勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡地区の復旧工事でございます。

なお、工事費におきましては、緊急を要することから予備費から充用しております。

続いて、節19負担金、補助及び交付金につきましては、市の有形無形文化財の保存管理公開に係る補助金でございます。

237、238ページをお願いいたします。

目３図書館費の主なものについて御説明いたします。

節２給料から節４共済費までは、図書館職員５名分の人件費でございます。

節７賃金につきましては、図書館で司書業務等を担当しております嘱託職員10名及び臨時職員の賃金でございます。

節11需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及

び電気料、上下水道料等の光熱水費でございます。

節13委託料につきましては、清掃、警備業務などの図書館施設管理業務委託料が主なものとなっております。

節14使用料及び賃借料のうち、システム借上料につきましては図書館システム及び関連機器の借上料等でございます。

節18備品購入費につきましては、印刷機等の施設用備品及び図書やＤＶＤ、視聴覚資料等の購入費でございます。

239、240ページをお願いいたします。

目４埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等借上料が主なものでございます。

続きまして、目５埋蔵文化財調査受託費につきましては、民間開発に伴う市内遺跡の本調査を受託したものでございます。

ちなみに、平成30年度は、元町にある内畑遺跡、村田町の村田三本松遺跡の発掘及び整理報告を実施し、開発と文化財保護の調整に努めてまいりました。

続きまして、245、246ページをお願いいたします。

中ほどの、目８勤労青少年ホーム費につきまして、主なものについて御説明いたします。

節７賃金につきましては、勤労青少年ホームの嘱託職員１名の賃金でございます。

節８報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催する教養講座開催に伴う講師謝金でございます。

節13委託料につきましては、施設の管理や警備及び清掃等の委託料でございます。

以上をもちまして、歳出の説明を終わります。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**西依義規副委員長**

すいません、お手元に資料がありますのでちょっと。

議会報告会で市民の皆さんから出た意見として、不登校児童生徒への支援のあり方について、もう一つは、放課後児童クラブの充実についてという、教育委員会としては２点に関して委員会で協議をお願いしたいという文書が議長から来ておりますんで、それの現状というか基礎となる資料の提出を執行部に求めたものであります。

以上です。

**中村直人委員長**

ただいま副委員長のほうから、追加の説明がありましたけれども、それを含めて全体的に

質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

**飛松妙子委員**

ページが214ページ、医療的ケアの支援委託料39万4,350円っていうことですが、前年度と内容が違うやり方で平成30年度はされたということでお聞きしてます。

それに対して、前年度と比べてどのような対応になって、そこで課題だとか、あとよかったこととかあれば、ちょっと教えてください。

**中島達也学校教育課長**

医療的ケアにつきまして、昨年度につきましては委託事業という形で実施をしておりました。具体的には、１万1,950円の33回、昨年度実施を、１人のお子さんに対して行っております。

本年度につきましては、それは補助事業という形で形を変えております。

この経緯につきましては、委託事業とした場合に、ほとんど医療的ケアを受けられている子供さんについては、大体において、もう既に自宅等においてそういう医療的ケアを受けられている場合が多うございます。

そういったところをやはり継続して学校でも、その事業所、看護師さんにかかわっていただいたほうがやはりよかろうということで、委託した場合には、どうしても入札等で委託業者をこちらが選定をする形になりますので、補助事業にすることによって保護者さんが継続して御家庭で使われている、そういう事業所等をそのまま継続で使用できるという、そういうメリットを生かそうということで補助事業のほうに本年度から変えたところです。

本年度につきましては、２名のお子さんが利用されている状況でございます。

以上です。

**飛松妙子委員**

課題はないですか。

**古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事**

課題点としましては、今現在のところ、昨年度までは委託事業ということで市からの支払いというふうなところが行われておりました。

今回、補助事業というふうなことで、一度保護者がかかった費用を払う必要があるというふうなところで、保護者負担が一時的に発生するっていうふうなところがございます。

そこは、保護者にとって少々課題点というふうなところでは耳に挟んでいるところでございます。

以上です。

**飛松妙子委員**

保護者の負担が一度発生をして、後から支給をするということでございました。

保護者の方から、やっぱその負担が大変だというお声も上がってますので、例えば来年度に向けて、その負担を減らすような取り組みができるのか。

また、さらに時間の拡充とかそういうところも課題として捉えていらっしゃるのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、あと、委託から変えたことによって、入札制度とかがなくなるということで、教育委員会としては、業務の負担が減ったのかなというふうに思っているのですが、そのあたりはどうでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

保護者さんの負担軽減につきましては、その支払いの頻度というか、その辺はちょっと検討してまいりたいと考えております。

それから、そのほかの課題等につきましても、保護者さんの意向を聞きながら検討していくところについては検討を重ねていきたいと考えております。

それから、教育委員会の負担が軽減になったかということについては、そこまでは感じないところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございました。

また、来年度に向けて、医療的ケアのお子様が入ってくる可能性もあるのではないかと思いますので、特に保護者の負担が月に幾らかかっているのか。何万円もかかっているんではないかなと、察しているんですが。

そのあたりでも、事前に保護者の方の医療的ケアを活用される方がわかっているのであれば、何か事前にできる方法がないのかとかいうところも含めて検討していただきたいなと思っております。

それから、216ページの防犯カメラの取りかえということで、書かれてありました。今現在、12校ですね。

12台だけの設置だったですかね、ちょっとすいません、そこからお願いします。

**青木博美教育総務課長**

防犯カメラにつきましては、順次行っておりますが、これにつきましては、一応小中学校の出入り口とかを主なものとしておりまして、学校敷地内に設置しているものでございます。過去６台をつけております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

防犯カメラを６台つけていただいてるっていうことで、鳥栖市においては、結構オープン

な学校ばかりですので、やっぱその防犯カメラというのが今もいろんな事件とかも起きてますので、すごく重要かなと思っているところですが、実際、その防犯カメラをつけたことによって未然に防げたこととか、実際に何かが起きて防犯カメラが活用できたとかいう事例があれば教えていただきたいんですが。

**眞子寛盛教育総務課総務係長**

失礼します。

先ほど、防犯カメラの件でのお話をいただいたところですけれども、ちょっと先ほどの話から話をさせていただきますと、平成30年度と31年度と32年度、３年間にわたって、現在のところ防犯カメラのほうについては年次的に取りかえを計画しているところでございます。

それで、防犯カメラがあったことで、昨年弥生が丘小学校の話なんですけど、近隣の駐車場付近でお亡くなりになられた方がおられて、それで、そういった現場の検証等をする際に警察の方、私ども立ち合いで防犯カメラの確認をしたというケースがございまして、あと昨日も田代中学校のほうでは、玄関口の近くのところで車上荒し等が発生したということで、それも警察の方が見えられて対応をさせていただいているところです。

そういう実績っていうのは、確かにあるところでございます。

**飛松妙子委員**

学校以外のところでの、活用があったということだったと思います。

今後、いろんな面で必要になってくる部分だと思っているんですが、ふやしていく予定があるのかどうかも、検討されているのかどうかお聞きしたいのと、あと、学校の防犯カメラと同時に、子供たちの教育に関して、先日テレビであってたのが、変な人についていっちゃいけないよとか、怪しい人についていっちゃいけないよとかいうのは、あやふや過ぎてだめな言葉だということがあってまして。

具体的に、どのくらい近づいてきたときに、接近をしてきたときに、自分がこの人怖いとか、いやだとか、そういうので危険を回避するっていうのがあってましたので、その防犯カメラの今後と、あとその防犯対策について。

防犯カメラのあれとは違うんですが、２つ教えていただければと思います。

**白水隆弘教育次長**

防犯カメラにつきましては、今現在過去６基ずつついております。

それで、カメラの方向といたしましては、学校内を写しております。学校内を写して、学校の施設にそういった悪さをしたりする者がいないかどうかということを見張っているというような状況でございます。だから、抑止効果としては十分あるものと考えております。

今後、増設といたしましては、一般質問にお答えするような形で答弁をさせていただいて

おりますけれども、通学路についての防犯カメラの設置につきましては、前向きに県の補助などを検討させていただいて、できれば早期に実現させていただきたいと考えておるところでございます。

学校内のそういった指導につきましては、昨年も答弁で申し上げましたけれども、「いかのおすし」という合い言葉で指導を行っております。

詳しくは、古賀のほうからさせます。

**古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事**

失礼します。

学校における安全教育であったりとか、防犯教育っていうふうなところになってくるかと思います。

おおよそ学校現場におきましては、そういった具体的な指導は、不審者対応の避難訓練を実施した際に、警察関係者を招いて実際に、前で提示をしながらとか、寸劇をしながらとかというふうなところで指導するのが、今現在学校の中で行われている現状でございます。

その際、先ほどの不審者であったり、怪しいっていうふうなところの言葉については、実際に指導される方が警察っていうふうなところですので、まずは具体的なところで――私自身も見ているんですが――ここまで来たらとか、腕をつかまれそうになったりとかこういうふうなところで、具体的にこうしなさいっていうふうなところを指導していただいているところです。

これを、常日ごろの先生方の指導に置きかえると、あれを思い出しながらとかいうふうなところになってくるかと思いますけれども、今現在、１年に１回でありますが具体的なところを示し、それを継続して指導しているっていうところが現状と捉えております。

以上です。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

じゃあ具体的に、実際危ない目に遭ったっていうメールがたまに入ってくるんですが、そのあたりのことを件数だとか、教えていただければと思います。（発言する者あり）

**中村直人委員長**

再度、質問をお願いします。

**飛松妙子委員**

具体的に危ない目に遭ったとかいう部分の、把握されている内容と件数を教えていただければと思います。

**古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事**

すいません、まず先ほどの答弁の中の、「いかのおすし」について、ちょっと触れておりませんでしたので、補足で説明をさせていただければと思います。

い、か、の、お、す、し、なんですけれども、行かない。行かないで「いか」ですね。

の、お……、ぱっと出てこないで、すいません。現場を離れて、さっと出てこないのが怖いんですけれども。

行かない（「乗らない」と呼ぶ者あり）乗らない、「の」が乗らない。

お、押さない。

す……、おす……（発言する者あり）教えないやったですかね。

すいません、さっと出てきませんで、すいません。

「いかのおすし」っていうのがございまして、すいません、後ほど資料をお渡ししたいと思います。

それと、現状というふうなところでございますが、怖い思いをしたとかいうふうなところが出てきていたかと思います。実際には、自転車で下校中とかいうふうなところで腕をつかまれたっていうふうなところも聞いたことがございます。

それから、これは別件になるかもしれませんけれども、実際顔がつながっていないがために、心配をして声をかけても不審者というふうなところから、声をかけられたというふうなところもございます。

詳しい状況につきましては、課長のほうから。

**中島達也学校教育課長**

件数等につきましては、後で資料として提示をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

確かに、顔が知らない方だと、安全な方でもやっぱり不審者と思ってしまう、危ないと思ってしまうという子供の心理強というのがあるっていうのもそのテレビの中であってて、やっぱその場合は、距離感が一番重要だとおっしゃってて、ある程度、手をお互いに伸ばしたときにくっつかないぐらい離れていると安心感がちょっと持てるっていうことで、そのくらい離れた時点で声をかければいいのかなっていうのを私も学んだわけなんですが。

これから、いろんな面で、私も勉強したことを子供たちと接していきたいなと思っております。

子供たちの安心安全のために、学校教育課の皆様には、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

ひとまず、ここまでで。

**竹下繁己委員**

学校給食センターの臨時職員さんを採用されているじゃないですか、その方々の採用のやり方って、どがんなっとっとですか。

年間通して採用されているのか、もしくは１学期だけとか２学期だけとか。どういう採用の仕方ばしよんしゃっとですか。

**原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長**

学校給食センターには、正規職員のほかに嘱託職員、臨時職員がおります。

嘱託職員につきましては、４月１日から３月１日までの雇用というふうになっております。

臨時職員につきましては、いくつか職種がございますけれども、基本的には学期ごとの雇用というふうにいたしております。

したがいまして、今年度で申し上げれば４月の８日から給食が始まっておりますので、この日からの雇用と。そして、７月の19日までの雇用ということでいたしております。

採用につきましては、基本的には前年度から引き続き雇用いただける方にはその方を雇用しておりますけれども、人員不足、あるいは退職に伴います補充等が生じた場合には、その都度募集をいたしまして、面接をして採用をいたしております。

以上です。

**竹下繁己委員**

例えば、１学期、臨時で採用しました。夏休み、なかよし会のお手伝いをしてくれたら２学期も採用するよとか、そういうのはできんもんですかね。

**原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長**

雇用期間が途切れている期間、例えば長期休業期間中、夏休み等であれば雇用が切れておりますので、その期間だけお手伝いに行くということは可能ということになっております。

私どものほうとしても、人員確保が難しい状況等もございますので、引き続き務めていただきたいというふうには思っておりますので――その方々にもですね。

ですから、条件づけというようなことはあんまりできないかなというふうには思っております。

**竹下繁己委員**

センターの臨時職員さんとか嘱託員さんもお休みになるんじゃないですか、そういう方々になかよし会のお手伝いをしてくださいませんか、みたいなアナウンスはされているんですかね、されてないんですか。

**原祥雄学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長**

臨時職員には、雇用が切れますのでアナウンスはいたしております。嘱託職員につきましては、年度の雇用になりますのでアナウンスはできない状態です。

以上です。

**中島達也学校教育課長**

関連しまして、生活指導補助員につきましても長期休業中のなかよし会のほうへ、ということでアナウンスはしております。関係でちょっと、何人かいらっしゃいます。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

本当、なかよし会の人員の問題がとっても深刻なんで、何とかして確保していただきたいと思います。

それと、中学校費のところの学校施設管理費のところで、223、224ページで、僕聞き間違いだと思ったんですけど、給料のところが821万9,100円という、これ１人の給料が、やったですかね。何人分やったか、ちょっともう一回教えてもらっていいですか。

**青木博美教育総務課長**

これは２名分でございます。

**竹下繁己委員**

２名ですね、１人やったらすごい給料やなと思ったところでした。

わかりました。

それと、小学校も中学校も開かれた学校推進委託料というのを出してますけど、これの目的を教えてもらっていいですか。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

開かれた学校の運営委託料ということですが、名称どおり地域に開かれた学校ということでの地域との交流とか、そういうものも含めての活動もやってます。

それから、学校ごとにある程度、特色ある取り組みをその中でされたいというふうなときに、学校のほうで計画して自由に扱えるようなお金ということで、計画を見ながら市のほうから委託をするという形で実施している事業です。

以上です。

**竹下繁己委員**

たしか、結構昔は、もっと支出してたような記憶があるんですけれども――結構何年も前ですよね――減額された理由ってどういったことだったんですか。

**中島達也学校教育課長**

ちょっと詳しいところ、正確なところはつかんでませんが、昔30万円ほど各学校ございま

した。

ただ、現在につきましては、小学校で言いますと、学校規模等に合わせてという形になっております。現在は、弥生が丘小学校、旭小学校、鳥栖北小学校が25万円。そのほかが20万円。

それから中学校で言いますと、鳥栖中学校と田代中学校が25万円。鳥栖西中学校が20万円。基里中学校が15万円という形でなっております。

**天野昌明教育長**

この開かれた学校推進事業は、昔、中尾元教育長さんがおられたときにこれを設定されたという話を聞いておりまして、中学校が１校、30万円。小学校は１校、25万円ということで全部統一して、していたということでございましたけれども。

その中身については、校長裁量で何に使ってもいいよと、最初のスタートは。

そういうふうな話を聞いておりまして、中にはバス代に使うやら栽培活動の苗代に使う、そういうふうなことで、非常にこれが問題になりまして、結局、もういろいろ使っていいよというものの、これはそういったものに使ったらまずいんじゃないかというようなことがあって、今は学校規模によってそういう形にちょっとしておりますけど。

基本、今は特に、教科「日本語」で講師を呼んだりとか、それでいろいろ教材、教具を買うとかそういった教材、教具やないですけど、それで人材バンクでお願いをして、それで報償、謝金等を支払うとか、その学校、学校で特色があって取り組んでいるんですけれども、一応、自由に使うんじゃなくて、やっぱりそれぞれ開かれた学校と、今係長が話をしたような形の目的のものに使ってくださいっていうことでやってますので、一度これも、随分減らされるというようなこともあったんですけど、ずっと今のところこういう形で維持をしていただいているので、非常にありがたいということで。

今後は、本当にこれをふやしていただければありがたいなという気持ちもあるんですけれども、そういう形でやっております。

以上です。

**竹下繁己委員**

本当、学校現場って自由に使えるお金がなくて困っていらっしゃるんで、本当校長裁量、今、コミュニティ・スクールとかやってるじゃないですか。そういったのにも使えるような、もう自由なお金、使っていいよってちょっと額もふやして、取り組めるといいなと思うところです。

それと、各修繕費とか営繕費とか上がってますけれども、去年のこの決算の時点で、多分学校現場からこれ直してください、細々したところがあると思うんですよね。

その集まったのの、言うたら何割ぐらいの修繕対応ができたのかなとちょっと思うんですけど、そういうところはわかりますか。

**眞子寛盛教育総務課総務係長**

修繕対応につきましては、まず学校のほうから申告シートというのが上がってきまして、そのシートの中で、学校で対応できなかった部分については、教育総務課のほうで修繕、あるいはその工事が必要な部分については工事をして対応させていただいているところです。

そのシートが上がってくる、うちのほうとしての優先順位的には、やっぱり児童生徒の安全第一ということでの対応と、あと学校の運営上支障がある、そういった部分について修繕等をさせていただいているところです。

ですから、もしその分で支障があるということであれば、当然補正とか流用とかをして予算計上等をさせていただいているところでございますので、特に学校側から、ここの工事だとか修繕とかそういったところが整ってないというようなお話は、今のところ聞いてはいないつもりではあるんですが。

目指すのは、やっぱり先ほど言ったような、安全に学校運営を、あとその環境整備につきまして、うちのほうも予算計上の中で、やれる範囲でやっているところでございます。

**竹下繁己委員**

学校からラインを引いてくれとか、塀をつくってくれとかいう要望が多分上がってくるはずですよね。

それに対して全て対応してるっていうことで、それは、ちょっと予算的に難しいっていうようになるんじゃないかなと僕は思うんですけれども。

どがんでしょう。

**眞子寛盛教育総務課総務係長**

すいません、要望と、先ほどちょっと私が言った申告シートというのは別でして、申告シートで上がっている分につきましては、やっぱり学校の修繕をしてくださいよっていうような学校側からの要望が上がってくる分につきましては、全て職員が現地のほうに行って、そこで現地のほうで対応できない場合については、業者のほうにちょっと対応をお願いするような形をとらせていただいているところです。

ちょっと支障がない部分については、学校側で現状どおりでお願いしますっていうようなところも中にありますけれども、そこはちょっとケース・バイ・ケースで分けさせていただいているところでございます。

**竹下繁己委員**

いや、ごめんなさいね。要望がありますよね、それは振り分けて、それは申告シートに書

いてくださいとか、それはちょっと対応できないから申告シートには上がりませんねっていうことですか。

**白水隆弘教育次長**

今の話の中身は２種類ございます。申告シートと申し上げておりますのは、日々の修繕ですね。

そういったものは、学校長を通じて、こういったものの修繕が必要ですのでお願いしますというような状況です。

今、おっしゃってらっしゃる要望という部分につきましては、毎年10月ですけれども、各学校に対しまして学校教育課でそういった要望事項、来年度の予算獲得に向けてヒアリングを行います。そこのヒアリングで浮上してきたものについては、こちらも極力拾おうというふうなことはいたしておる状況でございます。

ですので、今、眞子が申しました修繕と、それから、今、議員さんがおっしゃっていらっしゃいますような、その他の要望といったものについては別のルートで取り扱いをさせていただいております。

以上です。

**竹下繁己委員**

ありがとうございます。

僕の質問の仕方が、ちょっと悪かったですね。

言うたら、その要望が上がってきたのの、何割ぐらい対応ができているんだろうかなあと思ってるんですけど。

予算的にどう、何かそういうの、大体このくらいかなっていうぐらいでいいんですけど、わかりますかね。

**白水隆弘教育次長**

例えば要望の、そういった事項の名目にもよるかと思いますが、物理的に対応可能な分につきましては、極力対応させていただこうと考えております。

その他例えば、いろんなことで長らく放置させていただいている分もあります。例えば、焼却炉であったりとか。そういったものについては、アスベストの問題とかも今のところございますので、別途対応させていただくということで、今のところ保留というような形をさせていただいておるところでございます。

その他、学校長を通じてヒアリングを毎年行っておりますけれども、年度予算獲得に向けたヒアリングにつきましては、当然学校長を通じた要望として、学校の意見として捉えさせていただいておりますので、学校長の口を通じて私たちのところに通じるかどうかといった

部分もあるかと思いますが、そこのヒアリングの内容で極力対応できる部分につきましては、予算化をさせていただいているというのが現状でございます。

予算化させていただいた分につきましては、ほぼ100％執行させていただいておりますので。

**中村直人委員長**

暫時休憩いたします。

**午前11時４分休憩**

**午前11時14分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

**尼寺省悟委員**

４つか５つぐらい質問します。

まず、社会教育指導員ですね。

二百何ページだと思います。

これについて、６点ほどちょっと質問します。

最初は、事務的なことですので、数字を言っていただいて、今すぐわからなければあとで言っていただいても結構です。

まず、社会教育指導員ですが、３名いますので、それぞれの給与と職歴ですね、何年働いているのか、それをお願いします。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

生涯学習課では、３名の社会教育指導員を配置しております。

まず、生涯学習課のほうに配置している方につきましては、６年でございます。

それと、あと集会場のほうに配置しております指導員につきましては、お１人の方が５年、もう１人の方が６年９カ月でございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

給与も。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

私どものほう、生涯学習課に配置している方が、月額が18万6,500円。(「ごめん、年額でいいです」と呼ぶ者あり)

年額ですか。約224万円程度。

それと、同和教育集会所に配置しております１人の指導員が約250万円ともう１人の方が約224万円でございます。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

２番目の質問ですけど、教育委員会所属で非正規の方ですね、教育委員会に所属している非正規の方で一番余計にもらっている人の金額と、あとなかよし会ですね、なかよし会の指導員。その中で、一番多くもらっている方の金額を言ってください。わからなければ後でいいです。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

教育委員会の中での非常勤特別職のトップの給与がわかりませんので、後日、説明いたしますということで御了承いただきたいというふうに思ってます。

**尼寺省悟委員**

わかりました。

あと、社会教育指導員、これについて私、今までもずっと質問して、あなた方もずっと同じような答弁しかないんで、聞いている人も、またかっちゅう話になるんで、ちょっともう一回質問しますけれども、改めて聞くんですけど、社会教育指導員要綱がありますので、一体どういった仕事なのか、今まで私、これ自分で言ってたんですけれども、そちらのほうからちょっと言ってください。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

職務につきましては、皆様御存じのとおり、鳥栖市社会教育指導員設置要綱に基づいております。

その職務が、第２条、指導員は、教育長の命を受け社会教育主事の職務を補佐するほか、次の事務に従事する。１つ目が、成人教育に関する指導助言、２つ目、青少年教育に関する指導助言、３つ目、学習相談指導助言、４つ目、最後ですけれども、社会教育関係団体の指導育成となっております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

それで、社会教育指導員のうちの２つは、同和教育担当だというふうに聞いているわけで

すよね。この同和教育担当という仕事は、今の要綱の中のどこに入るんですか。

要綱の中で、同和教育といったものは、そもそも想定しているんですかね。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

私どものほうでは、この中での成人教育に関する指導助言と、また一部ですけれども中学生、高校生等の青少年教育の一部も入っているというふうに思っております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

成人教育とか青少年教育の一部だと、私は何かこじつけのような気がするんですけどね、こじつけのような。

それで、今言ったように、社会教育指導員の仕事って非常に多岐にわたるわけですけど、もう一人の方がいらっしゃるわけよね、前の元教育部長さんですか。

そういった人が、今の要綱にあらわされているほかの仕事をカバーできるんかと。４つぐらいの大きな仕事があって、かなり多岐にわたって仕事をされているわけですけど。

私にとって見たらね、とてもとてもそんなところまでできないというふうに思うんですけれども。

本当に、たった１人の方で、ほかの、今要綱の、言われた仕事が本当にできるんかと。実際、やっているのかということを聞きたいんですが。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

ただいま、私どもの生涯学習課で配置しております指導員につきましては、社会教育一般、人権啓発、青少年育成を担当しておりまして、確かに多岐にわたる事案ではございますけれども、どうにかお一人で業務を遂行されております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

普通、会社でもどこでもそうなんですけど（「マイク」と呼ぶ者あり）

市役所でもそうだと思うんですけれども、ほら、年間の契約っちゅうのは、こんなことやろうかという形で、年間の仕事の内容とかして、必ずそれに対してどうだった、ああだったという報告があって、それに基づいてずっとやっていくわけでしょう。

そういったときに、前の２人の方といったものについて、あんたはこういった仕事をやってくれと、そしてそれに伴ってどういった仕事をやったんかと。

その報告というようなものが普通はあるんやけど、そういった報告っちゅうのは、前の２人の方たちはあっているんですか。

あっているか、ないかそれだけでいいです。

**竹下徹生涯学習課参事**

報告ということでは受けておりませんけれども――それは３人ともなんですけど。事業の報告みたいな形ではもらっておりません。

ただ、業務日誌という形ではつけていただいております。

**尼寺省悟委員**

前もそういう話あったけれども、今決算ね、決算の審査をやっているけれども、本当に社会教育指導員ということでこんだけの給与をやって仕事をしてもらっている、本当にそれが適正なのかと、本当にその仕事を続けていいのかということを審査するわけたい。

そのときにね、一体どういった仕事をして、どういった報告があったかということを言わないでさ、我々わからないし、私にとってみたら本当に何も、事実上さっきいろいろ言われたけど、そういった仕事なんかやってないしね、本当に全日本同和会からの圧力に屈してやっているだけだというふうにしか思えんたいね。

それだけの説明っちゅうかね、今まで聞いたことないし、だから、やっぱり最低限、何か業務日誌って、これやりました、あれやりましただけでしょう。

やっぱきちっと、こういった年間契約の中で、こういった形で、さっき言った成人教育こういったことやりますと、青少年教育こういったことにやりますと、それに対してこういったことやりましたという形で、きちっとあなた方がさ、課長さんとかあなた方上司の方が、ちゃんと把握してね､そして本当に２人必要なんかという形でやるべきだと思うんですよね。

そういったことをやってないっちゅうたら、本当に２人は要らないと思うんですけどね。

その点いかがですか。

**竹下徹生涯学習課参事**

生涯学習課に配置をしている指導員につきましては、毎日同じ職場で仕事っていうのを我々も見ておりますので、いろんな業務をやられているっていうのは当然把握してます。

集会所の指導員につきましても、私、毎日といいますか、行ける日は行って、その業務内容とかを確認しているところです。

そして、中にはそういった、出身の方といいますか、そういった方との相談業務とか、なかなか公表できないような業務をされているっていうことで、その辺についてはなかなかお答えできない部分もあるんですけれども。

決して、何もしないということではないというふうに思っています。

**尼寺省悟委員**

以前､聞いたときには､やっぱり差別があるからなんだというふうな形を前面に出してね、差別の解消が一番なんだと。

じゃあ、鳥栖市で差別があるんかっちゅうたら、それに対して何ら説明もなく、一般的にインターネットでああだこうだという形の説明しかなかったわけたいね。

そして、鳥栖市には全日本同和会っていうのがあって、そこに400万円の補助金を出しているわけね。何で出しているかっちゅうたら、いや、さっき言われたように、いろんな相談業務とかいろいろあって、そしてなかなか市役所ではできない微妙な問題があって、その補完的役割を果たすんだどうのこうのって言って、それに400万円もやってるんよ。

そこが本当、そういう意味ならば百歩譲って言うならそこがすべきであってね、社会教育指導員はもともとそんな仕事じゃないわけでしょうが。

じゃあ、次の質問に行きます。

実は、去年ぐらいに、今までの資料としてもらったんですが、社会教育指導員の任用者数ということで、昭和51年から59年度まで同和教育担当はゼロ。それで、昭和60年から平成４年度で１名、これは平成15年まで１名よね。平成16年度から平成30年度まで２名、だから平成16年から今まで２名ということでふえているわけ。

それ以前は、１名であったりゼロであったりしとるわけね。これあなた方の資料、もらってる。

平成16年度から平成30年度、２名にふえた理由って一体何ですか。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

去年、資料の提出があったと思います。

この平成16年から２名になった理由というのが、私ども把握しておりません。申しわけございません。

**尼寺省悟委員**

普通一般的に考えたらね、あなた方の論理で言うならば、言うならば２名になったちゅうことはそれだけ仕事がふえたと。差別事象がふえてね、どうのこうのだというふうにあなた方の論理ではなると思うけど、そういったことは一切ないし、あなた方だってわからないわけたい。

過去、ゼロであったときもあったし、平成15年まで１名であったとするなさ、１名で足りとったんよ。１名ふやすということは、それだけの理由があって２名にしとるんだから。

その理由もね、今聞いてもわからないと。かつては１名であったというなら１名だって、今だってできるはずなんよね。

その辺いかがですか、何か答えられるならば。

〔発言する者なし〕

はい、いいです。いいです、答えられなければいいです。

最後の質問ですけど、去年もこれ質問したんですけれども、公募ですね。社会教育指導員の公募、久留米市では公募しているんですね、採用試験とか、以前、見せたけど。採用予定、社会教育指導員１名程度ということで、これは、申し込みを受け付けがあって、こういった形でホームページに載せてやってるわけね。

こういったことが鳥栖市でできないかというのを、去年も私質問したと思うんですけど、それに対して検討しますと、調査して検討しますということだったので、その辺どのような検討っちゅうか調査はされたのか答弁してください。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

社会教育指導員の採用方法につきましては、佐賀県の鳥栖市を除いた９市及び近隣の久留米市、小郡市を調査させていただいております。

その中で、うち３市が推薦という形をとられておって、推薦など公募によらない方法でされております。それ以外の市におきましては、公募をされておりました。

しかしながら、県内の公募による採用ということでされている市につきましても、ほとんど応募者がいらっしゃらないような状況で､実質的には関係者のつてを頼るケースだったり、適任者がなかなか見つからないなど苦慮されている市がほとんどという状況でございました。

私ども、今後につきましても、どのようなことでこのような、なかなか応募がないのかということにつきましても、まだまだちょっと調査・研究していかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

今の説明では、近隣を調査して、９市ですかね、久留米市を入れて。

３市は推薦ということで、だから、あとはなかなか見つからないけれども事実上公募されているということでしょう、あと６市とか７市は。

そういう答弁やったですかね。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

一応、公募という形をとられているんですけれども、実質、先ほど申しましたようになかなか適任者がいないとか、希望者がいないというところで、例えばあらゆるつてを探して推薦という形をとっているということでございます。

**尼寺省悟委員**

いやいや違う、私はね、だから、あと３市が公募じゃなかったけど、あと残りの６市か７市は事実上公募という形でされているんでしょうと聞いている。

だから、来てるか来ないかは別として、基本的に公募という形をとっているんでしょうと

いうふうに聞いてるわけです。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

そうでございます。

**尼寺省悟委員**

であるならば鳥栖市だってね、私、公募をして応募がないと、ちょっとそれ、公募の仕方がまずいんじゃないかなと思うんですよね。

ちゃんと鳥栖市でホームページ出して、社会教育指導員と、今言った形で300万円近い、いろんな、こんないい仕事ができるとするならば私は来ると思うんですよね。

有名な人が言ったんですけど、これはもともと社会教育指導員っていうのはどういった人たちなのかっていったら、基本的に言ったら中学校の校長さんとか小学校の校長さんあがりの人がね、あがりって言ったら失礼ですけど、そういう人が普通はなるのが多いんだと。

社会教育っちゅうか生涯教育、だから、ちゃんと公募してそれなりのをすれば、私はちゃんと応募する、入ってくると思うんですよね。

ちなみにね、今、市役所でいったら環境対策課があって、環境対策課の奥のほうのところに女性の方が四、五人いらっしゃるんよね。何とか相談員っていう方が、あの方が全部公募なんよね、知ってる。

あそこに四、五名いらっしゃって、家庭相談指導員とか何とか指導員、いらっしゃる、全部公募なんよね。そういうのも聞いた、だから、まあ、いいたい。

そういった形でね、ちゃんと鳥栖市が公募すれば、今みたいな形で、本当に全日本同和会のね、もう本当に指定席みたいな、そんな異常な形はされんと思うんで。

その公募について、もう一回聞くけれども、これについては、今後ちゃんと調査し、検討して前向きに公募という形にもっていくということでいいんですかね。その辺の答弁を、もう一回お願いしたいんですが。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

確実に公募にするかどうかはまだわかりませんけれども、また今後も調査・研究をしてまいりたいというふうに思ってます。

**尼寺省悟委員**

今後も調査・研究してまいりたいと。

あのね、調査・研究してまいりたいといったことを、もうことしも言って来年も言ってというふうじゃ、それじゃ通らんちゃんね。

調査・研究しました、それ１回、２回ぐらいやったらね、通るかもしれんけれども、私、これ３年ぐらいしとるっちゃんね。

だから、来年とか再来年、同じこと言ったらね、ちょっとそれは許されない。私が許さんと言ったってね、どうにもならんけど。

そういうことだと、ちょっと理解してください。

次の質問です。

教職員の時間外手当について聞こうかと思ったんですが､時間外程度じゃないんだからね、ほかのところはあるけど。

時間外労働についてなんですけど、きのうもちょっとそういったことが、質問があったんですが、教職員の時間外労働ということで、たしか平成30年の２学期以降にパソコン、要するに自己申請ではなくて、客観的に時間外労働時間を把握するっていうことで、２学期以降パソコンと何とかをつなぎ合わせてやっていくというふうにするということで、前任の平川課長さんがおっしゃったけど。

もう、あれから１年ぐらいたっているんですけれども、その辺の結果っちゅんか、成果ちゅんか、見えてきたものその辺をちょっとお伺いしたいんですが。

**中島達也学校教育課長**

教職員の働き方改革にかかわっての部分で、まずもっては先生方の時間外の労働時間を客観的に、やはりきちっと把握することがまずスタートだというところで、昨年度の２学期以降、パソコンを用いて先生方の時間管理というのを行うようにしております。

今、ちょっと手持ちのほうで、具体的な数値については持ち合わせておりませんので、数字について言うことはできませんが、時間だけを見ると、例えば定時退勤日の設定とか、特に中学校においては部活動の時間っていうのが非常に大きなウエートを占めている部分がありました。

この部活動につきましても国のガイドライン、それから県の方針、それからそれに基づいて市としても部活のあり方に関する方針を策定いたしました。

また、各学校においても市の方針にのっとった形で、各学校で策定をしております。その中でも、例えば土曜、日曜日どちらかを休養日とすることとか、月曜から金曜についても、そのうちの１日は休養日として設定をすることとか、そういったところの徹底を図ってまいりました。

その結果として、正確な時間数は今持ち合わせておりませんが、全体的に、特に中学校においては時間だけを見ると減ってきていると。小学校についても減ってきているいうところが、成果として言えるのかなと思っております。

**尼寺省悟委員**

今の答弁ですけれども、成果としてそれなりに上がっているということであったですね。

数字について持ち合わせがないということですので、この委員会の間にね、その数字を出していただく。

特に、65時間ですか、以上、どうなんかっちゅうところ、それがそういったシステムを入れることによってどうなったかということをきちっと、数字としてね、知りたいと思ってますので。

実は、きのう同じような話が総務のほうであって、総務のほうもね、パッケージといったものを入れるような形で、検討していると。

私が、学校の先生だけ問題にしてるから、実際市役所の職員がね、私たちだっていっぱい残業してると、そういったものもここでやってくださいという話があったんで、言ったら。

だから、実質的に今、教育委員会のほうで先行してやってるから、聞いたらどうかっちゅうたらね、全然そのこと知らなかったもんね。

教育委員会の学校の先生が、そういった形で客観的に把握するシステムをやっていること自体を知らなかったんよね。

すぐそばなのにね。どうなってるんかね。

そういった意味でお手本になるかもしれんので、ちゃんとその辺はお聞きしたいと思いますので。

**中島達也学校教育課長**

時間外勤務の時間の捉え方につきましては、現在、県のほうで統一した考え方を示すということで今進んでおります。

実際は各市町によって、例えば１日学校にいる時間の中でも、この時間は省かなきゃいけないとか、そういったところがまちまちな部分があって、統一した見解で論議ができないという部分がありまして、そういったところをやはり統一した中で議論を進めていこうということで、県内、今統一する方向で進んでおります。

**尼寺省悟委員**

次に、特別支援学級の生活指導補助員ですね。特に、中学校の場合ですと資料を見ると平成28年が６名で51名、平成30年度が80人、支援学級おるのに６人しかいないということで、中学校がほとんどふえてないし、小学校に関してもふえてないんよね。

学校の先生から聞くと、非常にこの生活指導補助員というのはね、本当にありがたいということで、もっともっとふやしてほしいと。

年々生徒さんの数はふえているし、この方々の給与っちゅうんか、100万円ぐらいでしょう。わずか、わずかち言うたらいけんけど、そんなに大きな金額じゃないと思うったいね。

だから、単純にしてみても、小学校の場合で見てもね、平成28年度比ですると あと４名が

５名ぐらいふやさなきゃいけないと思うし、ましては中学校はね、51名から80名に1.6倍か。

だからあと、今６名のところを９名とか10名ぐらいふやさないかんと思う、単純比で見ても。

だから、対してそのための負担というのが１人100万円であるならば、やっぱり私はそんなに大きな壁ではないと思うしね。ぜひ、それやっていただきたいと思うんですが、１点だけ質問ですけど、だんだんふえているけれども、この傾向っていったものはどうなんですか、いつぐらいがピークになって、要するに、平成31年度の数字はどうであって、どれぐらいまでこれが、もちろん全体の生徒さんの数、減るんだから。

そういった意味で、かなりふえていくからそれだけでもそれなりのやっぱり準備っちゅうか、していかなければ対応できんと思うんですけれども、その辺は、どんなふうに思っていますかね。

こんだけの対象になる生徒さんの数っちゅうのは､やっぱりもっとふえると思うけれども、その辺のピークっちゅうんか、どの辺までこうして、どの辺まで対応せないかんかっちゅうところ、どんなふうに考えているか聞きたいんですが。

**中島達也学校教育課長**

今、議員御指摘のところですが、どの辺までっていうところは非常に、やっぱり私たちも捉えにくいところがございまして、例えば平成28年度あたりから見ていきますと、小学校、中学校で特別支援学級に在籍している子供さんの割合的なところを見ると、やはり年々ふえてきております。

例えば、平成28年度が4.0％、それから平成29年度が4.9％、それから平成30年度が5.8％という割合でふえてきております。私たちも、正直言って、どこまでこのあれがふえていくのかっていうのは、今想像がつかない。

就学前のお子さんたちの情報を仕入れながらやっていってはおりますが、なかなかつかめない、最終的な数字としてはつかめないところがございます。なるだけその辺は、就学前のお子さん方の情報を確実に入れながら、その対応ということでやっていきたいとは思っているところでございます。

数字的なところは、ちょっとつかめない。いつがピークというのは、ちょっと非常に難しいなというところで考えております。

**尼寺省悟委員**

数字がつかめないということですけどね、その辺、私ふえていくと思うんで、それに対してやっぱりそれに対応する指導員の方もふやしていくということをね、ぜひ財政担当のほうに強く言うて、確保してください。

**中島達也学校教育課長**

生活指導補助員につきましても、学校現場からの声も聞いております。

ただ、教育委員会としましては、４つの大きな観点ですね。まず生命、それから２つ目が安全、それから３つ目が学習学校生活の保障、それから４つ目が社会性の育成という大きな４つの配置の視点を持ちまして、さらに配置の対象となる児童生徒の特性を８つに分類をしまして、適正配置に努めているところではございます。

ただ、議員がおっしゃるように、例えば特別支援学級に在籍をしている子供、何人に対して何人というところではございますが、この辺については単純に数字だけでは見れないところがございます。

正直言って、子供さん一人一人の状況が違いますので、単純に言えないところはございます。そこは御理解いただければと思います。

ただ、適正配置には努めているところでございます。

以上です。

**尼寺省悟委員**

確かに、あなたがおっしゃられるとおり、単純な比較っていうのはできないというのはわかってる。

その度合に応じてね、軽ければ１人で対応できる、重かったらない、それはわかるけれどもね、わかるけど私たちが判断するにはこれしかないったいね。それ以上の情報がないんだから。

だから、私たちはそれで見るしかないし、だからそういった意味でね、比較してみたらこうだからもっともっとふやさないかんと。そういう意味で言っとるということで。

ちょっと時間があれなんで、なかよし会については、あとほかの質問があるからそれが終わってから言います。

あと２つだけ、トイレの問題ですね。

トイレ洋式化、これについて一番最初、心配しょったのが、男子の場合は今までは立ってやりよった、それがいちいち座ってやるというようなことでデメリットっちゅうんか、時間が余計かかると。あるいは、汚れてどうのこうのなるというふうな心配をしよったけれども、実際やってみて、その辺の度合っちゅうか懸念っちゅうかどうなんですかね、状況は。それをちょっと知りたいんですが。

**青木博美教育総務課長**

トイレの洋式化につきましては、昨年度までに普通教室の分は全部終えております。

それで、私ども、たまたまよそからの視察がありまして、現地に行ってみたんですけれど

も、やっぱり子供たちがよそから、人から見えるとか、汚いとかいうことで敬遠して我慢していたというのがあったそうなんですけれども、今では、やっぱり個室になった、数もふえているということで、それぞれ入りやすくなって、みんなよく使っているということは聞いております。

**尼寺省悟委員**

男子トイレと女子トイレを見たら、女子トイレのほうはずっと列ができてね、時間がかかっていると。

だから、そういった意味で、洋式化して座ってすることによって余計時間がかかって、10分間の休みで対応しきれんのじゃなかろうかっちゅう心配をしよったんでね、そういった心配はないですか。

あるいは、その辺に立ってやったりしたら縁のほうが汚れて、そういう心配はないですかという質問なんよ。

**中島達也学校教育課長**

学校現場のほうからは、今、議員御指摘のような待つ時間とかいう話は、報告は受けていませんし、また便器周りを汚すことについても、当初は少し見られるところもあったんだけど、今はもうそういったこともないと。子供たちもきれいに使用しているということで聞いております。

**尼寺省悟委員**

あと、もう一点だけ。

せっかくだから、勝尾城についてお尋ねしたいんですが、以前もちょっと質問したことがありますよね。あるんですが、市長の公約の中でも勝尾城といった歴史的遺産をもっとやっていくっちゅう公約もあるんですよね。

事実上、あそこは筑紫氏館跡というふうに聞いているんですけど、実際あるのは筑紫神社。私は、１週間に一遍とか２週間に一遍、あそこでジョギングして、いつもあそこに行って、あそこの管理するおばさんとかおじさんとなかよしになって、よくいろいろお話するんですが、筑紫館でありながらあそこは筑紫神社になっているということで、私としては、少なくとも来た人が、ああ、ここ筑紫館だなあとわかるような形っちゅうんかね、それでホームページを見てみると筑紫館の想像図っちゅうなもの描いてあるったいね。

以前、少なくともこれ全部復元するのではなくて、その片鱗だけでも、一部だけでもやれんのかっちゅう話をしたらね、いや、それは資料がないからやれんと、そんなことをしたら国からの補助金が出ないと、そういう否定的なお答えあったんですが。

例えば、今後のやるかどうかは別として、そんなん必要ないと言ったら別かもしれんけど、

発掘とかいろんな形をやることによって、当時のことが事実として、歴史的な事実として判断されて、それに基づいてあそこを、だから今の筑紫神社を壊して――本当に壊すこと自体も時間かかるだろうしけれども、そういった可能性はないのかなと。

あそこは、筑紫館でありながら館でないし、神社が、古臭い神社が建ってね――こんなこと言ったら、あそこを管理してる人に失礼かもしれんばってんね。

そういったことがないんだろうか、そういったものがあればね、もっともっと市長が言うような、普通の一般の人から見たらやっぱり難しいっちゃんね。ここにＶ字谷間のどうのこうのありましたというのを見るよりも、館の片鱗でもあったほうが、ああ、ここにあったんだなとわかるったいね、専門家の方にはそうでもないかもしれんけど。

そういった意味で、そういった可能性っちゅうか、展望っちゅうのがないんかどうかちゅうことが聞きたい。

ちょっとそれ１点だけ。

**久山高史生涯学習課文化財係長**

勝尾城筑紫氏遺跡の最も重要な部分の一つである館跡でございまして、正式には我々は、筑紫氏館跡地区と申し上げてます。

その中で、一般的には、なぜか筑紫神社というふうに言われているのは確かです。

正式には、あれは神社でもなくて、民間習俗から発展した修験道というか、密教系のお堂があるだけですんで、そのあたりの誤解が、一般的にまだ解けてないのは確かです。

ですから、私たちのほうも地図会社とかには申し上げたりはしております。そして今度の、もちろん鳥栖市で使う地図においても、必ず勝尾城筑紫氏遺跡の館跡地区というのを周知徹底をお願いしておるところです。

現状は、確かに今、奥の一部分ですが、今そういった形で使われておりますが、実際はあれよりかなり広い範囲がその館跡地区でございまして、一般に石段から登ってあそこはほんの一部でございまして、そっから手前の部分も全て大きな館の部分で。

もちろん詳しく話しますと、戦争のときは山城にこもるんですけれども、それ以外はそこが通常の、城主の居住空間であり政務の部分であったということで、いろいろな区画がございます。

そういった区画を平面的に復元するというか、この部分はこういうことが行われた区画だ。この部分は出入り口で、重要に囲っていた部分だっていうのを将来的には明確にしようというのが、以前出した基本計画の趣旨でございます。

一昨年、やっとその筑紫館跡の大部分が、鳥栖市の土地になったところでございますので、今後改めて、まずはちょっと荒れてますので、そういったものをきれいにするところから始

まって、あと、はっきりわからないところについては、機会があれば確認調査をする。そういった形にして、情報を出していきながら、最終的には、今とは全然違うイメージのものに、わかりやすくしようと、そういった活用を今考えてるところでございます。

具体的には、計画自体は今考えているところでありますので、まだ出せるものではございませんが、あそこをあのまま放っておくのではなくて、やはり活用を第一に使いやすい場所として考えております。

以上です。

**尼寺省悟委員**

吉野ヶ里遺跡たいね、あれは1500年前か、あそこはあんなふうな形でできたことによって、普通の人が、ああ、昔はこんなものがあったんだなあとわかるし、そして、お客さんもいっぱい来るし。

だから、歴史の偽造をせろとは言わんけど、何か行ってみて、ああ、ここに筑紫館跡があったんだなあというのがわかるような形で復活、復元すれば、もっと鳥栖市にいろんな人が来るだろうと思います。そういった意味で、その証拠となるようなことが発掘してできればなあというふうな意味で、私は質問しました。

あと、なかよし会とかありますが、それはちょっと置いといて、一応これで終わります。

**中村直人委員長**

質疑があるかと思いますけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

**午前11時53分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後１時９分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

資料の提出が求められておりましたが、お手元に２つ資料が出ておりますんで、それも参考に質疑をお願いいたします。

**飛松妙子委員**

資料提出、ありがとうございました。

まず、じゃ資料のほうから、ちょっと確認させていただきたいんですが、教育相談のところで学校適応教室みらいっていうのはどこに場所があるのかを教えてください。教育委員会ですか。

**中島達也学校教育課長**

教育委員会に設置をしており、具体的な場所につきましては、市役所西別館２階のほうに設置をしております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

そうしましたら、学校ではなくて教育委員会、また西別館のところで教育相談を受けているということですね。ありがとうございます。

では、主要事項説明書の87ページの教育相談業務のところで、質問させていただきたいと思います。

今、配置状況等を見させていただいて、これ教育相談件数、スクールカウンセラー相談件数、こころの悩み電話相談っていうのがありますけれども、スクールカウンセラーはスクールカウンセラーの方が受けた件数だと思いますが、こころの電話相談、これが教育相談員の年間の相談件数で、その金額が738万2,000円ということなのかどうかを教えてください。

**中村直人委員長**

87ページというのは、主要施策のほうの87ページやろう。（「はい、主要事項説明書の87ページ」と呼ぶ者あり）

決算書の87ページやないよ、主要施策のほうの87ページ。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

教育相談件数の件でお答えいたします。

こころの悩み電話相談の件数につきましては、年間の件数になっておりますが、こちらのほうで小学校、中学校ということで、それぞれ分けている関係でこういう少ない件数になっておりますが、これ以外にも卒業されたお子さんとか、あるいは小さなお子さんの育児相談とかそういう小学校、中学校以外の部分の相談というものが結構含まれておりまして、そういうものも含めますと年間40件前後じゃなかったかと思います。

あと、こちらの人件費につきましては、その表に示しているものの中で電話相談とかの相談業務のほかに、先ほどのみらいの分ですね。この指導員の方の分も合わせた金額になっております。

以上です。

**中島達也学校教育課長**

若干、つけ加えをさせていただきます。

こころの悩み電話相談につきましては、成果説明のほうには平成30年度、小学校が４件、中学校が３件、それから高校生が７件、それからその他が22件、合計36件、昨年度はこころの悩み電話相談で受け付けをしているところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

この教育相談というのは、ここには小学校、中学校の件数しか書かれてませんが、卒業してからも対応を、教育委員会のほうでとっていらっしゃるということだと思います。

では、次のいじめ問題対策委員会の設置で27万8,000円上がっております。この、いじめ問題対策委員会のメンバー構成を事前にいただいているんですが、教育委員会のいじめ問題対策委員会と学校でつくる、いじめ問題対策委員会、これに違いがあるのか。

それで、ここに上がってる金額が27万8,000円。どういう方に報酬がわたっているのか。

鳥栖西中学校の運営基本方針の資料、組織体制を見させていただくと学校の校長とか教頭とか、学校の先生方プラス教育相談主任、人権同和教育担当、スクールサポーターというふうに書かれていらっしゃるんですね。

今回いただいた、いじめ問題対策委員会のメンバーは、その方々ではなくて全く外部の方々ということですので、この金額がどこに支払いをされていらっしゃるのかっていうのを教えてください。

**中島達也学校教育課長**

まず、ちょっと段階をおって説明をさせていただきたいと思います。

いじめ問題の対応等につきましては、いじめ問題対策推進法、これにものっとって進めております。

この、いじめ問題対策推進法の第22条のほうに、まず、学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとすると、こういう規定に基づいて各学校には、いじめ対策の組織が設けられているところでございます。

当然、管理職を中心としながら、関係職員が構成メンバーとなっております。それから、市のほうに、鳥栖市いじめ問題対策委員会というのを設置しております。

これについても、推進法の中の第14条の中で、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要

な組織を置くことができると、これに基づいて、鳥栖市いじめ問題対策委員会というのを条例設置ということで行っております。

この、鳥栖市いじめ問題対策委員会の業務としていたしましては、大きく２点ですね。

１つは、いじめの防止等のための対策に関すること――鳥栖市内のですね。やはり、いじめの防止等に対する対策、それに関すること。

それから２点目が、重大事態に関することということで、大きく２点、この２点について調査、審議をするということで設置をしているところでございます。

また、この条例の中で、委員会につきましては委員６人以内で組織をするということで、委員は学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命するということになっておりまして、現在６名の委員さんに、この委員をしていただいているところでございます。

内訳等につきましては、学識経験者４名、それから関係行政機関から２名、合計６名ということで入っていただいております。この方々に対する謝金となります。

報酬の中で、委員の中から名前が挙がっていらっしゃらない方もいらっしゃいますが、これは、重大事態に関して委員会を開催する中で、その該当事案に関係があるような場合には、その委員会に入らないというところがございますので、そういったところで委員会の中に参加をされなかった等がございまして、そういった部分で減になっております。

**飛松妙子委員**

御説明、ありがとうございます。

今の御説明の中で、鳥栖市で設置されているいじめ対策委員会のメンバーにこの報酬が支払うようされており、学校のほうでつくられている対策委員会のメンバーへの報酬ではないというところでよかったでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

まことに申しわけございません、報酬につきましては、私のほうが説明を間違っておりました。

そこに挙げているような学識経験者４名ということで、行政機関につきましては報酬等が支払われませんので、その学識経験者の４名分ということで挙げております。非常に申しわけございません。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

では、27万8,000円発生しているということは、設置されて委員会が開かれたということだと思いますが、実際何回ぐらい開かれていらっしゃるのか、あと開かれた経緯ですね。例え

ば、この対策委員会は、いじめの兆候を察した場合に設置をされるということなんですが、アンケートの結果でそうなったのか。もしくは、保護者からのお声が上がったのか、学校のアンケートなのか、その辺のことがわかれば教えていただきたいのですが。

**中島達也学校教育課長**

この委員会につきましては、例年、３回定期的に開催を行うようにしております。その３回の中で、例えば鳥栖市内で発生したいじめ事案について、そういう対応について適切であったかとか、今後どういうふうに進めていったらいいかとか、そういう御助言とかもいただきながら。

また、教職員に対してのマニュアルをつくるときには、そのマニュアル作成について御指導あたりもいただいた経緯がございます。

昨年度につきましては、重大事態が２件発生をしておりまして、１件目につきましては合計で５回、委員会を開催いたしました。

それから、もう一つの事案につきましては、合計３回開催をしております。うち１回分については、重複するところがございまして、この回数になっております。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

対策委員会は、いじめの兆候があった場合ではなくて、設置されて、毎年設置をされて、年３回実施の予定で、事案があった場合はその回数がふえていく、その金額もふえていくっていうことでよかったでしょうか。（発言する者あり）

はい。オーケーということですね。

では、その対策委員会が、実際いじめがあって、５回、３回と今回開催されたということで、今、御説明がございましたが、開催して報告書をまとめて、その解決っていうか結果といいますか、ちゃんと結果が出て解決、保護者の方々が納得をして終わりなのか。それとも、さらに続いていくような感じなのか。

そのあたりはどうでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

実際、対策委員会につきましては、教育委員会のほうから諮問をいたしまして、最終的に答申をいただくという形になります。今回も２つの事案について、それぞれ答申という形でいただきました。

この答申につきましては、当然地方公共団体の長に報告するということの義務が発生しますので、地方公共団体の市長さんのほうに報告をするとともに、被害児童生徒及びその保護者の方へも説明をいたしております。あわせて、加害者側への説明も行っいる、と同時に、

他の児童生徒、保護者への説明ということで、保護者会等を開催してその説明を行っているところでございます。

また、市長への報告後、やはりこの答申に対して納得いかないという場合には、今度は市長部局のほうで、再度そういう調査を要求することができます。

**飛松妙子委員**

すいません、もう一度最後のところ、確認しますが、この対策委員会が、市長部局からもう一回要請があった場合に調査をするという、今の、おっしゃった最後の言葉はそういうことですかね。

**中島達也学校教育課長**

再調査につきましては、市長部局が判断をして、もう一度再調査をする必要があると判断をした場合には再調査を行うという形になっております。

**飛松妙子委員**

じゃあ、市長部局が判断をしてもう一回再調査ということですが、では加害者側の方が納得されていらっしゃらない場合とかの御対応はどうされてらっしゃいますか。

**中島達也学校教育課長**

その旨も、きちっと市長報告の中でいたすことになっておりますので、その中で報告をしていくことになります。保護者さんの反応というか、それについては報告をきちっとするようになっておりますので。

**飛松妙子委員**

報告は、市長部局に行くんだと思うんですが、保護者の方が納得されてない報告をされた後に、市長部局は納得されてないから再調査となるのか、納得されていなくても市長部局の判断で、これで終わりになるのかっていうところの、わかりますか。

**中島達也学校教育課長**

ここの部分につきましては、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの中にも書かれているんですが、再調査を行う必要があると考える場合っていうのは、例えばこういうふうに期待されております。

例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者、または学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため地方公共団体の長等は再調査の実施について検討すること。

１つ目が、調査等により調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。または、新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合。

２つ目が、事前に被害児童生徒、保護者と確認をした調査事項について十分な調査が尽くされていない場合。

３つ目が、学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。

４つ目が、調査員の人選の公平性、中立性について疑義がある場合ということで出されてます。これにのっとった形で、進めていくことになると思います。

**飛松妙子委員**

ということは、保護者の方が納得をされてなくても、調査が終われば終わりですっていうことでよろしかったでしょうか。

**中村直人委員長**

ちょっと問題を整理してください。

休憩します。

**午後１時26分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後１時33分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

それでは、執行部の答弁を求めます。

**中島達也学校教育課長**

鳥栖市いじめ問題対策委員会から出されました答申につきましては、市長のほうに報告をいたします。

その中で、被害児童生徒及びその保護者の意向については、あわせて報告をする形をとっております。その中で、もし納得をされてないようであれば、その旨をきちっと記載して、市長のほうに報告をいたしております。

以上です。(「で、市長が判断」と呼ぶ者あり)

そうですね。そしてそのあとについては、市長が判断をするという流れになってまいります。

**飛松妙子委員**

ありがとうございました。

そうしましたら、またあとで質問したいんですが、ちょっと先にアンケートが月に２回と書いてらっしゃるんですが、月２回のアンケートの取り方は、いじめが発生したときに取る

ものなのか、それとも毎月２回取ってらっしゃるのか、その点を質問したいと思います。

**井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事**

学校のほうでは、毎月10日前後に、いじめ、命の日がありますよね、その日に各学校で、生活アンケートという形でアンケートを行っております。

月２回、あと１回、学校によっては行っているのかなと思いますが、そういった調査を定期的に行っております。

**飛松妙子委員**

基本は１回で、学校によって２回のアンケート調査を行っている。そのアンケート――私がいただいたのは、鳥栖西中のいじめ方針なんですが。西中に限っては、月２回アンケート調査を行っているっていうことでよかったでしょうか。

**井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事**

各学校それに従って行ってますので、西中ではそのように行っていると思っております。

**飛松妙子委員**

では、そのアンケートに対して、教育委員会がどのようにかかわっているのかを教えてください。

例えば、各学校でアンケートを取られた後の結果調査が、教育委員会に報告が、件数が上がるとか――内容が上がるのか件数だけなのかわかりませんが――その辺のアンケート結果が、教育委員会としてどのように把握されているのかを教えてください。

**中島達也学校教育課長**

例えば、そのアンケートの中でいじめ等が実際出てきた場合は、当然報告として上がってまいりますし、いじめだけに限らず、児童生徒にかかわって何かあれば報告するようになっております。

**飛松妙子委員**

ただいまの説明ですと、必ずしもアンケート結果が教育委員会に上がるわけではないということで、よろしいんでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

特段、何もなければ上がってこないという形です。

**飛松妙子委員**

では、学校のほうのアンケートの保管状況、保管管理はどのようにされているのかを教えてください。

**中島達也学校教育課長**

各学校におきましては、例えばそういったいじめのアンケートとか、さらにそのいじめア

ンケートをまとめたものとかございますが、基本的には卒業して５年、学校のほうで保管をするようにしているところでございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

６月議会でしたかね、児童の個人情報を廃棄、燃やしてしまったっていう事件があって、実はそのアンケートも、ある保護者の方から、校長先生が破棄してしまったという情報が――何年か前ですかね、お聞きしてますので。

そういうのが、何年か前に発生したにもかかわらず個人情報の資料も破棄して紛失しているっていうことが、私も初めて、いじめのアンケートが破棄してるっていうのをこないだ聞いたばっかりなので。

６月議会で御報告あったのが初めてかなと思ったんですが、そうじゃなかったっていうことをお聞きして、やっぱその保管管理の体制っていうかそこが、ちょっと学校が弱いのかなという気がしたものですから、個々の保管管理の徹底というのをしていただかないといけないなと思ってますが、その後の対策をどのようにとられているかを、再度教えていただきたいと思います。

**中島達也学校教育課長**

今、御指摘がありましたように、いじめ事案について、アンケートが紛失したということが発生しております。

ただ、これについては、本年度４月に西中学校で発生しました誤廃棄の部分より以前に、実際は発生をしております。それを受けて、また４月に発生をしたということで、臨時校長会等を開催して、とにかく個人情報の取り扱いについては厳密に、適正に行うように各学校に再度指示をいたしているところでございます。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

学校任せっていうことだと思うんですが、ある程度教育委員会として方針を出すのか、もし学校に任せるんであれば、どういう管理方法をしていくのかっていうところを教育委員会として、ぜひ把握をしていただきたいなと。

その５年保管であれば、箱にきちんとそういうふうに書いて管理をするのか、その辺の徹底をお願いしたいと思います。

では次に、主要施策成果説明書の下のところに、効果が書いてあります。

学校におけるいじめ等の問題についてっていうところで、「いじめ問題対策委員会」で調査・審議し、その指導・助言を基に、いじめ問題等の早期解決、早期発見及び未然防止に向

けた改善に取り組んだ、と。

この取り組んだことが効果になってますので、実際その結果とか解決、そのあたりがどうなっているのか。例えば、過去にこのいじめ対策委員会が設置されて、報告件数を報告されたと思うんですが、それが、まだいまだに解決していない件数があるとか、効果として、効果というかですね。

いまだにやってるとか、解決結果がどうなったのかっていうところがわかれば、昨年度のやつで教えていただければと思います。

**井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事**

ほとんどの案件は、解決をしております。

ただ、卒業してしまったりした分については、１件解決しないままのものがございます。

**飛松妙子委員**

であれば、この効果のところに取り組んだ結果、解決したとかいう書き方が必要ではないかなと思うんですが。ぜひ、来年度からそういう書き方をしていただきたいなと思います。

あともう一つ、その下の、また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用に加え、教育相談を担当する所属指導主事等を配置し、教育相談体制の充実を図ったとありました。スクールカウンセラーは、先ほどデータをいただいて、スクールソーシャルワーカーは県から３人ですかね。設置されているっていうことで。

そのスクールソーシャルワーカーさんは、このスクールカウンセラー、教育相談とともにどういうかかわり方をしていらっしゃるのか。強化されている部分があると思いますので、そのあたりを教えていただきたいなと。

平成29年度と比べてまた30年度変わったのか、それとも平成30年度から31年度今年度に向けて、何か変わっていることとかがあれば、また教えていただければと思います。

**井上由里子学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事**

スクールソーシャルワーカーの方は３人いらっしゃいますが、平成30年度が全部で1,520時間、今年度は1,450時間と70時間の減になっております。

そして、スクールソーシャルワーカーの先生方の範疇ですが、主に児童生徒、保護者の面談、あるいは家庭訪問、そしてケース会議への出席等をしていただいております。

**中島達也学校教育課長**

特に、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの大きな違いと申しますのは、特にスクールソーシャルワーカーにつきましては、関係機関とのつながりの部分が出てまいりますので、そこの部分でスクールソーシャルワーカーが入って関係機関とつないでいくということで動いております。そこが大きく違うところでございます。

特に、カウンセラーについては、児童生徒、保護者、直接カウンセリングを行うというところでの役目を果たします。そこが大きく違うところでございます。

**飛松妙子委員**

平成29年度のちょっと時間がわからなかったんですが、平成30年度と31年度を比べたら31年度が、今ちょっと時間が少なかったように思うんですが。ということは、このソーシャルワーカーさんの活用というものが少しずつ減ってきているのか。それとも、県からの廃止などでそこが減っているのか、その辺はどうでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

件数だけ見ると、先ほど議員御指摘のように、例えばスクールカウンセラーの場合だと平成29年度、小学校が473件に対して平成30年度は584件とふえておりますし、中学校に関して言うと平成29年度が532件、平成30年度が772件ということでふえております。

やはりスクールソーシャルワーカーにつきましては、平成29年度が1,536件に対しまして平成30年度は、数だけ見ると1,170件ということで減ってはおりますが、数だけみると減ってますけど、やはりその需要は多いというふうに捉えております。

**飛松妙子委員**

わかりました。ぜひとも充実を図っていただきたいと思います。

それでは、最後に先ほどのいじめ問題で、保護者の方が納得されていない場合の対応っていうところで、結局、保護者の方が最後に行き場所がなくなってしまうわけですよね。

今、教育委員会が対応をとっていただいていると思うんですが、今スクールロイヤーっていう形で、国のほうもだんだんと弁護士さんの配置っていうのを置いてこられてますので、実際、教育委員会の対応が学校を卒業してから解決のほうに向かっているのか。それとも、もう平行線。それとも、ちょっと悪くなっているっていうところで、どのように教育委員会の方がまずは感じていらっしゃるのか、そこを教えていただけますか。

**中島達也学校教育課長**

今、御指摘のことにつきましては、事案事案でやっぱり違ってまいります、正直なところですね。

解決に向かう事案もあれば、なかなか最後まで平行線のまま行ってしまう事案も実際ございます。それは事案によって違ってくるのかなと思っております。

**飛松妙子委員**

そうしましたら、先ほど高校生で７件あるということだったんですが、これは卒業してから何年ぐらいその対応をとられてらっしゃるのか。

例えば、中学校を卒業してから３年間ずっと対応とってらっしゃるのか、今１年間とって

らっしゃるのか。

**中島達也学校教育課長**

先ほどの７件というのは、電話相談の件数ですので、具体的にそこに対応していくっていうのは、ほぼないと。

対応できる部分については対応しているところもありますが、相談を受けてそれに対してカウンセリングをするという形です。

**飛松妙子委員**

そういうことなんですね。ということは、もしいじめ問題が発生して、納得をされていらっしゃらない保護者がいらっしゃったときは、その対応っていうのは教育委員会でされているのかと思ったんですが、していないっていうこと。

**中島達也学校教育課長**

例えば、鳥栖市内の中学校に在籍をしていらっしゃったお子さんが、加害という形で、ただ、なかなか解決をしないままというか、親御さんが納得されないまま卒業されたということについてはその後も継続して対応はしております。

**白水隆弘教育次長**

今、電話相談の件数７件とおっしゃっていらっしゃいますのは、あくまでも匿名であったり、向こうから電話の相談があったという７件でございますので、いじめとは全く関係がございません。あらかじめ、御了承いただきたいと思います。

**飛松妙子委員**

７件は違うというのがわかりました。

実際、納得されていらっしゃらない保護者の方が相談には来ていらっしゃらないということでよかったでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

相談に来られている場合もございます。

**飛松妙子委員**

その相談に来られていらっしゃる方が、もうずっと来られていらっしゃるのか、要は学校から、義務教育から離れても、なおかつ教育委員会のところにずっと相談に来ていらっしゃるっていう環境なのかどうかっていうのを教えていただきたいんですが。

例えば、事案が１件の方が、何年もその件で教育委員会が相談を受けていますという状況なのかどうかですね。

**天野昌明教育長**

さまざまないじめの事案があって、例えば、僕が教育長になる前から事案があって、まだ

今もときどき電話をかけたり、相談に来ておられる方もおられますし、今回卒業して、ちょっといろいろあって、なかなか進学もうまくいかないっていうふうなことも含めて相談に来てある分については、うちはもう非常にその辺については、一つ一つ丁寧に対応をしてますので、いろいろ保護者の考え方もあるんですけど、その保護者さんの考えを一つ一つ聞きながら、うちの課長にしても相談係しても一つずつ対応して、例えば、今、高校生なんだけど、うまく高校に行けない子供とかに対応しても、そのことについて中学校につないでますし。

そういった施設、設備等も含めて進学先についても相談をするという形で、みらいもありますし、うちのほうでできるだけのことはやっているというふうに思っております。

以上です。

**飛松妙子委員**

もともと鳥栖市の教育委員会って小学校、中学校が担当だと思うんですね、義務教育っていうところで。それを離れても教育委員会のとこには相談が来るっていうことは、それだけ負担がかかってるんだろうなと思ってですね。

だから、逆に言ったら、そういう相談窓口が鳥栖市においてないのかなっていうところをいろいろと詳しく聞かせていただいていたわけなんですが、そういうことですよね。

教育委員会に話が来るということは、そういう場所がないから、そういう相談窓口がないから教育委員会に来る。学校、そういう教育に関するところだからですね。

わかりました。いいです。

それと、220ページのところで、スポーツ振興センター負担金って、これ医療費だとおっしゃられたと思うんですが、例えば、いじめ問題とかだと、けがとかではなくて心身の疾患で病院にかかったりとかいうことがあると思うんですね。この場合は、そういう医療費の負担とかいうのはどのようになっていますでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

例えば、その疾患の原因が、いじめに起因するものであるかっていう部分が判断材料として出てまいります。そこについて、医師の診断書があれば振興センターの対象になってまいります。

**飛松妙子委員**

では、過去にいじめで負担をされたのが何件ぐらいで――過去がわからなければ、平成30年度でもいいんですけど。

あと、金額等がわかれば教えてください。

**中島達也学校教育課長**

今、手持ちがございませんので、調べてあとで提出したいと思います。

よろしいでしょうか。

**飛松妙子委員**

それが、小学校、中学校卒業しても、その心身の病気にかかった場合の負担はそこでされるのか、それともそれはもうそこまでなのか。

その辺も、ちょっとあわせて教えていただければと思います。

**中島達也学校教育課長**

そこもあわせて、調べて後で御報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**飛松妙子委員**

ちょっと細々と質問をさせていただいてありがとうございました。

対応がどのように、学校教育現場でとらえているのかっていうのを詳しく教えていただきました。

また、もう12月には、いじめ問題の裁判も出るというところで、どのような裁判が出るかというところもあると思うんですが、このいじめ問題に関しては、もう教訓を生かして、次回につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**松隈清之委員**

今の、ちょっとついでにお聞きをしたいんですけど、いわゆる加害児童・保護者、あるいは被害児童・保護者、解決っていうのが納得っていうことを指すんなら、結構難しいところはあるんだろうなと思うんですよ。

例えば、被害児童・保護者にしても、いわゆる教育委員会って学校側っていう見方をされるじゃないですか。

だから、どうしたって不信感だとか、学校をかばってるんじゃないかとかってあると思うんですよね。今回、先ほどお話あったように、スクールロイヤーの制度化もあるんだけど、別にその制度を待つ、待たないを別にしてもね、僕は早期に弁護士とか入れるべきだと思うんですよ。

第三者が、結局今は、僕が知ってる限り、もう教育委員会すごく丁寧に対応されてるんですよ、いじめ事案に関して。

ただ、やっぱ丁寧だからなかなか、要は合理的な解決のさせ方に行かないんですよ、すごく心情を酌み取っているから。僕は、客観的に聞くとね、いや、もうそっから先は裁判しかないんじゃないですかっていう事案はあるんですよ。

そうであれば、そのときも、やはりどうしたってそこの感情を酌み取ったりする部分もあ

って、逆にそれが時間をかけているっていうところを、僕はちょっと感じたりするんですよ、客観的に。

だから、早期に弁護士等を入れてね、被害児童にしても加害児童にしてもいいんだけど、納得できないんだったら最終的には、教育委員会とかは、もうここまでしか多分できないんで、あとはこういう手法しかないですよっていう選択肢をちゃんと与えてあげたほうが、要は弁護士さんだから、ね。

法的にどこまでできるのか、できないのかっていうことをアドバイスしてあげないと、今すごく丁寧に対応されてるけど、逆にそれが時間をかけ過ぎて――実は、もういじめ自体っていう児童同士の問題っていうよりも、保護者同士の感情的な問題になると子供のほうが逆に戻れないですよね、親が解決しないから余計、問題を長引かせて学校に戻れないとか、それこそ進学に影響したりとかっていうのもするんで。

今、すごく丁寧に対応されてるのはすごくいいことだと思う反面、早期決着っていうのが一番子供のためには――それは、もう教育委員会もいつも言われてるんだけど、子供のために、やっぱ早期決着が望ましいんで、弁護士とかも、逆にそういう費用が必要であれば、そういう予算措置とか、あるいは緊急であれば、それは予備費とかからでも構わないんで、そういう第三者を入れて早期に解決するようなことも、ぜひ今後は考えていただきたいなと思います。

今の御意見だけで結構なんですけど、引き続きまた別件でちょっとお尋ねします。

246ページ、勤労青少年ホーム。

この、利用の現状、どれくらい稼働してどれくらいの利用者がいて、使用目的がどうなっているかっていうのってわかりますか。

**白水隆弘教育次長**

今の御質問の資料、すぐ準備させますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いします。(「すいません」と呼ぶ者あり)

すいません、ございました。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

すいません、使用状況ですけれども、まず目的は鳥栖市内居住、または勤労している35歳の方と、あと支障がなければ鳥栖市民の方は利用できる状況になってます。

利用者数は、１万９人です。

**松隈清之委員**

使用の用途、どういうのに使われているのかなっていうの。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

主催事業として、教養講座をしてる分とサークル活動に使用しております。

**松隈清之委員**

何が言いたいかといいますと、要は勤労青少年ホームとしての設置目的に沿うような、単に貸館業とか、例えば35歳の人がメーンのサークルが、本当にそんなに使っているのかっていう気も、実はあんまりしてなくて。単に、貸館業になってるんじゃないのかなっていう気がするんですよね。

本当にこの設置目的にあっているのか、いや、貸館業がいかんちゃ言わんのだけど、その目的に沿った使われ方がされているのかなって、施設として。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

勤労青少年ホームにつきましては、平成26年度に教育委員会生涯学習課に所管がえとなりましたので、そのときに使用目的が、勤労青少年だけでなく一般の方も使えるような状況になって、勤労青少年ホームはある程度の目的は達しているのではないかっていう。

**白水隆弘教育次長**

ちょっと補足させていただきます。

勤労青少年ホーム、設置目的といたしましては、厚生労働省の所管の補助金を活用させていただきまして、設置当時はかなり、バレーボールであったり趣味の講座であったり、そういう、当時は30歳未満の鳥栖市で勤労される男女の皆様の活用がかなりあったものという状況でございます。

当時はまだ、こういう言い方をすると失礼かもしれませんけれども、鳥栖市内に中小の企業様が多くて、独自での福利厚生活動がなかなか行き届かないという部分もあって、こういった補助事業で施設を建てさせていただいております。

当時は、かなりな利用があったものと考えてます。私たちも若いころバレーボール大会があったり、あそこでやった記憶がございますので、あったものと思いますが。

先ほど申しましたように、平成26年度に、商工振興課から教育委員会へ所管がえがなされております。要は、その所管がえがなされたということで、今、松隈委員がおっしゃいますように、当初の勤労青少年という方々の専用の施設であるというような目的は、ほぼ達せられたんだろうという感覚で、年齢も35歳というところまで現在引き上がっておりますし、その勤労されてある35歳以下の方々じゃない方々の利用も、その段階で可というふうになってきておりますので、今、松隈委員のおっしゃいますように、世間の情勢といたしまして、そのネーミングとしての勤労青少年ホーム、というところの福利厚生施設といった意味合いはかなり薄れてきているものだと今考えております。

**松隈清之委員**

実は、多分俺、それ言ったんですよね、当時の商工で。だからかわったのかもしれん。

ただね、だったら名前も変えるべきだと思うんですよ。要は、使う人が勤労青少年ホームって、いや、それはもう俺らの世代では使えんですよ、青少年ではないから。

だから、その目的を達成して目的を変えるんであれば、やっぱりその施設の名称とか、もっと親しみやすいね、こんな固い名称じゃなくても、変えていかなきゃいけないし。

だから、貸館業がいかんて言わんですよ、そういう施設が、ほかに代替する施設がないんであればね、市でそういう施設があってもいいんだけど。

じゃあ、より使われやすいような、その管理の仕方も含めてね、そこは、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

引き続き、勤労青少年ホームはそういう目的でということだったんですけど、232ページ、同和教育集会所、これの設置目的とその利用状況、利用用途、どうですかね。

**竹下徹生涯学習課参事**

同和教育集会所の設置目的につきましては、同和問題の解決を目指すための教育集会所ということで設置をしております。

それで、具体的な中身としましては、生涯学習課の主催する講座ですとか、あと研修会ですね。同和問題の研修会、それから一般のサークルの利用とかもあっています。

去年１年間の利用者数としては1,492名ということで報告を受けております。

以上です。

**松隈清之委員**

利用日数は。

**竹下徹生涯学習課参事**

一応、開館につきましては月曜日から金曜日までっていうことで、あけておりますけれども、土曜日の利用もございます。

昨年の開所日数というのは、ちょっと今資料を持ってきていないので、申しわけございません。日数については、今お答えできません。すいません。

**松隈清之委員**

開所日数と、あと利用された日数を後で教えてください。

何でかっていうと、これも、今1,492名、それが、じゃあ果たして目的の趣旨にいかほど資している数字と言えるのか。

僕は、別に同和教育自体を否定するつもりは全くないし、それは確かに進める必要があるんだろうと思いますけれども、要はそれに対する、教育委員会なら教育委員会だけでもいいんだけど、教育委員会としてのどこまで今の鳥栖市の人権問題をどう評価、分析をしていて、

それに対してどういうアプローチで政策を組み立てているのかっていうのがあるんであれば、ちょっと教えていただきたいんですよね。

**竹下徹生涯学習課参事**

同和問題につきましては、同和問題に関する差別事象っていうことについては、鳥栖市内で具体的に把握、近年では把握はしていないところですけれども、３年前ですか、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律というのができまして、その中でも言われてますけれども、近年ではインターネット上での差別事象が非常にふえているっていうことを受けております。

こういったことから、鳥栖市において具体的な差別事象っていうのは、近年では特にないんですけれども、そういったインターネット上の差別事象とか、そういったことに対する教育啓発、そういったのを引き続きやっていく必要があると思っております。

それと今年度、人権同和問題に関する意識調査というのも現在アンケート調査中でございます。その結果も踏まえながら、どういった教育啓発をやっていくべきかっていうのを考えていきたいというふうに今は思っております。

以上です。

**松隈清之委員**

ここ近年、そういう同和の差別っていうのは、把握をしていないっていうことなんですよね。

先ほどから、いろいろ議論もあってたんだけれども、要はこういうことが起こっているから、じゃそこの原因は何なのか。そこに対して、どういうアプローチでそこを解消していくのかっていうのが、やっぱり政策なんですよね。

先ほど言ったような、インターネットが今ね、普及してきてそういうところでの差別がある、でも、じゃ同和教育集会所で何かできるのかと。

そこで、１年間で、1,492人で一体どれほどのことができるんだろうかと。

だから、今、差別がないとは言わないし同和問題が解決したとも言わない、だけど、どういうことが起こっているのか、それは教育委員会が把握してないだけで、もしかしたら、どうですかね、その社会教育指導員でしたっけ、の方が相談を受けているかもしれないんだけれども。

要は、そのことを教育委員会としては把握してないわけじゃないですか。把握してなければ政策も何も打てないですよね。

把握してないことって、実質的にはないと一緒なんですよ、正直言って。だって、エビデンスがないんだから、それに対してお金を突っ込む。

だから、もしこういうね、人権問題の中でも特に同和問題に対してお金を使うっていうことであるなら、やっぱそのエビデンスは要ると思うんですよね。

例えば、先ほど言われたような社会教育指導員の中から、別に個人名を出せとかいうことではなくて、こういう差別事案がありました。それが結婚差別なのか、就職差別なのか、あるいは、そういう言葉を投げかけられたのかとかっていうことがどれだけあって、どういうときに起きてて。別に、個人名を特定したり、する相手もその受けられた人もする必要はないけど。

どういうことがどういうシチュエーションで起こっているのかわからないと、どこに対してアプローチしていいかわかんないじゃないですか。じゃあ、それが子供たちなのか大人なのか。

だからこれは、全部政策に対して、その政策目的を達成するために予算つけてお金を消費してるんですよね。

ただ、いまのところ何に対して何の効果を狙ってお金を使っているのかが全く見えない、正直言って。

だから、まず同和問題に関してはどういう同和問題があって、どこに対してどういうことをしなきゃいけないからこういう予算をつけてますと。さっき言ったように、同和教育集会所としてここでやるべきことが、もうないんだったら僕はここ廃止してもいいと思うんですよ。別の形で、同和教育、人権教育やるほうがもっと効果的であるならば、廃止してもいいと思うんですよ。

まず、何が起こっているのかっていうのを把握しなければ、当然政策も打ってない。

だから、先ほど社会教育指導員にしてもね、２人いらっしゃいます。もう何年、５年とか６年とか言われたけど、毎年これも、先ほど尼寺委員も言われたけど、毎年言ってるんですよね。それぞれどういう相談を受けた――別に個人名を出せっていうわけじゃなくて。

どういう相談を受けてて、それに対してどういうアドバイスをして、あるいはそれが、その相談員だけで解決できることなのか。もっとそれは、広く話をして解決すべきものなのかっていうのも、結局、教育委員会に何の報告もないっていうことは、それで終わってるってことなんでしょうってなるんですよ。

それで、報告もないんでしょう、こういう相談がありましたっていうのは。

過去は、多分日誌みたいなのはつけてるみたいなこと言ってましたけど、どういう事案の相談がありましたっていう報告ってあるんですか。

**竹下徹生涯学習課参事**

その個別具体的な相談内容についての報告っていうのはございません。

どうしても、当事者の方にとっては、やっぱりとてもプライベートなことで知られたくないって思われる方もいらっしゃるようですので、その辺、うちのほうとして具体的に何かあったんですかっていうことはなかなか聞けない部分があります。

ただ、全国的に言われていますけれども、先ほども議員さんもおっしゃられましたけれども、就職のときであったりとか、結婚のときであったりとか、そういった場合に差別っていうのが出てくるというのは全国共通といいますか、たまたま鳥栖市で把握してないだけで、おっしゃるように実際はあっているのかもしれないです。

その辺わかりませんけれども、うちとしては、同和教育集会所で実施しております私どもの講座等でも利用し、そういった講座等も利用して、ミニ講座みたいなのを開いて同和教育っていうのをやっておりますので、そういった形で今後とも同和教育ということで集会所のほうを活用していきたいと。

開かれた施設ということで、一般市民の方にもどんどん使っていただけるようにしていきたいと。集まってきた方に対する同和教育っていうのを充実させていきたいというふうに思っております。

以上です。

**松隈清之委員**

だから、把握してないけれどもあってるかもしれないじゃ政策打てないんですよね。

把握してないっていう時点で、そもそも教育委員会の立場としてはおかしいんですよ。何でかっていうと、個別具体的なことっていうのを聞かなければ政策の打ちようがないじゃないですか。

例えばね、今言われたけど、結婚差別とか就職差別があってるかもしれませんって、いや、あってたら問題なんですよ。

じゃあ、それって解決したんですかって話なんですよね。そこに相談しただけでって。

いや、ある意味愚痴を聞いてもらうだけで満足するっちゅう話ではないでしょう。そして、それをそのままにしとくべきではないんですよね、本当にそういう差別事案があったんだったら。

そのことを把握しなくてもいいって思ってる時点で、教育委員会の姿勢が間違ってると思うんですよ。それは、だって把握しなければ、どこにどういう形で政策をつくっていくのか。

だって見えない、決算て何かっていうと、目的をもって計上した予算が効果的に使われているとかどうかを判断するわけですよ。

今の話では、全く効果的に使われてるかどうかの判断ができないじゃないですか。これは、もう以前から言ってることなんだけれども。

だから、社会教育指導員がどれだけの件数の相談を受けて、それに対してどういう対応して、あるいはこれは私どもだけではだめですから鳥栖市のほうでも、何らか対応取れませんかとかいう話になるべきなんですよ、本来は。

でも、それがないってことは、ないんじゃないですかって話になるわけですよ。だって、あるっていう証拠がないんだもん。

であれば、じゃこのお金の使われ方には大いに問題がありますね、と言わざるを得ない。これ何年も言ってるんですよね、人は変わるけど。本当に。

もう、二回も三回もとかって言われてましたけど、やっぱ説明をする責任あるじゃないですか、我々もそうだし。

だから、自分たちが計上してる予算が自信持って正しいっていうんであれば、それなりの根拠を示す責任が執行部にあるんですよね、教育委員会には。

先ほど、社会教育指導員は教育長の命でって言われましたよね。じゃあ、教育長は何をそこに求めて命じているのか、それに対してそれなりの成果があっているのかっていうのも問われるんですよ。

だから、一回、やっぱこの手のやつっていうのは、ずっと毎年毎年小言みたいに言われているのかもしんないけど、整理しないと自分たちが多分困りますよ、だって説明できてないんだもん、全く。社会教育指導員にしても同和教育集会所にしてもね。

だから、やっぱり自分たちが、これ一つあるだけでほかのもそうじゃないかっていう疑念湧くじゃないですか。何の根拠もなくてお金使ってるのかと。市民の税金を。その説明責任がある以上ね、今までみたいな答弁では多分納得しない。我々もそうだし、市民も納得しない。

だから、もう今年度も既に進行してるんだけど、そこはやっぱり自分たちがきちっと説明できるように整理をすべきだと思いますよ、ね、教育長。

**中村直人委員長**

いいですか。

暫時休憩します。

**午後２時19分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後２時30分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

**西依義規委員**

ちょっと飛松議員の、先ほどのいじめ、不登校の話からの続きじゃないですけど、すいません、不登校児童生徒の数字、ありがとうございました。

教育委員会として、多分不登校とかにはしっかり、家庭もわかるし子供の実情もわかるし、対応されていると思うんですよね。

その後、例えば本当、中３の後、高１、高２になったとき、ぷつんと切れてしまって、せっかく培った情報とかノウハウとか、要はその家庭の蓄積データが、多分何も活用されずに、鳥栖市のどこにも生かされないっていうところが問題なのかなあと思って、そのあとに、もちろん所管が変わるんでしょうけど、福祉分野とか、そういう市民相談のところとかに、そういう個人情報みたいなのの移行というのは可能なんですか。やっぱりまずいんですかね。

**白水隆弘教育次長**

私どもに関しましては公務員でございますので、守秘義務が全てにおいて課されますので、その職務上必要であればそういったデータのやりとりは十分可能であると思います。

**西依義規委員**

多分そういったところで、それこそ飛松議員も一般質問で、例えば８０５０の問題とか、引きこもりの話とかされてましたけど、やっぱり一番最初に、全部じゃないですけど、不登校ってやっぱ要因の一つであるんですよね、多分。

そこでせっかく出た情報、そういう資料を、ぜひ鳥栖市として共有していくようなシステムを考えるべきかなあと。

もちろん、教育委員会から言うことじゃなくて、向こうからくださいということでしょうから、よろしくお願いします。

ちょっと質問をしますと、まず１つ目は、214ページに、ちょっと竹下委員もいらっしゃるんで言いにくいですけど、ＰＴＡ研究大会鳥栖・基山大会補助金50万円っていうのがあるんですよね。ぱっと見て、ちょっとホームページとかから見たら11年に一回、鳥栖・基山地区で開かれる大会らしいんですけど、この50万円はもちろん予算が通っとるんでいいと思うんですけど。

これは、全体予算の何％ぐらいなのか、それと11年前にはこの金額だったのか、２点。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

今、手元に資料がございませんので調べて、後ほど回答したいと思います。

**西依義規委員**

口頭でいいんで、僕が気にかかってるのは、もちろん50万円の予算を請求するのは全然いいと思うんですよ。これぐらいの、こういうのに使って、使って。結果、どうやったかが大事であって。要は、300万円のうちの50万円補助申請で、結果、決算がこうなってるんでそしたら５万円返しますとかですよ、そういうことがあっても。

きれいに使ってあればそれはそれでいいんですけど､そういうことがあるのかなと思って。もし、持っていらっしゃるんであれば、全体の決算書がありますか、全体の決算書。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

資料についても、調べて御回答いたしたいと思います。

**西依義規委員**

次は220ページに、結構負担金があるんですよね。

今回、本会議で条例を可決させていただきましたんで、よく聞いていた話が、やっぱり障害にかかわる先生じゃなくてそれ以外の先生とか、やっぱりいろんな方の障害に対する理解が必要だっていう保護者さんが大変多くて、先生たちに聞いてみると、いや、いろんな研修してますよと聞くんですよね。ここで見れるものが、まず研修費として何かあるのかどうかという質問と。

例えば、負担金がずっと情緒障害、特別支援、難聴言語障害、ＬＤ・ＡＤＨＤ等の負担金があるんですけどここに、負担金をお預けしているここが研修をされているのか。そういった内容について、ちょっと教えていただきたいんですけど。

**古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事**

先生方の研修につきましては、まず県の教育委員会主催、教育センターで行っております特別支援教育に係る新特担当――縮めて言いますが。新任特別支援学級の担任の研修会が年３回、これが行われます。それと、鳥栖市におきまして行っております１回。また、生活指導補助員対象の研修会がほか、それプラス２回ございます。

こちら、今上がっている難聴とかそういったところにつきましては、研修会は、全国規模の部分がほとんどです。そのために、旅費等負担になります各学校の旅費っていうふうなことになりますので、研修会は開いてありますけれども参加できていないことが現状です。

そのため、県が主催する研修会を中心として研修会に参加しているっていうふうな現状でございます。

以上です。

**西依義規委員**

じゃあ、その県教委さんがされている研修なんでどこまで把握されているかわかりませんが、わかる範囲でいいんですけど、特別支援学級とかにかかわってない先生が、例えば今の発達障害の現状とか、こういったＡＤＨＤとかこういったのの研修とか、要は障害ってだんだんと時代ともに変わっていってるやないですか。そういったのを受ける機会とか、校長先生から行ってきなさいよみたいなことってあるんですか。

**古賀泰伸学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事**

まず、校長は、必要である研修については参加させることができますので、必要と認めた者に参加を促すことはできます。

こういったことがあるのでっていうことで、周知を図った上で希望者は参加させるようにおおよそしているんですけれども、それ以外に、東部教育事務所管内においては、時間外ではあるんですけれども自主的な研修会もございますので、そういった悩みを抱えている先生方を対象として研修会も開いておりますので、そういったところにもあっていることの周知及び参加を呼びかけている状況でございます。

以上です。

**西依義規委員**

そうしたら、234ページの放課後児童健全育成事業補助金、なかよし会への補助金の質問をしたいんですけど、まず委託金じゃなくて補助金である理由を教えてください。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

放課後児童クラブに関しましては、まず届け出をしていただいて、運営をしますという届け出をしていただいて補助金を出すということになっております。

現在、放課後児童クラブに関しましては、平成21年度から補助事業によって今まで行っている状況でございます。

**西依義規委員**

私の感覚としては――20年前、30年前はわからんですよ。でも、今の時代にイメージすると、やっぱ市がやることなのかなあと思うんですけど、やっぱこれは市がやることじゃなくて、補助するんで、その団体がやることっていう、本来、市がやることではないと。

ただ、市が協力、補助する事業ではあるという意味合いでいいですかね。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

平成27年度に国の法律、制度が変わりまして、事業主体は市が実施すると。事業に関しては事業所が届け出を出せば実施できるっていうことになっております。

**西依義規委員**

どっちかにしてほしいんですよ、僕は。どっちかの、おっしゃったらどっちかで質問しま

すんで。

いや、もうこれは民間補助なんで、市は、僕が何で言ってるかというと、なかよし会は別に全員じゃないじゃないですか、対象は。仕事をされている方だけやけん、なかよし会の恩恵を受けない市民もいっぱいいるわけやけん、いやいや、補助だと。

それは補助でいいんですよ。

だから僕、当初予算のときも質問したんですけど、補助してこの協議会、民間という名前の、なかよし会さんの運営する協議会を市役所の方々が運営されているのがおかしいんじゃないかなって言ってるんですが、それは。

そういう意味で、だから補助なのか委託。だけん今、実際、委託っぽく補助をされているんじゃないかなっていう気がするんですよ。

この認識、間違ってますか。

〔発言する者なし〕

**中村直人委員長**

委託金と補助金の違いを、まず。

**白水隆弘教育次長**

委託金と補助金というものの違いといたしましては、基本的に委託というものは、本来市がすべきものを他団体に肩がわりしていただく、言葉は悪いですが肩がわりしていただくものの代価を払うというようなイメージであります。

補助金といいますのは、独立団体に対してそれなりの協力金といいますか、言葉は足らないかもしれませんけれども、それなりの事業協力のためのお金をお支払いするということですので、事業主体としては鳥栖市ではないという感覚でございます。

**西依義規委員**

ではでは、すいませんこれ、出していただきまして、ありがとうございます、一覧表。

多分、今の問題はやっぱり待機児童の問題、どの委員からも出ると思うんですけど、後は指導員の方々の人手不足っていう話だと思うんですよ。

後は、よく出てるのが、じゃ給料を上げたらいいやんとか、待遇よくしたらいいやんっていうことですけど、それの決定権は誰にあるんですか。時給を上げるとかいう決定権は。

**白水隆弘教育次長**

放課後児童クラブ健全育成事業の鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会という団体に決定権がございます。

**西依義規委員**

その運営協議会には、理事会なり会長さんがいらっしゃるっていうことですか。

**白水隆弘教育次長**

理事会組織があり、会長が存在するということでございます。

**西依義規委員**

じゃあ、その運営協議会で、もちろん運営協議会に入られているっていうことは、その理事さんの保護者とかは預けられている、要はセレブの方々ですよね。

要は、待機児童の保護者は入られないんで、もしその方々からそういう、今のこの待機児童の数字とか、もう会議なんかで見て、やっぱこれどうにかせないかんですよっていう話にはならないですか。

**白水隆弘教育次長**

今の話題、事あるごとに議題として上ってまいります。

解決策といたしまして、今年度、当初予算のときに御審議をお願いしましたように、市からの補助金の増額というものを受けまして、運営協議会において指導員の賃金の増額というものを今年度から実施をしております。

**西依義規委員**

そうなんですよ。だから、そういうふうな形で、今は改善の方向なんですか。

結局改善されたんですか。

その増額、これは決算のこととはちょっと、平成31年度になってしまいますけど。この額より全然ふえて、結果。

それともう一つ、運営協議会の自己負担の皆さんのを上げようみたいな議論にはならないんですか。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

今回、新年度に、指導員の賃金を上げたと同時に利用料も上がっております。

**西依義規委員**

ありがとうございます。

では、実際待機児童がいらっしゃる、数字がきれいに載ってますよね、ここに。

この方々は、例えば令和元年度の待機児童、田代小に１年生が３名いらっしゃいますけど、この３名の方は実際どうされているんですか。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

５月１日現在での待機児童数で、その後変動、それから受け入れ状況とかも――途中でやめられる方とかもおりますので、それに合わせて随時入れております。

**西依義規委員**

ああ、これ全部５月１日の数字ですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

そうしたら、今は解決してるっていうことであれば、この議論はもういいんですけど。

**八尋茂子生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長**

通年で１年から３年生までで、田代で言いますと田代の１年生のほうは解決をしている状況でございます。

**尼寺省悟委員**

ちょっと関連ですけど、１点だけ質問します。

待機児童の問題で、４年、５年、６年生、これを見ると登録児童数も――待機児童は４年生だけおって――ほとんど４年、５年、６年生というのはない。

それで、何でこうなってるかっちゅうのは、もともと聞いた話によると、どうせ待機児童がおるから４年生、５年生、６年生してもだめだから、しないという話はよく聞くったい。いわゆる、隠れ待機児童やね。

ところが鳥栖市としては、４年生、５年生、６年生、当然その対象に含まれているんだという考え方だろうと思うったいね。

今後の問題として、あなた方がいろんな形で努力すると、で待機児童が減ると。そしたら、それを聞いて、なら私も５年生ばってん、４年生ばってん入れようと。

特に、私４年生と思うったいね。来年度。

３年生まで今まで入って、４年生になったらぱったりやめるとかいうと、そうではなくて、４年生になってもまだ入っていきたいというふうに思ってくるったい。

あなた方が努力したとしても、あと４年生、５年生がそれを超えた形で入ってきたら、当然そっからまた待機児童はふえていくと思うったいね。

今度の一般質問の中で、市長さんはね、自分の任期中にね――任期中よ、あと２年。その中で待機児童は解決するというふうに言われたけど、４年生、５年生、６年生を踏まえた形で、本当に待機児童の解消っちゅうんか、その辺はどがん考えている。

私、ふえてくると思うったい。今の状況の中で、３年生までに入れとってね、ぱっと１年たって、そうはならないと思うったいね。

その辺の考え方、ちょっと。

**白水隆弘教育次長**

教育委員会という立場でお話をさせていただきます、行政という立場でですね。

まずもって、入所いただく施設の問題が第一に出てまいります。当然、法では６年生まで収容しなさいというふうになってございますが、今私ども、鳥栖市が所有しておりますものも含めて、民間も含めてですけれども、キャパとしてはそれに満たないというような状況でございますので、直接的に解決を図るとすれば、どういう形であれ、収容する施設をどこか

に確保する必要が出てまいります。

一番、簡単に考えられるのは、放課後の教室を利用するというふうなことで解決できればと思っておりますが、それは現在もなお解決できていない部分がございますので、そう簡単にはいかない部分があるだろうというふうに今考えてるところですので、その先を、収容する施設をどうするかというところが喫緊の課題であるというふうに捉えております。

**尼寺省悟委員**

何か、今の答弁を見るとね、市長が大見え切ったけれども、何かちょっとね。

実際問題として、指導員だけの問題じゃないっちゃんね。あんたが言われるように施設の問題、もっとふえてくるんだから。今でも足りないと、今でもふやしてくれと言われているんだから。

そういった意味では、ああ簡単に答弁されたけれども、本当に大丈夫かとね。あなたも、今はっきり言わなかったし。何か、それ以上言いたいことありますか。

〔発言する者なし〕

**西依義規委員**

すいません、また尼寺さんから引き受けまして、また関連で、今、民間のアフタースクールさんとかにじのひろばさんとかされてるやないですか。

ていうことは、別にこれは官が、市がする必要もないわけであって、なかよし会というこの運営協議会を丸ごととは言わんですよ。

例えば、弥生が丘をどっかの民間に委託するとか、田代小学校はここととか、そういうことを考えていらっしゃるとすれば補助金でいいんですよ。

委託金とかしてしまったら絶対ならんけん。だから、補助金という意味合いで、ゆくゆくはそういう民間もありなのかなっていう方針ってあるんですか。

〔発言する者なし〕

**中村直人委員長**

答弁整理で休憩します。

**午後２時51分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後２時53分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

**尼寺省悟委員**

ちょっと、また別の質問。

さっき、私の聞き間違いかもしれんけど、中学校給食選択制弁当方式で言ったけれども、あれが何か、想定よりも少なかったから不用額が出たとかいうふうな――言われんやったかな。

そういうこと言われなかった。

言ってない。

申し込み者数についての数字はどんなぐあい。さっき、少なくなったようにちょっと聞いて――私の聞き間違いかな。

選択制弁当の申し込み者数は、現状はどうなのかという質問です。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

中学校給食の申し込み率ということで、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平成30年度実績で言いますと、申し込み率54％です。

**尼寺省悟委員**

54％……。

**立石光顕学校教育課長補佐兼学校教育係長**

先ほどの54％といいますのは、中学校の生徒の全体に対しての申込率です。（発言する者あり）

平成30年度の実数で言いますと、生徒の申し込みの平均といたしましては、１日1,126食になります。

**尼寺省悟委員**

1,126食ですね。

当初言われた1,000食、心配せんで、むしろちゃんと供給できるかどうかが今の課題になっているんですかね。そういうふうに捉えていいんかな。

今の、直近の数字、今の状況というのは、選択制弁当方式についての問題というのは、供給できるかどうかと、そっちのほうの懸念があるというふうに考えていいんですかね。

**白水隆弘教育次長**

尼寺委員おっしゃいますように、食数としては年々伸びてまいりまして、現工場のキャパ、最高供給数であります1,500食に到達しようと、する月も何月か出てまいっているような状況でございます。

**尼寺省悟委員**

せっかくこの質問したので、もう一つ質問しますけどね、例の中学校の完全給食ですたいね。

あれについては、一般質問であって、特に白水次長はね、いろいろ答弁されたけど、どうなんですかその見通しは。

ずっと前からやるやるやるっちゅうてなかなかね、やらんで、実施のめどっちゅんか、できないのは何が問題になっとって、どこを突破すればできるんかと。

その辺をちょっと聞きたいんですけど。

**白水隆弘教育次長**

今議会の松隈議員からの御質問の中でも、教育長のほうから御答弁をさせていただいている部分もございますけれども、改めて申し上げますと、現在の選択制弁当というのは完全給食をせんがための一つの手段と。過渡期であるというふうに捉えております。

これは以前、私も委員会で申し上げたとおりでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、予測食数がここ数年で、平均が1,500食に到達しようという予想も現在出ております。現在の工場でつくれますのが1,500食という、表向きではございますが、恐らくおわかりであると思いますが、100％稼働というのはまずあり得ませんので、恐らく90％台で作成するのが上限であろうというふうに考えております。

恐らくそれが、ここ二、三年のうちに、平均的にそういう状況が生まれてくるということでございますので、現業者の状況も含めて、そういう状況に陥る前にはどういった形であれ、次の完全給食に向けた方針を皆様方も含めてお示しをしなければいけないというふうには考えておるところでございますが、ちょっとまだ、この段階で具体的にお示しをするような材料を持ち合わせておりませんので、そこは御勘弁願いたいと思います。

しかしながら、今、お弁当方式ですので、お弁当方式での供給としてはほぼ限界に近い状況が生まれてきているというのは周知の事実でございますので、近々きちんとした形で完全給食へ向けた方向性を打ち出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

今、前段でね、1,500食、あと二、三年のうちで満杯になるんだということから見ると、少なくとも二、三年の間にはめどをつけると。そういう答弁だったというふうに理解していいわけですね。

**白水隆弘教育次長**

そのように頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様の御協力、よろしくお願いいたします。

**天野昌明教育長**

さっき、減ったっていうのは、例えば準要保護者のところが、どれだけ選択制を導入したかというと、それがちょっと減っていると。要は、きちっと補助があるのに、やっぱり準要保護を受けている、就学援助を受けているところの保護者さんは、子供にきちっとした対応をとっていないというふうなことでその数が減ってきているようなことだと思うんですよ。

結局何かというと、やっぱり今の、いろいろな貧困家庭であるとかさまざまな問題を抱えている中で、やっぱり子供たちが今本当にきちっとした、一番発達する、また成長していく子供たちに、きちっとした食、栄養を与えることができているかっていう、そこが問題だと思うんですね。

そういった意味でも、今次長が述べましたように、また松隈議員さんから質問が出たように、私の思いというのは、教育委員会としては、一応方向でやりたいという思いを持っておりますし、そういったことでしっかりやっていきたいと、方向を示していきたいというふうに思ってますので、またよろしく御指導をお願いしたいと思ってます。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**西依義規委員**

238ページの図書館で、もちろん決算の数字的な話で、ちょっとあれなんですけど、例えば備品購入費、238ページの1,265万2,000円の、もちろん本とかを買われるんでしょうけど、それと、結局図書館の利用される方の声とか、もっとこうしてほしいとか、そういった要望に対してどう応えてるとか、何かそういったのが教えていただければなと。

この数字的には、例年並みなんですか。

**中溝雄二生涯学習課図書係長**

こちらの備品購入費につきましては、いわゆる図書館の図書の購入費に当たります。

それで、選書の仕方としては、毎週なんですけれども、新刊の本のカタログが来るんですが、それでもって会議を開いて購入をしています。リクエストに応じてっていうところも確かに、利用者の方々のリクエスト受けて、それも選書会議にかけて、それで本を購入するということも当然ございます。

以上です。

**西依義規委員**

いや、私、弥生が丘に住んでるんで、結構基山町の図書館を利用される方が多いんですよ

ね。

もちろん、図書館も新しくなればだんだん新しいのを取り入れるんでしょうけど、せっかく相互利用をされているんであれば、持ち味じゃないですけど、鳥栖の図書館の色なり、そういった特色なりを出されようとするのか、それとも平面的に必要最小限のものをそろえようっていう、図書館の何か方針みたいなのがあれば教えていただきたいんですけど。

**松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

鳥栖市立図書館におきましては、先ほど西依議員さんのほうからおっしゃいました、基山町の図書館の開設におきまして、大きく、弥生が丘とか田代地区の登録者数というのが２割ほど減ってきているのが現状でございます。

それで、これのほかにも、確かに今は皆さん御存じのように、小中学生また青年の方々もパソコンとかスマートフォンとかの活用に置いて、いわゆる活字離れが顕著な状況にございます。

我々、このような状況の中で、何をやっていくかということで、もう小さいうちから、方針といたしまして家庭内での読書を促す家読というような取り組みを推進しておりますし、またお話し会、図書館のほうでちっちゃな子供、お母さんまたはお父さんも集めてお話し会もやっております。

そしてまた、あとはことしからなんですけれども、アウトリーチ事業ということで、図書を各なかよし会のほうに夏休み期間中配付､配付といいますか貸し出しをやっておりますし、また今までは、各まちセンに３カ所ほど日曜日に子供たちを集めてやりましたけれども、ことしは例えば平田の老人会のときに、いわゆるお話し会を計画、実施いたしましたし。

また、神辺幼稚園とか実際の幼稚園とか、保育園、また老人会、実際の地元に行きまして各アウトリーチ事業としてお話し会を実施していっているような状況で、差別化を図っていきたいというふうには思っております。

以上です。

**西依義規委員**

もちろん、差別化というか、今のはもちろん満遍なくされてるってほうですね、どちっかっていうと。今、お聞きした、もう高齢者の方にも子供にもっていうことなんで。

私も、やっぱりそういう満足度やないけど、やっぱ図書館の満足度はやっぱ取っていくべきかなあと思うんですよ。

簡単でもいいと思うんですよ、やっぱそれを指標にもっとよりよくっていうのが働かんといかんし、本選びもたまには違った視点で本を選ぶとか、もちろん本って、やっぱ子供のころ一番大事だと思うし、あれ本屋で買うとえらい高いやないですか。図書館やったら100人が

読めばとても安く済むわけやけん。

何かそういうふうに、以前サンメッセの２階と図書館の機能をという話もありよったんですけど、そういったところも含めて、もう一回整理されたほうがいいかなあと、ちょっと思うんで。

これは、ただ意見でございます。以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございますか。

**松隈清之委員**

特別支援学級で、先ほどもちょっとあったんだけど、要はスキルアップと申しますか、それぞれね、教職員の方々がやっぱりそういう障害に対する理解を深めていただくっていうのが重要だと思うんですね。

いつだったかなあ、目に入るからか何かで、ちょっと前髪を切っちゃって、体罰みたいな感じになったこともありましたよね、先生は善意でしたことかもしれんけど。

だからそういう、どういう接し方をすべきかとか、そういった部分対するやっぱり理解がないと、決して悪気がないにしてもね、トラブルの原因になったりするっていうことはあると思うんですよ。

そういう意味では、そういう理解を、先ほど言われたようにいろんな障害のタイプもあるし特性もあるんで、そういう情報っていうのは非常に大事だと思うんですよね。

先ほど、研修はね、幾つかあるって言われたけれども、なかなか全ての職員さんがとか、容易に研修を受けるっていうのも難しいじゃないですか。

教育長覚えておられるかどうかわからんですけれども、僕、平成29年の12月に独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の話をしたんですよ。ここは、インターネットによる講義の配信をやっているんですね。30分とか15分ぐらいで見れるやつなんですけど。これ、もちろん一般の人も見れるんだけど、教育関係者も当然見れるし、校内研修シリーズとかそういうやつとかもあるんですね。

だから、なかなか研修をそれぞれ時間取ってやるっていうのは難しいかもしれないけど、15分とか30分とかだったら、その間ちょっとした時間の中で、そういう知識とか情報を得る機会にもなるんで、そういう、なかなか研修を待とったらいつになるかわからんみたいな、それこそ結構仕事をそのときは休んでどっか、県なら県に行って、１日聞いてみたいな感じになるんだろうけれども。

それだと聞けるのが、そこで何時間ぐらいの話を年に１回聞けるかどうかですよね。

だから、そういう取り組みなんかもやっぱしていって、それぞれの先生の知識というかス

キルとか、上げていくことがより子供たちのためになる対応とかっていうのができると思うんですけど、いかがですかね、もう２年ぐらい前の話ですけど。

**中島達也学校教育課長**

今、議員御指摘のように、本当に私たち教職員がいかにスキルアップを図っていくか。まずは、先生方の意識がそこにあるのかという部分がまずもっては大事なのかなと思っております。

そういった意識を高めていくための研修、先ほど来申してますけど、各学校に特別支援教育コーディネーターがおりますので、このコーディネーターを中心としながら、毎年校内での研修は行っております。

当然、それだけでは十分ではございませんので、県が主催する研修会等に参加をしているし、また中には個人的に、時間外に研修に参加をしている職員もおります。

また先ほど来、平成29年12月にインターネット、これ御紹介を受けましたので、その時点では各学校に紹介をいたしました。

ただ、正直言ってそのときだけで終わっておりますので、継続して、また各学校のほうに紹介をしながら、一人一人のそういう特別支援教育に対する理解とか、そういった意識を高めていければと思っております。

**松隈清之委員**

ぜひ、期待をしたいと思いますが、やっぱりそういうお子さんをお持ちの保護者の方から言われるのは、特別支援学級の先生があんまり特性を理解していないんじゃないですかと言われることはあるんですよ。もちろん、先生は悪気があるわけでもない。

ただ、特性がわからないと、要は誤った接し方をしてしまうことってあるんですよね。

保護者との不信感が生まれる原因にもなるんで、なかなか時間とってね、その研修に行くっていうのも難しいかもしれないんで、空いた時間にでも少しずつでも。すごくいっぱいあるんですよ、その講座自体はね。

だから、やっぱり保護者と学校の信頼関係っていうのは、何をするにしても大前提じゃないですか。信頼関係がないと何をしたって多分無理だと思うんで。

そういう意味でも、そういう研修の時間をわざわざとるっていうのができれば一番いいのかもしんないですけど、できないようであればね、多くの職員の方にそういう、特に携わる先生方には、そういう理解を深めていただく努力をしていただきたいなと、お願いしておきます。

**天野昌明教育長**

特別支援学級が、今年度は99学級ということで、99名の先生方が特別支援学級担当になっ

ておられますし、39名の生活補助員が入っているというふうな形でやっていますけれども、確かに、やっぱり教育は人となりと言うんですけれども、特別支援学級が特に人なんですね。

99名おる中で、やっぱり保護者とうまくいか行かずにいろいろ問題を起こしてある先生方も、現在、半分終わりましたけれども、やっぱりそういう状況が見えるので、確かにさまざまな面で研修をするということでうちもやってるんですけど、働き方改革でいくとなかなか難しくてということで、効果的で効率的な研修のあり方っていうのをきょう、インターネットの研修あたりも含めて、再度学校のほうにも話をしてやっていきたいというふうに思ってますので、またよろしくお願いしたいと思ってます。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**飛松妙子委員**

今の件で１点、例えば学校側からこういう研修を受けたいとか、先生たちの困ってることが上がってて、それに対する研修を実施したりとかいうのはいかがでしょうか。されていらっしゃいますか。

学校側から、やっぱり現場の方が障害に対する知識を深めるために、こういう研修をしてほしいとか、こういうことで困ってるんだということが上がってきて、それに対する研修が。

**中島達也学校教育課長**

実際、学校の教職員の声を受けて研修を組んだっていうことは、私が来てからはございませんが、今言ったように、例えば各学校に特別支援教育コーディネーターを配置しておりますので、各学校においては、そのコーディネーターに対してこういった研修をしてほしいという要望を出して、そのコーディネーターが中心になって校内で講師を招聘して、校内で実施をするというケースはございますし、生活指導補助員の研修会におきましては、やはり生活指導補助員の方々が困られている部分あたりは把握をしながら、そういった声に応えるような形で講師をお招きして、その研修会の折に教職員も参加をするという形はとってきております。

**飛松妙子委員**

では、実際そういう現場の声をもとに研修を実施されてるっていうことであれば、成果が出てくるのではないかなと思いますので、ありがとうございます。

それとすいません、その件に絡んで就学相談会があってると思うんですが、年々多分ふえてきていると思うんですが、それにかかる教職員の、教育委員会を初め何人ぐらいの方で、大体何人ぐらいを対応して、何時間ぐらいかかって、要は年々それが何倍ずつぐらいふえて

るとかそういうのはわかりますか。

わからなければまた、後から教えていただきたいんですが。

要は、相談の人数がふえればふえるほど、多分その対応する時間が短くなってるとかいうところもあるのかなあと思ってですね。

ちょっとお聞きした話では、例えば自己紹介じゃないけど、何かそんなのに時間も、やっぱり10分、20分取られて、結局１時間ある中でわずかな時間しか相談ができなかったとか、そういうお声もちょっとあったりするので。

対応される先生方とか教育委員の方々が、大変な中でされていらっしゃるのかなっていうところで、ちょっとお聞きしたいなと思います。

**中島達也学校教育課長**

就学相談会につきましては、年に３回実施をいたしているところでございます。やはり、この相談会につきましても年を追うごとに参加人数はふえてきております。

基本的には、本年度でいうと30分単位でずっと入れ込んでおります。

相談につきましては、特別支援学校の先生方に来ていただいたり、大学の先生に来ていただいたり、あと各学校の特別支援教育担当者、それから教育委員会の事務局職員が入ったりしながら１グループに大体３人ほど入りながら相談を進めていっているところです。

ただ、その相談だけでは十分ではない場合には個別に、別の日に設定なんかをして対応していってはおります。

以上です。

**飛松妙子委員**

30分ということで、ちょっと短いような気がしております。

お声をお聞きしますと、やっぱり、なかなか話を伝えられない、思いを伝えられないっていうのと、あと不安がすごくあられてですね、うちの子は入るんでしょうかという。

今回、障害のあるなしにかかわらず保育教育の環境整備を整える条例を可決させていただいたんですが、これができたことで、もう、すぐ私の子供入るんでしょうかっていう方もいらっしゃってですね。

きちっと教育相談の中で、例えばお子様の特性とかいうのをよく伝えていただかないと支援の仕方がわからないんですと。

だから、この子は入れてるから自分の子も入れるんじゃないか、でもその子と自分の子の障害の持っている特性が違ってて、でも、この子も重障、自分も重障、だから入れるんじゃないかっていう捉え方をされていらっしゃるので、いや、そうじゃないんですよっていうことで御説明をするんですが。

今、30分とお聞きしたときに、本当にその辺のことがうまく教育委員会と就学相談で来られる保護者の方々の意思疎通ができているのかなっていうところが、ちょっと不安になってまいりますので、今後この一番最初の出だしのところで学校のかかわりがうまくいくと特別支援学級に行くにしても、そうでないにしても保護者の方の納得感っていうところが出てくるのかなっていうのをすごく感じましたので、ぜひとも、この30分という時間はやっぱちょっと短いかっていう気がしてまして。

前は１時間あったような気がするんですが、そういうことで思っておりますが、いかがでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

実際、年に３回、それぞれ各30分ということでお時間を示したわけなんですけど、ただその30分だけではございません。

教育相談の前から、うちの指導主事が各保育園・幼稚園等を回りながら、そういうお子さんについては、園とか保育所あたりの先生方とも話をしてますし、子供たちの状況をつかみに行っております。

それから、相談会の折にも継続して相談をやっていきますからっていうことで、保護者さんの不安な気持ち、そういったものをやっぱり少しでも和らげるようなことで話は進めておりますので、それを継続してそういう形で、保護者さんに寄り添いながらやっていきたいと思っております。

**飛松妙子委員**

これはもう、ぜひ寄り添いながらやっていただきたいと思いますので、またこの条例が保護者の方だけではなくて、支援者、教育委員会にとっても後押しとなる条例にしたいというところもありますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

**齊藤正治委員**

先ほどから、いじめの問題が出ておりますけれども、結局いじめられたほう、被害者は、いわゆるずーっと成人になってからも引っ張っていくわけですよね。

だから、そういった面で、なかなかそれは裁判だどうだっていう、それで回復できる話ではないわけでございますんで、やっぱそこら辺の、ここまで大きくなすっていうのは先生たちの初動の対応の仕方っていうのがなかなか――やっぱり見つけきらずにおるのかどうか、それわかりません。

しかしながら、やっぱりそれが大きく影響しているというように私は思っております。

だから、そこをもう少し、やっぱり学校の先生たちにそういった危機管理体制をね、きち

んと心の中で、いつでも起きるんだということを、起きて当たり前というのを、じゃどうすればいいのかっていうのを、いかに小さく納めていくかっていうのが一番最大のことだろうと思うんですよね。

だから、そこら辺をしっかりと先生たちに指導を教育委員会として、やっぱりやっていただくっていうことが一番大事なことではなかろうかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたしました。

**中村直人委員長**

本日の日程は以上ですが、あさっては現地視察となっておりますので、現地視察については副委員長のほうからお願いします。

**西依義規副委員長**

現地視察を田代中学校で、きょう不登校児童生徒数の数字をもらったんですけど、そこで、要は現場でどういう対応をされているのかっていうのを聞きたいなと思いまして、よろしくお願いします。

もう一つが総務部のほうで、防災のほうで、７月、８月の豪雨のときの状況、水門のあたりから見るということで。（発言する者あり）

いや、水門の場所で。当時の防災の状況とか、例えば消防団がどう動いたとか大雨の状況のときの、防災の観点からの視察を行いたいと思っております。

**中村直人委員長**

２カ所。

**西依義規副委員長**

２カ所です。

だから、水門が、ちょっと台風が来たら中止になるかもしれません。（発言する者あり）

影響はあります。そこはちょっと、また判断をさせていただきます。

以上です。

**中村直人委員長**

じゃあ、現況については、今、副委員長のほうから２カ所行くということでありますので、委員の皆さんは午前10時に玄関前に御参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

**午後３時23分散会**

令和元年10月３日（木）

## 1　出席委員氏名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 中村　直人 | 委員 | 飛松　妙子 |
| 副委員長 | 西依　義規 | 〃 | 竹下　繁己 |
| 委員 | 齊藤　正治 | 〃 | 松隈　清之 |
| 〃 | 尼寺　省悟 | | |

## 2　欠席委員氏名

なし

## 3　説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|---|
| 総務部長 | 野田　寿 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 実本　和彦 |
| 総務課秘書係長 | 森岡　敬晶 |
| 総務課庶務防災係長 | 古賀　庸介 |
| 総務課長補佐兼文書法制係長 | 江下　剛 |
| 総務部次長兼財政課長 | 姉川　勝之 |
| 契約管財課長 | 森山　信二 |
| 産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 | 萩原　有高 |
| 総務部次長兼庁舎建設課長 | 古澤　哲也 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉田　秀利 |
| 議会事務局長 | 緒方　心一 |
| 監査委員事務局長 | 古賀　和教 |
| | |
| 企画政策部長 | 石丸　健一 |
| 総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 | 鹿毛　晃之 |
| 総合政策課長補佐兼政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐兼地方創生推進係長 | 田中　大介 |
| 情報政策課長 | 野下　隆寛 |

教育長　天野　昌明
教育次長　白水　隆弘
教育総務課長　青木　博美
教育総務課総務係長　眞子　寛盛
学校教育課長　中島　達也
学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事　古賀　泰伸
学校教育課主幹兼教育相談係長兼指導主事　井上　由里子
学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長　原　祥雄
生涯学習課長兼図書館長　松隈　義和

## 4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査　武田　隆洋

## 5　審査日程

現地視察

田代中学校

前川排水機場（宝満川）

委員間協議

議案審査

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔総括、採決〕

総務文教常任委員会の委員派遣について

〔採決〕

## 6　傍聴者

な　　し

## 7　その他

な　　し

自　午前10時

現地視察

田代中学校

前川排水機場（宝満川）

至　午前11時35分

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時40分開会

中村直人委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

委員間協議

中村直人委員長

それでは、きょう現地でも行いましたけれども、議会報告会における意見に関して委員間で協議をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

これ資料は、皆さんにも上げとっとやろう。（発言する者あり）

上げとるね。

議会報告会における「主な意見・提言等」に関する協議ということで、議長のほうから協議をしてほしいということであっておりますので、その件に関しましてお願いしたいと思います。

１つは新庁舎のユニバーサルデザイン化と市民駐車場の確保について、２番目の不登校児童生徒への支援の在り方について、３番目が放課後児童クラブの充実についてという３項目についてあっておりますので、それぞれ委員の皆さんからの御意見を賜っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

何かありますか。

**西依義規委員**

昨年は、３つの委員会で協議していただいて、昨年は都市整備について新鳥栖駅の整備が進まないとか、防犯、防災についてハザードマップがわかりにくいとか、なかよし会についてふやしてほしいっていう意見に対して、委員会でまとまるものについてはまとまって回答をしております。それをホームページに載せております。

それで、一応今、委員長からおっしゃっていただいた３点について、皆さんの意見をお伺いして、まとめられるようであればこちらでまとめさせていただきますし、皆さんの意見をしっかり載せるという形でも十分いいのかなと思いますんで、順番にできたらよろしくお願いします。

**中村直人委員長**

それじゃあ、新庁舎のユニバーサルデザイン化と市民駐車場の確保についてということから始めます。

御意見ありますか。

〔発言する者なし〕

庁舎建設の中で話をしていっているので、駐車場の確保などは十分話をしておるし（発言する者あり）

**飛松妙子委員**

すいません、私も直接市民の方からお聞きしてなかったものですから、もし何か具体的にこういう意見があって、これについて話し合いをしてほしいとかいうことがあれば教えていただければと思います。

**西依義規委員**

一応、書いてあるのを総合的に読んだ結果ですね、新庁舎のユニバーサルデザイン化については、新しく建てるんであれば皆さんにやさしい、そういう構造になっているかどうかっていう御質問なり、しっかりチェックをしてくれということころでございます。

もう一個、市民駐車場の確保については、今の現状の庁舎の駐車場の不満が上がってまして、ぐるぐる回ってもとめるところがないと。

今度の庁舎は本当に大丈夫か、職員駐車場やなくて市民の駐車場がしっかり確保されているかどうかっていう御質問というか御要望でございましたので、それに対して、どう委員会として執行部に言っていくのかとかいうところをおっしゃっていただければと思います。

**竹下繁己委員**

議会報告会のときに私は聞いたのが、例えば耳が聞こえない人が避難、火事、火災です、逃げてくださいという放送があっても耳が聞こえない人にはわからないと。

視覚でその危険を知らせるようなシステム等も配慮してほしいというような意見もありました。

その中で、専門家の知恵とか意見とかも取り入れてほしいというような意見もありましたので、そういったことを執行部にもお願いしていきたいなとは私は思ってます。

**尼寺省悟委員**

市民駐車場の確保についての話ですけどね、具体的に何台かということについてちょっと覚えてないんですが、少なくともこの件を討議するときに、執行部のほうから現状を踏まえてこれぐらい確保すれば大丈夫なんだということで、あの設計金額、台数ということで示されたわけなんでしょう。

であるならば、そういったことなんだと、大丈夫なんだということの話でしょう。と思いますけど。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

優しい新庁舎というところでは、確かに聴覚障害者の方にとって、今の現庁舎がどうかっていったら、やっぱりそこは大変厳しい環境だと思いますので、今後執行部とのやりとりの中で聴覚障害者、それぞれの障害者に沿った対応をとっていただいているかどうかっていうところでも確認しながら、また要望も委員会としてできればなと思っております。

**中村直人委員長**

じゃあ、そこら辺をまとめて、副委員長のほうで後で報告をお願いいたします。

それでは次に、不登校児童生徒への支援の在り方についてをお願いいたします。

**飛松妙子委員**

先ほど、現地視察もさせていただいて、教育委員会からいただいた不登校の資料を見る限り、やっぱり中学校のほうが小学校より実際３倍ぐらいの不登校数になってるっていう現状を見ますと、特に中学校に関しては力を入れていかなくてはいけないと思っております。

ただ、校長先生から県からの加配があった支援員さんがふえたりとか、元養護教員の方が来てくださっている現状を考えますと、教育委員会としても、県も市も力を入れていただいているとは思います。

ただ、人材不足、人材確保というところがすごく課題かなと思いますので、そのあたりのことを今後どうしていくかっていうところが非常に課題ではないかなと私は思いました。

**竹下繁己委員**

学校で児童に対しての支援は、しっかりと取り組まれていると思うんですけど、児童の家庭、保護者に対するケアですね。

メンタルケアとか情報の共有というものに対しての支援が必要ではないかとそういった意見を先日の報告会で聞いたところです。

この、不登校児童の保護者同士の連携をとりたいというような意見もございましたんで、それは、ちょっと学校現場にお任せすることじゃなくて、行政から直接そういう市民ケアという形をとれればいいなあと私は思います。

**中村直人委員長**

不登校の原因というのは多岐にわたるから一概には言えんとしても、何かの対策を今しなきゃいけない現状だから。

小学校のときはある程度の、まだ精神的な成長が若干弱いんで、そこら辺までいかないかもしれんけど。

中学校になると、やっぱり情緒的にも豊かになってくるし、そこら辺の原因も出てくると思うし。非常に難しいところがあると思いますけれども、やっぱり社会全体が一体となって取り組まないといけない状況だろうと思いますけど。

そういった点を含めて、副委員長のほうでお願いしておきます。

じゃあ、次の放課後児童クラブの充実についてということで、意見を。

**尼寺省悟委員**

ちょっと声が荒れててね。

一番の問題は、待機児童の問題だと思うんですけど、この前の一般質問でも市長は自分の任期中にね、待機児童を解消するって言ったけど。

本当にそうであるとするならば、かなり本腰を入れてやらないかんと思うんですよね。待機児童を解消するために指導員の問題と、指導員の問題は２つあってね、なかなか指導員になる人がいないということと、もう一つは、入ってからすぐやめる人が多いんよね。その問題があるっちゃんね。

ただ、入る人をふやすためには給与とかふやせばいいけど、低いということで承知で入った人がさ、やめていくんだから、両方考えにゃいかんということ。

それから、今後４年生、５年生、６年生ということをふやしていくなら、物理的な施設も不足していくっちゃんね。単に、指導員だけの問題やなくて、施設のね、そういったことを本当踏まえて、本腰入れてやらんと、単にその解消っちゃできないと私は思います。

**中村直人委員長**

これも、最初のスタートの時点がね、鍵っ子対策から始まっていって、ここにきてるわけ

で。

男女平等じゃないけれども、女性も働きに行くということで、家にいないということで子供たちをどう守るかが最初のスタートだったんだから。それがいつの間にか、もう拡大解釈みたいになってきているところもあるけれども。

そういう社会になってしまっているから、そういった点も含めて、やっぱり検討をしなくちゃいけない状態ではあるだろうと思いますね。

今からふえることは、確かにふえますので、内容を充実していかないと、またそこで、その放課後児童クラブの中でいじめがあったり、いろんなことが出てくるとまた大変なことになるから。

そういった点を含めて、充実をどうやっていくかというのが課題だということはそれぞれが共有していかなければいけないだろうと思いますので。

**松隈清之委員**

今の流れと逆行するのかもしれないですけど、一つは報酬の分もありましたよね。

ただ、要は利用料自体も考えないかんとやないかなと思うんですよね、その報酬に反映させていくためにはですよ。

言われるように４年生、５年生、６年生、もともと３年生まででしたよね。そこまで必要であるとするならば、それを受け入れるっていうこともあるんでしょうけど。

特に、昔みたいな環境ではないと言われればそうなんですけど。

だとしても、それに対する対価としては、もともとのスタートが安いところからスタートはしているけれども、やっぱそれなりのサービスに対して対価としてかかるのは仕方ないんじゃないのかな、今の水準が果たして適正なのかどうかも含めてね。

際限なく、じゃ財政で負担していくとか、もちろん国庫補助とかもあるけれども、ということでいくと、多分それこそ切りないと思いますよ。

もちろん、充実強化も必要やけど、一方ではやっぱり適正な対価としての費用負担も考えるべきじゃないかなと、両方がないと、充実充実させていっても、果たしてそう、じゃそこに預けてない人のほうが圧倒的に多いわけだから。

その人たちは何も財政負担してなくてもね、もちろん家庭の環境っていうのはあるのかもしれんけど、保育所からすると随分負担は軽いと思いますよ、今のなかよし会自体は。

もうちょっと、対価についても考えてもいいのかなと、サービスの充実も考えるならば。

以上です。

**中村直人委員長**

それじゃあ、それぞれ皆さんのほうから意見が出ましたので、それをもとに副委員長のほ

うで若干取りまとめをしていただいて、報告をしていくということでお願いしておきたいと思います。

それでは、議会報告会における協議は以上で終了いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。

**午前11時55分休憩**

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**午後１時８分開会**

**中村直人委員長**

再開いたします。

それでは、先日要望しておりました資料の提出があっておりますので、資料の説明を受けて、それから総括的な質疑に入りたいと思います。

まず、総務部からの資料ですけれども、ファイルは提出資料01になります。御確認をお願いします。いいですか。

それでは、説明をお願いいたします。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

今、委員長のほうから御説明いただきました資料についてでございます。

先日委員会の中で、平成30年度の時間外勤務の状況ということで、これ課及び係ごとの人員、時間、平均時間を記したものでございます。

説明は、以上でございます。

**中村直人委員長**

それでは、説明がありましたけれども、何か皆さんのほうから質疑等があったらお願いしたいんですが。

**尼寺省悟委員**

今の時間外労働について、一応教育委員会のほうとしては60時間というのを一つの目安にしているんですけど、60時間以上というのは全体で、これどれくらいかっていうのはわかりますか。

60時間以上。月60時間以上といったものはどれくらいかという。（発言する者あり）

**中村直人委員長**

わかりますか。

**実本和彦総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

60時間以上、先日委員会の中で御説明をいたしましたとおり、月に65時間が３カ月続く者、そして80時間を超える者、単月でですね。そういった者、28名が健康診断を今受けさせております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、次に企画政策部からの資料ですが、ファイルは提出資料02になります。

それでは説明をお願いいたします。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

資料の説明に入ります前に、すいません、先日の決算認定審査におきまして、主要施策の成果の説明書16ページにありました、がん先進医療治療費助成事業の治療費助成対象者５人のうち、その他１人の助成への質問に対しまして、サガハイマット以外の施設でワクチン治療の先進医療治療を受けた方へ助成したものと、答弁しておりましたけれども、正しくは、子宮がんによる施術を受けられることに対する助成でございました。

訂正して、おわびいたします。（発言する者あり）

久留米医大です。

じゃあ、資料の説明をさせていただきます。

まず一つ目が、佐賀国際重粒子線がん治療財団の平成30事業年度分の財務諸表を準備しております。

もう一点が、平成30年度までのサガハイマットの治療患者数について、治療部位ごとの患者数をお示ししております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ただいま説明がありましたが、何か皆さんのほうから質疑がありましたらお願いしたいと思います。

**飛松妙子委員**

資料提出、ありがとうございました。

治療患者数のほうを見てみますと、平成29年度と30年度を比べて前立腺がんが、やはり300人ほど、２倍に膨れているということで、患者数もその分ふえてるんですが、そのことに対して、前年度と比べれば300人ふえたってことは、日に約１人はふえている状況なんですが、ハイマットの治療状況っていうか、もう毎日、必ず何人かの予約が入っているのか。

それとも、去年の状態とことしの状態とどのように違うかとかいうことはおわかりになりますか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

治療患者数が、平成30年度大きくふえた分につきましては、委員会の中でも少し触れておりますけれども、保険救済によりまして環境が改善したことが大きな要因だと思われます。

財団のほうといたしましても、医療スタッフの増加であったりとか、ここに掲げております治療部位とか、その辺の見直し等も行いながら集患体制を強化されたというのがこの増加につながっているというふうに考えております。

以上でございます。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

人員の増加ということが、今御報告がありましたが、具体的にお医者さん、手術される方がふえていらっしゃるっていうことでよかったでしょうか。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

医療スタッフの増加ということがございます。

医療スタッフが、平成30年４月から医師がお一人ふえて、６名体制になったというふうなことで大きく集患体制がふえたということと、あと治療室の第３室目というのが稼働したというのも大きな要因だと思います。

以上でございます。

**西依義規委員**

多分この資料は、話の流れから思い出すと、九州電力さんの寄附金がっていうお話からの多分発生だったと思うんですけど、この数字として、例えば４ページの受取寄附金とか何かに、この諸表に上がってくるんですか、寄附金って。

**鹿毛晃之総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

今、西依委員がおっしゃいました、今回お示しをいたしました平成30年事業年度財務諸表の内、６ページの表の下のほうに指定正味財産増減の部のうち受取寄附金、ここに当該年度が４億円記載をされてございます。

ここの部分が、それに該当するものと思われます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかに、ありませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、続きまして教育委員会からの資料ですが、提出資料03になります。

それでは、説明をお願いします。

**中島達也学校教育課長**

教職員の時間外勤務時間につきまして、前回資料を配付させていただきましたが、それに加えて60時間以上の勤務の割合についてということで指摘があっておりましたので、それをつけ加えた資料を配付させていただいております。

なお、これにつきましては、60時間以上の割合を示めさせていただいておりますが、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン等で超勤勤務45時間以内という指標が出ております。鳥栖市内小中学校におきましても、超勤勤務45時間以内を目指して今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

それでは、説明がありましたので、何か皆さんのほうから質疑があれば。

**尼寺省悟委員**

この表、平成30年と令和元年、令和元年はまだ８月までですけれども、平均時間、60時間以上についてもふえているわけですよね、平成30年度と比べて令和元年のほうが。

これについては、どんなふうに考えておられますか。

客観的な把握するシステムを入れて、そういったことを使ってできるだけ減らそうということでやられた割にはふえているということについてはどんなふうに評価っちゅんか、考えておられるんですか。

**中島達也学校教育課長**

前回の委員会の折にも少し御説明させていただきましたが、特に小中学校で見た場合に、中学校の部活動の占めるウエートっていうのはやはり時間的に多くございました。

そういった部分で、部活動のあり方、これについても見直しを進めていきまして、国のガイドライン、県の方針、それから合わせて市の方針を定め、またその市の方針に基づきながら各学校でも部活動のあり方の方針を定めて、その中で、例えば土曜、日曜についてもどちらか一方を休養日とするとか、月曜から金曜の間に１日休養日を設定するとか、そういった

ところを取り組んでおります。

その結果として、中学校のほうではトータルの時間ではかなり時間数は減ってきているというふうに捉えております。

ただ、やはり今御指摘あったように、60時間以上等のところだけ見ると、パーセンテージ的に見ると非常にふえていると。

全体的には、やはり先生方の意識も高まり、早く帰る先生も多くなってきているところではあるんですが、片一方の問題としては、やはり60時間を超える先生も、ちょっとやっぱりふえているというところ、その辺はある意味、業務、内容の削減あたりを含めて今検討をずっと進めているところでございます。

**尼寺省悟委員**

ちょっとお言葉ですけど、小学校もふえているわけですね、小学校も。今、部活動のこと言われたんですけど、小学校に部活はね、ない。

ちょっと小学校もふえているというふうなことについて、どうなんですかね、その辺は。

**天野昌明教育長**

60時間以上ということで出しておりますけれども、一つ言えることは、どうしても４月、５月、６月が一番１年中で忙しいということで、前年度の比較は９月からということで出しておりますので、その辺で見るとで、やっぱり昨年度も――その前は統計的にきちっとした処理をしてないので見えてこないんですけれども。

どうしても、やっぱり４月、５月、６月はふえてるということで、鳥栖中の平川校長なんかとこの前も話たんですけど、やっぱり、どうしてもこの４月、５月、６月が忙しいということですので、そういうことを含めながら、単純にするとやっぱりふえているようですけれども、年間通して見ていくと、多分私はこれから先は減っていくというふうに思っています。

すいません、以上でございます。

**中村直人委員長**

ほかには。

**中島達也学校教育課長**

それでは、引き続きまして、前回御質問を受けておりました分の回答をさせていただきたいと思います。

まず、飛松委員のほうから、各学校から報告のあった今年度の犯罪被害状況についてということでございました。

それにつきまして、本年度、市立小中学校から８件の報告を受けているところでございます。

内訳としましては、声かけが４件、つきまとい、不審者目撃、金銭強要、盗撮の疑いがそれぞれ１件となっております。

それから続きまして、いじめにかかわかるところで、スポーツ振興センターによる災害共済給付制度に係る質問がございました。

これにつきましても、前回もお答えさせていただきましたが、いじめ等により心身に対する負担の累積に起因する疾病につきましては、給付の対象となってまいります。鳥栖市におきましては、過去２件給付をした経緯がございます。

なお、例えば中学校卒業、疾病が中学校のときのいじめによるものだった場合につきましても、その因果関係が証明され、中学校からの災害報告書と医師の診断書があれば請求ができるようになっております。

それから、引き続きまして、重大事態の再調査についてですが、地方公共団体の長等による再調査という部分の「等」につきましては、報告及び再調査につきましては、地方公共団体が設置します学校につきましては当該地方公共団体の長、それから国立学校につきましては文部科学大臣、それから私立学校につきましては所轄庁である都道府県知事というふうになっておりますので、そこで「等」という言葉が使われておるところでございます。

続きまして、西依議員のほうから質問がありましたＰＴＡ研究大会鳥栖・基山大会補助金についての部分でございます。

これ決算書の213ページ、214ページになりますが、事業費の総額についてですが、決算書が実績報告書に添付されておりました。これによりますと、事業の決算額が209万7,427円でございました。そのうち50万円を補助したという形になります。

本大会につきましても、県内から約800人を超す参加者があったと。その中で、麓小学校それから基里中学校のほうから、ＰＴＡ活動に対する報告がなされて、県内各地域のＰＴＡ活動の今後の参考に非常になったという報告を受けているし、私たち教育委員会としてのその成果があったということで、受けとめているところでございます。

なお、前回の補助金額につきましては、前回は平成18年度に53万円を鳥栖市から補助しているところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

それでは、追加答弁を含めてありましたけれども、説明が終わりましたので、この際。

**飛松妙子委員**

ありがとうございます。

１点確認させていただきたいんですが、先ほどのスポーツ振興センターのことですが、卒

業後も支給をされてるってことですが、これはずっと続くことなんでしょうか。

要は、学校の分としてされていらっしゃるんですよね。かけていらっしゃる、小学校、中学校の分として。

それが、教育委員会としての予算の中で、今後もずっと賄うっていうことなのか。

もしかしたら卒業後、高校生とか20歳まではそこで見るにしても、20歳を過ぎるとどこか、福祉とかそういうところになるのかとか、そういう御検討とかも、過去にそういうことがあったってことですので、そういうことが議論されているとかいうことはないでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

実際、子供さんたちが小学校、中学校のときに負担金という形で納められている部分というところになります。

なお、先ほど説明させていただきましたように、中学校卒業後も疾病が中学校のときのいじめによるものだったという場合については、その因果関係がきちっと証明されれば、医師の診断書等によって請求ができます。請求ができる年齢については区切られてないというふうに聞いております。

**中村直人委員長**

ほかにございますか。

**西依義規委員**

すいません、ＰＴＡのありがとうございました。

私もＰＴＡしてたんで、なかなか言いにくい話もあるんですけど、11年に１回ある県大会に50万円の補助金をもちろん出す、今、有意義だったとおっしゃったんですけど、この鳥栖市内にはあらゆる団体があって、これは九州大会とか、例えば鳥栖工業の駅伝とか突発的なのならわかるんです。

けど、11年に１回、回ってくるんだったら５万円ずつ積み立てたって50万円ぐらいたまるはずなんで、否定はしませんけど、前例主義はちょっとやめたほうがいいかなとは思います。

以上です。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

以上で、資料の提出について終わります。

## 総　　括

**中村直人委員長**

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見がありましたら発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、総括を終わります。

## 採　　決

**中村直人委員長**

これより、採決を行います。

### 議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について

**中村直人委員長**

議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分の採決を行います。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案乙第25号　平成30年度鳥栖市一般会計決算認定について、当総務文教常任委員会付託分については原案のとおり認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**中村直人委員長**

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

それじゃあ、議員の皆さんは、後でまた協議したいことがありますので残っていただきますけれども、執行部の皆さんにおいては、これで散会をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

〔執行部退席〕

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

**総務文教常任委員会の委員派遣について**

**中村直人委員長**

じゃあ、お疲れさまでした。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察の件を議題として、西依副委員長のほうから説明をお願いいたします。

**西依義規副委員長**

資料は、一回外に出ていただいて、委員会ですね。

普通の委員会の10番の青い行政視察っていうフォルダの中の行程表をごらんいただきたいと思います。

11月11、12、13日で行政視察に行きたいと思っております。

中身については、インクルーシブ教育で、最初教育委員会ですね。そして、窓口業務でどちらかというと総務的意味合いと、最後が「コラボ・ラボ桑名」で、先進的な総合政策的なもので視察を行いたいと思っております。

この間、事前に質問って言ったんですけど、皆さんありますか。何か、向こうに投げとかないかんというものがあるらしいんで。(「インクルーシブで」と呼ぶ者あり)

ありましたね。ＦＭ補聴器やったですか。

ＦＭ補聴器は、ちょっと聞くようにいたします。

中身については、ほかのにファイルに、多分インターネットに、事務局のほうにつけていただいてるんで、ぴって開いてもらうと、長押しですね。長押ししてもらうとネットにつながりますので。

箕面市のほうは、もう30年以上前からこのインクルーシブ教育に携わっていられるということなんで、本当予算の面も先生方の理解の面も、なぜこういうことができるのかなっていう現場の声も聞く上でも視察をしたいなと思っております。

次が、八尾市の場合は、鳥栖市は今度新庁舎になっても窓口業務委託は検討されておりませんが、一応総務的、今人手不足、残業ばりばりの中に、やっぱりどうしても部署的にはいろんな検討も必要じゃないかと思って、結構総務省もこの辺の窓口委託はやっている事例をいろいろ紹介されておりましたので、今回、八尾市のほうに行きまして、窓口業務の委託の状況と市民の声等、現場の声等を聞いてきたいと思っております。（発言する者あり）

そうですね。もう、がばっとエリアごと委託。こっから先はもう、こっから手前が市の職員みたいな。

その辺が、もちろん、いいところ悪いところあると思いますんで、その辺を聞いて。去年行ったところも、どっかはもう委託の受け付けの方がいらっしゃったり、そういった面で。

あと最後、「コラボ・ラボ桑名」っていうのが、ちょっと名前はあれなんですけど、結局民間から提案をいただいて、市のほうでサウンディング調査なんかしながら、民でやれること、官でやること等々を含めていろんなことをされてるみたいで、ちょっと鳥栖市に直結するかどうかわかりませんけれども、こういった先進的な活動を見てきたいなと思っておりますし、部長さんもみんなついてきなはっとかな。

ですよね、部長さんもついてこられるんで、その辺も執行部と視察を行っていきたいと思います。全員、よろしくお願いします。

**中村直人委員長**

それでは、行政視察につきましては、以上のとおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ただいま議決した議決事項については、諸般の事情によって変更する場合には、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。そのように決しました。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

**中村直人委員長**

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和元年９月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

**午後１時34分散会**

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長　　中　村　直　人　㊞